

もっと日本を。もっと世界へ。

 國學院大學

ISSN 0286 - 5831

國 學 院 大 學

博物館學紀要

第 40 輯

巻

2015年度

國學院大學博物館学研究室

國學院大學
博物館學紀要

2015年度 第40輯

目次

論文

- 近代鎌倉の文化遺産保護と宝物館設立事情…………… 浪川 幹夫 …… 1
- 静岡県下に於ける戦前期学校博物館の動向…………… 中 島 金太郎 …… 19
- 明治・大正期における三越の文化催事をめぐって…………… 種 井 丈 …… 35
- 移動博物館の歴史の変遷…………… 阿 部 楓 子 …… 59
- 古代中国における厚葬風潮及び
帝王陵の博物館学的性格について…………… 張 哲 …… 73
- 正倉院の近代 ―明治時代における保存政策とその過程― …… 高 橋 亮 一 …… 93

研究ノート

- 地方都市の文化財保護行政と博物館学…………… 古 池 晋 禄 …… 121
- 郷土教育と郷土博物館…………… 谷 拓 馬 …… 147
- 北海道物産陳列場について…………… 松 田 佑 斗 …… 159
- ハンズ・オン展示の成立と定義の研究動向…………… 渡 邊 智 大 …… 171

近代鎌倉の文化遺産保護と宝物館設立事情

Situation of protection and Treasure Museum establishment of cultural property in Kamakura of modern history.

浪川 幹夫

NAMIKAWA Mikio

はじめに

明治維新直後の王政復古・祭政一致を目指した神仏を分離する政策及び寺社境内の上地によって、我が国の寺社の姿が大きく変貌した。鎌倉も例外なくこの影響を受けており、鶴岡八幡宮や荏柄天神社などにあった仏教建築物は破却され、鎌倉の寺社有宝物は流出あるいは散逸したのも少なくなかったという⁽¹⁾。さらに、大正12年(1923)の大正関東地震に際しては殆どの堂社が倒壊し、仏像や宝物類にも甚大な被害がもたらされた。震災復興が進むなか、こうした不時の災害から文化遺産を守り後世に伝える施設として昭和3年(1928)には鎌倉国宝館が開館した。

廃仏毀釈による寺社有宝物の流出や散逸、その後残された文化遺産の保護活動に関しては、『鎌倉市史』総説編のほか、三浦勝男の「鶴岡八幡宮と神仏分離(一、二)―社蔵宝物等の移動について―」が⁽²⁾、また、鎌倉国宝館の創設経緯等については『鎌倉国宝館四十年史』に先行研究がある⁽³⁾。しかし、明治時代における史跡や建築物、寺社有宝物の保護や保存については未だ不明である。当地に遺された宝物等文化遺産は、明治時代を通じてどのように扱われたのだろうか。そして、鎌倉国宝館建設以前にそれらを展示できる施設はなかったのだろうか。維新後困窮した寺社の復興や、これら文化遺産の保全については多くの資金が必要であったことは当然であり、そのため、鶴岡八幡宮や建長寺・円覚寺などの主要寺社で「鎌倉什寶展覧會」や「鎌倉懷古展覧會」などの「展覧會」が開催されたことが判ってきた。

そこで、本稿を作成するにあたり、近代鎌倉で行われた文化遺産に対する調査や保護活動の動き、それらを出陳した「展覧會」と、その出陳場所としての展示会場について調べてみた。さらに、その上で調査の過程で見えてきた、鎌倉国宝館建設の経緯や意義についても言及しようと試みる。

なお、本稿では「展覧會」という語を、宗教行事や世俗の事業等を問わずに“寺社有宝物等文化遺産を人々の鑑賞に供する催し”という意味で用いることとした。

1 近代以前の「展覧會」開催事情

仏像や寺社の宝物類を陳列する「展覧會」は、江戸時代にも存在した。当時、境内施設等の管理は基本的に各寺社に任されていて、堂社の再建や境内普請で多額の資金を要した時はその工面に苦慮していたという。そのため、衆人から喜捨を得るための「勧進」のほか、私的な「開

帳」や寺社奉行の「差免」^{さしゆるし}に基づく「出開帳」「勸化御免」「富興行」などが行われた。そこでこの項では、近代鎌倉での動きを見る前に近代以前の「展覧会」事情や文化遺産に対する扱い等について考えることとする。

ところで「開帳」とは、秘仏あるいは秘宝として通常直接拝むことのできない尊像や宝物を、一定期間信者に拝観を許し結縁の機会を与える催しである。京・大坂・江戸等大都市で開催した「出開帳」と、各寺社の境内で宝物を展観する幕府の許可を要しない「居開帳」が存在した。これら「開帳」のうち、まず、「出開帳」は幕府により寺社助成策の一環として運用されていた。大都市からの収益が目的で、実施については各寺社の格式や徳川家との関係によったといい、原則として寺社奉行の許可を必要とした⁽⁴⁾。鎌倉の寺社では、元禄16年(1703)から安政元年(1854)の間に延べ40回ほど開催した例がある。そのうち、日蓮宗寺院は妙法寺6回、光則寺4回、妙本寺2回、長勝寺2回の、合わせて14回と最多であった。このほか、鶴岡八幡宮では享保19年(1734)以降6回行われている。元来、同宮の修復は幕府直営が基本であったことが指摘されている。ただ、修復にあたりその全てが公儀によって賄われたわけではなく、さらに、鶴岡一山の維持管理を司る別当十二院については全くなかったようで、そのため同宮修復のこののみならず、各院の修復に係わる「出開帳」も存在したと伝えられている⁽⁵⁾。

円覚寺では、元禄関東地震(1703)のあと同寺蔵『鹿山衆評簿』の宝永元年「伽藍建立勸化」に、去未冬大地震^ニ付伽藍頽破仕候、依之此度爲建立、以衆評諸末寺^并檀中迄勸化^ニ役者罷出候、爲其連判仍如件、(中略)寶永元年^甲七月廿七日、とあり、宝永2年(1705)の仏殿再興に先立って、被災後の早い時期に境内再建に向けた勧進が開始された⁽⁶⁾。しかし、享保15年(1730)10月28日付同寺所蔵文書には、

先未年大地震已來常住淡泊^ニ罷成、諸宇之伽藍^茂致修補兼候、其上三年已前九月洪水^ニ庫司押頽申候^ニ付、年々再建之存心相催候得共、右淡泊之常住故難叶、其上段々借金^茂出來、辨濟難致候、殊^ニ近年之内 開山國師之年忌相催候、然共、庫司修造無之候^而者、忌齋營辨^茂難致御座候、依之、滿山衆議之上、別段之了簡を以當山第一之什寶 佛牙舍利於江府開帳致度存寄候、

とあって、元禄関東地震で損壊した諸堂宇の修理とその後の洪水で押頽された庫裏の再建資金を得るため、一山衆議のうえ仏牙舍利江戸開帳の実施を願い出た。同寺では、境内諸堂宇の復興が27年ほど経過しても思うに任せない状況であった⁽⁷⁾。そして、これら以外の「出開帳」としては、江ノ島神社が延宝9年(1681)・文政2年(1819)・安政3年(1856)に、江戸で3回ほど実施した記録がある⁽⁸⁾。

また、「居開帳」では、文化6年(1809)に極楽寺・長谷寺・大町村「身替り地藏」・荏柄天神社・円応寺・光明寺での記録がある。扇雀亭陶枝『鎌倉日記』によれば、この年は6年ごとに行われた江ノ島弁財天の開帳の時期にあっていた。鎌倉各寺社ではそれと同時に「居開帳」を行っており、これらの事業は江ノ島の開帳にあやかっただけと推定されている⁽⁹⁾。

2 明治維新直後の鎌倉における文化財遺産保護活動事情

明治維新を迎えると、神仏を分離する政策や境内の土地などによって、鎌倉は激動の時代に突入した。とくに、大きな影響を受けたのは鶴岡八幡宮である。幕末までの同宮は神仏習合の「鶴岡八幡宮寺」で、別当十二院の供僧らに管理されていた。ところが、明治元年(1868)9月にはそれまでの供僧や小別当ら僧籍にあった人々が一旦還俗し、新たに総神主や大禰宜となったという。そして、同3年には、慶応4年(1868)3月28日の神社・神前から仏教的要素の排除を命じた「神祇官事務局達」などの布達にもとづいて境内の仏堂を取り除き、その処理が終了した旨を神奈川県へ届出ている。仏像等仏教美術品も例外でなく、木造愛染明王坐像(五島美術館蔵)・木造弘法大師坐像(青蓮寺蔵)・木造伝源頼朝坐像(東京国立博物館蔵)・木造十一面観音菩薩坐像(寿福寺蔵)・銅造薬師如来坐像(同寺蔵)・元版大藏經(浅草寺蔵)など多くの同宮旧蔵宝物類がこの時散逸した⁽¹⁰⁾。

しかし、この後暫くして鎌倉に遺存する古美術や古文書等に目が向けられるようになる。政府は明治4年5月23日の太政官布告に基づき文化遺産調査に着手している⁽¹¹⁾。

古器舊物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候爲メ其裨益不少候處、自然厭舊競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ實ニ可愛惜事ニ候條、各地方ニ於テ歴世藏貯致シ居候古器舊物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保全可致事、(別紙略)

その一環か、この布告との関係は未詳だが、神奈川県は同10年8月22日には鶴岡八幡宮の神宝を、同12年3月28日には同宮の古文書を調査した(『社務日誌』)⁽¹²⁾。

同11年には、円覚寺蔵『明治十一年寅六月 公私諸般留牒』によると、

丙第三百壹號 第拾六大區 正副戸長

去明治十年_月本縣丙第二十四號_ヲ以相達置候得共、_レ区内社寺別紙之ヶ所_ニ傳來有之古器物古文_ノ書其他_ノ什物爲調査今般内務省官員出張候條、_レ諸事不都合無之様可致置候旨該社寺_ニ、至急_ニ可相達更ニ此旨相達候事、

明治十一年八月七日 神奈川県令 野村靖 印
(別紙)

清浄光寺 龍口寺 江嶋神社 八幡宮 荏柄天神社
建長寺 圓覺寺 壽福寺 浄智寺 浄妙寺 光明寺

前件被相達候條至急夫々_ニ御通達之上此廻章着_テ發_ト刻付記載受印致_シ、留_リカ返却可被成候也、

十一年九月七日 十六大區々長 ⑤
壹小區 五小區 七小區 正副戸長御中

とあって、このあと9月18日に内務省から「古器什物等御改官員」3名が円覚寺に出張し、神宝や古文書類の詳細調査を実施した。この調査にあたっては、古文書が数百通もあったので官員宿泊先の海蔵寺まで持参するよう求めたことが書かれている(原典より)。さらに、別紙によればこの時は清浄光寺・龍口寺・江ノ島神社・鶴岡八幡宮・荏柄天神社・建長寺・寿福寺・浄智寺・浄妙寺・光明寺でも同様に実施されたことが窺える。また、同寺蔵『従明治十二年至十三年 鹿山諸般留牒』の同13年3月29日条には、

今般觀古美術會御開設^ニ付出品區分目錄別證持參、八幡[」]祠官箱崎博尹縣廳^{ヨリ}内依頼有之、當山^江古器美術之[」]類拜見之上出品被致度義^ニ付御話し有之、別紙受取[」]預^リ證、如左^シ、

乙第拾四號 觀古美術會出品預證書

- 一 梨地錫縁香合 壹箇
 - 一 堆朱香盆 壹箇
 - 一 堆黒香盆 壹箇
- メ三点

明治十三年三月廿九日 博物局長 町田久成 

今北洪川殿

(中略)

御届

一前同上

右三点觀古美術會^江出品仕候間、此段御届仕候也、

同年 月 日 圓覺寺住職 今北洪川 印

神奈川縣令 野村靖殿

と、内務省博物館から「觀古美術會」開催にあたり、同寺に対し所蔵漆器類3点の出品依頼があり、このあと寺は出品する旨を回答した(原典より)。

ところで、維新後の急速な西欧化の波によって、我が国では多くの古美術品が流失あるいは散逸し、古来の美術品制作活動が低迷したという。このような状況を危惧した佐野常民(1822~1902)や九鬼隆一(1852?~1931)ら政財界の重鎮が、古美術品の保全と美術創作活動に係わる伝統維持を目的として、同12年東京・上野で「龍池會」(後の日本美術協会)を結成した。そして、この「龍池會」の提唱によって計画された美術品鑑賞會が「觀古美術會」で、同13年4月に開催された。上述した円覺寺に対する出品依頼は、同11年に実施した調査成果に基づいてなされたのではないだろうか。なお、この時の目錄『觀古美術會聚英』には、鶴岡八幡宮所蔵の現国宝籬菊螺鈿掛絵硯箱の写真が掲載されている⁽¹³⁾。

このほかは、同14年4月2日には鎌倉郡役所から山之内村戸長宛てで、

庶第四百六十七號

東京大學文學部教授^米國人フェノロサ氏義、今般[」]鎌倉五山貯藏ノ古畫類觀覽致度旨同部エ[」]申出候ニ依テ其旨本縣へ通知相成候趣、就而者[」]遠邦渡來者ノ希望難點止、且口氏ハ古畫熱[」]心之由ニ付旁以テ差支モ無之候ハ、其需メニ應シ[」]候様致度旨本縣ヨリ移牒相成候ニ就テ者、御所[」]部内寺院へ通達方至急御取斗相成度、尤モ[」]明三日ヨリ七日迄ノ間ニ罷越候趣ニ有之候間該旨[」] 謹了承相成度此段申達候也、

鎌倉郡役所

明治十四年四月二日 庶務掛

山之内村 戸長御中

別^紙番之通通知相成候ニ付、此段御了承被下度候也

三月三日 戸長役場 

建長寺 東慶寺 圓覺寺
明月院 浄智寺

と、フェノロサ(1853~1908)による建長寺・東慶寺・円覚寺・明月院・浄智寺における古画類調査に関する通達があった(円覚寺所蔵文書・原典より)。この時のものとして、円覚寺では山内で協力するよう呼びかけた「口上」が遺っている。

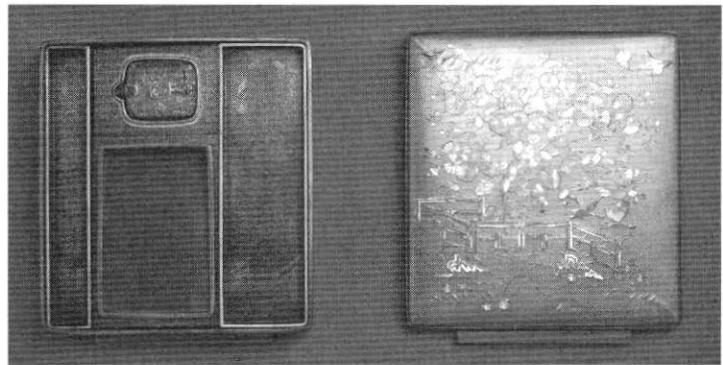


図1 国宝籬菊螺鈿時絵硯箱 鶴岡八幡宮蔵〔鎌倉国宝館寄託〕

その後、明治18年から太政官修史館(後の東京大学史料編纂所)によって、鶴岡八幡宮・建長寺・円覚寺・浄智寺・浄妙寺・宝戒寺・極楽寺・覚園寺・明王院・浄光明寺などで古文書の影写作業が行われた。その調査の前段として、建長寺蔵『十七年八月ヨリ 日誌』には、

同18年9月9日九日晴天(中略)大政官編集副長官大學教機掛り重野・相澤外四名」古文書取調ノ爲出張アリ、小町戸長及山ノ内戸長代理長」左衛門案内ス、尤前八時頃夕午後一時迄ニ相濟、海藏寺和尚」古文書譯柄申上ル、取調了テ十七品大政官借受度旨」依頼ニ付山中一同可否ノ見印ヲ要、即チ可ニ決ス、依テ午後六時頃官員御宿所角正ニテ參暇ノ儀氏持參ス、

十日晴天(中略)○參暇午後太政官へ貸」渡シ之件ニ付、明月院へ出張ス、但シ什寶古書類ナリ、

とあり(原典より)、また、円覚寺蔵『明治十七年五月ヨリ 事務所日誌』の同寺「山中各位」に宛てた同年9月10日の通知文に、

今般太政官^修史^館□□□□史來山ニ付、本山□塔頭」ニ係ル古文書類ノ内歴史編輯ニ必用ノ^見認^ル分」ニ限リ□□持參致度義ニ付、一山全議仕度」此如及報告候也、

と、修史館官員による実地見分が行われた(原典より)。「大政官編集副長官大學教機掛」及び「太政官修史館」は鎌倉の寺社有古文書の調査にあたって、原本を借用・搬出したことが窺える。そして、この時期に調査された一例として東京大学史料編纂所に『神明鏡』の影写本があるが、その奥書には、

天文九年^庚臘月拾五日於松庵書之、

明治十九年十月神奈川縣下相模國鎌倉^(明)浄妙寺村浄妙寺藏書ヲ寫ス、

三級寫學生 遠山 景正

掌 記 瀧澤 規道 掎 ㊦

と記されている(原典は浄妙寺所蔵〔鎌倉国宝館寄託〕)。

なお、「影写本」とは、古文書や古記録の筆跡をほぼ一筆で写し取り、筆勢や虫喰、墨の濃淡、にじみなどを忠実に再現する特殊な複本作成技法で作成された資料のことである。寺社有古文書のうちで後に原本が所在不明になったものもあり、これら影写本は現在貴重な歴史資料として位置づけられている⁽¹⁴⁾。

3 明治時代の文化遺産保護活動と展覧会開催事情

3.1 「鎌倉保勝會」と「鎌倉什寶展覧會」

明治18年(1885)7月、維新以来困窮していた鎌倉の寺社の救済、史跡の保存などに貢献することを目的に「鎌倉保勝會」が設立された⁽¹⁵⁾。発起人の筆頭は、神奈川県令の沖守固(1841～1912)で、原善三郎・茂木惣兵衛・平沼専蔵・箕田長二郎・原六郎・若尾幾造・朝田又七・木村利右衛門・大谷嘉兵衛・高島嘉右衛門・田中平八など横浜の有力商人15名のほか、地元発起人9名及び円覚寺・建長寺・光明寺・清浄光寺が参加した。奥山信治は、同会の発起人が横浜築港事業を推進した構成員と多くが重なっているところから、同事業と同様の枠組みで鎌倉の史跡保存等について沖守固が深く関与していたと推定する⁽¹⁶⁾。

そして、『毎日新聞』同19年1月28日の記事によると、

○鎌倉保勝會 は鎌倉の名所舊跡を長く保存せんとの目的なるが差向建長、圓覺、光明、藤澤山清浄光の四ヶ寺の殿堂伽藍を修繕せんとして昨年中より發起者には夫々盡力ありしが、愈々其組織も定まり去る廿五日の夜沖神奈川縣令を始め横濱の重なる商人十餘名集會して協議を遂げ、多きは八百圓少四百圓までの寄附金ありたりと。又昨年鎌倉にて開設せし什寶物展覧會の第二會を本年初夏の候に開く筈なりといふ(傍線筆者)。

同紙4月30日の記事には、

○鎌倉什寶展覧會 鎌府の遺蹟荒草に委することを嘆じて保勝會の設ありしことは嘗て本紙に記載せしが、近日長日の好景氣に際して同地に四山什寶展覧會を開き建長・圓覺・光明・清浄光寺に傳來せる寶器什物を公衆の觀覽に供することとなし、去る廿五日より之を開きたり。(中略)又參會者の便に供せん爲に什寶目錄を編み、且鎌倉の勝地を寫眞し一冊と爲せし者あり。寫眞手は有名なる鈴木眞一にして、極めて美麗に出來せり(傍線筆者)。とあって、鎌倉保勝會の肝煎りで同19年に建長寺・円覚寺・光明寺と藤沢の清浄光寺に於いて「鎌倉什寶展覧會」が開催された。このことは、円覚寺蔵『明治十七年五月より 事務所日誌』の同年6月10日付同寺「宗務院執事」から「福島縣取締 伊東太源」に宛てた報告書写によると、
去^ル四月十一日附宗費其他上納之郵書領^ニ受之後直^ニ書發信可致處、四月廿五日ヨリ」五月廿日迄鎌倉四山(建長寺 光明寺 清浄光寺 當山)什寶展覧會開設^ニ付非事^ニ繁雜^ヲ究^メ、通常^ノ事務^ハ不得已、急件之外^ハ悉皆高閣^ニ束^テ候^ニ慮外遷延致候、(下略)

と書かれている(原典より)。展覧会の開催によって業務が繁雑を究め通常事務が滞り、急ぎの案件以外は高閣に束ねたような(書類を束ねて高い棚にのせたままにした〔『晋書』庾翼伝〕)状況にもかかわらず、大盛況のため会期は延長された(5月9日の『毎日新聞』に「日延廣告〔靈佛什寶扉開展覽〕」が掲載されている)。なお、新聞記事に見える鈴木眞一(1835～1918)は、横浜の写真師である。彼が撮影した数々の鎌倉の風景や建物写真が現存しており(長崎大学附属図書館・横浜開港資料館等)、これらは明治時代初期の景観を知るうえで貴重な史料となっている⁽¹⁷⁾。

3.2 「御谷館」と第一回「鎌倉懷古展覧會」

明治24年(1891)には、6月某日から11月20日まで第一回「鎌倉懷古展覧會」が「御谷館」で開催された(『法規指令類綴』)⁽¹⁸⁾。この展覧会については、1年前鎌倉に別荘を建てた旧前田

侯爵家に記録がある。その同24年『日記 鎌倉御別邸』の7月26日の項に、

- 一 午前七時過ヨリ
 從三位様 御前様 挺秀様懷古展覽會
 江御出、九時過御歸館、

また、同31年8月28日に発行された『鎌倉懷古展覽會目錄』に、

鎌倉懷古展覽會ハ明治二十四年故筥崎博尹氏ノ創設スル所ニテ、爾後毎歳之ヲ開キ本年ハ其第八回ニ當レリ、而シテ列品目錄ノ同好ノ人士ニ頒ツナキヲ遺憾トセシニ、幸ヒ廿六年中同氏編輯ノ目錄ヲ得タルヲ以テ之ヲ訂正追補セシメ、參觀スル人士ノ便ニ供シ、併テ創設者ノ名ヲ没スル勿ラシメントスト云爾、

明治三十一年七月二十日 於鶴岡八幡宮社務所 速水重敬

とある⁽¹⁹⁾。では「御谷館」とは何であろうか。

それについては、神奈川県立図書館所蔵「鎌倉第一之勝景御谷白旗山真圖」に、「御谷館」のほか「宮司 箱崎館」などが描かれ、次の解説文がある。

御谷白旗山ハ鎌倉ノ中央ニ位シ、治承四年九月三日「頼朝公始テ入御ノ地トス、故ニ谷ヲ御谷ト呼ヒ山ヲ白旗」山ト稱ス、蓋シ當時右幕下白旗ヲ此山上ニ樹ラレシヲ以テ「此稱アリ、山高ケレトモ峻ナラス、寂モ天然ノ風致ヲ貯ヘ名勝舊」跡眼下ニ排列シ轉タ懷古ノ情ニ堪ヘサラシム、時ニ神廟白旗宮造營ノ功ヲ奏スルニ際シ、當山ヲ開墾シ山麓南「海ヲ眺望スルノ地ニ一館ヲ設ケ號ケテ御谷館ト稱ス、幸ニ」鎌倉懷古展覽會ヲ開設スルニ方リ、石橋山戰時ニ「用ヒラレシ白旗及ヒ緋威ノ鎧等源家相傳ノ重器ヲ」本館ニ陳列シテ瀏覽ニ供スルヲ以テ聊茲ニ土地ノ由來ヲ記ス

「御谷館」は展示施設と思え、ここで第一回「鎌倉懷古展覽會」が開かれた。また、「宮司 箱崎館」は筥崎博尹^{はごさきはくいん}(1829~1897)の居所である。筥崎は明治時代の神職で、同15年鶴岡八幡宮が国幣中社になると初代宮司を拜命。武相国堺字原の堺山(朝比奈峠)の開墾や江ノ島の架橋などに出資、協力した。同19年には、鶴岡八幡宮西側の「巨福呂谷新道」の開墾事業に際して寄附をしたという⁽²⁰⁾。師はその翌年白旗神社再建を記念し、「巨福呂谷新道」の沿道に「御谷館」を建てたと考えられる。さらに同館については、次の聞き書きによると⁽²¹⁾、

八幡様の裏にあつたんです。(中略)十二坊の所です。小袋坂へ曲らうとする所のつき當りの谷です。明治二十四、五年頃まであつたと思つてゐます。筥崎宮司の頃です。柳原典司が皇太子殿下に伊藤博文公のお取りはからひでお目にかゝられたと言ひます。(中略)兎月の額がかゝつてゐました。先達から崩してゐる小袋坂への曲り角の山を白望台と名をつけて各所から白梅の寄附をうけて植えました。(中略)御谷館の裏でトンネルの中へ(鉄砲を)打ち込んでゐました(鈴木由三郎氏談)。



図2 鎌倉第一之勝景御谷白旗山真圖
 (部分) 神奈川県立図書館蔵

そして、『鎌倉江ノ島金澤 名所之柴折』に、
御谷園 近年鶴岡宮司ひろたり筥崎博尹君の創設に
關り、松梅桃櫻數千株を植え石崖に因り園
林を起し海山の眺望に富み四時紅白の絶る
ことなし、園中に同氏の別業御谷館あり、
室障悉く古代の書畫を以て糊飾し意匠の奇
絶なる、實に驚くべし、

と、「御谷館」が建っていた所は「御谷園」と呼
ばれる展示館併設の遊園地であった(「鎌倉御
谷館庭園全圖」に「御谷館」「鐵炮射的場」「大弓
射的場」「筥崎邸」「休憩所」などが描かれてい

る〔図3〕⁽²²⁾。この「御谷園」は旧土地台帳を見ると、雪ノ下二丁目字御谷3番・4番・10番・
11番ノ1・12番・15番・16番口・19番・20番・21番ノ1・22番ノ1・23番・24番・25番外
32筆の範囲で鶴岡八幡宮の二十五坊の跡の「御谷」にあたり、土地所有の初出者は筥崎博尹で
あった。明治22年には字御谷42番ノ1・43・44・45番ノ1外2筆を追加所有した記載もある
ので、この年「御谷」地域の土地取得が完了し、これらの建物が出来たと考えられる⁽²³⁾。しかし、
「鎌倉懷古展覽會」は、次項に示すとおり同25年の第二回以降は開催場所が鶴岡八幡宮上宮廻
廊に変更されている(『法規指令類綴』)⁽²⁴⁾。

3.3 第二回以降の「鎌倉懷古展覽會」

明治25年(1892)6月20日から11月20日、第二回「鎌倉懷古展覽會」が鶴岡八幡宮上宮廻
廊で開催された。この時の展覽會については、小島烏水の「鎌倉江島紀行」によれば⁽²⁵⁾、

其他一覽終りて雪の下に出て八幡宮に至る。社殿は當地第一の壯觀にして遙かに鳥居を見
て石段を上れば隨身門あり。社前に到り謹んで拜禮し廻廊を一巡すれば寶物あり。龍頭の
甲・衛府の太刀及び弓矢等種々陳列せり(『學燈』第二卷第五号〔明治25年8月〕に発表)。
との記述がある。そして、同年8月12日、長谷の前田侯爵別邸に行啓滞在中の皇太子(のち
の大正天皇)が同宮を参拝している(『明治二十七年鶴岡八幡宮明細記』)⁽²⁶⁾。会場が「御谷館」
から上宮廻廊に変更された理由は明らかではないが、皇室や華族による参拝や観覧が影響した
可能性も考えられる。

このあとの「鎌倉懷古展覽會」の開催は、鶴岡八幡宮『法規指令類綴』『指令書綴』『庶務回議
綴』によると、以下の通りであった⁽²⁷⁾。

- 明治26年7月10日～11月20日、第三回 於、鶴岡八幡宮上宮廻廊
- 同 27年7月10日～10月20日、第四回 於、同所
- 同 28年7月10日～10月20日、第五回 於、同所
- 同 29年7月10日～10月20日、第六回 於、同所
- 同 30年7月20日～10月20日、第七回 於、同所(2月26日筥崎博尹没)
- 同 31年7月20日～10月30日、第八回 於、同所
- 同 32年7月20日～10月30日、第九回 於、同所

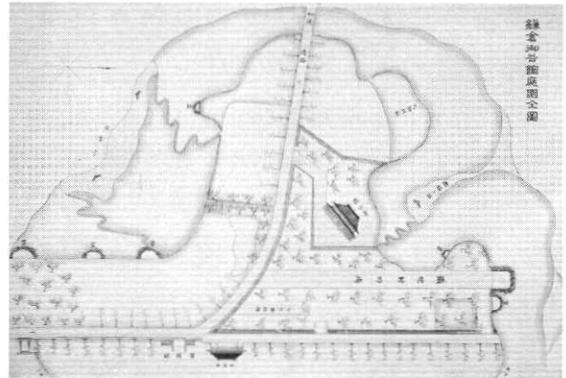


図3 鎌倉御谷館庭園全圖
神奈川県立図書館蔵

前述の同31年『鎌倉懐古展覧會目錄』に挙げられた陳列品は不詳のものが多い。ただ、本書には「衛府太刀 金彩溜青貝蒔繪銀杏」「金粉溜青貝金蒔繪箆」のほか「辨財天女神像」「舞樂面二舞・散手・鯉口貴徳・菩薩・貴徳番子・蘭陵王」、「當宮社務次第」「鶴岡社務記録」「豊太閤
家康公立會當宮構造圖」「足利直義筆祈願狀 曆應元年十二月廿三日」等の什宝類や彫刻などが記されている。これらは、現同宮所蔵国宝古神宝類のうちの沃懸地杏葉螺鈿太刀と沃懸地杏葉螺鈿平胡籙や、彫刻の重要文化財木造弁才天坐像・同木造菩薩面・同木造舞樂面(陵王・散手・貴徳鯉口・貴徳番子、二ノ舞)、重要文化財鶴岡八幡宮文書〔二百二十四通〕のうちの鶴岡八幡宮寺社務職次第・鶴岡社務記録・鶴岡八幡宮修営目論見絵図・足利直義御教書のことであり、数々の重要品目が出陳されたことはとても興味深い⁽²⁸⁾。

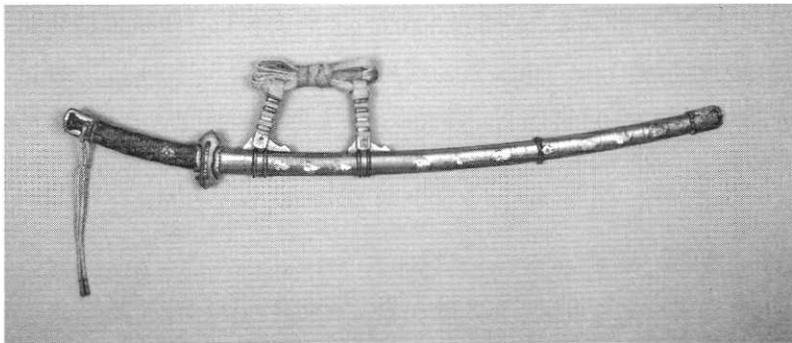


図4(上) 国宝沃懸地杏葉螺鈿太刀

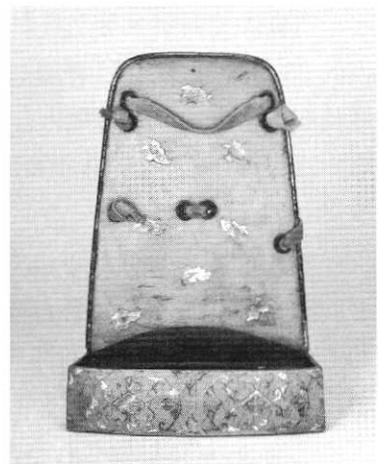


図5(右) 国宝沃懸地杏葉螺鈿平胡籙
鶴岡八幡宮蔵〔鎌倉国宝館寄託〕

明治30年になると古社寺保存法が制定され(同30年勅令第446号)、その規定に基づき鶴岡八幡宮では同32年8月1日に籬菊螺鈿蒔繪硯箱一合と沃懸地杏葉螺鈿平胡籙二腰が、同33年4月7日に菩薩面・五襲御衣・天鹿兎弓・天真羽矢二十九筋・沃懸地杏葉螺鈿太刀二振が国宝に指定された(『甲號寶物目錄』『大正十五年庶務回議綴』)⁽²⁹⁾。

また、円覚寺では『從明治三十二年一月至全三年一月 日記』によると、同32年3月13日に、前八時、突然國寶調査會總長「九鬼隆一氏并ニ調査八名外貴族院議」員二名來山、什寶ヲ取調フ、晝飯ヲ出シ」后二時頃下山、(原典より)

4月4日には、

后一時、内務省古社寺保存會員「安藤時藏來り、舍利殿ノ實測ヲ爲ス、(原典より)

と、安藤時藏なる人物はその後11日まで同寺に滞在して、舍利殿のほか洪鐘の実測調査を実施した(両者とも現国宝)。鶴岡八幡宮のみならず同寺や鎌倉の各寺社で古社寺保存法に基づく宝物調査が急がれたことはいうまでもない。

この後、同34年2月8日鶴岡八幡宮では、国宝の沃懸地杏葉螺鈿太刀・丹塗弓・沃懸地杏葉螺鈿平胡籙・籬菊螺鈿蒔繪硯箱・五襲御衣を修理のため美術院(通称奈良美術院)へ搬出し、35年8月には廻廊北半分を宝物陳列場に改造したという。同宮における国宝指定や什宝修理が原因だろうか、同32年を最後に「鎌倉懐古展覧會」に関する記録は途絶えている(『庶務回議

綴])⁽³⁰⁾。

3.4 もうひとつの「展覧会」—禅宗寺院における「寶物風入」—

前述したように、「御谷館」での展覧会開催以前、建長寺や円覚寺・光明寺などで「什寶展覧會」が行われた。その後は、円覚寺蔵『從明治三十二年一月至全三年一月 日記』の明治32年(1899)の記事に、

(七月)
廿七日曇天、學習院教授文學士大森]金五郎、古文書ノ拜見ヲ願ヒ來許ス、
廿八日晴、什寶風入始ノ支度ヲ爲ス、(中略)
三十一日、一山總登、什寶ヲ方丈ニ陳列ス、
八月一日曇天、什寶風入始、(中略)
四日前曇后晴、什寶片附、

と、円覚寺で同年8月1日から3日まで「什寶風入」が開催された(原典より)。『横濱貿易新聞』の同36年8月26日「〔雜報〕圓覺寺の寶物蟲干」、『横濱貿易新聞』の同37年8月24日「〔雜報〕建長圓覺兩本山の寶物風入」、同38年8月25日「〔廣告〕寶物風入(建長寺・圓覺寺)」などの記事や広告のほか、同40年には葛西善蔵(1887~1928)の鎌倉建長寺前龍王館から佐藤塗山宛書簡(8月30日付)に、

八廿八日(中略)蟲干にて建長寺寶物の縦覽を許す。一覽す。

と、「寶物風入」が夏場行われたことが書かれている⁽³¹⁾。確かなことは不明だが、「展覧会」としての「寶物風入」の初回開催が同32年頃であったとすれば、開催の前段で国宝調査会による宝物調査や国史学者大森金五郎(1867~1937)による古文書調査の実施願いがあるなど、その実施は同30年に制定された古社寺保存法が影響したとも考えられる。

なお、「寶物風入」とは、国宝・重要文化財など数百点の寺蔵文化財の虫干しのことである。現在は一般公開事業として、建長寺とともに毎年11月上旬に実施されている。江戸時代には「寶物風入」という語は見当たらないが、建長寺蔵『福山常住日記』によれば「常住蟲干」「西來庵蟲乾」「藏經蟲干」として行われたとする記述がある。そこで、遺された記録を時系列に並べると、宝暦9年(1759)6月28日と29日の記事以降、同11年6月20・21日、同12年7月19日(この日の記述は円覚寺での「蟲干」のもの)、明和6年(1769)6月20・21日、同8年6月10・11日、安永2年(1773)6月1・2日、同3年6月13・14日、同4年6月3・4日、同5年6月14・16日、同6年7月28日・8月2日、同7年7月1・3日、同8年6月11・12日、同9年7月25・26日、同10年6月3・4日、天明2年(1782)6月19・20日、同3年7月2日、同4年6月1・3日、同5年6月19・20日、同6年8月5・6日、寛政元年(1789)閏6月10・12・15日、同2年6月17日、同3年6月25~27日、同6年6月25~27日、同7年6月8・11日、同8年6月25・28日、同12年6月4・5日、享和2年(1802)6月22~24日、同3年6月18日、文化3年(1806)6月22日、文政2年(1819)6月11~13日、同9年8月5~7日、天保2年(1831)6月25日、弘化4年(1847)6月19・20日、安政4年(1857)6月8日、元治元年(1864)6月23・24・26日で確認できた⁽³²⁾。そして、明治時代になると同寺蔵『福山常住日記略』明治3年8月に、

一 三日今日快晴ニ付一切經蟲干如例、一山衆方丈ニ晝食、]但シ勸定下行也、(中略)

- 一 四日西來什物蟲干、晝食^ハ塔頭別當也、(中略)
- 一 五日常住什物蟲干、晝食前日^ハ同斷、八ッ半時^ト雨^リ降故什物取片付方丈^ハ預^ケ置也、(中略)
- 一 十日快晴、十一日快晴、今日蟲干之什物寶藏^ハ納^ル、

と、同月上旬に「蟲干」が行われ、また、『福山常住日記』同18年9月17日条には、

○藏經蟲干ニ付山中總出頭齋座、赤飯ツギ豆ふ

とあるなど、維新後も継続して行われたことが窺える(原典より)。「寶物風入」は、この「蟲干」に由来するのかも知れない。ただし、同3年と同18年の「蟲干」が一般に観覧させるような形式であったかは定かでない。

4 鎌倉国宝館の開館経緯

4.1 「鎌倉同人會」設立と、大正関東地震における文化遺産の被害と復興

明治41年(1908)「鎌倉俱樂部」が創立された。この組織については、大正5年(1916)に佐成謙太郎(1890~1966・後の鎌倉女学院理事長)の『鎌倉名勝誌』に、

俱樂部は若宮大路にあり、もと明治四十一年柴山海軍大將を幹事長として、當地別荘在住者相謀り、相互の親睦融和を目的として創立したもので、四十三年沖男爵幹事長となつて、今の場所に移轉したのである。(中略)現在會員凡そ二百五十、島村久氏を幹事長とし、池田豊作、勝見正成、男爵長松篤^{あつすけ}斐、福井正義、男爵郷誠之助の諸氏を幹事とし、特に郷男爵と池田氏が盡力して居られる。

と説明されている⁽³³⁾。同会は小町口の、西洋料理小町園(鎌倉市小町一丁目14番・現在も営業)の北隣に所在した⁽³⁴⁾。柴山矢八(1850~1924)の別荘は鎌倉大町、妙本寺の山門を入れて左手にあった。また、大正関東地震後は石橋湛山(1884~1973)が中心となって、鎌倉在住知識人のための「信用購買利用組合湘南俱樂部」が鎌倉駅西口辺りに設立され、大正13年から昭和14年(1939)頃まで活動した⁽³⁵⁾。

このほかには、『鎌倉名勝誌』に、

最近また鎌倉在住の有力者相集つて「鎌倉同人會」を起し、土地の改善と發展とを計る、と、池田豊作、大島久満次、和田利左衛門、勝見正成、伯爵陸奥広吉(宗光の子)、黒田清輝、荒川巳次、相沢善三らを發起人として、大正4年1月5日に「鎌倉同人會」が発会したことが書かれている。この時の会員は23名で、同3年12月の「發起趣意書」には、

シカモ交通至便ニシテ京濱都會ノ地ヲ距ル方ニ瀛車一二時間ノ程ニ過ギズ。近時、内外人ノ此ノ地ニ遊び、居ヲコ、ニスル者年々夥キヲ加フル洵ニ所以ナシトセズ。今日鎌倉ハ、日本ノ鎌倉ニ非ズシテ、世界ノ鎌倉ナリトハ、此地ニ住スル人々ガ、常ニ誇リ云フトコロナリ。而シテ、徐ニ實際ヲ視察セバ誰人モ左ノ疑問ヲ禁ズル能ハザル者アリ。古跡名勝保存ノ方法、已ニ完備セリト云フベキヤ。鎌倉武士ガ曾テ質朴廉潔ナリシ遺風ノ幾分ヲ、今ノ鎌倉人ノ間ニ見認ムルコトヲ得ベキヤ。麗シキ天然ニ相當セル道路溝渠等ノ清潔ハ如何。何等カ鎌倉ノ産業ト稱スベキ者アリヤ。其ノ他、衛生ニ、教育ニ、商業ニ、風俗ニ、來住者ヲシテ、居心地宜キ土地ナリト歎服セシムルニ足ルノ設備アリト云フベキヤ。何如。公

共ノ事元ヨリ諸般ノ機關アリ。コレガ局ニ當ル者、夫々其ノ放善ニ銳意セラレ居ルコトハ、何人モ疑ハザル所ナレドモ、其ノ施設ヲシテ有効ニ、且適切ナラシメントセバ、郷民ガ舉リテ一致協力、自ラ進ミテコレニ當ルノ覺悟アルヲ要ス。コレ吾等ガ、茲ニ鎌倉同人會ヲ組織セシ所以ナリ。

とある。そして、同会理事たちの間では、鎌倉の代表的な文化遺産を世に示しその保全のためにもしっかりした博物館が必要であると、早期から話し合われていたと伝えられている⁽³⁶⁾。

とくに、発起人のうちで荒川^{みよじ}巳次と相沢善三は鎌倉国宝館設立に尽力した人物であったという。荒川巳次(1858~1949)は鹿児島生まれの外交官。駐英総領事やメキシコ特命全権公使等を歴任した。大正3年から鎌倉に住み、鎌倉同人会の設立・運営に貢献し、昭和3年に開館した鎌倉国宝館の初代館長となる。「発起趣意書」にあるとおり、同会は大正関東地震発生の前から「古蹟名勝保存ノ方法」など文化遺産の保存のための施設建設について地方行政を動かし、共に進めようとしていたことが窺える⁽³⁷⁾。

ところが、文化遺産の保存施設建設の機運が高まりを見せるなか、大正12年9月1日突如大正関東地震が発生した。『鎌倉震災誌』によれば、地震の被害は鎌倉町で全壊1,455戸、半壊1,549戸、埋没した家8戸。さらに津波による流失113戸、地震直後の火災で全焼が443戸にのぼり、死者412名、重傷者341名を数えた。大船(山ノ内を含む)の被害は全壊450戸、半壊80戸、死者18名、負傷者は23名。腰越津村の被害は全半壊合せて310戸、死者70名であった。この時の寺社の被害としては、寺院堂宇は全潰が28棟、半潰25棟、付属建物の全潰82棟、半潰58棟。神社は社殿全潰10棟、半潰4棟、付属建物の全潰15棟、半潰10棟と伝えられている⁽³⁸⁾。

被災した仏像の修復は美術院が実施した。同院から派遣された^{みょうちん}明珍恒男・藤村新治郎ら彫工・漆工・木工が担当し、文部省の技師中川忠順、古社寺保存会委員^{にいろ}新納忠之介が監督した。修復作業は鶴岡八幡宮境内に急造された憲兵隊駐屯所バラックで行われ、のち大正14年4月に宝戒寺に移転、昭和3年5月末日で一応修復が終了したという。鎌倉国宝館開館の約1ヶ月後のことである(後述)。この時、修理された旧国宝は次表のとおりであった(表1)。



図6 建長寺蔵北条時頼坐像
美術院彫刻等修復資料
(奈良国立博物館所蔵古写真)

名 称	員数	所有者	名 称	員数	所有者
木造釈迦如来立像	1 軀	極 楽 寺	木造歓喜天立像	1 軀	宝 戒 寺
木造不動明王坐像	1 軀	極 楽 寺	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	浄光明寺
木造釈迦如来坐像	1 軀	極 楽 寺	木造両脇侍坐像	2 軀	浄光明寺
木造十大弟子立像	10 軀	極 楽 寺	木造閻魔王坐像	1 軀	円 応 寺
木造夢窓国師坐像	1 軀	瑞 泉 寺	木造初江王坐像	1 軀	円 応 寺
木造北条時頼坐像	1 軀	建 長 寺	木造俱生神坐像	1 軀	円 応 寺
木造須弥壇	1 基	建 長 寺	木造地藏菩薩坐像	1 軀	浄 智 寺
木造地藏菩薩立像	1 軀	覚 園 寺	木造聖観音菩薩立像	1 軀	東 慶 寺
木造地藏菩薩坐像	1 軀	宝 戒 寺			

表 1 美術院修復仏像等（『鎌倉震災誌』より）

4.2 開館に向けた動き

「鎌倉同人會」初代理事長の陸奥広吉と同二代荒川已次は、政財界に働きかけた。同会は宝物館建設資金として三井・岩崎両家より 5,000 円ずつ寄附を得、さらに鎌倉町は「鎌倉同人會」の要請に応じて国・県に対し国庫補助を申請した。また、大正 15 年（1926）には同館建設に際し「鎌倉保勝會」から全財産として 3,500 円寄附があった⁽³⁹⁾。

鎌倉国宝館（計画当初は「寶物館」）の建設予定地を鶴岡八幡宮に選定した理由については、同 14 年 12 月 3 日付「神社境内地使用許可願」の事由書によれば、

- ①地理的に便利であると共に観覧料収益が得やすい
- ②市街を避けており火災予防ができる
- ③敷地に余裕があり建物や保管文化財に対する自然からの影響が少ない
- ④境内の雰囲気が館の建築美を發揮し町の偉觀となり得る

などが挙げられている。着工は昭和 2 年（1927）3 月 30 日で、建築設計は岡田信一郎（1883～1932）、施工は松井組であった。鎌倉国宝館本館及び附属建物の構造・規模は、

- 国宝館本館 鉄筋コンクリート造 一階建 建坪 180 坪 (595.044m²)
- 附属事務室 木造瓦葺 一階建 建坪 33 坪 (109.09m²)
- 渡 廊 下 木造瓦葺吹抜 一個所 建坪 6 坪 (19.83m²)
- 倉 庫 鉄筋コンクリート中二階 建坪 7 坪 5 合 (24.79m²)
- 修 繕 室 木造平家建瓦葺 一階建 建坪 6 坪 (19.83m²)

である（本館以外は、昭和 50 年事務・収蔵庫棟に建て替えられた）。

総工費は最終的には 120,000 円余りになったため、町と「鎌倉同人會」は資金調達に苦慮したという。昭和 2 年当初、同会は清川町長を代表として再び募金運動を実施した。皇室から国宝館建設資金として 3,000 円下賜された以外に寄附金は最終的に 63,800 円に達したが、依然 20,000 円が不足したままであった。そこで、同年 7 月間島弟彦まじまおとひこの遺族から同館建設費として 50,000 円寄附があった。このほか、同遺族からは鎌倉町教育基金として 20,000 円、「鎌倉同

人會」へも 20,000 円が贈られている⁽⁴⁰⁾。

なお、間島弟彦(1871~1928)は、三井銀行の元取締役である。旧尾張徳川家顧問、青山学院理事を勤めた。鎌倉には早くから住み、明治 45 年(1912)通友社刊『現在の鎌倉』の「別荘一覽」に「(海岸通り)同上 府下、荏原、入新井 三井銀行員 (島)間島弟彦」とある。さらに、小町字葛西ヶ谷 466・467 番外 2 筆(現小町三丁目・東勝寺橋付近)に別荘を持って「白水山莊」と命名、英勝寺山門と和歌山陀羅尼寺の仏堂を移築した壮大な庭園を造営した(大正 7 年及び同 14 年登記)⁽⁴¹⁾。

その後、鎌倉国宝館は内装工事などを経て昭和 3 年 3 月 29 日工事が完了、同年 4 月 3 日に開館した。初代館長荒川巳次。同年 7 月末には海軍中将東郷吉太郎が二代館長に就任した。鎌倉国宝館玄関に設置してある銅板プレートに、

従来鎌倉の神社佛寺には國寶若しくば其に「準ずべき貴重の美術品を藏せること多きに」拘はらず、是が保存の方法確立し居らざりし」は識者の夙に憂ふる所にして、鎌倉同人會創立の際發起者は他日是が適當なる方法を得」んことを希望せしに、圖らずも大正十二年九月の大震災に會し社寺の殿堂等大抵倒壊し」且重寶の破損せる者太多きに因り、寺院の懇」請を容れ鎌倉町當局は同人會と協力して是」等寶物の修理を完了し其の保存の方を定め、」且其の散逸を防ぐと同時に、鎌倉時代の文化」藝術を鑑賞し又之を討究せんと欲する人の」爲め國寶館建設を計劃したり。幸に宮内省の」御下賜國庫及神奈川県補助を仰ぎ、更に有」志の寄附金及町費とを合せ計金拾四萬圓を」得て、八幡宮境内の一部に國寶館の建築竣成」を見たり。時に昭和三年四月なり。構造は校倉」式にして鐵筋コンクリート造り、内部は鎌倉」時代社寺建築の様式に隨ひ雄渾素樸の手法」を用ひ、特に耐震耐火除濕通風採光防盜に意」を致したり。建築設計は工學士岡田信一郎氏」にして、松井角平氏其の工事を請負たり。茲に」此館創立の由來を録し、以て後の記念に資す。

とある(原典より)。鎌倉国宝館は震災復興の象徴であった。そして、それ以上に同館建設の構想は、地震発生以前に存在していたことが窺える。



図 7 創建当初の鎌倉国宝館



図 8 鎌倉国宝館玄関プレート

まとめ

本稿では、近代の鎌倉における文化遺産保護の動きや、当地で行われた「鎌倉什寶展覽會」や「鎌倉懐古展覽會」などの「展覽會」の流れを検証し、そこから見えてきた鎌倉国宝館建設の

意義について検討した。その結果、鎌倉国宝館が建設されるまでの一連の流れについては、首都圏別荘地ならでの、鎌倉と政財界人との強い係わりがあったことが推定できた。

鎌倉の「展覧会」の初源は、近代以前に遡る。江戸時代では寺社が修復費等を得るという目的で、都市部で行われた公的な「出開帳」や、境内で開催された私的な「居開帳」という宝物展覧事業が存在した。また、明治維新直後は神仏を分離する政策によって、鶴岡八幡宮をはじめとして建物の取り壊しや仏教美術品の流出・散逸が見られたという。その上、急速に進められた欧化政策は我が国古美術品の流失や散逸のほか、伝統的な美術品制作活動の低迷を招く結果となった。そこで、政府は明治4年(1871)に文化遺産調査とそれらの保護に着手した。これは鎌倉にも及び、同11年9月には内務省「古器什物等御改官員」により円覚寺のほか清浄光寺・龍口寺・江ノ島神社・鶴岡八幡宮・荏柄天神社・建長寺などで什宝や古文書の詳細調査が実施され、さらに、内務省博物局から円覚寺や鶴岡八幡宮に対し、美術品鑑賞会「観古美術會」への宝物の出品が求められた。その後は、同宮や建長寺・東慶寺・円覚寺・明月院・浄智寺でフェノロサによる古画類調査がなされ、同18年から太政官修史館(現、東京大学史料編纂所)による古文書や古記録の影写作業が行われた。そして、それを契機にしたかのように鎌倉における文化遺産保護活動は活発化し、同年には「鎌倉保勝會」が設立され、同会の肝煎りで同年建長寺・円覚寺・光明寺と藤沢の清浄光寺の四山で「鎌倉什寶展覧會」が開催された。

その後は「鎌倉懷古展覧會」が明治24年から同32年まで9回開催された。第一回「鎌倉懷古展覧會」が開催されたのは鶴岡八幡宮の初代宮司宮崎博尹が建てた「御谷館」で、第二回以降は同宮上宮廻廊が会場となった。開催場所が2年目で変更された理由は定かではないが、現在国宝や重要文化財となった品々も出陳されており、「御谷館」は鎌倉で最初の展示館であったと推定できる。この「鎌倉懷古展覧會」も同30年古社寺保存法の制定とそれに係わる国宝指定と、それら宝物類の修理の実施、同宮上宮廻廊の宝物常設陳列場への改造などからか、その後の開催記録は存在しない。

このほか、明治時代に鎌倉で実施された「展覧会」に、建長・円覚両寺の「寶物風入」があった。詳細は不明だが、江戸時代にあつては旧暦の6~7月頃「常住蟲干」「西來庵蟲乾」「藏經蟲干」として行われ、明治時代になって「藏經蟲干」を経て「展覧会」としての性格をもつようになったものと推測できる。以上紹介した「展覧会」は、冒頭で陳べた文化遺産保護等のための資金調達のみではなかったようである。ここまでの流れを見る限りでは、我が国古美術品の価値を高める事業として行われたと考えるべきであろう。

鎌倉の史跡の保全や文化遺産の保護活動はこの後も継続された。当地の別荘在住者、殊に華族や政財界の重鎮、軍の高級将校らによってその機運は高まりを見せ、大正4年(1915)には「鎌倉同人會」が組織され宝物館建設の必要性が強く求められた。その後大正関東地震が発生し、多くの寺社が倒壊し仏像や宝物類にも多大な被害が及んだため、このことを契機として鎌倉国宝館建設が現実のものとなっていった。しかし、建設は多難であったようで、国・県の補助金と町予算だけではとても建設できず、当初得た三井・岩崎両家からの寄付金や同人會が集めた資金などでも及ばなかった。であるからこそ、間島弟彦遺族からの莫大な寄付がなければ、計画は途中で頓挫したものと考えられる。

当館は、当時としては最も早く造られた地方公立博物館であった。そのうえ、別荘文化が造り上げた、東京・奈良の皇室博物館や恩賜京都博物館と並び得る近代的な博物館であった。近代の鎌倉において、大正関東地震が発生する以前から貴重な文化遺産を保護活用する施設建設に向けた動きは存在した。それが、突如発生した大地震による甚大な被害によってその機運は急速に高まった。早くから宝物館建設を我が国の政財界に直接訴え、その実現を可能にしたのは、当地に別荘を所有しあるいは居住したひとびとの活動に負うところが大きかった。

鎌倉における文化遺産の保護活動は、維新後における古美術品の散逸、急速な欧化政策による日本美術の低迷のなかで、政財界の重鎮やフェノロサら外国人の働きかけによってはぐくまれた。このような明治初期の時代背景にあって、鎌倉においても東京や京都・奈良の博物館に匹敵するような文化遺産保護施設の建設が早くから切望されていたことは確かである。

註

- (1) 鎌倉市編 1967『鎌倉市史』社寺編 吉川弘文館
- (2) 鎌倉市編 1979『鎌倉市史』総説編 吉川弘文館、三浦古文化研究会 1968『三浦古文化』第4号、三浦古文化研究会 1970『三浦古文化』第7号
- (3) 三浦勝男他 1969『鎌倉国宝館四十年略史』鎌倉国宝館
- (4) 鈴木良明 1996『近世史研究叢書1 近世仏教と勸化—募縁活動と地域社会の研究—』岩田書院
- (5) 鈴木良明 1990「第1章 開帳と勸化」『鎌倉市史』近世通史編 吉川弘文館
- (6) 三浦勝男編 1990『鎌倉志料』第3巻 鎌倉国宝館
- (7) 神奈川県県史編集室 1979『神奈川県史』資料編8 近世(5下)神奈川県 第406号文書
- (8) 註4と同じ
- (9) 鎌倉市編 1985『鎌倉市史』近世近代紀行地誌編 吉川弘文館、および前掲註5
- (10) 鶴岡八幡宮編 1996『鶴岡八幡宮年表』鶴岡八幡宮社務所、および前掲註1
- (11) 内閣官報局 1974『法令全書』第4巻(原本明治21年刊)原書房
- (12) 鶴岡八幡宮編 1996『鶴岡八幡宮年表』鶴岡八幡宮社務所
- (13) 国史大辞典編纂委員会 1990『国史大辞典』第11巻 吉川弘文館(「日本美術協会」の項) 国文学研究資料館「近代書誌・近代画像データベース」<http://base1.nijl.ac.jp/~kindai/> 国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」<http://kindai.ndl.go.jp/>
- (14) 東京大学史料編纂所 HP、同所所蔵影写本
- (15) 鎌倉市編 1988『鎌倉市史』近代資料編第一 吉川弘文館
- (16) 奥山信治 2014「鎌倉の別荘地形成過程における沖守固の動向について」『鎌倉』118号 鎌倉文化研究会
- (17) 長崎大学附属図書館「幕末・明治期日本古写真メタデータ・データベース」<http://old-photo.lb.nagasaki-u.ac.jp/jp/>、および横浜開港資料館所蔵資料
- (18) 註12と同じ
- (19) 筈崎準曹 1898『鎌倉懷古展覽會目錄』

- (20) 註 12 と同じ
- (21) 亀田輝時ほか 1937「鎌倉史蹟めぐり會記録 十一 第五十四回」『鎌倉』通編第 11 号
鎌倉文化研究会
- (22) 堀内立雄 1900『鎌倉江ノ島金澤 名所之柴折』（初版 1889 年）
- (23) 『旧土地台帳』横浜地方法務局蔵
- (24) 註 12 と同じ
- (25) 小島烏水 1981『小島烏水全集』第 1 卷 大修館書店
- (26) 拙稿 1994「前田家鎌倉別邸の変遷」『鎌倉』76 号 鎌倉文化研究会、および前掲註 12
- (27) 註 12 と同じ
- (28) 註 19 と同じ
- (29) 註 12 と同じ
- (30) 註 12 と同じ
- (31) 葛西善蔵 1928『葛西善蔵全集』書簡集 附年譜 第 5 卷 改造社
- (32) 貫 達人編 1993～2007『鎌倉志料』第 5～10 卷 鎌倉国宝館
- (33) 『鎌倉市史』近世近代紀行地誌編
- (34) 澤 壽郎 1965『鎌倉同人会五十年史』鎌倉同人会
- (35) 島本千也 1993『鎌倉別荘物語—明治・大正期のリゾート都市—』
- (36) 註 34 と同じ
- (37) 河村貞子 2002『母のサイン帖』中央公論事業出版、および前掲註 3
- (38) 小坂藤若他 1930『鎌倉震災誌』鎌倉町役場
- (39) 註 34 と同じ
- (40) 註 3 と同じ
- (41) 青山学院資料センター編 1977『小伝 間島弟彦』青山学院、および前掲註 23

（鎌倉国宝館 学芸員）

静岡県下に於ける戦前期学校博物館の動向

The School museum trend of Shizuoka Prefecture before the Pacific War

中島 金太郎

NAKAJIMA Kintaro

はじめに

静岡県には、書籍、インターネット等の情報を総合すると、平成27年(2015)現在260館余りの博物館施設が所在している⁽¹⁾。その中でも、戦前期より同一名称・同一組織で運営されている館は1館、また名称・運営組織等が変化しつつも同一地に継続している館が9館存在し、少数ながらも現在まで博物館が経営され続けてきた歴史を見て取れるのである。

本県の博物館史はこれまで編纂されておらず、本県博物館の発生⁽²⁾及び戦後の公立博物館の動向⁽³⁾について筆者が別稿を記したのみである。このことから、静岡県の博物館発達史は未だ研究がなされていない分野であるところから、戦前期学校博物館史を明確にすることが、延いては静岡県博物館史の構成に繋がるものと考え、論究するものである。今回筆者は、静岡県下の学校博物館に着目した。これは、著者が別稿で示した通り、静岡県の博物館の濫觴を明治11年(1878)の静岡師範学校器械室に求めることができ⁽⁴⁾、小学校から大学に至るまでの様々なバリエーションを持って今日まで継続していることに起因する。いうなれば、今日の静岡県の博物館発展は学校博物館無くして存在し得ないのである。なお、静岡県の学校博物館は様々な実践例が確認できることから、本稿では学校博物館が発生し、その後の発展の基礎となった戦前期を対象とするものである。また、明治期の学校博物館については、別稿では簡易な記載に留まったことから、本稿では補遺を目的とする。

第一章 学校教育と実物教授

1. 学校博物館発生の背景

我が国では、明治維新前後に行われた遣欧使節団などの海外見聞やお雇い外国人によって、欧米諸国より学校教育制度がもたらされた。欧米由来の学校教育制度は、近世日本に存在した寺子屋教育と結びついて全国へ拡散し、また明治5年(1872)の「學制」や明治23年の「教育ニ關スル勅語」の発布を受けて、我が国の教育制度は独自の発展を遂げてきた。また、ペスタロッチ主義やJ・デューイの経験主義教育など様々な教育思想・教育概念が輸入され、それを日本流に解釈し実践する試みがなされてきたのである。中でもJ・H・ペスタロッチの説いた「実物教授」の思想は、実物を介してより明確な理解や体験を行うという教育手法である⁽⁵⁾。明治期の日本では、ペスタロッチ主義教育の流入により、教科書・読本の素読暗唱による知識の一方的教授という寺子屋由来の教育が再考され、実物教材や模型を使用して児童・生徒の効果的

な理解を促す実物教授の手法を、国や教育研究者が求め実践されたのであった⁽⁶⁾。そして明治時代の日本では、実物教授法の普及と実物教授の実現を目的として、実物教材の収集やその指導及び貸出を行う「教育博物館」が誕生したのである。

明治期日本で出現した教育博物館は、現在の国立科学博物館の前身である教育博物館の設置を皮切りに、全国で複数の設置例が確認できる。教育博物館は、学校教材の展示・貸出、教員への指導法の伝授が主たる活動であり、とりもなおさず学校教育に資することを目的としていた。教育博物館は、教育を意図した日本の博物館の濫觴であり、児童・生徒の教育に博物館を用いることを示した指針となり得る存在であった。

しかしながら教育博物館は、教育関係者への貢献のための機関であり、教育博物館の援助を受けた教員がそれを用いて児童を教育するという縦割り構造となっていることから、児童・生徒を直接教育する機関ではなかった。これに対し、明治中期の教育者・研究者からは、児童・生徒の直截的な学習の場が実物教授に必要であるとして、児童・生徒向けの博物館の必要性が盛んに叫ばれるようになった⁽⁷⁾。当該時期の教育者が希求する博物館は、実物を用いて児童・生徒が自由に実験・実習し、自主的な学習能力の向上、自立心の向上を目的とするものである。当該機能を有する博物館は、児童・生徒に対する教育効果を狙い、学校に設置するという意味で「学校博物館」「児童博物館」と呼称され、師範学校の教員を中心に様々な論が展開されている⁽⁸⁾。当該時期の学校・児童博物館論は、まず学校教育の関係者によって展開され、それに博物館関係者が追随するといった構図で議論がなされてきた。そして、学校・児童博物館論は、「東京女子高等師範学校附属小学校児童博物館」などの教育機関として実践されるに至ったのである。

小結

近代日本の学校博物館は、実物教授の推奨と児童・生徒の自主的・自発的学習能力の向上を目的に設置された。我が国の博物館は、近世期の寺社の開帳や物産会に、近代に入ってから博覧会や物産陳列館などにその源流が求められ、一ヶ所に物品を集め不特定多数の人々に公開するという博物館との共通項はあるものの、それらに教育的意図はあまり含まれていなかった。近代日本の博物館は、モノを常的に展覧させる施設から始まり、教育博物館の誕生により教育機関として意識されるようになったのである⁽⁹⁾。

教育者より学校博物館論が多く出された理由は、かかる点に原因の一つがあると考えられる。教育博物館は、実物教材の収集、使用法の指導および貸付けなどの教員への補助を主たる目的としたことは先述のとおりであり、取りも直さず学校教育に資する存在であった。当該博物館の支援を受けた教育者は、博物館＝学校教育の補助機関という認識のうえで、その機能を児童・生徒の教育に役立てることを考案したのであろう。教育博物館の実践していた教具の使用法の指導・教材貸付けの機能は、児童・生徒向けに応用された。使用法の指導は、児童・生徒に乞われれば行い、まず自由に使用させてそこからの発見を促すものとした。貸付け機能は、破損・紛失の危険があるとして削られたものの、代案としていつでも自由に教材を扱えるように可能な限り博物館を開放するものとしたのである。このように学校博物館は、教育博物館の恩恵を受けた教育者が、その機能を児童・生徒向けに転換・応用し、学校教育の補助を行う存在として再構成したものと換言できるのである。

また、学校博物館の設置が意図された背景には、教育博物館の活動の限界があったものと推察される。明治初年度より日本全国に学校が建設され、明治30年代後半には就学率が90%を超える⁽¹⁰⁾。学習対象の増加によって実物教材に関する需要が拡大する一方で、上野の教育博物館が明治22年に閉館するなど教育博物館側の不振があり、実物教材の確保と保管が課題となったのである。教育博物館は、全国に数ヶ所の開館例が見られるものの、すべての都道府県を網羅できる機能は無く、現実の実物教材は学校ごとに様々な手法が試みられていたのである。そして当該課題を克服するために、学校が個別に教材の収集を行い、その保管と活用を行う学校博物館が望まれたと考察できる。

2. 教育と展覧会

戦前期の日本では、実物教材を重視する学校教育の補助として、「教育展覧会」が多く開催される。教育展覧会は、①児童・生徒の学習を目的に、学習の参考となる資料・物産を陳列するものと、②児童・生徒の成績品や学校での学習に関する取り組みを展示する二種に大別できる。当該展覧会は二分類できるものの、両者を合わせて展覧会を開催する事例や、大正8年(1919)に三島町(現、三島市)で開催された「衛生教育品展覧会」のように異なるテーマを組み合わせて開催する例が存在するなど、多種多様な様相を見ることができる。教育展覧会は、あくまで教育を意図する展覧会であり、同時期に隆盛した産業振興を意図する共進会・博覧会とは趣を異にする存在といえる。また、展覧会という一過性のイベントではあるものの、学校教育に寄与する資料の展示を行う点で学校博物館と共通した性質を持つことから、学校博物館発生の一要因と考えられるのである。

静岡県に於いて開催された教育展覧会は、新聞記事及び県史・市町村史によると、明治期に10回、大正期に29回、昭和元年～20年までに43回の事例が確認でき⁽¹¹⁾、実態としてはさらに開催件数は多かったものと思われる。本県の教育展覧会は、開催件数が多いものの、その多くが図画工作をテーマとした②タイプの展覧会であり、個々には大きな差異を見出すことができない。本節では、その中でも特徴的な事例を抽出し、戦前期の教育展覧会の意義について考察を行うものとする。

①小学育生舎教育展覧会

本県の教育展覧会は、明治14年(1881)の小学育生舎教育展覧会がその嚆矢である。当会は、明治7年に志太郡上青島村に設けられた「育生舎」と称する公立小学校の校舎新築落成を記念した展覧会で、明治14年4月22日から5日間の日程で開催された。当会の概要については、同年4月24日より『函右日報』が連日報道しており、中でも同年5月1日付の記事には展示に関する詳細な説明が記載されている⁽¹²⁾。

當會ハ各地方普通學ニ關スル物品ヲ陳列シ學事ノ隆盛ヲ謀ルノ主意ナレハ看者忽ニスベカラス。(中略)陳列場ハ四區ニ別ツ。第一第二區ハ駿遠豆三州ノ生徒ノ習字作文算術圖畫裁縫等小學ニ關スル物品トス。第三區ハ古今名家ノ書畫古器物奇石東京慶應義塾及遠國生徒ノ出品トス。第四區ハ物理器械トス。(句点は筆者)

当会は、上記区分の内、第一・第二区が②の区分、第三・第四が①の区分に該当する複合的なものである。小学育生舎教育展覧会は、公立学校が主催していることから、近代博覧会と違

い物産陳列・即売の機能は持ち合わせておらず、あくまで教育を意図する催事であると見做される。当展覧会は、静岡県での教育展覧会の先駆けとなる事例であり、これに続く教育展覧会は、当会と類似の規則を設けて運営される傾向にある。

②駿東衛生展覧会・図画展覧会

教育展覧会との名称は用いられていないものの、教育を意図する展覧会の事例は少なくない。本県の事例としては、「駿東衛生展覧会・圖畫展覧会」(以下、駿東展覧会)がこれに該当する。本展覧会は、駿東教育会が主催する展覧会であり、第一会場(駿東農林學校)に於ける体育衛生展覧会と第二会場(駿東高等女學校)に於ける図画展覧会から構成され、大正5年8月10日～25日の期間、以下のような目的を持って開催された⁽¹³⁾。

第一条 本會ハ學校生徒及青年團員ノ体育ヲ上進シ且衛生ヲ改善セシメンカ爲、學校及青年團當事者ノ工夫案ニ成ル各種製作品及調査物其ノ他參考品ヲ蒐集陳列シ、相互ノ參考ニ供シ併セテ公衆ノ觀覽ニ供スルヲ以テ目的トス

第一会場では、静岡県警察、東京教育博物館、島津製作所、北里研究所、大日本衛生会、日本体育会等から出品された体育・衛生・病理に関する資料を展示するほか、地元学校教員の製作した体育衛生に関する統計や図画、標本、書籍が出品展示された。第二会場では、県下小中学生の成績品を主たる展示物とし、参考品として東京図画教育会による油絵・テンテラ画・パステル画の出品や教育通信社の建築製図の展示、東京美術学校の白濱徹教授による西洋各国の児童成績品の展示など、図画に関する多方面からの展示がなされている。当該記述より、本展覧会は先の区分の①の要素が強いものと看取され、体育・衛生・病理に関する教育的意図を見出すことができる。また、教育対象者が学校の児童・生徒のみとするのではなく、駿東郡の青年団や地域住民への知識普及を意図していることも特徴である。

本展覧会は、別稿で述べた衛生教育品展覧会⁽¹⁴⁾と時期を同じく開催された展覧会であり、共に「衛生」を冠する展覧会でありつつも、両者には様々な異なりを確認することができる。第一に主催者の差異が挙げられる。衛生教育品展覧会が三島町主催であったのに対し、駿東展覧会は駿東教育会が主催である。衛生教育品展覧会は、町主催であるが故、特産品即売会や花火大会の開催など娯楽イベントが多々企画されていた。一方駿東展覧会は、教育会主催とのことからより専門的かつ教育的な性格が強いものであったという差異が見られる。第二としては、展示に関する相違点が挙げられる。衛生教育品展覧会では、第一・第二会場などで博物館展示に通じる工夫された展示方法を模索している。中でも幼児保育法の展示では、モノと置くだけでなくその使用法の良し悪しについて模型を用いてわかりやすく教えることに心を砕いており、資料の組み合わせによる説示型展示の実践が確認できる。一方駿東展覧会では、展示したとの記載のみで特に

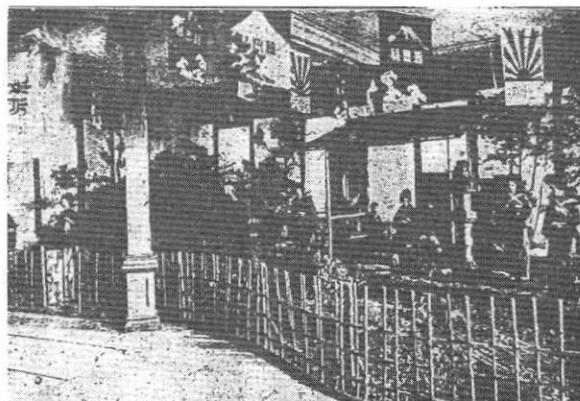


写真1 衛生教育品展覧会での幼児保育模型
(1916年8月8日付『静岡民友新聞』)

目新しい展示手法については述べられていない。このことから、駿東展覧会の展示は特別な意識を持って製作されたものではなく、資料を並べるだけの提示型展示であったと推定される。

このような差異はあるものの、両者は衛生知識の普及と教育を意図する教育展覧会という意味では共通しており、モノを用いて広く知識を享受する展示・教育機能が博物館と近似しているのである。

小結

教育展覧会は、①②に大別できるものの、モノの展示によって広く大衆を教育するという目的は共有している。当該展覧会は、戦前期に非常に多く開催されたことは先述したとおりであり、このことは現在のように広報媒体が多様化していない時代に、学校や衛生など日常生活で求められながらも実態がわかりづらい存在に対し、広くその啓発を図るための手段であったと考えられる。学校は普段の学習内容や活動が外部からは不明瞭であり、また衛生分野は生活上必須の知識でありながらも非常に専門的な内容であることから、大衆へは浸透していなかったと思われる。この打開のために教育展覧会が考案されたと推定できる。我が国では、明治初期の内国博覧会等の国内博覧会を皮切りに、モノを展示して情報発信を図るという展覧会の手法が民衆へも浸透していった。当該時期は、マスメディアが脆弱な時代であり、多くの人々に広く情報発信を図る手段は、展覧会が担っていたのである。このように、学校教育の内容や衛生観念などを広く一般大衆へ普及するという教育効果を狙い、教育展覧会は開催されたと考えられる。

本県の教育展覧会の傾向としては、上記②のタイプの展覧会が多く開催されていた。図画教育会静岡支部図画展覧会や、静岡中学校書画展覧会などはその典型であり、1年に1度程度の定期開催をしていたのである。当該展覧会は、生徒・児童の成績品や成果品の展示を主としていたことから、あくまで学校教育の内容・現状を地域や家族へ紹介することを意識した展覧会と換言できる。当該機能は、後述の学校博物館にも受け継がれ、また学校の廊下展示や文化祭での作品展示などに姿を変え、現在まで脈々と続けられている。しかしながら当該展覧会は、成績品や成果品の展示に終始し、モノによる学習意図は皆無であった。学校教育に関連する展示活動ではあるものの、モノを媒体とする教育機関たる学校博物館とは異なる存在なのである。

一方①タイプの教育展覧会は、三島町主催衛生教育品展覧会の例にあるように、東京教育博物館などから教育関係資料を借用展示し、大規模な開催が目論まれたことから、定期的な開催が行うことが難しかったようである。しかしながら、明確なテーマをもって実物教授を実践するという取り組みは、実物を用いた教科教育へと援用されるものであり、学校博物館の展示と共通する意図が介在している。①タイプの教育展覧会の実施により、教員に資料の展示法や教授方法が伝達されることで、具体的に実物資料を用いた授業が計画されることとなり、実物教材の購入とその保管施設の整備から、その後の学校博物館設置へと繋がることも推察できるのである。

第二章 静岡県内学校博物館の誕生

1. 静岡県下の学校博物館の濫觴

筆者が別稿で述べたとおり、明治期の本県において開館した博物館施設は、学校博物館3館と明治37年(1904)設立の静岡県農事試験場陳列館、明治42年設立の静岡美術館が挙げられる⁽¹⁵⁾。本県初期の博物館は、大半が学校博物館であることから、静岡県の博物館発展の基礎には学校博物館が重要な位置を占めていると考えられる。明治期に開館した学校博物館は、当該時期の書籍や新聞記事に記述が見られ、そこから初期学校博物館の傾向を確認することができる。

①静岡師範学校の器械室

本県の学校博物館の嚆矢は、明治11年開館の「静岡師範学校器械室」である。同年発行の『文部省第六年報』には、以下のような記載が見られる⁽¹⁶⁾。

究理器械及諸鑛石等ヲ排列シ加ルニ管下各小中學校生徒ノ作文算術畫學及女兒ノ手藝品等ヲ集聚シ衆庶ヲシテ縦覽セシム則博物館ニ類似セシモノニシテ漸次之ヲ擴張シ以テ本館ヲ興スノ資トス

『文部省第六年報』にみられる同室の展示は、理科教育のための教材・参考資料を展示する授業支援の性質と、小中学生の成績品を展示するギャラリー的な性質を併せたものである。前者の性質は、実物教授を实践する典型的な学校博物館の展示といえよう。実物を用いた教育は、器具を用いた科学実験や実物標本の観察など理科の分野から導入された。理科科目では、教科書の素読だけでは物理学の原理や化学反応の推移を理解させることは難しく、試薬や専用器具を用いた実験を行うことが児童・生徒の理解深化に有効であることから、実物教授の实践が意図された⁽¹⁷⁾。また、実物教授の实践のために、教材の貸し出しや指導を行う教育博物館が設立され、理科教材を主として取り扱ったことから⁽¹⁸⁾、実物教授が理科科目から始まったことを裏付けられるのである。静岡師範学校器械室の資料に於いても、具体的な収蔵資料の記載は無いものの、後年同校の案内や紹介に記載されている教材は、やはり科学実験に関するものが大半を占めていることから、器械室は理科教授のための展示を行っていたと推測できる。

また後者は、優秀な成績を収めた児童・生徒の成果を広く一般へ公開することを意図している。当該展示は、学校教育の場に於いて現在まで断続して実践されているもので、成績品を展示することによる児童・生徒のモチベーション向上、非採用児童の競争心の喚起、学校生活での児童・生徒の活動を保護者に知らしめるといった様々な効果がある。しかしながら静岡師範学校の成績品展示は、師範学校の附属校に在籍する児童・生徒の成績品を展示するものであり、一般的な学校における成績品展示とは様相が異なる。師範学校は教員養成のための機関であることは周知の事実であり、その附属校は師範学校の教育者・学生による教育実践の場としても機能した。同校にも附属小・中学校が存在し、静岡師範の教育者が考案した様々な教育法の実践が行われてきた。同校器械室の成績品展示は、小中学生の授業の成果を展示するだけでなく、師範学校の教育者・学生が実践した教育の経過を間接的に知ることができる存在である。換言すれば、教育者側の成果を展示するという意味合いを包含していたものと考察できるのである。

静岡師範学校器械室は、明治28年の校舎配置図にはその記載を確認することができない。これは、明治中ごろに同校が駿府城内に移転した際に、理科の実物教材を保管・活用するための専門施設である平屋建ての物理化学室と二階建ての博物室が新設されており、それに際して廃止されたものと推察される。静岡師範学校の校舎は、開学当時より校舎が狭隘であり、設備に関しても関係者から不満が噴出していた⁽¹⁹⁾。実物教材保管・活用のための部屋に関しても、旧来の校舎ではスペースが限られており、より十分な実物教授を行うためには多彩な教材とそれを保管するための規模の大きい専門室が求められたのである。結果として、実物教材の保管・活用の場としての専門室は増補されたものの、その公開機能が削除されたことは残念なことである。同室は、10年余りの限られた期間しか存在しなかった展示施設であるものの、本県において初めて学術的意図をもって資料の展示・公開を実施した点において評価に値する。

②静岡中学校の参考品陳列館

続く明治41年には、静岡中学校に「参考品陳列館」が開館し、同年5月17日付『静岡民友新聞』に以下の記載が確認できる⁽²⁰⁾。

静岡中學校にては教育の資料に供すべき目的を以て今回新古諸種の参考品(武器、古器、古文書、古衣装、繪畫、彫刻、切手、茶器、標本等の類)を陳列すべき一室を設け生徒並び來賓の觀覽に供し行々は小博物館となさん

同校は、静岡市内に設立された県立の中学校であり、且つ静岡師範学校中等科として開校した附属校ともいえる存在である。参考品陳列館は、上記の通り教育に関する実物教材を収集・展示する学校博物館である。館の形態としては、独立した建物を建てない特別教室のようなタイプであり、生徒だけでなく外部からの観覧を意図していた。

同館の特徴としては、実物教授に用いる教材を理科資料に限定するのではなく、歴史・美術といった様々な分野の資料を対象とし、とりわけ歴史資料の収集・活用に尽力している点に注目できる。前述の静岡師範学校器械室では、実物教授に用いる資料は理科関係に限定しており、その資料が優先された理由は先に述べたとおりである。これに対し静岡中学校参考品陳列館では、理科教材だけでなく国史(歴史)教育の参考資料となる武器、古器、古文書、古衣装等の収集と活用を実践しているのである。

この理由としては、実物教授の浸透と、郷土教育の勃興が挙げられよう。明治10年代のペスタロッチ主義教育思想の導入により推奨された実物教授・直観教授は、教育博物館や師範学校の活動によって全国に普及し、戦前期に亘って教育の一基幹理念となっていた。一方で明治14年には、小学校の教育指針を示した「小學校教則要領」が公布され、地理科学習の前段階として、身近な地域の实地学習を取り入れることが明記された。明治24年には「小學校教則大綱」が制定され、地理・歴史・理科の学習を行う第一段階として、児童の生活環境および学校周辺の身近な題材を導入教材として利用することが定められた。これらの教則が一つの契機となり、教育の分野では、児童・生徒を取り巻く風土・歴史・民俗に立脚した「郷土教育」思潮が発生するのである⁽²¹⁾。

静岡中学校に於いても、その思潮の影響を少なからず受けたと思われ、郷土の歴史や文化を実物資料の臨場感をもって指導するために、参考品陳列館の設置を意図したものと推定できる。

その裏付けとして、同館の資料の収集方法が挙げられる。同館は、自己での収集のほか、静岡中学校の関係者(保護者を含む)に資料の寄贈を呼び掛けている。ここでの資料とは、先の参考品として提示されていた種別のものであり、取りも直さず郷土の資料の収集を意図していた。郷土由来の資料を在地の人々と共に収集・活用することは、地域と連携した郷土教育の実践であると見做され、同館は学校博物館であると同時に郷土博物館としても機能していたのである。

③浜松中学校の歴史参考館

明治41年には、静岡県立浜松中学校にも「濱松中學歴史参考館」と称する博物館が開館している。その落成の様子が、明治41年8月1日付『静岡民友新聞』に確認することができる⁽²²⁾。

先年来同校にては日露戦役紀念の目的を以て歴史参考館の建設を計畫し居りしが此程全部落成したるを以て愈々陳列蒐集に着手せり。同館は主として遠江國に關する古書、古記録、古地圖、古文書の類を集め遠江國につき研究せんとするものに有力なる史料を供給し且つこれによりて一般に益々郷土史の研究を奨励せんことを期するにあり。歴史上の参考品は得るに従ひ之を陳列し併せて一般有志者にも随意觀覽研究を許す由(句点は筆者)

浜松中学歴史参考館は、上記2館の学校博物館と異なり、独立した建物を用いて使用することを意図している。明治41年以降の同校を示した図が現時点では確認できなかったため、敷地のどの部分に設立されたかは不明であるが、一般の希望者の公開・活用を意図する開かれた博物館を目指していたことがわかる。

また同館は、その資料を郷土の歴史資料に限定するという収集方針を持ち、郷土史研究の発展を目的に設立された特徴がある。従来の学校博物館は、実物教授の思想に立脚し、学校教育に資することを目的に設置され、比較的理科教材を重視する傾向が認められる。また、静岡中学校参考品陳列館のように、人文科学・自然科学・美術からなる総合博物館的な性格を持つ館も存在してはいるものの、歴史資料に特化した学校博物館は当該時期には確認できていないのである。従来浜松中学校には、「博物標本室」と「理化器械室」が設置されており、明治35年刊行の『静岡縣立濱松中學校一覽』の校舎配置図にその記載を確認することができる⁽²³⁾。同室は、理科教授に用いる自然科学系教材を対象とした特別の部屋であるが、同時期の他の学校に見られる同様の名称の設備から推察するに、その実態は常設公開を行わない教材の保管を目的とした施設であるといえよう。浜松中学校では、実物教授用の教材をあらかじめ有しており、公開機能は無いものの保管のための設備を有していることから、歴史参考館の収集資料は学校教育に用いるための教材とは別の意図に基づき収集したものと推定できる。

また、静岡民友新聞の「遠江國につき研究せんとするものに有力なる史料を供給し且つこれによりて一般に益々郷土史の研究を奨励せん」との記述にあるように、同館は元来郷土史研究の機関として計画されたものであり、学校に設置されているものの、学校教育の補助機関としての博物館意識は希薄であったものと推察される。

しかし、何故浜松中学校に郷土史博物館ともいえる歴史参考館を設置したのであろうか。その理由の一つとしては、同校が当該時期の浜松における最高学府であったことが挙げられよう。明治41年当時、浜松の地には静岡県立浜松中学校、浜松町立浜松高等女学校、浜名郡蚕

業学校の中等教育機関と尋常・高等小学校が存在していたものの、師範学校などの高等教育機関は設立されていなかった。後述する静岡県浜松師範学校は、大正3年(1914)に認可・設置がなされたことから⁽²⁴⁾、明治末の当該地域では浜松中学校が教育の頂点であったといっても過言ではなからう。

師範学校を始めとする当時の高等教育機関では、高度かつ専門的な教育が施されてきた。高等教育機関を有する地域では、地域に関する研究の役目を高等教育機関が担っており、中にはその成果を公開・活用する博物館を持つ学校も中には存在していた。しかしながら、高等教育機関を持たない地域では、それに準ずる機関がその役割を担っており、取りも直さず当該地域では、浜松中学校がその存在に比定できるのである。中等・高等教育が一般化していない当該時期では、中学校以上の教育機関は地域の知識の殿堂であり、所在する地域の文化的・教育的な活動の拠点とされていたことも、浜松中学校歴史参考館設置の背景といえよう。換言すれば、高等教育機関を有していない浜松という地では、郷土の歴史や文化を研究する場が元来存在しておらず、その研究実践のための機関として、当該地域の最高学府であり教育をリードする存在である浜松中学校に博物館の設置が意図されたのである。

このように浜松中学校歴史参考館は、遠江地域の歴史の考究とそれに用いるための資料の収集を行う研究機関として計画され、当該地域における最高学府である浜松中学校に設置された郷土博物館なのである。また、一般的な学校に設置された博物館と異なり、博物館の目的を学校教育の補助としてではなく、あくまで郷土の歴史研究を目的とした教育機関として成立したことが特徴といえよう。浜松中学校歴史参考館は、学校附属でありながらも郷土研究の推進を目的とした「郷土室・郷土博物館」の濫觴と見做すことができるのである。

2. 郷土教育の高まりと郷土研究室

昭和前期には、「郷土」という語が博物館史上のキーワードとして挙げることができる。郷土とは、自分の生まれ育った風土や生活環境を包括する用語である。大正～昭和前期の日本では、郷土を学ぶことによる祖国愛の涵養を目的とした「郷土教育」という用語が頻繁に使用される傾向にある。郷土教育は、ドイツ語の「Heimat Kunde」を邦訳したものであり⁽²⁵⁾、武部欽一は「自我の所在を中心として、郷土によって人格価値を向上完成する手段として行うもの」と説明している⁽²⁶⁾。

昭和5年(1930)には、郷土教育施設の拡充を目的として、国庫より全国の師範学校に各千円の補助が行われている。この補助に基づき、全国の師範学校に郷土教育・郷土研究を行う「郷土研究室」や「郷土館」「郷土博物館」が建設された。

昭和5年の師範学校補助金を基に設置された施設としては、『静岡県教育史』通史編下巻の記載によると、静岡師範学校・浜松師範学校・女子師範学校に「郷土資料室または研究室を設け、郷土資料や民俗資料を集めている」とある⁽²⁷⁾。このことから本節では、師範学校を中心とした本県の学校施設の事例を提示し、その実態についてアプローチを試みたい。

静岡師範学校では、昭和7年に国庫補助に伴った郷土教育施設とみられる「郷土研究室」を設けたとの記載が遺されている⁽²⁸⁾。しかしながら、県内師範学校の沿革や建物配置が記録されている『静岡大学教育学部同窓会記念誌』には、郷土研究室に関する詳細が記されておらず、

その名称から推定するに郷土資料の収集と研究を主とする施設であったと推定できる。

静岡師範学校の博物館に直接関連するものではないが、静岡県師範学校附属小学校が発行する『郷土教育の研究』第一輯の序章「六、郷土調査と郷土教育の諸施設」には、郷土室の活用に関する考えが見て取れる⁽²⁹⁾。

諸施設は活用せらねばならぬ。活用によつて、郷土教育が刻々と實現されてゐるようになってはならぬ。郷土室の如きも、單に諸種の品々を陳列しておくといふ丈では意味をなさない。教育の行はれるそのプロセスの現れてゐる場所たることを要する。(中略)要するに静的固定的の陳列室でなく、動的で、教師児童と共に絶えず成長し、郷土教育課程の、即ち、児童の學習課程が、如實に視はれ、種々のものが、そこにあることによつて、絶えず、児童の學習心が刺戟され、助長されるといふ性質のものたらしめたい。

当該記述は、棚橋源太郎の学校博物館論を一部引用し、当時の学校博物館のあり方について指摘しているものである。同記述の著者は、学校博物館を児童の見学だけを目的とするのではなく、教師と児童が双方向に交流できる活きた施設にするべきとの意見を述べている。同書は「静岡縣師範學校附属小學校編」と記されており、当該記述に関する著者名が記載されていないため、誰の考えであるかを量ることはできない。しかし当該記述の著者は、郷土教育施設としての学校博物館について理解し、そのあるべき姿について一考していることから、学校博物館若しくはその他の博物館施設に関与する人物であると推察される。当該時期の本県に於いて、学校博物館のあり方について述べられた例は皆無であり、当該記述は本県学校博物館論の嚆矢に位置づけられるものである。

静岡女子師範学校に関しては、同校出版物や同校関係資料にも記載がなく、郷土資料室の存在は不明である。しかしながら、『静岡大学教育学部同窓会記念誌』には女子師範学校附属小学校に、「郷土室」が設置されたことが記載されている⁽³⁰⁾。静岡師範学校と同様に、郷土室に関する詳細は確認できないものの、校庭に静岡市内に所在する谷津山の縮小模型を構築し、また児童の自学自習に関する調査・研究を実施するなど、女子師範学校附属小学校の郷土研究と児童研究に貢献した施設であったと推察される。

浜松師範学校に設置された施設は、同校長であった長谷川藤太郎の「師範學校の郷土研究施設」にその詳しい状況を見ることができる⁽³¹⁾。同書の記載によれば、浜松師範学校の施設は郷土研究を重視したものと推察され、「濱名湖におけるエネルギー循環」など浜名湖を中心とした研究を実施する様相が見て取れる。資料の展示機能は文中でわずかに触れられるにとどまり、その記載によると、「濱名湖に於ける栄養循環系統圖」「潮の干満と湖形との關係」「濱名湖魚類の季節的移動表」といった図表を駆使し、研究成果の発表を行う事例が確認できる。

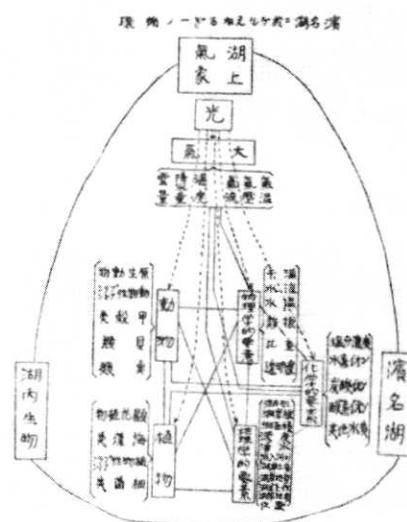


図1 濱名湖におけるエネルギー循環図
 (「師範學校の郷土研究施設」
 P.307より転載)

また、『郷土教育』の第二十二号には臨時増刊として、浜松師範学校で開催された郷土研究会について特集号が組まれている⁽³²⁾。郷土研究会では、浜松師範学校の11名の教員によって、同校に於ける郷土研究についての発表がなされている。同書では、浜名湖を中心とした人文・自然を総合した同校の郷土研究について確認することができる。浜松師範学校の郷土研究には、「郷土研究室(郷土研究実験室)」なる設備があり、『郷土教育』内の図版にその様相を見ることができる。ここで示されている「第三室」の様相は、三方原に生息する蝶に関する研究成果を示すパネルが壁面に展示され、捕獲した蝶の標本を収蔵・展示していることがわかる。(写真2)上記の研究成果等を鑑みると、郷土研究室は研究を第一とする設備であるものの、「郷土館が建設され、貴重な資料や成果が、収集展示された」という記述も見受けられることから⁽³³⁾、ある程度の公開・普及能力を有していたものと思われる。同校の郷土研究室は、昭和5年の国庫補助を受けて設置された施設ではあるが、郷土研究機能を第一義とした研究所のような施設であり、展示や教育普及機能を主とする郷土博物館とは趣を異とする存在であるといえよう。



写真2 浜松師範学校郷土研究室第三室
(『郷土教育』第二十二号 巻頭写真)

さらに、浜松師範学校第二附属小学校では、「国史教室」と呼称される設備の存在を確認できる。国史教室は、昭和10年の『皇運扶翼の国史教育』にその記載を見ることができる⁽³⁴⁾。

国史教材の特質と児童心理の要求の上に立つて国史教育の目的を達せんとする方法の中我々は説話を中心においてゐる。教師から具体的な統一的な説話が展げられた時、児童は最も強い感銘を受けるのである。然し説話にも尚表現に限度があり、且時に軽薄な感激や不正な印象を與へることもあり得る。こゝに於てこの説話を補ひ、之をより鮮明的確なものとするのが考へられねばならぬ。即ち国史教授の場として、より良い環境を考へ、国史教授の圓滿にして、適切なる進行をはからねばならぬ。

即ち教鞭物が、かゝる目的を含んで、有機的に統一されるところに、国史教室經營の使命が達せられる。

国史教室は通常の口頭による知識教授だけでなく、より円滑で理解し易い教育を目的として設置されていたことがわかる。同書内では、国史教室の要件として「標本室・研究室」の設置を求め、そこには指導に用いる器具・資料(教鞭物)を置くものとしている。また教鞭物は、購入・収集・製作の方法を用いて確保し、分類整理のための便覧を作成することが記載されている。これらの記載より国史教室は、学校教育に資することを目的として資料の収集・保管・展示を行う資料室であり、とりもなおさず小学校における学校博物館の実践例であるといえる。

小結

静岡県では、昭和5年時に静岡師範学校・浜松師範学校・女子師範学校の3校に補助金が交

付され、それぞれに郷土教育を目的とした機関が開設された。しかし3校内では、資料の収集や郷土研究に関する施設の設置が主流であり、具体的に「博物館」としてモノを媒体とした教育を実践した例は確認できなかった。当該補助金は、郷土教育施設の建設を意図するものであり、必ずしも郷土博物館建設に充てる必要はなかった。しかしながら、他県師範学校の補助金の使用法として展示施設としての「郷土館」「郷土博物館」が設置されている中、静岡県では「郷土研究」に比重を置いた施設整備が行われたことが特徴であるといえる。

戦前期の静岡県では、県下の郷土資産の網羅的な調査・研究を目的とした静岡県郷土研究協会が設立され、県より1,500円の補助金を交付してその資金に充てるほか、県下3校の師範学校に1,800円の郷土関係図書購入予算を付けるなど、県を挙げて郷土研究に取り組んでいた⁽³⁵⁾。旧制中学校に於いては、県下16校の中等学校を中心とする郷土研究網の構築を目指して、郷土研究の推進のために郷土研究協会を設立し、個々の学校ではなく大きな枠組みで郷土研究を推し進めようとしていたのである⁽³⁶⁾。このように本県の郷土教育運動は、郷土を「調査・研究」することを第一義とし、それを通じて郷土愛・祖国愛の発揚を目的とするものであった。そしてこれら郷土研究の成果を基に、静岡県の自然・歴史を広く展示・公開する県立の郷土博物館建設を計画していたのである⁽³⁷⁾。

本県師範学校の郷土研究施設は、最終的には中央博物館たる県立郷土博物館の設立を目指し、そのための調査・研究を行う施設であったと考えられる。特に本県では、文部省の交付した郷土教育施設建設補助以外に、郷土研究に係る図書購入費が与えられており、本県師範学校の郷土研究は他県に比べ研究環境が優れていた。これは、県のみ或は市町村のみでは本県郷土研究の完遂が不可能であり、より幅広い人材を研究活動に活用したいという考えが根底に所在していたこと、また旧制大学を有さない本県では、研究活動を行うことのできる教育機関が師範学校に限られていたことが影響し、郷土研究の核として師範学校を位置づけようとしたことに起因するのである。そしてこれらの郷土研究施設では、郷土研究の為に資料の収集を行い、その保管を兼ねて資料の展示を行うといった博物館機能を有していたことから、県立郷土博物館の小型版であると同時に、学校が実施した調査・研究成果を公開する大学博物館に類する施設と見做すことができるのである。

終章 戦前期静岡県内の学校博物館特性

1. 戦前期県内学校博物館の傾向

戦前期における静岡県内の学校博物館の傾向としては、実物による教育機関として学校教育だけでなく、地域との関わりを重視する教育機関(=郷土博物館)としての位置づけられていたことが挙げられる。この理由として、戦前期の本県では「博物館」が身近な存在でなかったことが挙げられよう。筆者別稿の通り、戦前期の静岡県では博物館の開館例が非常に少なく、中でも郷土博物館に属する公立博物館は皆無であった⁽³⁸⁾。郷土の資料を収集・展示する博物館としては、昭和5年(1930)に下田町(現、下田市)の了仙寺境内地に開館した「下田武山閣」が存在したものの、同館は個人の収集したコレクションの展覧を目的とした私立博物館であり⁽³⁹⁾、教育的な効果を有する存在ではなかった。さらに旧下田町内には、幕末関係の史跡を

利用した歴史博物館が昭和初期に相次いで開館し⁽⁴⁰⁾、久能山東照宮宝物館や三島神社宝物館、臨濟寺置物館などの神社・仏閣博物館の勃興が見られるものの、県内全体では郷土博物館は存在していなかったのである⁽⁴¹⁾。

このような本県の事情に対応し、モノを用いた教育実践の場である上記の学校博物館に、郷土博物館としての機能が求めたと考えられる。当該期に設立された館の中でも、静岡中学校参考品陳列館や浜松中学校歴史参考館はその傾向が強いと見られる。これらの館は、学校外の人々の見学を意識すると同時に、収蔵資料を地域の人々にも協力を呼び掛けて収集している。後者は、博物館資料を広く郷土から収集するだけでなく、資料収集を媒体として地域住民の博物館への参加を促したものと換言できる。そして、地域の協力により設立された学校博物館を一般に公開することで、郷土博物館の代替としていたのである。

第二の傾向としては、本県の戦前期に所在した学校博物館は、静岡市と浜松市に集中していたことが挙げられよう。今回挙げた博物館のほかには、旧制静岡高等学校に陳列室が所在したとの記録が残るが、これは昭和5年の昭和天皇行幸の際に設えられた臨時のものであり、また静岡市内の設置であった⁽⁴²⁾。また、明治32年(1899)に森町尋常小学校で開催された「周智郡勸業教育展覧會」など⁽⁴³⁾、地方の中学校や小学校での教育展覧会の開催は確認できるが、学校博物館の設置例を確認するには至らなかった。本県の学校博物館が静岡・浜松両市にのみ設置されたのは、両市が静岡県の産業・経済の中心であり、また博物館設置の母体となる教育機関が存在していたことに起因するだろう。静岡市は旧駿河国の中心であり、現在に至るまで静岡県の中心である。また浜松市は、旧遠江国および旧浜松県の中心であったと同時に、県内第二の都市として発展してきた。そして静岡市には、明治8年に静岡師範学校、明治12年に静岡中学校、大正11年(1922)に静岡高等学校が設立、浜松市には明治27年に静岡県尋常中学校浜松分校(後の浜松中学校)、大正3年には浜松師範学校が設置されるなど、両市は本県最高の教育施設を持った地域であったのである。このような環境を有し、さらに本県には郷土博物館が存在しなかったことも影響し、郷土を取り扱う教育・研究施設が両市に設立されたものと考えられる。

2. 戦前期県内学校博物館の意義

戦前期の静岡県に存在した学校博物館は、比較的限られた時期にのみ存在した博物館である。これらの学校博物館の持つ意義とは、やはり本県に教育と研究の為の具体的な機関を設置したことにあるだろう。昭和20年までに、静岡県内には30館余りの博物館施設が開館した⁽⁴⁴⁾。しかしながら学校博物館以外の博物館施設において、研究機関に位置づけられたのは東京文理科大学臨海実験所付属水族館と静岡県農事試験場陳列館、教育機関として活用されたのは、県民への美術思想の普及を謳った静岡美術館のみであった。他の館では、資料の公開そのものを目的とすることが一般的であり、また「公開した資料を研究者の一助とする」といった資料の提供を明言する館も多く、モノを用いた教育や博物館側の主体的な研究実践は、当該時期の博物館ではほとんど考えられていなかったのである。この点において、学校博物館の果たした活動に意義があるものと思われる。

また本県の学校博物館は、その活動の対象を学校内というミクロな範囲に限定するのではな

く、資料の収集や研究上の協力などを通じ所在する地域の人々の参画を意識したことに意義がある。一般的に学校博物館は、学校という閉鎖的な環境に設置されることから、その活動や成果が外部に伝わりづらい。さらに、広報誌や学校の資料に記載されないことも多く、知る人ぞ知る存在となっていたのである。これに対し本県の学校博物館は、新聞への記事の掲載などを行い、地域住民の博物館への参加を広く促していたことが確認できる。これは、博物館の開設・運営にあたり、必要となる資料の収集を学校単体で実践することが困難であったことに由来すると思われる。やはり、博物館を作り上げる上で問題となってくるのは、モノの収集とそれに係る費用である。学校単体では資料の収集資金に限度があり、また郷土資料を収集するにあたっては、採集で手に入る自然資料はともかく人文系資料は所在調査と購入交渉等が必要なのである。これに対し、地域の協力を得ることによって、資料の無償提供や貸与、資料購入の円滑化などを期待することができた。また、地域住民を博物館へ引き込むことによって、当該地域文化の見直しや自分の子孫への知識の伝授が期待でき、お互いのメリットを鑑みて地域の人々の参画を意識したと考えられるのである。いずれにせよ、郷土博物館が未発達だった本県では、学校博物館活動の実践により、僅かながらも地域への「博物館」の周知ができたという点で意義が見いだせるのである。

結びに

学校博物館の成立には、取りも直さず実物教授を推奨した明治政府および教育の実践者である教育者が深く影響していた。そして、教師の授業補助という意味合いの強い教育博物館に対し、児童・生徒の直截的な学習の場が実物教授に必要であるとして、学校博物館の設置を考察するに至ったのである。学校博物館は「教育」を意図し、それに対する資料の収集・展示の実施は一般の博物館と共通しており、学校博物館が博物館発達の一要素であることは間違いない。当該時期において学校博物館は、児童・生徒に「博物館」の一端を紹介するといった導入的な役割を有していたのである。

本稿では、静岡県の博物館発達の一要素となり得る学校博物館について若干の考察を行った。戦後、それまでに存在していた学校博物館は姿を消し、県下にも郷土博物館や美術館などの一般的な博物館が建設されるようになった。また、学校教育の補助を目的とする本来的な意味の学校博物館が、近年の少子化を背景に少しずつ設置されつつある。現在、戦前期に存在した学校博物館の片鱗は、ほとんど確認することができない。しかしながら、本県に教育・研究を目的とした施設が設立・運営されたことは、本県博物館の基礎として評価に値するのである。

註

- (1) 静岡県博物館協会 HP <http://www.shizuhaku.net/> (2015年10月検索)、静岡県教育委員会事務局文化財保護課「静岡県内の登録博物館」<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-100/institution/list02.html> (2015年10月検索)、静岡県教育委員会事務局文化財保護課「静岡県内の博物館相当施設」<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-100/institution/list03.html> (2015年10月検索)などを総合。

- (2) 拙稿 2015「静岡県における博物館の発生」『國學院大學紀要』第五十三卷 國學院大學 PP.51-82
- (3) 拙稿 2015「戦後期の静岡県内に於ける公立博物館の展開」『國學院大學博物館學紀要』第39輯 PP.15-37
- (4) 註2と同じ
- (5) 影山昇の「明治前期のペスタロッチー主義教育：大正自由教育の原点」(1999『成城文藝』167号)および、相澤瑞季の「学習指導要領から見る博学連携の余地と道德教科化に向けた博物館活用の検討」(2015『國學院大學博物館學紀要』第39輯)などを参考に編集。
- (6) 文部省 1972「小学校教育の内容と方法」『学制百年史』帝国地方行政学会
- (7) 学校博物館を希求する論としては、山松鶴吉の「第九章 特殊諸室の設備 学校博物館」(1910『模範的小學校教育の實際』)や神野浅治郎の「第五節 学校博物館及び教室博物館」(1911『児童中心理科教授の準備と其實際』)、堀尾實善の「学校博物館又は郷土博物館の創設」(1928『教育の施設とその精神』)などが挙げられる。
- (8) 拙稿 2015「戦前期の児童博物館思想」『國學院雑誌』第116巻12号 PP.37-54
- (9) 金山喜昭 2001『日本の博物館史』慶友社
- (10) 文部省 1972「就学率の上昇と義務教育年限の延長」『学制百年史』帝国地方行政学会
- (11) 本統計は、函右日報、静岡民友新聞、静岡新報といった当時の新聞、静岡県教育史、葦山町史等の县市町村史、及び立花義彰の「静岡近代美術年表稿」(『静岡県博物館協会研究紀要』に連載)に記載のある、明治～終戦までの教育関係展覧会の数を纏めたものである。
- (12) 函右日報社 1881年5月1日付「育生舎教育展覧會詳報」『函右日報』
- (13) 駿東教育会 1916『駿東郡教育會体育衛生展覧會規則』(『小山町史』第四巻 PP.725-729)
- (14) 静岡民友新聞社 1916年8月5日付「三島盛典 本日より開會」『静岡民友新聞』
- (15) 註2と同じ
- (16) 文部省 1879「静岡年報」『文部省第六年報』(昭和40年復刻版より) P.132
- (17) 堀尾實善 1927『體驗主義新理科教授法』教育研究會
- (18) 国立科学博物館 1977『国立科学博物館百年史』第一法規出版株式会社
- (19) 静岡大学教育学部同窓会 1965『静岡大学教育学部同窓会記念誌』 P.48
- (20) 静岡民友新聞社 1908年5月17日付「参考品陳列館」『静岡民友新聞』
- (21) 外池 智 2004『昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究：『綜合郷土研究』編纂の師範学校を事例として』NSK出版
- (22) 静岡民友新聞社 1908年8月1日「濱松中學歴史參考館」『静岡民友新聞』
- (23) 静岡縣立濱松中學校 1902「第五章 敷地及建物」『静岡縣立濱松中學校一覽』 PP.66-67
- (24) 静岡県立教育研修所編 1973『静岡県教育史』通史編下巻 静岡県教育史刊行会
- (25) 加藤有次 1977「郷土地域の学問的基盤」『博物館学序論』雄山閣 PP.65-66
- (26) 武部欽一 1933「郷土教育の本義」『郷土教育講演集』文部省普通學務局 PP.3-6
- (27) 註24と同じ P.271

- (28) 註 19 と同じ 付表
- (29) 静岡師範学校附属小学校編 1931「序章 六、郷土調査と郷土教育の諸施設」『郷土教育の研究』第一輯 PP.21-23
- (30) 註 19 と同じ P.107
- (31) 長谷川藤太郎 1933「師範学校の郷土研究施設」『郷土教育講演集』文部省普通學務局 PP.306-312
- (32) 郷土教育聯盟 1932『郷土教育』第二十二號臨時増刊 刀江書院
- (33) 註 19 と同じ P.126
- (34) 濱松師範学校第二附属小学校、濱松市濱松追分尋常小学校 1935『皇運扶翼の國史教育』PP.59-62
- (35) 日本博物館協会 1931「静岡縣の郷土博物館」『博物館研究』第四卷第五號 PP.5-6
- (36) 静岡民友新聞社 1931年4月23日付「中等學校を中心とする郷土研究網の完成」『静岡民友新聞』
- (37) 註 35 と同じ PP.5-6
- (38) 註 2 と同じ
- (39) 海野珊瑚 1930「下田武山閣」『黒船』第七卷五月號 黒船社 PP.47-48
- (40) 下田奉行所の建物を使用し、昭和6年3月に開館した宝福寺の「唐人お吉記念館」と昭和9年に同寺に開館した下田開国記念館、昭和8年頃に玉泉寺本堂の一隅に開館したタウンゼント・ハリス関連資料展示(現、ハリス記念館)である。
- (41) 『わが国の博物館施設発達資料の集成とその研究 大正・昭和編』(1964 日本博物館協会編)には、昭和6年2月に「静岡縣の郷土博物館開館す。」との記載が認められるものの、戦前期の文献には同館に関する詳しい内容が確認できないことから、その開館そのものが疑わしいと考えられる。
- (42) 静岡高等學校編 1933「沿革略」『静岡高等學校一覽 自昭和七年四月至昭和八年三月』PP.5-6
- (43) 静岡民友新聞社 1899年7月19日付「周智郡勸業教育展覽會本月廿一日ヨリ八月一日マデ開會」『静岡民友新聞』
- (44) ここでの館数は、博物館・美術館・動物園・水族館・植物園を全て加味し、註2に掲載した館と本稿にて紹介した館、並びに、昭和13年に熱海市に開園した「熱海鰐園」を合計したものである。同園については現在調査中ではあるが、現存する「熱川バナナワニ園」とは全くの別組織と考えられる。

(國學院大學文学部 助手)

明治・大正期における 三越の文化催事をめぐって

Over a culture event of Mitsukoshi in the Meiji and the Taisho era

種井 丈

TANEI Jou

はじめに

明治期の日本では、全国的に博物館や美術館の設立が立ち遅れていた。国公立の常設美術館に至っては、昭和初期まで作られず、内国勸業博覧会のなかのパビリオンとして設けられるのみであった。明治中期以降、帝国博物館が東京帝室博物館と改組されるなど、徐々に博物館制度は充実していき、その流れで国立近代美術館建設も望まれたが、戦後の昭和26年(1951)に設置されるまで待たなければならなかった。

国公立の美術館は、福岡の実業家佐藤慶太郎が建設資金を寄付したことで、大正15年(1926)に漸く東京府美術館(現、東京都美術館)が設立されることになる。しかし、設立された美術館は必ずしも佐藤の意図していたものにはならなかった。佐藤の目的は、欧米の美術館のような恒久的な施設として歴史的名作を展示する常設美術館の建設であった。しかし当時は、美術展覧会場が非常に少なく、美術界からは名作の常設展示場よりも美術団体用のギャラリーとしての美術館建設が急務とされ、東京府美術館は名作の常設展示場をもつこと無く開館せざるを得なかったのである⁽¹⁾。佐藤の意図通りにはならなかったものの、東京府美術館の設置は、美術作品を「見せる」「見る」数少ない環境として重宝された。

このように、展覧会場が希少で人々にとって文化的享受が限られていた時代、百貨店で様々な展覧会が開催されている様子が文化人の手記から窺える。寺田寅彦は、大正4年11月25日の日記に「三越に寄りて絵画展覧会を一見す」⁽²⁾と綴っており、芥川龍之介は大正7年に三越で開催された俳画展覧会について「俳画展覧会へ行つて見たら、先づ下村為山さんの半切が、皆うまいので驚いた」⁽³⁾と述べている。実はこの当時から百貨店は文化的催しを数多く企画し、著名な美術家の作品の展覧会は百貨店での開催が主であった。

百貨店での展覧会の嚆矢は、三越百貨店の「光琳遺品展覧会」であり、明治37年(1904)11月に開催されている⁽⁴⁾。三越では今日に至るまで多岐にわたる展覧会が開かれており、その数は2万回を超えると三越の社史には記載されている⁽⁵⁾。およそ100年の間に2万回以上の展覧会が開催されたということは、単純計算すると年間200回もの展覧会が開かれていたことになる。全国各地の支店を含め、大小様々であるとはいえ、信じ難い驚異的な数であろう。三越では他にも児童博覧会、音楽会、演劇など、数々の文化催事がおこなわれ、日本の文化に恩恵をもたらしていた。三越以外の百貨店でも様々な文化催事が開かれており、例えば高島屋では明治42年に「現代名家百幅画会」を開催している。高島屋の社史によると、この展覧会では図録

も発行されており、療養中で鑑賞できなかった安田靉彦は「寄贈された画集を手にし、眼を輝かした」と、当時の様子を振り返っている⁽⁶⁾。他にも松屋や松坂屋など、様々な百貨店で展覧会が開催されており、人々にとって百貨店は芸術文化を享受する場でもあった。

日本の百貨店は欧米の百貨店から学ぶことで発展し、商品を売るだけでなく、文化催事にも積極的で、文化的使命をも担う存在になっていった。ただ、日本の百貨店は欧米と比較しても文化催事が多く、展覧会の開催は現在では日本特有ともいえ、欧米の百貨店では考えられないとも言われている。そのことについては、来日したロンドンの博物館の学芸部長たちを百貨店に案内した宮野力哉の述懐からも推測される⁽⁷⁾。

東京や横浜の博物館や美術館、そして百貨店に案内した。もちろん、博物館など注意深く見てまわったが、ふたりがもっとも関心を示したのは百貨店であった。とくに展覧会場。博物館や美術館の常設展示室にくらべて、百貨店の会場はどこにもぎわっていた。唾然として立ちつくすふたり。なぜ、百貨店で美術展が開かれているのか。こんなに大勢の人びとが集まっているのは、どうしてなのと質問した。彼らにとって百貨店は、モノを購入する場所以外なものでもなく、日本のそれはまったく異なる存在だったのである。

なぜ近現代における消費文化の象徴ともいえる日本の百貨店は、博物館や美術館のような役割を果たしてきたのだろうか。本論では、三越を例に芸術文化の啓蒙と消費文化との関係性や、日本の百貨店が文化支援活動をおこなってきた歴史を紐解き、一見すると相容れない芸術文化の啓蒙と消費文化との両立について、現代の博物館や美術館が参考にできる点を考察する。

1. 勸工場と百貨店

百貨店に先行した場として勸工場があり、多くは明治初期に設立されている。勸工場では、日用品、洋物、呉服、文房具などが様々な売店で陳列、販売されていた。座売りが一般的であった当時、商品を陳列、販売することは革新的であった。座売りとは、商品を店内の奥にしまい、お客の注文に応じて店主が商品を見せる売り方である。三越百貨店の前身の三井呉服店でも座売りだった時代に、ウィンドウショッピングを楽しめたのは勸工場の魅力であった。また、店内土足厳禁が一般的だった頃に、勸工場が土足のまま入店する方法を採ったことなども、先進的な形式の店舗としての特徴であり、百貨店の先駆け的存在といえるだろう。『勸工場新興意見』にフランスの百貨店であるボン・マルシェを参考にして改良するようという以下の文書が残っている⁽⁸⁾。

本場の如きトテモ仏蘭西のバザールと此肩するの地位に至らんこと思ひも寄らざることなから、せめてはそれを手本として其計畫を盡して以て看客の歡心を惹き、且ツ精々改良品を出陳し、東京府及び工務局邊にても勸工場見本館の必要なるを逾感覺せらるゝに至らば則ち諸君の素志茲に貫き、又我々の精神も届き、勸工場の勸工場たる責任をつくすことを得べし。

フランスの百貨店を手本にするべきという意見書が提出されていることを考えると、勸工場はやはり百貨店の前身の商業施設と考えて差し支えないだろう。

勸工場は、明治10年(1877)に上野公園にて開催された内国勸業博覧会で売れ残った物品を

陳列、販売することを目的として開場されており、少なくとも設立当時、勸工場は常設の博覧会的空間として期待されているのが、次の東京府知事宛ての「物品陳列所将来之軌模」から読み取れる⁽⁹⁾。

明治十年内國勸業博覽會の盛挙たる、三民各觀感悟得する所ありて、頓に因襲の迷夢を醒覺し、大に奮興起の勢焰を現出せり。然れとも一旦閉場日月を經過する時は、竟に其勢焰を消滅する自然の情状にして、亦惜まざる可んや。故に之を連続養成し、大に工藝の進歩と販賣の便益とを^ヲ導し、以て衰頽を挽回振起するの精神に起り、明治十年十二月第一勸工場内の家屋を修繕し物品陳列所を^ヲ経始せり…

後に『東京府工業場内物品陳列所概則』によって、開場は年中無休で午前8時から午後4時までということ、縦覧は無料であること、博覧会の残品以外の品も販売できることが定められた⁽¹⁰⁾。初田亭が、成立期の勸工場は「永楽町の勸工場が物品を陳列、販売すると同時に、遊園地的な機能を併せもっていたらしい」⁽¹¹⁾と述べているように、初期に作られた永楽町の勸工場には立派な庭園があり、茶店や休憩所も設けられ、茶菓子、弁当、鮎なども売られていた。成立期を過ぎると「遊園地的な機能」を持たない2、3階建ての建物に売店が通路を挟んで立ち並ぶ形態に変わっていった。このような変化について吉見俊哉は、「初期の勸工場においては、商品を見較べ、選別する視線を民衆に教えるために様々な工夫を凝らさなければならなかった。ところがいまや、店頭^ニに並べられた商品を見て歩くこと自体が一種の楽しみとして認識されるようになってきた」と、人々は徐々にウィンドウショッピングの楽しみを覚えた指摘している⁽¹²⁾。二葉亭四迷の小説『平凡』には、勸工場が人々にとって身近な場所であったと推察される場面が描かれている⁽¹³⁾。

「そんならね、晩に勸工場を買つてらツしやいな。」「え？」と私は聞直した、勸工場といふものは其時分まだ國には無かつたから。「小川町の勸工場で。」「勸工場ツて？」「あら、勸工場を知らないの？まあ！……」と雪江さんは吃驚した面をして、突然破裂したやうに笑ひ出した。(中略)私は眞紅になつて黙つてゐた。

上京した主人公が勸工場を知らないのを大笑いされる描写からも、勸工場は東京の人なら誰もが知る身近な場所になっていたことが窺える。勸工場はモノを見る、比べる、選ぶという視覚的教育や消費教育の場としての役割を果たしていたのである。

また、勸工場は美術作品を観覧するという芸術文化の啓蒙の要素もあつたようである。麗子像などで有名な美術家の岸田劉生は、「竹川町の勸工場といふのがあつたが、日露戦争頃に止めになつた。その頃から、階段の壁に大きな油絵の額がかけられてゐて、絵の好きな私はそれをみるのが楽しみであつた」⁽¹⁴⁾と、勸工場で絵画を観た思い出を綴っている。この当時、勸工場では展覧会が開催されることもあり、明治16年10月には辰の口の勸工場で「書畫展覧會」が催されていた⁽¹⁵⁾。その折の新聞記事には次のように書かれている。

文魁堂玉川堂古梅園ほか二名が發起にて來る十七日より廿一日まで五日の間辰の口の勸工場内にて書畫展覧會といふを催ほし新古の書畫を掛け列ねて人人に縦覽させ且つ正札付にて賣拂ひまた書畫を所持して居る者にて賣拂ひたい者は値段付を添へて出せば誰のでも構はず陳列の中へ加へるとぞ

今日の展覧会とは異なり、後に百貨店でも頻繁に開かれる展示即売会の様相を呈しているが、これは商業施設における展覧会の先駆けと言えるだろう。同年12月にも辰の口にて「書畫展覧會」が再び開催されていることから、人気の催しだったことが推察される⁽¹⁶⁾。

また、先に述べた岸田の文章の続きには、勸工場が閉鎖された後について興味深いことが記載されている⁽¹⁷⁾。

その勸工場が閉ると共に、今度は、油絵や水彩畫の常設展覧所となつた。(中略)勸工場といへば長い道が可なり続いてゐる。そこへ持つて行つて、ずつと油絵水彩等の洋畫がかけてあるのだから、まだ展覧会といふものを、さう見る機会のなかつた私にとつて、この事は非常なうれしい出来事であつた。後になつてわかつたのであるが、これは、桜田本郷町の磯ヶ谷額ぶち店が当時展覧会出品のいろいろの作家の売れ残り品やあづかり品をたゞ蔵して置くのも無駄と、こゝを借りうけてやつてゐたものとか、だからそこに出てゐるものは皆相当の大家の筆であつて、事実私ははじめて眞の洋畫をしみじみと見られる機を得たのであつた。

東珠樹は、この岸田の回想について「明治の二十年代から三十年代にかけて、油絵を陳列して展覧したという記録を知らないが、この劉生の回想が事実であるとすれば、おそらく日本で油絵を陳列公開した最初のものであつたかも知れない」⁽¹⁸⁾と指摘しており、これが確かならば、岸田の回想は今後の美術展の歴史において大きな意味をもつかもしれない。

また興味深いのが、入場料は3銭から6銭であつたということである⁽¹⁹⁾。まだ美術館はおろか、展覧会もほとんどない頃に、当時の岸田のような少年にもお金を払って絵画を観覧する慣習があつたのである。視覚的満足を得るための対価として金銭を支払う構造は、現代のミュージアムに通ずるといえるだろう。勸工場は庶民に消費文化を学ばせる場であるとともに、一部展覧会も開催していたことから芸術文化の啓蒙の役割も果たしていたのである。

勸工場、或いは勸工場跡地で美術作品の陳列がされていたことにより、多くの庶民が芸術に触れる機会を得たが、同時に当時の美術作品軽視が明らかになっているともいえる。岸田は「そこに出てゐるものは皆相当の大家の筆であつて、事実私ははじめて眞の洋畫をしみじみと見られる機を得た」と好意的に述べているが、大家の作品でさえ雑多な商空間である勸工場に持ち込まれていた事実は、美術作品を適切に保存して後世に残す意識が希薄だつたことを示しているのではないだろうか。或いは、勸工場に展示されていた時点では岸田の「相当の大家」と呼ばれるような画家ではなかつたのかもしれないが、勸工場や勸工場跡地にあつたということ自体、当時の日本では美術作品を納める場を得ていなかったことを表しているといえるだろう。

その後、勸工場は明治後期から百貨店が発展したことにより、急速に衰退していった。元々は、信用できる商品が適正価格の掛け値なしで販売され、一ヶ所に多種類の商品が揃っていることを勸工場の特性とうたっていたが、その特性を明治後期には失い、勸工場で売られている商品は「勸工場物」と呼ばれ、安い粗悪な物の代名詞になっていた。厳しい規制や取り締まりが無かつたため、徐々に色々な業者のたまり場となり、当初のコンセプトが崩れていったのだろう。勸工場に代わって台頭した百貨店の一つである三越は、勸工場の衰退を教訓にし、勸工場の延長の店であると思われなことを意識した店作りがされていた。三越では「勸工場物」

とは真逆の品質の良い最先端の商品を提供していき、文化催事にも学者の知恵を借りながら、しっかりとした学問的裏付けの元おこなわれるなど、安心して楽しめる商空間作りを心掛けるようにしたのである。

それでも勸工場は、百貨店が誕生するまで庶民にとっての近代的商業施設の役割を果たし、モノを見る、比べる、選ぶという視覚的教育や消費文化の教育を担っていたといえよう。

2. 三越百貨店誕生と経営戦略

明治38年(1905)の元日、全国主要新聞にある広告が大々的に載った。「当店販売の商品は今後一層その種類を増加し、衣服装飾に関する品目については、一棟の下にて、ご用弁相なりよう設備いたし、米国に行はるるデパートメント・ストアの一部を実現致すべく候」⁽²⁰⁾

これが三越による「デパートメントストア宣言」であり、三越百貨店誕生の産声である。しかし、「デパートメントストア」という聞き慣れない用語に多くの人々は戸惑った。実はこの宣言をした当時、まだ「デパート」という用語が日本では使われておらず、当然「百貨店」という訳語も存在していなかったのである。「デパートメントストア宣言」の仕掛け人である日比翁助専務は、「デパートメントストアとは何ぞや、と問う人あらば、自分は泰西の同業者とともに、社会公衆の商店なりと答えるのみ」と、デパートとは公衆の利益に資するものである旨を述べた。さらに、「三越はもとより営利会社であるが、単に営利だけの観念で経営すべきではない。何等かの形に於て国家社会に貢献するところがなくてはならない」と、今日では漸く盛んに言われるようになった企業の社会的責任を果たす気概を示している。また、「春秋二季、新柄陳列会を開き、各地染織業者の新作品を促し、同時に美術的展覧会を催して、一般意匠の進歩を図」と言及しており、創業時に展覧会を催すことを明確に宣言している⁽²¹⁾。

しかし、「米国に行はるるデパートメント・ストアの一部を実現致すべく候」と述べている通り、宣言をした当時は百貨店としてスタートしたのではなく、欧米の百貨店を目標にしていく指針を提示したに過ぎなかった。ショーウィンドーこそ設けていたものの、大部分の商品が呉服である店内に「デパート」という用語のような目新しさはなかった。日比の理想は、一ヶ所で目的の品を全て調達できる機能的な店であったが、イメージを具体化できずにいたのである。

日比は三越改革のため、明治39年に欧米の百貨店視察へ旅立った。アメリカ、フランス、ドイツの主要な百貨店を視察したが、日比が範としたいものとは出会えなかった。失意を抱えイギリスへ渡るものの、「英國のやうな舊式な處は殆んど學ぶに足らぬ」と期待はしていなかった。しかし、ロンドンにあるハロッズを案内されて衝撃を受けることになる。日比は「ハーロッツを觀て驚いた、豈計らんや、馬鹿にして居た英國に私の理想の百貨商店を發見したのである。そこで名所見物も中止し、蘇格蘭行も見合せて毎日々々ハーロッツに日參した」と、ついに範とすべき百貨店に出会えた興奮を記している⁽²²⁾。日比が感嘆したのは、ハロッズの売り場の構成や品揃えだけでなく、イギリス初のエスカレーターや自動車による商品配送など、先進的で高級感があり、市民の憧れの場として機能していたところである。そして何よりも、ハロッズは世界に奉仕するというスローガンこそが、士族の出である日比の倫理観に響いたのだろう。

また、英国は「階級主義の國柄であるから、お客様は何處までもお客様として取扱ふ」と日比は、日本の國柄に合う接客であることにも着目している⁽²³⁾。日本の商人のような卑屈さとも、米国などの百貨店の横柄な店員とも異なるハロッズの店員の笑顔で節度ある応対に、日比は福沢諭吉から学んだ武士の精神と商人の才能とを兼備する「士魂商才」を見たのである。

後に三越が積極的におこなう文化催事に関しても、この欧米視察の影響は大きい。当時の海外の百貨店では、音楽会などの文化催事や貧困層のための施設への寄付活動など、商売とは無縁の奉仕がなされていた。海野弘は、パリのボン・マルシェでコンサートの開催や、音楽、外国語、フェンシング教室を開いていたことを挙げ、「単に商品を売るというのではなく、商品世界を組織化するとともに、お客の生活全体に関わり、文化や教養をも組織化しようとした」点が、百貨店における社会貢献の先駆けであると述べている⁽²⁴⁾。

これらの活動に日比は感化され、文化活動に一層熱が入り多くの文化催事をおこなうようになる。欧米視察を終えた日比は、ハロッズを範とし、利益を社会貢献のために用いる方針を固めた。

ハロッズを指針とすることに決めたものの、従来の呉服店とは異なる三越百貨店のイメージを形成、定着させるのは簡単ではなかった。小売業の社会的地位の低さを変えないことには、デパートメントストア宣言で述べた「社会公衆の商店」の実現も「国家社会に貢献する」のも困難だったのである。そのため三越が取った方法は、まず上流階級を顧客とすることである。商売に対する社会的偏見を変えるには、ブランド作りをしたうえで大衆化するのが最良の方法と考えたのだろう。また、日露戦争後に増加した新興ブルジョワ層の欲求を満たすことが、百貨店経営に必須であった。

日比が理想とする百貨店を目指すにあたり、重要なキーワードとなるのが「国民外交」と「学俗協同」である。日比の考える「国民外交」とは、「國家の手のみに依頼すべきでなく、國民と國民との外交によつてその親交を計るべき」というものである⁽²⁵⁾。そこには、デパートメントストア宣言で掲げた「何等かの形に於て国家社会に貢献するところがなくてはならない」という理想の実現と、三越の高級なイメージを市民に浸透させる狙いがあった。明治37年9月に、ドイツの皇族カール・アントン・フォン・ホーヘンツォルが来店したのをはじめ、アメリカ陸軍タフト卿、アメリカ大統領令嬢ミス・ルーズベルト、イギリスのコンノート親王、ロシアのクロパトキン大将、イタリアのヴィジネ親王、蒙古のトロハト王など外国からの貴賓を多く招くことに成功している⁽²⁶⁾。タフト卿やミス・ルーズベルトが訪れた時には、屋上に「WELCOME」の電光文字を取り付けて歓迎し、コンノート親王が来店された際には、屋上に茶室「空中庵」を新たに設置するなど、工夫を凝らしてもてなした。その結果、「三越は第二の国賓接伴所なり」と称されるようになり、来日した国賓が必ず訪れる場所として、狙いどおり高級なイメージを広める効果を生んだのである⁽²⁷⁾。

もう一つ日比の提唱したのが「学俗協同」である。「学俗協同」とは、「如何なる事を爲すにも、必らず學者の高き意見を聞き、それをば實行に現はす」ということである⁽²⁸⁾。日比には、「學者達の學問技術の力を借りて社會教育の實を挙げ、一般文化のレベルを向上する」という文化面でも社会貢献する理想があった⁽²⁹⁾。単純に商品を売るだけでは、社会貢献として不足して

いると感じていた日比は、欧米視察で学んだ「商品世界を組織化するとともに、お客の生活全体に関わり、文化や教養をも組織化しようとした」ボン・マルシェのように、社会の文化向上を目指したのである。その達成には、各界をリードする著名な学者の知恵は欠かせないと考え、多大な協力を得た。各界の権威が集ったのは、日本の文化向上を理念とした三越に賛同したことはもちろんであるが、社会的地位を築き始めていた三越に協力することで社会的メリットもあったと推測される。また、個人レベルでは到底叶えられない大規模な文化催事の企画を創造することに、知的好奇心が刺激されたこともあるだろう。そして、三越では語り草になっていたようであるが、日比には病的なほどとまで言われた学者に対する尊敬の念があり、それも要因になったのは間違いない。

「学俗協同」を体現したとも言えるのが、三越で結成された「流行会」である。会員は、巖谷小波、坪井正五郎、森鷗外、新渡戸稲造など、まさに各界の権威といえる面々である。「流行会」は、流行のメカニズムの研究や商品のデザイン研究から、研究発表の場とも啓蒙活動の創出ともいえる「児童博覧会」や各種展覧会開催まで多岐に活動している。三越の一大文化催事である「児童博覧会」や各種展覧会については後に詳しく述べるが、これらの活動は、貴重なお金と時間を費やすだけで利益にならないと無用論を唱える者も居たようである。それに対して日比は次のように述べたという⁽³⁰⁾。

君はまだ若いね。あの人たちだつて忙がしい中を、わたしのやうな者の爲めに割愛して呉れるんぢやないか。たまには徒爾な話も聞いてこそ、有益な材料も得られるんぢやないか、お互ひに心から學者を尊敬するに非れば、此店はおろか、天下國家も進歩しないよ。

三越を發展させる使命と同時に、日比は国家社会への貢献を常々意識していたのが、このやり取りの中でも垣間見える。「学俗協同」の社会教育的思想は、三越を権威づけるものとなり、社会的地位向上に大きな役割を果たす結果となるのである。

3. 三越の児童博覧会

三越の掲げた「学俗協同」の思想を、最も体現したといえるのが「児童博覧会」である。三越では明治41年(1908)3月に「子供部」を設置しており、まだ児童が消費文化の対象として重きを置かれていなかった頃から、児童に商業的価値を見出だしていた⁽³¹⁾。翌42年には、児童文学の権威である巖谷小波を顧問に迎え入れ「児童用品研究会」を創設し、商業的だけでなく学術的にも児童研究のアプローチを始めることになる⁽³²⁾。この「児童用品研究会」には「流行会」の学者たちも多く参加しているが、既に研究者たちの間では児童が新しい研究対象として注目されていたのである。児童研究者の間で玩具は、間接的に国の教育レベルを表現する基準の一つと考えられ、玩具の進歩の具合によって、その国の文明発達度が測られるというのが定説となっていた⁽³³⁾。維新後の日本では、玩具が文化や教育レベルの物差しになるという発想は無かったが、明治末頃には欧米視察から帰国した学者を中心として、俄かにその重要性が説かれてきたのである。このような流れの中で明治39年には、教育芸術会主催のもと上野にて「こども博覧会」が開かれることになった。「こども博覧会」は上野を嚆矢に、京都、大阪、彦根、博多など各地で開催された。日比翁助は賛助者の一人に名を連ねていたが、「多くは児童の製作品

を中心としたものにて、規模もまた甚だ大ならず、斯道奨励の一助とはなりつらんも、未だ以て児童をして娯楽と実益とを併せ修むるの機關に乏しき⁽³⁴⁾と不満を漏らしている。同じく賛助者であった巖谷小波は、出品物の審査がおこなわれなかったことを遺憾として、「博覽會と稱して諸種の出品を促がした以上は、之に對して又審査を行ひ、褒むべきは褒め、貶くべきは貶けないでは、所謂佛造つて魂を入れぬ様なもの⁽³⁵⁾と、収集したモノをただ展示するのではなく、児童の教育に相応しいかどうかを審査する必要があると指摘している。

三越では明治42年4月の第1回を皮切りに、「児童博覽會」を大正10年(1921)7月まで全9回開催している。開催の前月には、「児童博覽會」の開設趣旨が『みつこしタイムス』に以下のように記載されている⁽³⁶⁾。

所謂児童博覽會とは、児童そのものを陳列し、若しくは児童の製作品を陳列するものに非ず、男女児童が平常、座臥行遊に際して、片時も缺くべからざる、衣服、調度、及び娯樂器具類を、古今東西に亘りて、洽く鳩集し、又特殊の新製品をも募りて、之を公衆の前に展覽し、以て明治今日の新家庭中に清新の趣を添へんことを期する…

三越の「児童博覽會」の特徴は、その後も繰り返し強調される「児童そのものを陳列し、若しくは児童の製作品を陳列するものに非ず」という文言に表されている。「児童博覽會開設の由来」の中でも、「一は即ち児童の製作品を網羅陳列するもの、他は児童の必需品を廣く蒐集陳列するものとす」と、二種類の形式があると述べたうえで、三越は後者であると明言している⁽³⁷⁾。日比は「こども博覽會」の経験から、三越では文化の教育に力点を置くことを明確にしたかったのだろう。

吉見俊哉は「児童博覽會」について、児童の作品を展示するのではなく、児童が購入するモノを展示したことに着目し、「消費者としての児童」を意識した点が新しいと評している⁽³⁸⁾。また、初田亨は「新家庭」という言葉に注目し、「『児童』とはいうものの、三越で開催する目的は家庭生活にあったことが窺え」と指摘している⁽³⁹⁾。三越は児童を新機軸に、これからの生活必需品を展示紹介することで「新家庭」を演出し、消費者として取り込む意識もあったのだろう。「学俗協同」は芸術文化の啓蒙を軸にしたうえで、こうした営利性をも兼ねるものであり、消費と芸術文化の啓蒙との両立から初めて成立するというのが、「児童博覽會」でより明確化したといえる。

「第1回児童博覽會」の会場には、美術、教育、建築、体育、服飾、工芸、尚武、機械、外国、園芸、動物、参考の12館に分類した展示をはじめ、売店や食堂なども設置されていた。また、三越少年音楽隊による演奏、お芝居、神楽、手品などの余興、中庭では、熊、猿、犬、猫、種々の鳥類が観賞できる動物園を設けるなど、メイン会場以外も華やかに彩られた⁽⁴⁰⁾。「児童博覽會」は、当初の予想を上回る盛況振りとなった。初日には開店前に多くの人が列をなし、一時は入り口を閉めなければならないほどで、1日に6万人もの来場者を集客したのである⁽⁴¹⁾。その後も連日多くの人々を集客し、「第1回児童博覽會」は大きな成功をおさめた。成功の要因はいくつかあるが、増田義一の述べている「従来種々なる博覽會の催しがありますけれども、親も子供も妻君も女中も一緒に参つて、皆目と心とを楽しませめるといふ博覽會は未だ曾て無かつた⁽⁴²⁾」という点は大きいだろう。三越の企画した「児童博覽會」は、家庭教育と

娯楽とを組み合わせることにより、性別や年代問わず楽しめる場を演出することに成功した。「児童博覧会」は、展示を通じて児童に有益なモノを大人に知らせることで、児童を軸とした文化的生活の指針も啓蒙したといえる。また百貨店の博覧会の特性は、他の博覧会と異なり具体的に最新のモノを見て、その場で購入できる点にある。百貨店の博覧会は、新しい文化をすぐに家庭へ取り入れられる環境であるため、他の博覧会と比べて児童文化の浸透性が高く、消費という特性もまた文化の啓蒙、普及に適していたのである。

展示は、前述のように毎回部門ごとに分類しておこなわれていたが、「第5回児童博覧会」は工事の関係でスペースが限られたため、例年通りの展示方法を改める必要性に迫られた。そこで三越は、会場の狭さから「一大革新を爲し、従來の博覧會には全く見るを得ざりし斬新にして意義深き一種の陳列法」を考えた⁽⁴³⁾。その展示方法は「出生より三歳まで、三歳より七歳迄、及び七歳以上の三部に分たれ、年齢相應の出品を悉く此三部の一に包含し、組織的に之を陳列したる」という年齢で展示品を分類する、年齢別展示である⁽⁴⁴⁾。出品数は毎回2万から3万以上にも上ったため、来場者は児童の年齢に適した展示品を探すことに苦勞していた。しかし、この年齢別展示法により、対象年齢の児童の展示品を一度に見渡すことができるようになったのである。展示の順序は例年よりも整然としており、展示の工夫が功を奏した。これは、三越の常に顧客を意識するサービス精神と、児童文化の発展啓蒙を目指す研究者たちの来場者を意識した視点による博覧会作りとが組み合わせられた結果だろう。

「児童博覧会」では来場者の意見を聞くための「投書箱」が設けられていた。各種展覧会でも、様々な新聞の賛否両論をPR誌に記載しているのだが、それは「児童博覧会」でも変わることなく、来場者の厳しい意見にも目を背けずに失敗から学ぶ姿勢を常にもっていた。このような姿勢について大島十二愛は、受け手と送り手のコミュニケーション不足が否めない現代の博物館も、学ぶ必要があるのではないかと些か厳しく指摘している⁽⁴⁵⁾。

現代において各種展覧会が催されても、なかなか受け手側の欲しているものが伝わらない場合が多い。博物館では専門家が専門家の間で企画及び開催を一手に手がけ、さあ見たまへと準備されたものを市民が言われるがままに鑑賞し、送り手と受け手両者が交わることは皆無に等しい。一方通行のコミュニケーションと言わざるをえない。送り手にとって重要なのは、受け手の意見や欲している声を真摯かつ的確に受け止める態度である。

やや断定的な口吻ではあるものの、展覧会の作り手に来館者とのつながりを意識する必要があるのは確かである。多くの博物館は、あらゆる世代、性別を対象にした普遍性も求められるため、来館者のニーズに応えることの難しさがある。ただ、全ての来館者のニーズに合わせる事が難しいからこそ、いっそう来館者の立場に寄り添う意識を強く博物館はもたなければならないといえるだろう。そういう点においても、博物館は三越の「児童博覧会」から学ぶところは少なくないと考えられる。「児童博覧会」の成功は、三越が大人から子供まで楽しめる娯楽場としての地位を固めた一因となり、百貨店が博物館とは異なるアプローチで文化的教養をも高められる文化装置となったともいえるだろう。

また、「児童博覧会」は研究者にとっても有意義なものであった。明治の末頃には、研究者たちから児童が研究対象として注目されていたと先述したが、児童研究について神野由紀は、「こ

の明治期の運動は、あまりに論理的に走りすぎてしまったため一般大衆とは乖離してしまった机上の論に終わってしまった」という見解を示し、そのような中で三越の「児童博覧会」が児童研究の成果を実際に生かし、一般の人々から評価されたという点において非常に意義深いことだと述べている⁽⁴⁶⁾。つまり「児童博覧会」によって児童研究は、机上の研究に留まらず、社会的な研究に昇華した側面もあったということである。

確かに三越は児童研究から生まれる新製品の開発を期待するなど、「児童博覧会」がもたらす利益に注目する面もあったが、結果として研究者にとっても一般の人々にとっても「児童博覧会」は有意義な文化催事になったのであった。まさに「児童博覧会」は、日比が述べた「三越はもとより営利会社であるが、単に営利だけの観念で経営すべきではない。何等かの形に於て国家社会に貢献する」という理念を示したものであり、消費、研究、教育、娯楽を兼ね備えた文化催事だといえよう。

4. 明治末から大正初期の三越の展覧会

三越における展覧会の嚆矢が、明治37年(1904)11月に開催された光琳遺品展覧会というのは先述した通りである。この展覧会は「初日、8時には店内立錫の余地なく、3時半には閉店せざるを得なかった」ほど好評だった⁽⁴⁷⁾。明治40年には新美術部を新設し、常設展覧会が開催され、日本画、洋画の大家の絵画や工芸品の展示販売がおこなわれるようになる。展覧会と陳列会の明確な違いや、陳列会と売り出しの区別がはっきりしないものも少なくないが、新柄陳列会、絵画や工芸を中心とした美術展覧会・陳列会、地方名産や生活に関連する展覧会・陳列会などが毎月おこなわれている。一例として大正2年(1913)11月におこなわれた展覧会・陳列会を以下にあげる⁽⁴⁸⁾。

- ・新作畫幅『富士』展覧會(11月1日～)
- ・愛知縣織物陳列會(11月1日～15日)
- ・第四回洋畫小品展覧會(11月10日～17日)
- ・第二回小藝術品陳列會(11月20日～30日)

一部会期が不明なものもあったが、大体1、2週間の会期で矢継ぎ早に開催されている。三越の催事は多くの新聞で批評され、社会的関心の高さが窺える。富士展覧会の批評では、「開會即日から數十點の賣約を見るが如き大盛況を呈して居る」⁽⁴⁹⁾と、盛況振りを伝える記事や「混沌たる畫界の空氣は啻だ文展丈けで味へるのぢやない斯うした店のなかでも窺える」⁽⁵⁰⁾と、官設美術展である文展と並び評す記事など、三越の美術展の質の高さが感じられる。洋画小品展覧会の批評では、「ゴツゴツと仕上げた文展の大作などより、却つて或る意味に於ては、氣持がよいばかりでなく、實際優れたものも多い」⁽⁵¹⁾と、官設美術展と比較して三越の優位性を評価している。さらに続けて「實に三越の如く社會に最も接觸してゐる、大商店が、作家の個性を没却せずして、愛すべき小藝術品を、一般家庭に供給すると云ふことは、今の世にあつて實に喜ぶべき」⁽⁵²⁾と、芸術が一般市民にとって決して身近ではない時代に、三越のような生活に密着した場所で芸術を味わえるという文化的恩恵を贅辞している。この月が特別ではなく、本店だけでも三越では毎月ほとんど同じ頻度で種々の展覧会、陳列会が開催されており、人々に

与えた文化的影響力は多大であったと推察できる。三越は人々にとっての芸術文化の啓蒙の場にもなっており、ある意味では生涯学習施設の役割も果たしていたといえるのではないだろうか。

三越による多くの展覧会・陳列会の特徴としてあげられるのは、ほとんどの展示品が売り物でもあったという点である。しかし、その売り上げは作家個人のものであり、三越の利益に直接つながるものではなく、売価に関しても作家自身が決めていた。発表の場が限られていたなか、多くの観覧者が見込まれる場所で作品の発表ができるうえに、直接の収入にもなるため、三越の美術展覧会は芸術家たちにとって貴重であった。もちろん三越にとっても文化催事での集客は、百貨店全体の売り上げ増加や高級なイメージ戦略につながるなどのメリットはあったのだが、これらの活動は芸術家を支援するメセナ⁽⁵³⁾であり、三越はメセナ活動を当時からおこなっていた文化の庇護者だったといえよう。

三越では1年中何かしらの催事がおこなわれていたのだが、その仕掛け人ともいえるのが浜田四郎である。浜田はアメリカの百貨店を視察した際、1年中各種の売り出し(バーゲンセール)をしていることに着目した。欧米の百貨店では、年中売り出しをおこなうことで集客力を高め、閑散期を作らない工夫がされていたのである。浜田はこの視察体験からヒントを得て日比に「店内の博覧会化」を提案した。浜田は「店内の博覧会化」計画について「正月には防寒具賣出し、二月には雛人形、三月には春着衣裳、四月には五月人形賣出しといった工合に、年中休みなしに賣出し又は陳列會を連続的に開催すると、年中を通して博覧會の如く、顧客の足が絶えないであらう」と提案し、その実現を目指した⁽⁵⁴⁾。さらに浜田は、「特に賣出しを爲さざりしものまでも展示する。店内商品に限らず一時的珍しき商品の展觀もやる。或は賣る事が目的ではなく只顧客に觀せる爲の展覧會をも開く」⁽⁵⁵⁾という提案もする。「賣る事が目的ではなく只顧客に觀せる爲の展覧會」の典型的な例が、前述した流行会が主催した展覧会である。初期の流行会は、懸賞模様図案の審査や商品研究などの三越の売り物に直結する活動をはじめ、流行研究や会員各自の専門分野などの講演会を中心とした内的活動をしていたが、徐々に研究活動の成果を社会に向かって発信し、一般大衆への啓蒙を重視するようになる。そこで流行会は、研究成果の発表や一般大衆に新たな価値観を普及させる教育活動として、視覚的で誰にでもわかり易い博覧会や展覧会という形をとったのである。流行会主催の展覧会は、新たな価値観の創出や日本文化の教育的役割を果たすものであった。流行会主催の展覧会は、大正3年から6年にかけておこなわれており、以下の通りである⁽⁵⁶⁾。

- ・ 廣告意匠展覧會(大正3年11月20日～11月28日)
- ・ 劇に関する展覧會(大正4年2月20日～3月7日)
- ・ 光琳遺品展覧會(大正4年6月1日～6月3日)
- ・ 江戸趣味展覧會(大正4年6月1日～6月20日)
- ・ 旅行に関する展覧會(大正4年7月2日～7月15日)
- ・ 紅葉山人遺品展覧會(大正4年12月5日～12月8日)
- ・ 山と水の展覧會(大正5年7月7日～7月20日)
- ・ 〈奠都五十年祭に因みて〉明治風俗展覧會(大正6年10月10日～11月5日)

これらの展覧会は、全て一般大衆への新たな価値観の啓蒙が意図されていた。流行会主催の展覧会では目録が作られており、何が展示され、誰が何を出品しているかが明記されている。また、各々の展覧会で企画意図が明確に示されているので、特に印象的な展覧会をいくつか以下にまとめる。

大正4年2月に開催された「劇に関する展覧会」の企画意図は、次の通りである⁽⁵⁷⁾。

曾て歌舞伎座と自由劇場とが同じ様な計畫をされた事はありますが、その時には前者は日本劇、後者は西洋劇といふやうに、劇全體から見ると餘りに偏つたものでございました。そこで此度は古今東西、苟くも劇に關したのものならば、あらゆる方面から材料を蒐集して、一面は劇の研究者に多大の資料を提供し、他面は劇に對する社會の注意を喚起し、斯道の爲めに貢獻する處あらんとするのでございます。

流行会は、国内外の劇に関連する総合的な展覧会を提案し、劇の研究者から一般大衆までを対象にした展覧会である旨を述べている。研究者から一般大衆までを対象とするのは、今日の博物館の展覧会と同じである。したがって、企画者は研究者を満足させるだけの調査・研究が要求されると同時に、一般大衆にも親しめる展覧会を作らなければならなかった。そこで流行会は、会員の中で演劇に従事している者や、演劇への造詣が深い関係者を特別委員として中心に据えて、綿密に展覧会を創造したのである。

展示品は、劇の小道具、衣裳、有名役者の道具や持ち物、似顔絵、番付、文書、筆跡、模型、楽器などであり、劇の内部資料から外部資料までが網羅されており、とても一日では満足しきれないほど充実していた⁽⁵⁸⁾。展覧会は各種の新聞でも好意的な評価を受けている。萬朝報では、「幕内幕外兩方面に於ける劇の材料は悉く網羅されてゐる、一つ一つ仔細に見て歩くと一日を費やしても尚ほ足りないほどだから珍品の紹介は後日に譲つて取敢ず其盛況の一斑を報道して置く、好劇家は是非一見再見の價値がある」⁽⁵⁹⁾と、何度も見る価値のある展覧会だと記しており、読売新聞でも、「約千點もあらうといふ珍品揃ひなので、トテモ短時間では見きれもせず味ひきれぬから、又見直す事にして程にしとひて失敬したが、斯道に趣味を持つ者は是非一度は觀るべき」⁽⁶⁰⁾と、興味のある者に觀覽を勧めると同時に、記者自身がもう一度觀覽する旨を述べている。朝日新聞は出品の豊富さを賞賛し、「開期一週間とは物足りぬ心地がした」⁽⁶¹⁾と、会期の短さを惜しむ記事を書いている。また、三越によると「或紳士の如きは餘日いくばくも無しといふので、地方へ飛んで歸る騒ぎ、某大學教授の如きは、會期中にもう日曜が無いからといふので、大學の時間を繰合してわざわざ御見物にさへ來られました」⁽⁶²⁾というほど、觀覽者を夢中にしたようである。「劇に関する展覧会」は、これほどの好評を得たため1週間の会期延長となり、この展覧会では図録も作製された。図録は松居松翁の挨拶文にはじまり、特に注目される展示品の説明と写真とが記載されている⁽⁶³⁾。図録が発行された大正4年時は、まだ今日のように図録は一般的でなかった。それゆえ、前述した高島屋の例も含め、百貨店という商業施設が展覧会の図録まで編纂したことは、博物館学的見地から見ても評価されるべきといえる。

「江戸趣味展覧会」は、流行会内で江戸趣味を専門に研究している者たちを中心に「江戸の趣味に關するものは、文學とはいはず、藝術とはいはず、社會萬般の事物に涉つて、諸家の出品

を乞ひ、江戸文明の精華を一堂に集めて見やう」⁽⁶⁴⁾という企画意図が示されており、「劇に関する展覧会」と同様、江戸趣味に関する総合的な展覧会であった。展覧会の出品数は1万5千点で、出品者は186名に及ぶという、大量の展示品と多くの協力者のもとに開催されている。「劇に関する展覧会」に劣らぬ盛況振りだったらしく、やまと新聞では「江戸に關する諸種の方面から蒐めたから江戸の風俗や趣味を解するには便利な方法だ近頃結構な催しで誰も一度は見て置くべき」⁽⁶⁵⁾と、江戸文化を学ぶことができるという教育的側面から評価をしている。朝日新聞は、展覧会の盛況振りから「今度も日延べの大景氣になるだらう」⁽⁶⁶⁾という予想しているが、その予想通り好評のため会期を延長している⁽⁶⁷⁾。「江戸趣味」という言葉は、まだ江戸文化が生活の一部に残っていたとはいえ、洋風化が進み、江戸が趣味として成立してしまう文化の流れを象徴しているようである。現代人が昭和文化にノスタルジーを感じて、その当時に流行ったものに思いをはせるのと変わらない感覚が「江戸趣味展覧会」にはあったと考えられる。

「旅行に関する展覧会」と「山と水の展覧会」は、どちらも旅行をテーマにしたものである。2年続けて7月に開催されており、避暑地へ旅行する時期に合わせた展覧会だった。どちらも流行会の面々と、旅行に精通した専門家を中心に展覧会は作られていった。「旅行に関する展覧会」では、旅行に関連する用具、書籍、携帯品、絵画などをはじめ、あらゆる出品物が計2,000点展示されており、日本アルプスのパノラマなど、地形の全体像を俯瞰できる工夫もされていた⁽⁶⁸⁾。三越では、この展覧会に際して次のように来客を促している⁽⁶⁹⁾。

御旅行なさらうとする方に取つては此上もない御参考になる計りでなく、御都合があつて御旅行の出来ない方に取りまして一度此展覧會を御覽になれば御自身御旅行なすつた程の智識を得られる事もありませうし又御旅行なすつたと同様の楽しさをお感じになる事と存じますから、是非一度は御來店御觀覽を願ひます。

明治になってから一部の上流階級は娯楽として旅行をするようになったが、一般的に旅行を楽しむという習慣は無かったため、旅行とはどのようなものであるかを学びながら楽しむ展覧会だと強調しているのが分かる。神野由紀が「当時勃興しつつあった中流階級を中心とした層に、このような展示を見ることで、彼らの生活の中に洋風の趣味が少しずつ受容されていった」⁽⁷⁰⁾という考えを述べているとおり、中流階級の層に対して旅行趣味を啓蒙することや、旅行に行くのはステイタスだと感じさせる狙いが、この展覧会にはあったと考えられる。

ほぼ同じ意図で「山と水の展覧会」という、旅行関連の展覧会が開催されている。出品数は2,000点以上にのぼり、「旅行に関する展覧会」と同種のモノから日本の名山や名川、世界的に有名な山水の名勝に関連するモノまで展示されており、山と川に焦点をあてた観光紹介のような展覧会であった。三越の紹介では、瓢の棚の装飾や折柄の蔦の細道などが作られ、実際に山登りしている気分を細やかに演出したという⁽⁷¹⁾。新聞では、「アルプスが近年の流行である如く山と水の奮い字句のうちにも何かしら新しいものを求めて新しい意味の展覧會」⁽⁷²⁾というもののや「去年の旅行展覧會と略ぼ同體なものであるが去年にも増した珍品が少なくない」⁽⁷³⁾といった批評があった。

二つの展覧会では、「御旅行の御用意は此處で悉くお揃へ下さる様願ひ致します」⁽⁷⁴⁾と、会場入り口付近で旅行に関する携帯用商品などを陳列即売する旨を事前に広告しており、他の

流行会主催の展覧会と比べて、やや三越の営利性が色濃い。しかし、展覧会場に関連商品を販売する形態は、博物館のミュージアムショップを想起させるものであり、芸術文化の啓蒙と消費文化とを巧みに調和させていたといえるだろう。

「紅葉山人遺品展覧会」は、三越に貢献した偉人の顕彰を目的とした展覧会である。当時としては珍しいといえる文学者の展覧会は、尾崎紅葉と三越との深いつながりが関係して開催されたのであった。

紅葉と三越との関係はデパートメントストア宣言以前の明治32年から始まっている。三越が最初に発刊したPR誌『花ごろも』の小説執筆依頼を受けた紅葉は、『むさう裏』という短編小説を寄稿した。それを契機として、紅葉は小説寄稿以外にも様々な形で三越へ協力するようになり、明治34年には『水面鏡』という新たなPR誌の編集を請け負うまでになる⁽⁷⁵⁾。三越はPR誌を通じて社会に企業のイメージを発信、確立させることを意図していた。まだ西洋文化が浸透していなかった当時は日本的なものが好まれており、三越は百貨店における消費文化を確立させるため、日本的な紅葉の「いき」な感覚を歓迎したのである。当時の専務であった高橋義雄は「紅葉は純粹の江戸兒」⁽⁷⁶⁾と評し、巖谷小波は「尾崎君自身が既に流行其者である」と述べ、さらに「所謂江戸兒を代表した文學者であつて、殊に流行といふやうな事に付ては、種々眼を着けて居た人」⁽⁷⁷⁾と評している。三越は、流行に先んじて流行を生み出すのをモットーとしていたことから、「流行其者」とまで評される紅葉は協力者として打ってつけの人材だった。

瀬崎圭二は、三越(当時は三井呉服店)と紅葉との関係によって、多くの文学者が三越に集う契機になったと次のように述べている⁽⁷⁸⁾。

初期の三越PR誌は、この紅葉との関係を基軸として〈文学〉への接近を果たしていたと言えよう。『水面鏡』に、紅葉と共に硯友社を起こした石橋思案のエッセイや、やはり紅葉に囑目されていた蒲原有明の詩が掲載されていたりすること、あるいは「はいかい重筆筒」に小栗風葉、徳田秋声等紅葉門下の作家達や、秋声会を通じて紅葉と交流のあった滝川愚仏、角田竹冷等の俳人達が句を寄せているのもその結果であろう。

明治36年10月の紅葉死後も、友人や弟子たちが彼の遺志を受け継いで、三越と密接な関係を築いていくことになる。また、高橋の記述によれば、紅葉は小説家の生活の窮乏を度々漏らしており、当時の紅葉は見るからに顔色が悪く不健康な様子であったらしい。それでも自分は上等な部類だが、弟子たちは原稿料の前借りしなければ生活できないと語り、「日本でも文士の報酬が今少し向上して、力作一篇を物にすれば、一年位は遊んで居らるゝやうにならなければ、吾々の境涯も哀れなものである」と訴え、高橋は文士たちの実情を知ったという⁽⁷⁹⁾。神野は三越が芸術家たちを支援する契機は、紅葉との交流の中から生まれたのではないかと推察している⁽⁸⁰⁾。

不摂生が原因でその後間もなく亡くなってしまった紅葉に対し、高橋や日比はたいへん同情し、その死を哀れんだ。彼らが文芸やポスターなどに、当時としては破格の賞金を用意したのは、このような下積みの芸術家たちの生活を、紅葉を通して知り、力を貸したいと考えるようになったという可能性は大きい。

紅葉の死後結成された流行会に、「懸賞募集を為すこと」という規約がある。芸術家を支援

する試みは、三越と紅葉との交流から派生した可能性は多分にあるだろう。懸賞による芸術家支援は、三越の新しい意匠やPR誌の充実などによるメリットはあったものの、それを踏まえたとしても米10kgが約1円だった時代に、1等1,000円の賞金を出すこともあり、営利ばかりを考えては出せない破格の金額である。このような芸術家支援事業は、今日でいえばメセナ活動と呼ばれるものといえよう⁽⁸¹⁾。

以上のように三越と紅葉との関係は浅からぬものであり、三越は大きな影響を紅葉から受けていた。そのような経緯もあり紅葉の13回忌に「紅葉山人遺品展覧会」は開催されたのである。展示品は、原稿、俳句、書簡、日記、執筆道具、愛用品など約230点に及んだ⁽⁸²⁾。PR誌によれば「來觀せられた人々は日々數千人」と、大盛況だったことが記されている⁽⁸³⁾。大正4年時点での近代文学者の大規模な文学展は、管見の限りでは見当たらない。したがって、現在日本全国の文学館で数多くの近代文学に関する展覧会は開催されているが、「紅葉山人遺品展覧会」はその嚆矢とも考えられよう。人気のあった紅葉だからこそとはいえ、4日間の会期に毎日数千人単位で観覧者が来たことは、すでに大正初期には近代文学者の遺墨が展示される価値をもっていたことを示したといえる。

以上が流行会主催の主な展覧会の概要である。これらは、間接的に三越の商品の売り上げに寄与したとはいえ、人々への芸術文化の啓蒙や新たな価値観を普及させる教育活動に特化した展覧会であった。また、大正初期から百貨店の展覧会が、各界の研究者によって収集・分類・調査研究をおこなって作られていたことは、今日における博物館の学芸員の展覧会作りと何ら変わらないといえるだろう。

また、展覧会を開催することなどで三越は、買い物をする場所でありながら一般の人々に向けた芸術文化の情報空間としての役割も果たしており、文化活動をする民間企業の中心的存在であった。三越はイメージ戦略の一環として文化支援に積極的だったこともあるが、展覧会などを通じたメセナ活動を明治・大正期からおこなっており、芸術文化の啓蒙と消費文化とは決して水と油ではなく、両立することで双方にとってプラスに転じることを示したといえよう。

5. 三越と美術界

維新後の日本では、軍事や産業に比べ美術は軽んじられており、発展は遅々としたものであった。明治40年(1907)に三越の新美術部が誕生したことで、三越と美術界との関係が密接になるのであるが、三越と美術界との関係を追う前に、まず当時の美術界の流れについて日本美術院を中心に整理する。

東京美術学校校長として日本美術の発展に寄与し、帝国博物館美術部長も兼ねていた岡倉天心が明治31年に両職を非職となった頃から美術界は大きく変化する。非職の原因はいくつかあるが、一般的には、帝国博物館館長の九鬼隆一との関係悪化によるところが大きいと言われている。天心の非職は、東京美術学校の教授で帝国博物館にも関係の職を持っていた橋本雅邦をはじめ、横山大観や下村観山など教授、助教授、講師17名ものが辞職する一大騒動になった。斎藤隆三は当時を次のように振り返っている⁽⁸⁴⁾。

これだけの多数教官が、岡倉の退官に殉じて美術学校を去ったということは、美術学校は

た教育界の一大事件であったとすべく、一面には、またもって岡倉の面目を保たしめたものであったともいうべきである。とくにこの十七名の辞職者の筆頭として、当時の学校においても、美術界においても、はた社会においても群を抜いて重きを持し、声望一代を傾けた橋本雅邦の名をみたことは、雅邦が名利や権威に動かされなかった偉大さを知らしむるとともに、岡倉を大ならしめたものであって、それだけに、岡倉なき後の美術学校を軽からしめたものともなった。

騒動の半年後に天心は、すでに美術家として活動している者を集め、美術研究団体である日本美術院を設立した。天心は、美術学校においても帝国大学のように大学の上に大学院を作り、高いレベルで美術を研究する機関を作るべきという持論を形にしたのである。日本美術院落成は、同日の第1回日本美術院展覧会(以下「院展」)の開催と共に全国的に知られるようになり、展覧会が事実上の開院式の役割を果たした。しかし、在来展覧会の会場はほとんど上野竹の台の陳列館に限られていたときに、僻陬の地であった谷中で開催されたため、来館者数は多くなかった。ただ、官立美術学校を追われた者を中心とした新美術建設の気概は、美術に関心の薄かった時代でも新聞に取り上げられ、その意気は社会に買われていた⁽⁸⁵⁾。日本美術院は、美術界を啓発すると共に社会に美術思想を啓蒙することを目的としており、その活動の一つが月刊雑誌『日本美術』の発行であった。『日本美術』の発刊以前は、美術に関する評論や研究、美術の新作の紹介はほとんど皆無に等しく、『日本美術』は美術界に一石を投じる役割を果たし、少なからず一般大衆にも影響を与えた。『日本美術』発行の意義について斎藤は以下のように記している⁽⁸⁶⁾。

描かれた絵は、時を同じうしては、限られた人に、限られた場合において観られるのみであって、同時に地を異にしたところにおいて、多数の人に示すことはできがたい。しかるに『日本美術』の発行は、たとえ当時の社会情勢の致すところ何ほどの発行部数でもなかったとしても、院の主張から成った新作品の多数が写真版として巻頭に飾られて世に出されたのであるから、院の主要の作者の絵を広く世に示すことの上に重大なる任務を果たしたことは明らかであって、ただこの一点よりみても、『日本美術』の刊行は重要な意義を保つものであったとすべきである。

日本美術院は、雑誌の発行以外にも巡回展覧会を開催し、全国に美術思想を教育啓蒙する活動をしていた。巡回展は第1回院展翌月の仙台を皮切りに、盛岡、秋田、大曲、横手でも開催された。翌年の明治32年には、福岡、広島、大阪、横浜、日光で、33年には、岐阜、富山、金沢、新潟で、34年には、神戸、京都、岡山、津、高松、前橋でと、全国各地で順次展覧会を開催しており、当時としてはあまり類を見ない活動領域といえる⁽⁸⁷⁾。美術展覧会に触れたことも無かった地方の人々は、美術界の錚々たる面々の作品を初めて鑑賞する機会を得られ、大いに感性が刺激されただろう。この活動は地方有志からの日本美術院経営の資金援助も目的としていたのだが、そちらは思うように成果が上がらず資金繰りに苦心していた。また、日本美術院では研究を重ねながら日本画の可能性を模索し、新しい芸術を創造していたが、日本美術協会(以下「旧派」)は異端として認めず院展作家の作品は、朦朧画と非難され始めたのである⁽⁸⁸⁾。旧派の非難は世に広がっていき、それまでの絵の依頼者たちが次々と離れてしまい、

院展作家には大きな打撃となった。斎藤は当時を次のように述懐している⁽⁸⁹⁾。

世の大方から極端なる非難攻撃を受けたるが上に、絵の依頼者さえその途を断つたのであるから、さなきだに貧弱であった生活はここにいよいよ窮迫に陥り、時には芸術精進のためには芸術以外のものの上に生活の資を求めなくてはなるまいとあせらしむるに至ったことさえあったほどである。

ただでさえ美術に関心の薄かった時代であり、芸術家の楽ではない生活がいよいよ困窮を極めるようになったのである。日本美術院の経営も、それぞれの生活も苦しくなり、院展も第10回を最後に休止状態となった。そして、日本美術院自体が天心の別荘のある茨城県五浦に都落ちし、横山大観や下村観山らも一家で移住することになったのである⁽⁹⁰⁾。

日本美術院が落日を迎えた頃、美術界に大きな転機が起こった。明治40年10月に日本初の官展「文部省美術展覧会」(以下「文展」)が開催されることになったのである。毎秋1回、文部大臣監督下に文展は開かれることが決まり、美術界全体はこれに歓喜した。日本画、洋画、彫刻の3部から成ると定められ、審査員は各部の大家から選出された。しかし、日本画の部の審査員には、日本美術院系の作家が選ばれて旧派の作家は一人も入っていなかったことから紛糾の因となり、第1回文展に旧派作家の不参加という結果を招くことになる。そのため、第2回文展では、審査に旧派が参加することになったが、今度は院展系作家の一部が不出品する事態となった。第3回文展で初めて日本美術院系の作家(以下「新派」)、旧派が揃い踏みしたが、一等、二等賞は新派が独占し、三等賞の12作の内、2点のみしか旧派の作品は受賞せず、新派が旧派を圧倒する結果に終わった。この結果を受けた旧派は、「また新派に朋党の結束ありとし、横暴と断じてこれを罵ってやまなかった」らしく、以後ますます関係を悪化させていくことになる⁽⁹¹⁾。

一方、その当時の三越はというと、文展の始まる1ヶ月前の明治40年9月に「今回当店に於て其設備をなして、弘くそれ等の需要に応ずると共に、一種の常置展覧会ともなして、美術の鑑賞家、又は美術研究者の好資料となさん」という設立趣意を示して、新美術部を大阪支店に開設。遅れて12月には本店の東京にも設置している⁽⁹²⁾。三越の「常置展覧会」の大きな特徴の一つは、新作のみを取り扱うという点である。ほとんどの展覧会は鑑賞と購買とを兼ねており、万が一にも贋作を売って世間の信用を損なうリスクを回避する観点から、新作の美術品のみを扱うというのが信条になったのである⁽⁹³⁾。三越は販売促進を一つの目的としていたとはいえ、美術界は作品発表の場に飢えており、また大多数の芸術家の生活は困窮していたことから、展覧会場の提供と展示販売とをおこなう三越の活動は大いに歓迎された。この活動は、芸術文化の啓蒙と消費文化との関係性が一致した戦略的メセナ活動といえる。

三越は明治43年に「第1回現代大家半折画会」や「新作画幅展」を開催しているが、新派、旧派にこだわらず、当時の人気作家に依頼している。大正元年(1912)に開催された「三越四大画伯新作画並諸大家新作品陳列会」について草薙奈津子は、「新派、旧派の作家が入り乱れ、今日ほとんど知られない作家も入っていて興味深いのが、東京、京都、大阪と目配りしていることがわかる」⁽⁹⁴⁾と、三越が美術界への配慮を欠かしていなかったことに着目している。三越の気配りは、気難しい芸術家たちに響いたのだろう。この後も派閥に関係なく協力関係は続き、三

越では多くの美術展覧会が開かれていくのである。

明治から大正に年号が移り変わるなかで、日本美術院のみならず美術界全体に激震が走る。大正2年9月に天心が52歳で急逝したのである。近代日本画壇をリードしてきた天心の急逝は、各方面に大きな衝撃を与えた。斎藤は天心没後の心境を以下のように記している⁽⁹⁵⁾。

美術院の全部であると称しても過言でない大天心の世をすつるに会しては、当然一切のものをあげて終止符を打たなければならない、日本美術院の看板はその後なお幾月かは、五浦の研究所に潮風にさらされて蕭然として掲げられてあったとしても、それは実のない残骸にたいしての標示たるに過ぎない。

日本美術院=天心と考えていた弟子たちには、象徴を喪っても今までと変わらず日本美術院を運営する選択肢はなかった。それゆえ、俄かに新しい日本美術院を創造していく機運が大観や観山らを中心に湧きあがり、休止状態であった院展を復活させる向きが高まることになる。元々、彼らにとって文展は寓居であり、再び私邸である院展を回生させるのは時間の問題だったのかもしれないが、師が没したことで大きく動き出す契機となったのだろう。

天心没後の翌年9月には一周忌を兼ねた、新しい日本美術院の開院式が執り行われた。しかし、日本美術院再興は文部省の組織する文展に対する反抗勢力と受け取られ、文展審査員から大観を排斥するなどの対立関係を生じさせてしまうのである⁽⁹⁶⁾。この対立関係が大きく取り上げられた契機が、文展と院展とが同日、同時刻に別会場で開催するという事件であった。文展は例年通り上野竹の台の陳列館で開催したが、展覧会会場の限られている時代である。日本美術院は「当時唯一の展覧会会場であった上野竹の台の陳列館を秋季全部にわたって文展に占められてある以上、会場を得ることはさらに最も至難のことであった」と、窮する事態になる。そのような時勢、「たまたまこの秋新館の落成して、それに移るべき三越の旧館が利用されるべきことを知って、それを借り求めて、この難関を突破した」と、三越が日本美術院に協力する形で院展を開催することに決まったのである⁽⁹⁷⁾。

こうして同日、同時刻に始まった展覧会は多くの反響を呼ぶ。10月15日の朝日新聞は次のように報じた⁽⁹⁸⁾。

文展に對しては打撃なるべしと雖も、美術界の爲めには寧ろ喜ぶべきものあり。(中略) 文展が唯一の競争場にして他に之と對立すべきものなきが故に然るものなり。然るに今回は意外にも両者の對立を見るに至つて、相互に奮励をなすの勢ひとなるべく、美術院派が政府の會を凌がんとするの意氣必ずや熾なるものある…

文展と院展とが並び評されたことは、ある意味で三越が展覧会場として社会的に認められたことを意味しており、明治37年から文化的展覧会を開催してきた実績が実を結んだといえるだろう。また、在野集団の展覧会である院展は、民間企業の三越と相性が良かったのではないだろうか。日本美術院は前述したように巡回展覧会をおこない、全国各地に美術思想の普及を心掛けるなど、日本美術の底上げにも尽力していた。一方の三越も、美術に造詣の深くない者に、買い物ついでに美術展を鑑賞する機会を与えて興味をもたせるという、百貨店ならではの特徴を活かして、日本美術の底上げをしていた。目的の近い両者が協力関係になるのは、ある意味当然の成り行きだったといえるだろう。また、文展と院展に関しても、どちらかと言えば、

文展は上から下へ、院展は下から上へという異なる特徴を持っており、両展覧会は日本の芸術文化向上にとって良い影響をもたらす結果になったのではないだろうか。

その後、大正8年に文部大臣管轄下に美術に関する諮問、建議機関である帝国美術院が設立されたことで、文展は帝展と改められた。帝国美術院発足時には、日本美術院の大観や観山も会員になるよう文部大臣らに協力を促されたが辞退し、改めて在野にて活動することを表明する形となった⁽⁹⁹⁾。

歩み寄ることのなかった文展・帝展と院展とであったが、三越の浜田四郎の尽力によって両者は接近することになる。この歴史的な出来事の一連の流れを斎藤は以下のように述べている⁽¹⁰⁰⁾。

帝展の栖鳳・玉堂、院展の大観・観山、それは又東京派と京都派との代表作家でもあるそれ等の作品、それ等の力作を、一堂の内に相列ねて鑑賞したらんにはといふ待望が、何となしに氣運を成したものであつた。その氣運を巧みに捉えたのは三越當時の當事者であつて、それを計畫し實現して成立したものが即ち淡交會である。(中略)營利を度外視しての計畫ではないが、さりとして利益を目的ではない、興味からの出發といへばさうもいへるであらうが、三越の大を以て、世の爲し難きを爲し遂げたといふ誇りを示さんことが最も主要なる心の動きであつたらう。事實、曾つて政府が帝國美術院を設けた時には、日本美術院から大観・観山の兩者を招いて之に列せしめ、以て廣業や栖鳳や玉堂と握手せしめんとして、文部大臣も文部次官も辭を卑うして説き、禮を厚うして請ふて、而して遂に成し得なかつた兩者の接近である。それを今一三越の手を以て遂げ得たとすれば、三越は當然大なる誇りを以て世に臨み得べきである。それから受くる區々たる物質的所得の問題ではない。(中略)案ずるほどにもなく、事はすらすらと運んで成立した。會の名は君子の交として淡交會と名づけられた。(中略)淡交會は成つた。毎年一回、三越を會場に展覧會を開くといふだけのものである。他に目的もなければ主張のあるのでもない。然しながら何人も觀て以て、現代畫壇の最高峯とする在朝在野兩派の棟梁をすぐつての結合であり、その作品を一堂に集めて世の批判に問ふといふのである。當時に最高級の作品發表機關ともすべく、而してそれは望んでも實現し得らるべきでないと言諾して居つたものが今成立したのである。

確執のあつた文展・帝展と院展とを雪解けさせた三越は、日本美術史において大きな功績をもたらしたといえる。三越の文展・帝展系作家と院展系作家とを區別せずに、藝術家たちを民間レベルで支援してきた結果が、このような成功につながつたのだろう。当時はまだグループ展は珍しかったが、三越は淡交會を起点に七絃會、六潮會、春虹會など次々と三越主催のグループ展を催し、帝展や院展と同じ質の画家が参加した展覧會を恒常的に開催していくのである⁽¹⁰¹⁾。

このように、三越は明治末から日本の芸術の庇護者として藝術家たちに発表の場を提供するだけでなく、時に画壇と一般社会のパイプとなり、一部上流階級のものであつた美術品を一般庶民にまで親しめる環境をも作っていたのである。また、三越は一般大衆に高いレベルの美術を鑑賞する機会を明治末から人々に与え、日本における芸術文化向上の役割を大いに果たした

といえるだろう。

おわりに

三越の文化支援の歴史は、日本の文化の発展を担ってきたのが必ずしも国家だけではなく、民間企業力も大きいことを示しているといえるだろう。三越は、国家に代わり文化の発展に貢献する大義と、自社の利益を求める意識のもと文化支援をおこない、文化的な活動を活かすことで経済的発展を遂げていた。つまり、一般的には文化支援に経済性を求めることは困難であると考えられ、企業は文化支援に消極的になりがちであるが、戦略的におこなうことで利益も得られると、創立時の三越は示していたのである。

また、今後の博物館は教育といった堅苦しいイメージにとらわれ過ぎず、百貨店の展覧会のように買い物ついでに展覧会を楽しむといった気軽さも学んでいく必要があるのではないだろうか。人々の志向が多様化する現代社会では、一つの場所で様々な楽しみが得られる複合型施設が求められる傾向にあり、博物館は展覧会を中心とした教育活動の充実以外の楽しみも期待されている。気軽さを重視するあまり、本来の博物館施設の役割を蔑ろにしてはならないが、昨今の経営難の博物館は、運営母体から来館者数という目に見える数字が求められる実情がある。博物館や美術館ごとに課題が異なるため一概に述べられないものの、例えばミュージアムショップ・ミュージアムカフェなどの付帯施設の充実と、季節イベント(クリスマスやハロウィンなど)とのコラボレーションや、地域の伝統文化を活かすイベント作りなど、付加価値の高い独自性のある博物館を創造することも、これまで以上に考えていく必要があるだろう。

国や地方自治体の援助が限られているなか、「店内の博覧会化」という文化催事による消費の促進を図った当時の三越の考え方は、経済性が期待される博物館の一助となるのではないだろうか。

註

- (1) 齊藤泰嘉 1987「佐藤慶太郎と東京府美術館 I」『東京都美術館紀要』No.11 東京都美術館 PP.18-19
- (2) 寺田寅彦 1998『寺田寅彦全集 第20巻』岩波書店年 P.35
- (3) 芥川龍之介 1971「俳画展覧会を観て」『芥川龍之介全集 第4巻』筑摩書房 P.171
- (4) 三越 2005『株式会社三越 100年の記録』三越 P.63
- (5) 石塚邦雄 2009「発刊にあたり」『三越美術部 100年史』三越
- (6) 安田鞞彦 1960「思い出」『高島屋美術部五十年史』高島屋 P.76
- (7) 宮野力哉 2002「絵とき百貨店の「文化誌」』日本経済新聞社 P.1
- (8) 東京都公文書館 2004「勸工場振興意見」『東京市史稿 市街篇第72』臨川書店 P.77
- (9) 東京都公文書館 2002「回議録第八類 第一勸工場明治十年ヨリ十一年ニ至」『東京市史稿 市街篇 60』臨川書店 PP.897-903
- (10) 註9と同じ
- (11) 初田 亨 1993『百貨店の誕生』三省堂 P.16

- (12) 吉見俊哉 1992『博覧会の政治学』中央公論新社 P.138
- (13) 二葉亭四迷 1937『二葉亭四迷全集 第1巻』岩波書店 PP.602-603
- (14) 岸田劉生 1979『岸田劉生全集 第4巻』岩波書店 P.308
- (15) 読売新聞社 1883年10月14日付「書畫展覽會」『読売新聞』
- (16) 読売新聞社 1883年12月11日付「辰の口勸工場内にて」『読売新聞』
- (17) 註14と同じ PP.308-309
- (18) 東 珠樹 1974『岸田劉生とその周辺』東出版 P.217
- (19) 註14と同じ P.309
- (20) 註4と同じ P.362
- (21) 註4と同じ
- (22) 日比翁助 1912『商売繁昌の秘訣』大学館 PP.100-101
- (23) 註22と同じ P.103
- (24) 海野 弘 2003『百貨店の博物史』アーツアンドクラフツ P.23
- (25) 星野小次郎 1952『日比翁助』日比翁助翁傳記刊行會 P.143
- (26) 註25と同じ
- (27) 註4と同じ P.65
- (28) 三越 1912『みつこしタイムス』第10巻8号 PP.10-11
- (29) 註25と同じ P.135
- (30) 松居松翁 2011「日比翁助先生評伝」『社史で見る日本経済史 第54巻』ゆまに書房 P.32
- (31) 註4と同じ P.70
- (32) 三越 1909『みつこしタイムス』第7巻7号 三越 P.58
- (33) 松本孝次郎 1909「こども博覧會について」『日本の家庭』臨時増刊 第3巻4号 同文館
- (34) 日比翁助 1909「兒童博覧會開設の由来」『みつこしタイムス』臨時増刊 第7巻8号 三越 PP.3-4
- (35) 巖谷小波 1909「私と兒童博覧會」『みつこしタイムス』臨時増刊 第7巻8号 P.158
- (36) 三越 1909「兒童博覧會開設趣旨」『みつこしタイムス』第7巻3号
- (37) 三越 1909「兒童博覧會開設趣旨並規定」『みつこしタイムス』臨時増刊 第7巻8号 P.7
- (38) 註12と同じ P.162
- (39) 註11と同じ P.140
- (40) 註34と同じ PP.12-14
- (41) 註34と同じ P.14
- (42) 増田義一 1909「答辭」『みつこしタイムス』臨時増刊 第7巻8号 PP.36-37
- (43) 三越 1913「第五回兒童博覧會開會趣旨」『三越』臨時増刊 P.2
- (44) 三越 1913「出品陳列の年齢別分類」『三越』臨時増刊 P.9
- (45) 大島十二愛 2002「メディアとしての博覧會－みつこしタイムスにみる『文化の展示場』三越兒童博覧會」『新聞学』18号 PP.48-49
- (46) 神野由紀 1994『趣味の誕生 百貨店がつくったテイスト』勁草書房 PP.170-171

- (47) 註4と同じ P.63
- (48) 三越 1913「十一月以後の三越呉服店」『三越』第3巻第11号 三越 PP.1-3
- (49) 東京毎日新聞社 1913年11月2日付「富岳畫展覽會」『東京毎日新聞』
- (50) 日本新聞社 1913年11月2日付「富士山と三越」『日本』
- (51) やまと新聞社 1913年11月14日付「三越の小品展覽會」『やまと新聞』
- (52) 註51と同じ
- (53) 「メセナ」とは芸術文化支援を意味するフランス語。企業が行う社会貢献活動といった広義の解釈で使用されることもある。
- (54) 浜田四郎 1948『百貨店一夕話』日本電報通信社 P.132
- (55) 註54と同じ P.131
- (56) 三越百貨店のPR誌『三越』による。
- (57) 三越 1915「劇に関する展覽會」『三越』第5巻2号 P.14
- (58) 三越 1915「劇に関する展覽會目録」『三越』第5巻3号 PP.25-38
- (59) 朝報社 1915年2月21日付「三越の劇展」『萬朝報』
- (60) 読売新聞社 1915年2月21日付「劇に関する展覽會を觀る」『読売新聞』
- (61) 朝日新聞社 1915年2月22日付「劇に関する展覽會」『朝日新聞』
- (62) 三越 1915「劇に関する展覽會」『三越』第5巻3号 P.24
- (63) 山田芸艸堂 1915『劇に関する展覽會圖録』
- (64) 三越 1915「江戸趣味展覽會」『三越』第5巻5号 三越 P.19
- (65) やまと新聞社 1915年6月6日付「江戸趣味展覽會を見る」『やまと新聞』
- (66) 朝日新聞社 1915年6月6日付「江戸趣味展覽會」『朝日新聞』
- (67) 三越 1915「江戸趣味展覽會」『三越』第5巻7号 P.24
- (68) 三越 1915「旅行に関する展覽會」『三越』第5巻8号 PP.13-14
- (69) 註68と同じ P.15
- (70) 註46と同じ P.187
- (71) 三越 1916「山と水の展覽會」『三越』第6巻8号 PP.6-7
- (72) 報知新聞社 1916年7月7日付「山と水展覽會」『報知新聞』
- (73) 東京日日新聞社 1916年7月7日付「山と水展覽會」『東京日日新聞』
- (74) 註68と同じ「旅行に関する展覽會」 P.15
- (75) 三越 1915「紅葉山人と流行」『三越』第5巻12号 P.8
- (76) 高橋義雄 1933『箒のあと(上)』秋豊園 PP.324-325
- (77) 註75と同じ
- (78) 瀬崎圭二 2000「三越刊行雑誌文芸作品目録」『同志社国文学』51巻 同志社大学国文学会 P.64
- (79) 註76と同じ P.326
- (80) 註46と同じ P.136
- (81) 三越 1913『三越』第3巻11号 PP.13-14

- (82) 三越 1916「尾崎紅葉遺品展覧會」『三越』第6巻1号 P.9
- (83) 註82と同じ P.13
- (84) 斎藤隆三 1974『日本美術院史』中央公論美術出版 P.28
- (85) 註84と同じ PP.42-43
- (86) 註84と同じ PP.65-66
- (87) 註84と同じ PP.66-69
- (88) 註84と同じ PP.88-89
- (89) 註84と同じ P.93
- (90) 註84と同じ PP.119-122
- (91) 註84と同じ PP.141-152
- (92) 註4と同じ P.103
- (93) 註54と同じ P.25
- (94) 草薙奈津子 2009「近代日本画と三越美術部の寄与」『三越美術部100年史』三越
PP.24-25
- (95) 註84と同じ P.193
- (96) 註84と同じ P.198
- (97) 註84と同じ PP.210-211
- (98) 朝日新聞社 1914年10月19日付「文展と美術院(一)」『朝日新聞』
- (99) 註84と同じ P.308
- (100) 斎藤隆三 1948『芸苑今昔』創元社 PP.140-141
- (101) 註5と同じ PP.7-77

(國學院大學大学院博士課程後期)

移動博物館の歴史の変遷

The Historical Change of Mobile Museum

阿部 楓子
ABE Fuko

はじめに

博物館は、社会教育機関としてあらゆる人々に学習する機会を提供する役割を担っており、その役割を果たす方策の1つが移動博物館である。移動展、巡回展、巡回博物館、巡回館外展示と、統一的な呼称はないものの、博物館がより社会に開かれた存在となる足がかりとして重要な要素であると筆者は確信している。

しかしながら、移動博物館については、各博物館もしくは各都道府県の教育普及活動として発案・実施・報告されるのみで、その歴史や各国の活動形態の比較等の博物館学としての総合的な研究が行なわれていないのが現状である。

当該活動が抱える問題を明確化し、日本の現代社会における意義について考察を試みるのが研究の主目的であるが、その前段階として、本稿は、移動博物館の初源から現在に至るまでの歴史の変遷を辿り、当該活動が担った役割を明らかにするものである。

1 移動博物館の誕生

移動博物館は、いつ、どのような目的で、且つどのような形態で開始されたのかを論究する。先ず、移動博物館の初源に関する記述は、下記の3項目を確認することができる。

第1は、1970年代初めにアメリカで行われたものを移動博物館の初源とし、それに続いてインド、イギリス、そしてボツワナで行われたという記述⁽¹⁾である。これは、1979年(昭和54年)にボツワナ国立博物館において実施された移動博物館プロジェクト「シマウマ号」に関する報告の中で菊池弥生が述べているものである。事実1960年代以降のアメリカにおいては、アウトリーチ活動が活発化したところからも⁽²⁾、1970年代においても盛んに行われていたであろうと推測することはできる。しかしながら、1933年に記された中田俊造による「米國に於ける巡回博物館」と題する報告⁽³⁾と、1954年に「私の移動博物館」と題する清水利雄の記事⁽⁴⁾がそれぞれ『博物館研究』に掲載されていることを考慮すると、1970年代以前から移動博物館が、アメリカにおいても日本においても既に存在していたと推定できよう。

第2に、イギリスのサウス・ケンジントン博物館⁽⁵⁾の実質的な館長であった、ヘンリー・コールが行った、国鉄の車両を利用した移動展が移動博物館の初源であると、加藤有次は記述している⁽⁶⁾。1852年にコールは、同館の最初の学芸員であったジョン・チャールズ・ロビンソンを責任者として館外貸出部を組織し、その2年後の1854年から移動展を実施した。430の資

料と素描、写真を用いて約4年間に22会場で実施し、約23万9千人の利用者があったという⁽⁷⁾。この活動⁽⁸⁾については、後藤守一⁽⁹⁾と棚橋源太郎⁽¹⁰⁾がそれぞれの著書で紹介しているが、両者とも資料の館外貸出として捉えており、移動博物館としては位置づけていない。また、フランス博物館名誉学芸員であるリュック・ブノワの著書には下記の通りに述べられている⁽¹¹⁾。

最も歴史ある貸し出しサービスは、間違いなく「ヴィクトリア・アンド・アルバート美術館」であり、これとは別のやり方で実施された。すなわち、常設展示ほかに、博物館は二万五〇〇〇点の作品を選び、三〇〇の特別コレクションに区別した。ラベルと解説文をつけ、展示ケースに入れて巡回し、一、二か月の間、イギリスの小さい町ごとに巡回させたのである。

以上からも巡回展示であることは、明々白々である。

第3は、棚橋の著書である『博物館教育』及び『博物館学綱要』において記された、ドイツのドレスデンに所在する国立衛生博物館の「巡回展覧」である。資料の運搬のための自動車を用意し、資料である絵画・模型を運搬、展示するに留まらず、車内に設けられた映写室ではスクリーン上演がなされていた。更には職員が寝泊まりできる設備を有する等、地方にありがちな会場難や電力不足等の諸問題も解決する当該活動は、正に移動博物館と呼ぶことができる内容であり、棚橋はこの活動が世界で最も早い事例と指摘としている⁽¹²⁾。棚橋の記述には、活動の正確な年が記されていないが、同館は1912年開館であるところから、先述のサウス・ケンジントン博物館の移動展よりも後であるのは明らかである。

以上を踏まえると、1854年に実施されたサウス・ケンジントン博物館の移動展を移動博物館の嚆矢とする説が最も有力である。サウス・ケンジントン博物館は、近代博物館の中で最も早く公共のための活動を始めたのは周知のことであり、移動博物館についても、これよりも遡ることは不可能であろう。よって、このサウス・ケンジントン博物館の1854年に実施された移動展が移動博物館の濫觴と考えられる。

2 戦前の移動博物館

欧米の博物館が公教育を根幹として成立したことに對して、日本における博物館發達は、2つの系統があることを椎名仙卓は指摘している。

1つは、殖産興業政策と深く関わり、且つ伝統的な文化財の保護において重要な役割を果たした点である。古代の宗教的施設を基本とし、収集、保管、展示を目的として發展してきた中で、前史の1つとして挙げられるものに、開帳がある。

開帳とは、寺社が日頃は蔵している仏像や靈宝を期限付きで公開するもので、平安後期あるいは鎌倉時代に始められ、江戸時代に隆盛した。開帳は、初めは秘仏と縁を結ぼうとする純粹な宗教的行事であったが、見世物興業と結びつき、遊興的なものとなったことで、娯楽・憩いの場として大衆に人気となった。そして、人々が寺社に多く集まるようになったことで、信者たちの奉納金品や賽銭からの財源確保という目的が付け加えられるようになる。

開帳は、自社内で実施するものを居開帳、他寺社で実施するものを出開帳と區別する。後者である出開帳について椎名仙卓は、下記の如く述べている⁽¹³⁾。

出開帳は本尊や宝物を遠方に持ち出して一定の期間公開するというところにあるが、それはあたかも近代博物館が所蔵している資料を持ち出して各地で公開する“移動展覧会”に極めて類似した一面をもっている。

即ち、移動展示の先駆けであると指摘できるのである。勿論、この出開帳に近代的な教育の要素があったかとは見做すことはできない。しかしながら、この遠隔地にモノを運び、公開する行為を博物館における館外展示の一端と見做すならば、移動博物館の歴史を考えるにあたっても触れるべきであろう。

もう一方の系統は、学校教育と深く関わり、後に社会教育機関としての役割を果たした点に起因する要件である。

1909年(明治42年)、明治天皇暗殺計画の発覚に伴う弾圧事件である大逆事件が発生し、政府は国民思想の健全化を図るためには、通俗教育(今日の社会教育に相当する)を推進することが最も得策であるとし、これに伴って日本において博物館は、社会教育機関と位置づけられたのである。1911年5月に通俗教育調査委員会官制が公布され、通俗教育委員会が組織された。その議題として「通俗調査及び施設に関する件」が登場したのであった。

また、1918年に開催された臨時教育会議第28回総会の通俗教育について述べられた答申の理由書の中で、「教育博物館巡回博物館等」⁽¹⁴⁾という記述が確認できる。ここで記された「巡回博物館」とは移動博物館の前身と考えられ、国民の思想の健全化を目的とする通俗教育の機関とし捉え、一般大衆の利用を奨励したものと看取される。このことは、博物館を振興する上で移動博物館が重要な役割を占めるものとして、その必要性が期待されていたことを示している⁽¹⁵⁾。

1919年に開催された第41回帝国議会衆議院本会議では、社会教育及び産業開発の機関としての国立博物館建設を求める「国立博物館建設ニ關スル建議案」が、憲政会に属する井原百助ら6名の議員によって上程され、その建議案は、「帝國博物館完成ニ關スル建議案委員會」に付託された。この「帝國博物館完成ニ關スル建議案」において、「巡回博物館」とともに、「移動博物館」という言葉が、初めて登場するのである。

当該建議案では、明治以降の膨大な資料を収集、保管する皇室博物館を文部省に移管し、それを国の中央博物館に据え、地方都市にその分館を設置して博物館活動を展開していくべきであると述べられた。第1回の議会において、同じく憲政会議員の荒川五郎は、下記の如くの問題を投げかけている⁽¹⁶⁾。

國民全般ニ普及ヲ要スル物ニ向ッテハ、移動博物館トカト云フヨウニ、全國ヲ巡廻シ移動セラル、ヨウナ方法ヲタテラレタナラバ、各地方ニ特別ノ設備ヲ要セズシテ、國民一般ニ便利ヲ得ルコトデアラウト思フノデアリマスガ、サウ云フヤウナ御考ハ無イノデアリマスカ(傍線筆者)

上記の質問に対し、政府委員である武部欽一は、移動博物館を「巡回博物館ト存スルノデアリマス」とし、通俗図書館と巡回文庫を例に挙げ、下記の返答をしている⁽¹⁷⁾。

恰モ巡回分庫ガ中央圖書館カラ出サレテ、サウシテ各地方ヲ廻ルト同様ニ、博物館ニ於テモ中央博物館ト巡回博物館ト云フヤウナ關係ガアラウト考ヘマス、併シ此施設ハ、圖書

館ニ巡回分庫^{ママ}ノ必要ト同様ニ、博物館ヲ施設シテ、ソレニ伴フ巡回博物館ノ必要ナコトハ無論デアリマス

つまり、直ぐに地方都市に博物館が設置できない場合の具体的な方策の1つとして、東京にある貴重な資料を全国に移動させながら公開する巡回博物館の必要性が述べたのであった。

当該建議案においては、「巡回博物館」と称する用語が8回使用されているのに対して、「移動博物館」は3回、「移動的博物館」が1回使用されている。また、「移動博物館」という言葉の後には、「トセラル」、「トカト云フヤウニ」、「ト仰セラレマシタガ」という婉曲する言葉が続いている。即ち、「移動博物館」なる用語がまだまだ根づいていなかったことが窺える。

さらに、武部は「巡回博物館」の先駆的な例として、東京教育博物館を挙げている。東京教育博物館は、1872年に文部省内に博物局が置かれ、湯島大成殿を博物局観覧場としたことに端を発し、1877年に誕生した文部省所轄の教育博物館の後身である。東京教育博物館は、教育博物館であった1877年から教育博物館館長補手島精一によって所蔵資料の貸出が開始していた。この資料の貸出については、椎名仙卓が『国立科学博物館百年史』において詳述しており、当時の資料の貸出の目的を、①教育用品の模造(倣造)のため、②教育用品の普及と使用法の説明のため、③博覧会等への出品のため、と3分類を企てている⁽¹⁸⁾。

後に貸出の内規が定められ、通俗教育参考品等を各地域の希望に応じて貸し出していた。しかし、東京教育博物館総則の第5条に「学校教育及ビ教育家ニシテ學術研究ノ爲メ」⁽¹⁹⁾と記されているように、その対象は教師や地方の学事担当者のみであり、一般や子どもに向けたものではなかった。つまり、先駆的な「巡回博物館」の一例として挙げられてはいるものの、日本における移動博物館の初源とするには、不十分な活動であったと評価できよう。

次に同時期の博物館の教育普及活動で注目すべきは、現在の山口県立山口博物館の前身である防長教育博物館が実施した通俗教育巡回博物館である。

防長教育博物館は、1908年4月の皇太子(後の大正天皇)の山口県行啓を記念して、山口県師範学校内で同年4月10日から16日まで山口県教育会によって開催された、教育に関する物産展覧会に端を発している。この展覧会には資料として、家庭教育品37点、学校教育品20,026点、社会教育品52点、参考品48点が出品され⁽²⁰⁾、皇太子が観覧した後に一般に公開された。そして、翌年3月15日の山口県教育会代議会において、皇太子殿下行啓記念教育博物館の設立が決議され、議論を重ねた後の1912年4月8日に防長教育博物館が開館した。

防長教育博物館が開館される前後の1911年に文部省の通俗教育への取り組みが開始されると山口県教育会は、その奨励策を受け入れ、新規受入資料として通俗教育資料を収集するようになった。1914年に県から通俗教育奨励金が交付されるようになると、同館は、通俗教育に関する各種参考品を購入し、県内各地で通俗教育巡回博物館を開催し始めた。

この「巡回博物館」という名称の由来として、斎藤修啓が東京教育博物館の資料貸出と山口県立山口図書館の巡回書庫を挙げているが、その関連を分析することは研究の目的を越える重要な課題であるとして指摘のみに留めている⁽²¹⁾。東京教育博物館の資料貸出については、前述したように当時は移動博物館とは見做すことはできないものであった。また、山口県教育会が発行した機関誌『防長教育』に、本巡回博物館について以下の記述がある⁽²²⁾。

今日通俗教育は各府縣共種々の方法を以て行はれて居るが、未だ嘗て博物館を利用し而かも各地を巡回して廣く一般の爲めに通俗教育に資すべき移動的の博物館を開催した所の例は全國に一つもない。(中略)此時に當つて本縣が一步を進んで、現在の博物館を擴張し、更に之を活用して巡回博物館を各地に開催せんとするは、最も愉快の事であるが、之が衝に當る直接當事者の責任は實に重大なるものありと謂はねばならぬ。(傍点原文ママ)

記述を見る限り、東京教育博物館の巡回博物館と防長教育博物館の巡回博物館の関係は極めて希薄であると把握できよう。

そのため、山口県立山口図書館が実施していた巡回書庫の影響が大きかったことが推測できる。巡回書庫は、後に巡回文庫、現在では移動図書館、あるいはブック・モバイル(自動車文庫)と呼ばれ、「動的な図書館」として多くの公立図書館において行われている。1980年に実施している自治体数と台数ともにピークを迎えるが、現在も500館近くの図書館が実施している⁽²³⁾。

移動図書館に関する研究は、移動博物館と比較すると盛んに行われているのが現状である。その歴史については、紙幅の都合より省略するが、その初源は山口県立山口図書館に求めることができる。同館では、アメリカの図書館思想を学び、日本の図書館界で活躍した佐野友三郎が1903年から1920年まで初代館長を務め、1904年1月から巡回書庫を開始した。この巡回書庫は、県内の各地域への読書普及し、各地域に図書館を設置することを目的とし、その結果として1910年に山口県は全国一の図書館設置数となったという実績を挙げた⁽²⁴⁾。

通俗教育巡回博物館は1917年3月末までに、のべ開催場所20郡市64ヶ所、開催日数115日間、入場者数216,715名という実績を残し、県民に好評であったようである⁽²⁵⁾。

巡回博物館用の陳列品として、社会教育に関する参考資料、軍事教育に関する参考資料、理化学応用諸機械実験資料、産業奨励に関する参考資料、家庭教育に関する参考資料、児童教育玩具、計638点が用いられ、社会教育参考資料が40%、次いで産業奨励参考資料が32%と高い割合を占めている⁽²⁶⁾。この構成比からは、教育を専門としている防長教育博物館であるが、通俗教育巡回博物館においては、社会教育に加えて、産業奨励をも目的としていたことが読み取れるのである。

また、通俗教育巡回博物館の特徴として、単なる資料貸出ではなく、防長教育博物館関係者が出張して、資料を展示すること、展示資料を用いて講演会等を実施することが挙げられている⁽²⁷⁾。つまり、同館は通俗教育の役割を積極的に果たすため、巡回博物館がより教育的効果を増すような事業へと発展を企図したのであった。

以上を踏まえると、防長教育博物館で実施された通俗教育巡回博物館が、日本における移動博物館の初源と考えることができ、そこには同じく社会教育機関である図書館が実施していた巡回文庫の影響があったと言えるだろう。日本における移動博物館の初源は、先行して移動博物館が実施されたイギリスやアメリカの博物館の影響ではなく、教育博物館において移動図書館の前身である巡回文庫の影響下で芽生えたものであると考えることができるのである。

移動博物館の歴史の変遷

開催年	開催期間	開催地	開催箇所	日数	入場人数
大正3 (1914)年	9月25日～10月4日	美祢郡	3ヶ所	6日	8,051
	10月9～18日	熊毛郡	3ヶ所	6日	13,344
	11月22日～12月11日	吉敷郡	5ヶ所	10日	19,804
	12月23～25日	玖珂郡	1ヶ所	3日	10,300
大正4 (1915)年	1月26日～2月2日	豊浦郡	8ヶ所	8日	3,530
	3月26～28日	下関市	1ヶ所	3日	4,720
	3月31日～4月2日	豊浦郡	1ヶ所	3日	2,400
	4月24日～5月6日	阿武郡	6ヶ所	8日	27,010
	5月27～31日	都濃郡	2ヶ所	4日	11,469
	7月4～11日	佐波郡	3ヶ所	6日	12,276
	9月25日～10月3日	玖珂郡	3ヶ所	6日	22,337
	10月5日～13日	熊毛郡	3ヶ所	6日	8,769
	11月24～29日	美祢郡	2ヶ所	5日	2,904
	12月2～9日	厚狭郡	3ヶ所	6日	13,993
大正5 (1916)年	2月25日～3月2日	大津郡	4ヶ所	4日	13,000
	4月10～19日	大島郡	3ヶ所	6日	12,203
	9月5～15日	佐波郡	4ヶ所	8日	9,033
	10月5～10日	美祢郡	2ヶ所	4日	3,773
	11月6～15日	熊毛郡	3ヶ所	6日	5,520
	12月5～15日	玖珂郡	4ヶ所	7日	12,289

表1 通俗教育巡回博物館、講演会実績(山口県立山口博物館2012『山口県立山口博物館100年のあゆみ』P.10)

ただし、山口県立山口図書館の巡回書庫が、全国的な広がりが見られなかったことと同様に、防長教育博物館の通俗教育巡回博物館もまた、他の博物館活動への明確な影響は見られない。その後、同様な活動が見られるようになるまで、20年近く空いている。

活動名に「移動博物館」という名称を用いたのは、管見では、財団法人富民協会が1934年に実施した「移動農業博物館」が最初である。この名称は、1935年に『博物館研究』に投稿された報告の見出し⁽²⁸⁾が初出であるが、1934年に富民協会が発行した『富民協会報』⁽²⁹⁾においては、「巡回農業博物館」と記している。

巡回農業博物館とは、アメリカの農業に関する大衆教育の一環として農務省が組織した巡回博物館事業に倣った活動であると推測でき、博物館の大衆化という点で実際に活用できるものとして、先述の中田の報告書⁽³⁰⁾において、その特徴が示されている。トラックを巡回の施設とし、実物や標本、絵画等をトラックの中に設けられた大きな衝立状の壁面に固定展示をなした模様である。遠隔地に1ヶ所約1ヶ月の予定で巡回し、陳列品に対応した映画を上映すると

ともに説明パンフレットを準備し、農業教育の適切な指導を行ったものである。

対して富民協会の「移動農業博物館」は、産業方面の博物館は館から進出して、博物館と大衆の結びつきという所期の効果をあげるためには「貸出式の移動農業博物館」が必要であると考えるの下で始められた⁽³¹⁾。つまり、農産物標本や図表、模型等を各地方の学校や公共施設に送るといふ、資料貸出に留まる活動であった。しかし、この活動は地方農村に好評を得たようで、北は秋田、南は福岡・大分、さらに遠方では、朝鮮半島までその活動が及んだようである⁽³²⁾。

次に、日本国内での事例ではないが、日本人が行った教育活動で注目すべきものに、満州国国立中央博物館の副館長を務めた藤山一雄が1939年から展開した「博物館エクステンション」がある。藤山は、『新博物館態勢』の中でこの活動を取り上げ、事業目的と方法を次のように述べている⁽³³⁾。

近時、博物館活動に「博物館エクステンション」といふ言葉が用ひられる。蓋しその蒐集列品を組織的に、興味深く展示するのは勿論、動的に外部に働き、その蒐集展示を活用にせしめ、或は社会教導にまで乗り出すことである。

前述せる学校児童への博物館の移行、進出はその最も力強きもの、一つである。英國に於ては地方博物館(ローカルミュージアム)が主としてこれにあたつて居る。グリニッチ、ライセスタア、ノルイッチ博物館の如きは児童教育の専任の學藝員を置き、交代性時間に來館する中小児童に、科學の實物教授を、活動寫眞、幻燈及び、列品を使用して行ふ。(傍線筆者)

このように、博物館エクステンションとは、博物館が社会に積極的に働きかける教育普及活動であると言える。また、具体的内容については、大出尚子の『「満州国」博物館事業の研究』が詳しい。項目を抽出すると、①移動講演会、②現地入所科学研究生、③博物館の夕、④科学ハイキング、⑤展覧会、⑥紀要等の刊行、⑦博物館陳列品解説の会、⑧通俗講演、⑨満州科学同好会、⑩満州生物学会、⑪資料貸出、⑫その他、である⁽³⁴⁾。これらから当該活動が、単なる展示や資料貸出のみではなく、内容に対応した教育的行事が行われていたと考えられる。

こうした教育普及活動の実施に至った理由は2点あったとされている。第1点は、国立中央博物館は開館当初展示スペースを持っていなかったことであり、第2点は、その後建設された展示スペースの立地が悪く、来館者獲得が困難であったことである⁽³⁵⁾。これらの問題は、満州国国立中央博物館のみが抱えた問題ではなく、開館前の博物館や地方に立地する博物館など、今日においても多くの博物館が直面する問題であり、こうした問題を解決するための方法として、藤山が展開した博物館エクステンションは、移動博物館の歴史の変遷を見るにあたって良い事例の1つであると言えるだろう。

また、この時期に再度、移動博物館の必要性についての討論がなされている。1928年に現在の日本博物館協会の前身である博物館事業促進会が設立され、翌年からは当面の博物館の重要な問題を討議検討するための全国博物館大会が開かれるようになった⁽³⁶⁾。

1933年の第5回大会において文部省が諮問した「時局ニ鑑ミ博物館トシテ特ニ留意スベキ施設如何」に対して、8項目が答申された。この答申の中で、博物館が出来る限り実施しなけれ

ばならない事項に、「博物館ガ中心トナリテ各地ニ巡回博物館ヲ開クコト」⁽³⁷⁾とあり、さらに「博物館ガ巡回博物館又ハ講演會映寫會ヲ催ス場合ニハ必要ナル限り文部當局ニ於テ援助セラルベキコト」⁽³⁸⁾とも記されている。これは、「博物館人の中での移動展覧会に関する最初の討議」⁽³⁹⁾であり、この時期で移動博物館に対する関心が高まっていたと言えるのである。

3 戦後の移動博物館

戦前期に、巡回博物館と称する資料貸出を行っていた東京教育博物館は、1931年(昭和6年)に東京科学博物館と、終戦後の1949年に国立科学博物館と改称した。第二次世界大戦後、科学教育の振興が強く唱えられた社会風潮の中、国立科学博物館は中型バスを1台購入し、「移動展覧会」を開始した。移動展覧会は、実施年代によってその内容や方法が異なっており、主として近隣の学校等で開催した第Ⅰ期と、全国的な規模で、主要都市で開催した第Ⅱ期の大きく2期に大別することができる。その内容については、椎名仙卓の著作に詳細が記載されている⁽⁴⁰⁾。

第Ⅰ期は、戦後の物資不足の時代において学校の理科教材が著しく不足していた社会背景に基づき、青少年が関心を持ちやすい実験装置や模型を中心とした資料で構成された。移動展覧会は、1950年3月に東京都立川市の柴崎小学校で開催したことを皮切りに、1962年4月までの12年間に亘り継続して実施された。開催地は、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、千葉県、関東地方を中心に、山梨県、長野県、静岡県の小中学校、公民館、遊園地等、計45ヶ所を会場として展示を実施し、併せて博物館の専門職員による講演会や天文測定会が行われた。

第Ⅱ期は、さらに前期と後期に大別できる。1965年から始まる第Ⅱ期前半は、展示の内容構成、資料の検討、資料の収集整理の全てを科学博物館が担い、輸送費の一部を負担して実施した時期である。それに対して1979年から始まる第Ⅱ期後半は、企画の段階から実施に至るまで新聞社との共同開催であり、協議を重ねながら実施する方式を取った。つまり、近年の新聞社とタイアップした特別展覧会と近似の性格を有する取り組みと換言できる。第Ⅱ期の大きな特徴としては、会場の多くが主要都市の百貨店であることが挙げられる。また、展覧会図録は、後々まで解説書として使えることを考慮して製作されるようになった。このように移動展覧会は時代を経るにつれて、展示物の収集や製作、会場費等で多額の経費が発生することとなった。そのため、百貨店における移動展覧会は、オイルショック以後の経済悪化に伴い、中止されることとなったのである。

移動展覧会は、第Ⅰ期においては理科教育の振興という、当時の国策に添った展示を実施することで、一時的ではあるが、科学知識の普及の点では大きな成果をあげることができた。一方で、各学校の理科教材が整備されたことに伴い、学校教育に対する移動展覧会の意義は急速に薄れていったのである。第Ⅱ期においては、新聞社等との共催という、今日の特別展覧会の性格が強く、教育普及活動である移動博物館と見做すことは難しいと言える。しかしながら、移動博物館が戦後の安定した高度成長である時代のニーズに合わせて変化したものとも考えることができ、現代における移動博物館の社会的意義を考察するにあたっての重要なのである。

戦後、地方における移動博物館を逸早く実施した事例として長野県の上田市立博物館がある。

同館は、信濃国上田藩伝来の武具や甲冑、古文書等を多く所蔵・展示するために1929年に開館した徴古館に端を発する博物館である。上田市立博物館では、資料の一部を写したスライドを作成して市民に公開し、併せて地域に関する講座を開講した。この活動の名称を「移動博物館」としており、同名称については「適切な語がないので他をまねた思いつきの名称である。」とし、続けて「只願っている事は博物館の大衆化という事である。」と結んでいる⁽⁴¹⁾。つまり、当該時期は、移動博物館の語が浸透していなかったということが考えられる。

同時期に鶴田総一郎は、『博物館学入門』において、展示資料を中心とする館外活動として「巡回展示」の項目を挙げ、下記の如く示している⁽⁴²⁾。

中央の大博物館では、地方博物館、地方市町村等を対象に、豊富な資料のうちから、地方の適当なセットをつくり、これを特別な自動車(自家発電装置・強馬力折畳み自由の展示装置付、資料の安全保管、防震装置の完備等)にのせて移動博物館を形成し、三間の悪路を突破し、会場難、電力供給の不便、宿泊所難等の諸問題を解決して、避地の果てまで巡回展示してあるくという方法を実施している。

その内容は、先述した棚橋源太郎の「巡回展覧」と同様であると言える。鶴田は同著内で、移動博物館、巡回展示のように複数の語を用いており、これらの呼称に大きな意味の差異は無いものとも推定される。

1968年は、明治100年を記念した博物館設置が全国的に盛行した。また、1970年より歴史民俗資料館への国庫補助が開始されたことも影響し、1960年代後半から1970年代にかけて博物館数は飛躍的に増加したのである。

移動博物館も同様に、1960年代以降実施する博物館が増加し、特に県の教育委員会、もしくは県立博物館が主体となって実践される事例が増加する傾向にある。当該時期には「移動博物館」の名称が一般に定着しており、その一例として、群馬県立博物館が挙げられる。同館の移動博物館が実施に至った経緯は、を以下のように記載されている⁽⁴³⁾。

(前略) こうした現状を打開し、ひろく本館よりも遠隔地にある県民に博物館を利用されるためにはどうしたらよいか。博物館がその資料を持出し、また博物館の責任において資料を借用し、一定のテーマのもとに、一定期間博物館的立場から地方に移動して公開する。即ち博物館自らが各地方に進出しての移動博物館を実施することも一つの方法ではないだろうか。

上記の記述から、当該時期の移動博物館は、都道府県立の中央博物館が博物館の所在地から離れた場所に住む人々に鑑賞する場や学習機会を提供するとともに、新設された都道府県立博物館の活動を広報し、利用者の増加を促すという宣伝的な目的が加わったことが指摘できるだろう。

また、この時期の美術館における館外活動として、「移動美術館」が開始されるようになった。管見の限りで最も早い事例は、兵庫県立近代美術館において1971年より実施されているものである。続いて千葉県立美術館の「千葉県移動美術館」は開始された1977年から、北海道立近代美術館の「移動美術館」は1978年から現在に至るまで継続されている。

平成に入り、1960年代後半以降に開始された殆どの移動博物館・移動美術館は姿を消した。

しかしながら、新たなタイプの移動博物館が意識されるようになったのも平成期である。その要因の1つとして、博物館が生涯学習機関として位置づけられたことが挙げられる。

生涯学習とは、1965年にパリで開催された第3回成人教育推進国際委員会に、当時のユネスコ成人教育局成人教育部長であったポール・ラングランが提出したワーキングペーパーに端を発する思想である。生涯学習(当初は、「生涯教育」)の日本への受容は、1971年の社会教育審議会の答申に端を発し、急激な社会の変化に対応するため、家庭・学校・社会教育を統合させた生涯教育の必要性が提起された。この考え方は、1981年の中央教育審議会答申「生涯教育について」以降に具体性を帯びようになる。当該答申では、日本における生涯教育を自己の充実や生活の向上のために、自発的に意思に基づいて、自分にあった手段や方法を選んで行うものとして位置づけられたのである。

社会教育審議会は、1989年(平成元年)6月29日に「新しい時代に向けての社会教育施設の整備・運営の在り方について」という諮問を受け、これからの生涯学習時代において、博物館が利用者に親しまれる開かれた施設として運営するための方針である「博物館の整備・運営の在り方について」が纏められた。

更に、1994年9月20日の生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会では、「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について—新たな連携・協力システムの構築をめざして—」と称する報告がなされた。この中で博物館の社会教育施設としての役割は、学習機会提供機能の充実であるとされ、具体策として以下のように提示された⁽⁴⁴⁾。

博物館は、人文科学、自然科学、美術など様々な分野の専門的な人材と実物資料を積極的に活用し、移動巡回展や移動博物館教室の開催など特色ある教育普及活動の一層の充実を図ることが必要である。また、他の機関が実施する講座を一部として、実習や実験を引き受けたり、事業の企画に当たって専門的な立場から援助・助言を行うことなどが期待される。(傍線筆者)

また、2003年に制定された「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」では、博物館の教育活動として以下のように提示されている⁽⁴⁵⁾。

(学習活動等)

第5条 博物館は、利用者の教育活動に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 資料に関する各種の説明会、講演会等(児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。)の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。

このように移動博物館(法規の中では、「移動巡回展」や「館外巡回展示」と表現)は、あらゆる人々への学習機会提供のための手段としての性格を強め、博物館側が積極的に実践すべきアウトリーチ活動として位置づけられたのである。「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」は、2008年に博物館法が一部改正されたことに伴って、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と改称されたものの、改正後も学習機会の提供方法として、館外巡回展示が記載されている⁽⁴⁶⁾。

平成期の移動博物館に関する記事で着目できる点として、大型の移動手段の導入が挙げられる。

国立民族学博物館では、移動の容易な展示ケースに収蔵資料を備え付け、各地の文化施設や学校等を巡回し、博物館を訪れる機会が少ない子どもたちに博物館の面白さを理解させることを目的とした移動博物館の実践を試みた。同館では、1998年に実施化会議を開催し、翌年、2台の大型トラックに約100点の民族資料やコンピュータ等を積載し、元龍地小学校(京都市中央区)と芦屋市民会館(芦屋市業平町)の2ヶ所で「みんなく移動博物館」を実施した⁽⁴⁷⁾。みんなく移動博物館は、構想段階では巡回ギャラリー専用の大型バスや大型フェリー等の大型の移動手段が検討⁽⁴⁸⁾されたが、実現には至っておらず、その後も大きな展開が見られない。

兵庫県立人と自然の博物館では、2012年から移動博物館車「ゆめはく」を用いたアウトリーチ活動を実践している。同館の移動博物館事業は、大型トラックに標本等の資料を搭載して県内各地に出張し、出張先で展示スペースとなっている車内を公開する取り組みである。

車を展示室として利用する移動博物館は、イギリスやアメリカ等の海外の事例として1959年に鶴田総一郎⁽⁴⁹⁾が「Autmobile」あるいは「Exhibition Bus」として、1980年代には新井重三⁽⁵⁰⁾が「ミュージオバス」として早くから紹介しているものの、日本においては、他の施設内に展示室を用意するという場合が多く、車両そのものを展示会場として利用して実施された事例は少なかった。安全性の高い運搬技術の向上や会場設備の効率性を考慮すれば、今後も増えていく可能性は十分にあり得るだろう。

さらに、移動博物館と類似した形態として近年見受けられるのが、大学博物館における活動である。東京大学総合研究博物館が2007年から実施している「モバイルミュージアム」、九州大学総合研究博物館が2013年から実施している「ミュージアムバス」がそれにあたる。前者は、オフィスのエントランス等に展示する資料の貸出を行う場合⁽⁵¹⁾や、小学校等の一室を丸々展示室に仕上げる場合⁽⁵²⁾もある。一方、後者は、大学博物館が所蔵する標本資料を「学術的なモノを撮ろうとする理知的な視点からではなく、艶めかしく今そこに生々しくあるような視点」⁽⁵³⁾で撮影を行い、それぞれにキャッチコピーを添えてポスターに仕上げ、バスの中の広告欄に張り、福岡市内において通常の通勤バスとして運行させた取り組みである。

どちらも膨大な学術資料を有する大学博物館が、多くの人々の目に触れる機会を増やすため、実物資料ないし二次資料を外部に持ち出すというものである。加えて前者は収蔵品を博物館の外に貸し出し、都市や生活空間に分散配置する収蔵品管理の方法、「収蔵品の流動化」を行う次世代型の博物館モデルとして注目されている⁽⁵⁴⁾。

おわりに

本稿では、移動博物館の歴史の変遷を大きく3段階に分類し、移動博物館に関する社会的な動きを確認し、当該時期に実施された移動博物館の特徴について概観した。移動博物館は、継続的に実施された取り組みではないものの、その必要性は時代の変化とともに繰り返し論究されている。現在、全国の移動博物館事業は低調であると言わざるを得ない。しかしながら、生涯学習社会における学習機会提供の手段として挙げられているように、今もなお、移動博物館等のアウトリーチ活動が必要であることは明白である。

移動博物館の積極的な実践にあたり、多くの課題が遺存していることも事実である。本稿に

において、移動博物館の歴史的な変遷を確認することによって、移動博物館の性質をより明確なものとする事ができた。今後の展望として、近似の取り組みと見做される移動図書館等との比較や、移動博物館が低調である今日の問題を考察することで、体系的な移動博物館論の構築を目的とするものである。

註

- (1) 菊池弥生 2005「アフリカの大地を走る「シマウマ号」—ボツワナの移動博物館サービス—」『博物館学雑誌』第30巻第1号 P.49
- (2) 諸岡博熊 1996「アメリカの博物館運営史」『博物館研究』第31巻第7号 P.13
- (3) 中田俊造 1933「米國における巡回博物館」『博物館研究』第6巻第4号 PP.1-4
- (4) 清水利雄 1954「私の移動博物館」『博物館研究』第1巻6号 P.10
- (5) サウス・ケンジントン博物館は、1851年5月1日から10月11日に開催された、世界初の万国博覧会であるロンドン万国博覧会の収益金によって購入された土地に創られた教育施設群の1つであり、万国博覧会に世界中から集まった展示品を収蔵・展示した。同館が正式に開館したのは1857年であるが、その出発点は、1836年に美術振興のために政府によって設立されたデザイン学校である。1852年、このデザイン学校がサマセット・ハウスからマールバラ・ハウスに移転する際に、校内の博物館から、サウス・ケンジントン博物館の前身と言える製造工業博物館が誕生した。この博物館は、工業教育を目的としており、初めは工芸家や工芸職人も対象としていたが、次第に一般国民にも開かれるようになり、展示にラベルを付けたり、一般に向けたカタログを発行した(村上晃子・矢島國雄 2004「ヘンリー・コールとサウス・ケンジントン博物館」『明治大学学芸員養成課程紀要 MUSEUM STUDY』第16号 P.51)。サウス・ケンジントン博物館が開館した後にコールは、その他にも、教養講座や入館料免除、夜間開館、食堂開設、学校向けの資料貸出など、現代の博物館に通ずる多くのことを展開し、「公共博物館の実体化」(高橋雄造 2005「サウス・ケンジントン博物館、ビクトリア・アンド・アルバート博物館、ロンドン科学博物館の歴史—教育のための博物館の誕生と変貌 I. サウス・ケンジントン博物館とビクトリア・アンド・アルバート博物館」『科学技術史』第8号 日本科学技術史学会 P.100)と呼ぶことができる博物館活動を展開した。そして、サウス・ケンジントン博物館の大衆教育の機能は、1909年に分離したヴィクトリア・アンド・アルバート美術館とロンドン科学博物館に受け継がれる。
- (6) 全日本博物館学会 2011『博物館学事典』 P.16
- (7) 中村真弥 訳 2004「ヘンリー・コールとサウス・ケンジントン(ビクトリア・アンド・アルバート)美術館：装飾美術博物館(エドワード・P・アレクサンダー著『ミュージアム・マスター—達人たちの博物館とその影響—』より)」『國學院大學博物館學紀要』第29輯 P.205
- (8) 館外貸出部による資料貸出もまた当初は、美術学校のみであったが、次第に美術以外の学校にも貸し出されるようになった。1854年の移動展では、オブジェと絵画類が鉄道

車両に合わせられたケース入れられて積みこまれ、開封と陳列のために同館のスタッフが同伴した。

- (9) 後藤守一 1931『歐米博物館の施設』皇室博物館 PP.112-113
- (10) 棚橋源太郎 1947『世界の博物館』大日本雄辯会講談社 PP.124-126、棚橋源太郎 1950『博物館學綱要』理想社 P.256
- (11) リュック・ブノワ著・水嶋英治訳 2002『博物館学への招待』白水社 P.137
- (12) 棚橋源太郎 1950『博物館學綱要』理想社 PP.256-257
- (13) 椎名仙卓 1993『図解 博物館史』雄山閣 P.32
- (14) 1918「通俗教育ニ關スル件答申理由書」(文部省内教育史編纂会編 1939『明治以降教育制度發達史 第6巻』社会教育会 P.221)
- (15) 椎名仙卓 1981「移動展覧会(1)―その歴史的な展開とレオナルド・ダ・ビンチ展―」『博物館研究』第16巻第9号 P.9
- (16) 「第41回帝國議會衆議院 帝國博物館完成ニ關スル建議案委員會議録(筆記速記) 第一回」第6類第32號 帝國博物館完成ニ關スル建議案委員會議録 第一回 大正8年3月11日
- (17) 註16と同じ
- (18) 国立科学博物館 1977『国立科学博物館百年史』P.123
- (19) 註18と同じ P.138
- (20) 斎藤修啓 2000「1910年代における教育博物館の存在と変容―防長教育博物館の実態にそくして―」『名古屋大学大学院教育發達科学研究科紀要(教育科学)』第47巻第1号 P.58
- (21) 註20と同じ P.65
- (22) 近藤留藏 1914「博物館を利用して將に實行せんとする通俗教育の施設概要」『防長教育』第175号 大正3年6月1日発行 山口県教育会 P.1
- (23) 文部科学省国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 2014「図書館の自動車文庫の台数」『平成25年度 図書館に関する基礎資料』P.483
- (24) 山口県立山口図書館 2004『山口県立山口図書館開設100周年記念誌 100年のあゆみ』P.9
- (25) 註20と同じ P.60
- (26) 犬塚康博 2010「反商品の教育主義―博物館の自意識に関する考察」『千葉大学人文社会科学研究所』第20号 P.71 図1
- (27) 註20と同じ P.60
- (28) 山本利雄 1935「移動農業博物館の經營に就て」『博物館研究』第8巻第3号 PP.6-7、12
- (29) 富民協会 1934「農業博物館ニュース 博物館の地方進出 巡回博物館の開始」『富民協会報』第6巻第2号 P.57
- (30) 註3と同じ PP.2-4
- (31) 註28と同じ P.6
- (32) 註28と同じ P.7
- (33) 藤山一雄 1940『新博物館態勢』東方国民文庫(伊藤寿朗監修 1990『博物館基本文献集

- 第4巻』大空社) P.15
- (34) 大出尚子 2014『「満州国」の博物館事業の研究』汲古書院 PP.132-133
- (35) 註34と同じ P.131-132
- (36) 日本博物館協会 1933「第五回全国博物館大会」『博物館研究』第6巻第5・6号 P.11
- (37) 註36と同じ
- (38) 註36と同じ
- (39) 註15と同じ P.10
- (40) 註15と同じ PP.10-13
- (41) 註4と同じ P.10
- (42) 日本博物館協会編 1956『博物館学入門』理想社 PP.106-107
- (43) 池田秀夫 1967「移動博物館による教育活動—群馬県立博物館の場合—」『博物館研究』第40巻第1号 P.15
- (44) 「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について—新たな連携・協力システムの構築をめざして—」平成6年9月20日生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告
- (45) 「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」平成15年6月6日文部科学省告示第133号
- (46) 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」平成23年12月20日文部科学省告示第165号
- (47) 近藤雅樹 2000「「みんなく移動博物館」を実施して」『民博通信』No.88 国立民族学博物館 PP.68-78
- (48) 近藤雅樹 1999「移動博物館をめぐって」『民博通信』No.84 PP.4-19
- (49) 鶴田総一郎 1959「欧米の博物館の教育活動について(その1)」『博物館研究』第32巻第10号 P.178
- (50) 新井重三 1981「展示の場所による分類」『博物館学講座 第7巻 展示と展示法』雄山閣 P.43
- (51) 西野嘉章 2012『モバイルミュージアム 行動する博物館 21世紀の文化経済論』平凡社 PP.129-141
- (52) 寺田鮎美 2013「スクール・モバイルミュージアムの効果検証に関する利用者調査報告—文京区立湯島小学校における『火星展』のパイロット事例—」『日本ミュージアム・マネジメント学会研究紀要』第17号 PP.37-46
- (53) 九州大学総合研究博物館 2013『九州大学ミュージアムバスプロジェクト—九州大学総合研究博物館×西日本鉄道株式会社西鉄バス ミュージアムバスデザイン広告プロジェクト—』P.3
- (54) 寺田鮎美 2010「収蔵品の流動化による次世代型博物館モデルの検証—東京大学総合研究博物館モバイルミュージアム・プロジェクト評価に関する中間報告—」『文化経済学』第7巻第1号 文化経済学会 P.63

(國學院大學大学院博士課程前期)

【論文】

古代中国における厚葬風潮 及び帝王陵の博物館学的性格について

The Great Funeral Climate in Ancient China and the Museological
Character of the Imperial Mausoleum

張 哲

ZHANG Zhe

はじめに

中国では、1949年に建国した中華人民共和国に対し、紀元前2000年頃の夏王朝から20世紀の初期に亡国した清王朝までの約4,000年の間は「古代中国」と総称される。古代中国において、様々な文化が醸成されたが、政権・国家の交代による前代文化・思想の全面的否定が歴代に互って行われたため、継承されてきたモノは極めて少ないと記しても過言ではなかろう。このため、「現代中国」と「古代中国」の繋がりも弱く、古代中国が有していた文化はほぼ消失しているとも言える。

その中で、変容しづらい文化の一つとして葬制が挙げられ、中でも普遍的な葬制を代表するものとして土葬が挙げられる。確認するまでもないが、土葬とは遺体を火葬に付すのではなく土中へ埋葬する葬制であり、中国国内の一部においては、現在も行われている風習である。また国家の形成に伴い、「墓葬」⁽¹⁾と称する新たな形が発生した。墓葬は、埋葬前に墓地の範囲と形状が決まっており、墓室と墓道を設ける点が特徴である。つまり、墓葬は土葬を発展させた形態であると理解でき、さらに特に帝王・貴族階級の墓葬において、厚葬⁽²⁾形態も出現した。

これまで筆者は、中国・陝西省の帝王陵に関する調査を実施してきた。帝王陵に関する先行研究では、帝王陵そのものの研究が殆どであり、帝王陵が代表する文化については述べられてこなかったのが現状である。

したがって本稿では、まず帝王陵のおかれている現状を把握し、その性格を考察することによって、帝王陵に新たな位置づけを与えることを目的とする。また本稿では、帝王・貴族階級の独特な葬制である厚葬に着眼し、帝王陵の古代文化における意義及び役割を明確にし、さらに本研究によって帝王陵の保護意識を社会に喚起することを目的とするものである。

なお、本稿で使用する帝王陵なる用語は、必ずしも特定の王陵を指すものではなく、皇帝墓をはじめとする貴族階級の陵墓をも含めるものである。

第一章 陝西省の帝王陵

1. 陝西省を対象とする理由

中国・陝西省にあたる地域は、東・南・西・北の四方面にそれぞれ潼関・武関・散関・蕭関の4つの関所が置かれ、これら関所の内部地域は古くより関中と呼称されてきた。急峻な山脈

に囲まれた堅牢な土地故に、従来「兵家必争の地」とされている。

紀元前 1046 年の周王朝建国から紀元 907 年に唐王朝が滅亡するまで、合わせて 14 の国家が関中地域を都城として選地していた⁽³⁾。それゆえ、多くの帝王は、死後関中に築造された帝王陵に埋葬されている。現在、陝西省内に所在する帝王陵は、中国国内で最も集中している王墓群である。

なお、天子に関する様々な規範をまとめた「天子礼法」⁽⁴⁾が制定されたのも、関中で都が作られた周時代である。天子礼法では、葬送方法や死後に使用する棺の規格までもが定められた。これは、古代中国の帝王階級の葬礼において、その詳細が規定された嚆矢であり、墓葬及び厚葬へ発展していく要因になったものと思われる。

周時代の葬礼は、前時代にあたる殷時代の土坑を用いた埋葬形態とは、根本的に異なるものである。殷の末期に比定される土坑墓より出土した副葬品からは、ある程度の規則性や追求などが看取れるが⁽⁵⁾、墓室や墓道などの施設はほとんど構築されていない。周時代の土坑墓には、粗末ながらも墓室や墓道を設け、規則性を持った墳墓形態を呈している。したがって、殷における埋葬形態は墓葬施設の確立する以前の様式であり、周における墓葬形態の確立こそが後の帝王陵形成に大きな影響を与えるきっかけになったものと推測される。

ところで、陝西省の帝王陵は、一般に七十二陵と称されている。しかし、この数字に再考の余地あると思われる。

まずは、黄帝と炎帝両者がいた遠古時代の陵墓が陝西省にあると一般的に認識されている。黄帝陵の所在地は『史記』に記載されているように、漢の武帝の墓参もあったと記されている⁽⁶⁾。しかし、年代久遠のため、黄帝が在位し黄帝陵へ葬られたという真偽は判断できない。したがって、黄帝陵は陵墓というより、代々継承されてきた中華文明の発祥地であると見做した方が適切であろう。同様に、炎帝陵と推定される場所は中国国内に複数存在し、宝鶏市周辺にある炎帝陵もこの発祥地と捉えられている。

また、西周の天子は、王に比定される地位であることから、その墓所は帝王陵の範中で把握できるが、未だに墓所の所在確認ができていないことから、現存する帝王陵には含めないこととする。東周は、一般的に春秋時代と戦国時代に分けられ、いずれにして該当地域は秦国の領域であった。秦の君主は「公」であり、秦公は秦国の最高統治者であったことから、秦公陵は範囲内に含めてもよいと思われる。現在確認できる秦公陵は、5つの陵园に集中し、計 19 陵がある。

始皇帝と二世の陵墓の所在については異論がなく、前漢時代の 11 陵も周知の史跡となっている。一方、新・王莽陵の所在地は記載されているが、陵墓自体の遺存状態が悪く、陵墓の被葬者は王莽かどうか確認できていない。十六国と南北朝時代の陵墓は、合わせて 7 陵を数える。さらに、隋の 3 陵と唐の 18 陵が確認でき、全部で 60 陵が確認されている。これは 1998 年に出版された『中国文物地図集』で明記された 65ヶ所とするデータに近い結果であり、両者の違いは事実確認のできない陵墓に当たることが分かる。表 1 は、筆者による調査を基に帝王陵を纏めたものである。

陵墓数	時代	名称	陵墓数	時代	名称
19 陵	東周	秦襄公陵 秦文公陵 秦憲公陵 など	3 陵	隋	文帝泰陵 煬帝陵 恭帝陵
2 陵	秦	始皇帝陵 二世陵	18 陵	唐	高祖・猷陵 太宗・昭陵 高宗・乾陵 中宗・定陵 睿宗・橋陵 玄宗・泰陵 肅宗・建陵 代宗・元陵 德宗・崇陵 順宗・豊陵 憲宗・景陵 穆宗・光陵 敬宗・庄陵 文宗・章陵 武宗・端陵 宣宗・貞陵 懿宗・簡陵 僖宗・靖陵
11 陵	前漢	高祖・長陵 恵帝・安陵 文帝・霸陵 景帝・陽陵 武帝・茂陵 昭帝・平陵 宣帝・杜陵 元帝・渭陵 成帝・延陵 哀帝・義陵 平帝・康陵			
4 陵	十六国	大夏王陵 前秦苻堅墓 後秦原陵 後秦偶陵			
3 陵	南北朝	西魏永陵 北周成陵 北周孝陵			

表 1 現在確認できる帝王陵

2. 帝王陵保護の現状

陝西省には、多くの遺跡と文物が遺存しているため、埋蔵文化財に対する考古的発掘調査は1950年代より他の省に先んじて開始された。発掘調査成果に基づいて建てられた陝西省博物館(後の西安碑林博物館と陝西歴史博物館の前身)は、資料の価値と数量では故宮博物院に比肩されるものである。陝西省は「文物大省」という称呼があり、省都・西安も中国国内で新たに「博物館の町」と呼ぶ風潮が生まれている。現在市内には、国立および民営の博物館が合わせて計100館以上が開館されているという⁽⁷⁾。

一方、地上文化財としての帝王陵の保護は、遅々として進んでいないのが現状である。これは近年、考古学や博物館事業などの人材不足が深刻化しているものである。また、帝王陵の分布と数の膨大さも遺跡保護に大いに影響を与えている。代表的な例として、漢・唐の帝王陵が挙げられる。

両王朝の帝王陵は群集化した現象がある。陵墓の築造地が選ばれた際、風水の視野が最も重視され、山の中に流れている大地の気であるところの「龍脈」に従って陵墓を建造することが始まった。前漢の帝王陵は、文帝・霸陵と宣帝・杜陵を除き、全て五陵原に所在する。唐の場合は、21人の皇帝の中、19人の陵墓が陝西省内にある。李治と武則天夫妻は陵墓(乾陵)を共

有しているため、計 18 陵は九嶷山に築造されている。これらの陵墓群は、とりもなおさず龍脈に沿って築造されていることから、古代中国における陵墓築造の一潮流として顕著な傾向であると言えよう。

漢・唐時代の帝王陵は、その位置が集中していることから、夫々悲惨な状況にある。

前漢時代の 11 陵は、武帝・茂陵が重大な盗掘と破壊を受けたほか、残りの 10 陵も殆ど被害を受けている。唐の場合は、唐時代中期からすでに盗掘を受けており、唐が滅亡した後すぐにも地方の節度使による大規模な盗難被害を被ったのである。18 陵中の 17 陵がすでに盗掘を受けており、唯一ほぼ完全な状態で保存されているのは乾陵のみである。

なお、盗掘はすべて近代に行われたのではなく、古代中国の時代から断続的に行われてきた。歴史上、何度も盗掘を受けた帝王陵は複数存在し、その中で、財宝の数で名声を馳せている秦・始皇帝陵と漢・茂陵の状況は最も厳しいと言える。始皇帝陵の規模は下記の通りである。『史記・始皇帝本紀』では、始皇帝陵が「墳高五十丈」と述べており、現在の単位に換算すれば、墳高約 115m に相当する。さらに始皇帝陵について詳細な記載が確認できる⁽⁸⁾。

始皇初即位、穿治酈山、及並天下、天下徒送詣七十餘萬人、穿三泉、下銅而致槨、宮觀百官奇器怪徒藏滿之。令匠作機弩矢、有所穿近者輒射之。以水銀為百川江河大海、機相灌輸、上具天文、下具地理。以人魚膏為燭、度不滅者久之。

以上から始皇帝陵は、まず嬴政(始皇帝)が王位に就いた際にすぐ陵墓の築造に着手したことが窺い知れる。酈山を開削し、全国から 70 万人を招いて自分の陵墓を建てさせることとした。墓中の地宮⁽⁹⁾は地下の深い所に造られ、三本の川も貫いている。また、大臣達は墓室へ珍しい宝物を詰め込ませ、さらに工匠に人が近づくと矢が発射する装置を設けさせた。機械の運転によって地宮の中に流れている水銀の海と川が循環しており、天文と地理の要素は全て揃っている。照明について、蠟燭に人魚の油が使われ、火が消えないという記載である。

また、『漢書』では、始皇帝の墓葬が更に具体的に記述されている⁽¹⁰⁾。

冶銅鋼炬其内、漆塗其外、披以珠玉、飾以翡翠、棺槨之麗、不可勝原。

上記の内容は、棺の内側に溶かした銅が貼り付けられていることが理解されよう。外面は漆が塗布され、その上に玉や翡翠など珍宝が飾られ、棺のすばらしさは比肩するものは無いと記載されている。

両者の史料から、始皇帝陵の規模と概要がおぼろげながら把握できるのである。当然ながら、始皇帝陵は従来から盗掘者の主要な対象となっていた。最も始皇帝陵の破壊的発掘を行ったのは項羽であるとされる。始皇帝の死後間もなくして、項羽が関中に入り、30 万人を動員して始皇帝陵の盗掘を企てている。しかし、30 日かけた破壊は、結局地宮中全ての宝物を持ち出すことができず⁽¹¹⁾、最後に地宮と棺を全焼させたとされている。

ところが、近年の始皇帝陵に対する考古学的調査では、地下から水銀の元素が検出されたことから、地宮が残存しているとの推測もなされている。したがって、項羽による破壊は、地宮の規模があまりにも大きく途中で諦めた可能性が十分にあると考えられる。

小結

陝西省内には、ほかに盗掘の被害を受けた帝王陵も数多くあり、本稿ではすべて枚挙できな

い。また、盗掘は決して現代に限っての行為ではないことを理解する必要がある。全体からみると帝王陵に対する盗掘は、個人の欲望を満足するために行われる行為であり、先代より残されてきた文化への冒瀆であるといえる。文化を代表する文物は、全ての人間が共有する財宝であり、全ての人間のものだからこそ保護することが重要な課題である。

第二章 帝王陵の博物館学的性格

帝王陵が持つ価値は、前章で述べた帝王陵自体の価値と歴史的価値以外に、学術的価値も付加されていると筆者は主張したい。本章では、帝王陵の持つ学術的価値を検討し、その博物館学的な性格について考察するものである。

1. 地宮と収蔵庫

帝王陵は、その名で示す通りに、皇帝の陵墓のことである。いかなる手段を用いて作った帝王陵でも、当初は公衆のために存在したわけではない。要するに、皇帝もしくは王の私欲を満たすために、これほど大規模な陵墓が建てられたのである。換言すれば、博物館のような公衆のために開かれる非営利的常設機関に対し、帝王陵は公衆の力(金)で建造したのにも拘らず、個人利益を重視した施設と言える。

さて帝王陵は、博物館または博物館学と全く関係無いのだろうか。帝王陵が博物館と異なる存在という主張には、論証する余地があると筆者は考える。例えば博物館法は、博物館という枠組みができてから制定される法律・規定であるように、博物館学も博物館が発展していくと共に派生した学問である。したがって、帝王陵と博物館・博物館学との繋がりを探るには、まず帝王陵と博物館の類似性について考察することが重要である。

「博物館」なる単語は、中国語の成語である「地大物博」から由来する⁽¹²⁾。「博物」という用語の中国語の意味は「ものがたくさんある」であり、「博物館」という名称は単純な意味では「ものがたくさん置いている施設」である。博物館の中には、資料を保管する収蔵庫が存在するが、帝王陵の地宮は正に収蔵庫に対応する施設と見做すことができよう。収蔵庫が資料保存のために存在していることと同様に、地宮には文物が多量に保蔵され、モノの価値も十分ある。

また、地宮の構造も収蔵庫に類似している。本節では、唐太宗昭陵の副葬墓「長楽公主墓」(図1)と一般的な博物館が持つバックヤードと収蔵庫の両者を比較してみたい。

まず建造位置として、地下に作られ

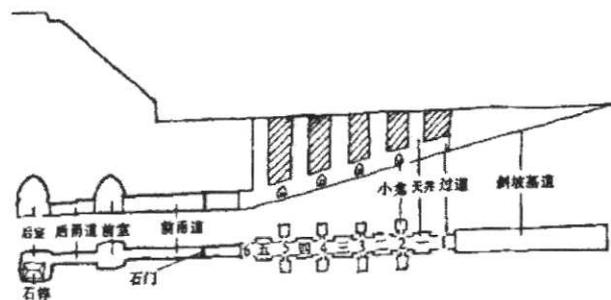


図1 唐太宗昭陵の副葬墓・長楽公主墓⁽¹³⁾

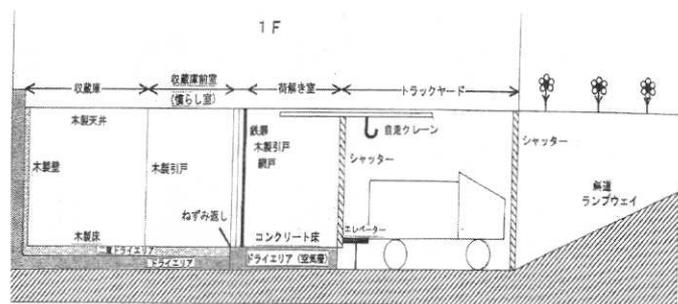


図2 博物館の収蔵庫略図(青木豊授業用配布資料)⁽¹⁴⁾

る点は共通している。入口には、両者共に斜道が設置され、名称は異なるものの、実際の用途は完全に同じである。

これと同様に、入口のドアは墓での墓門であり、トラックヤードではシャッターのような庫門がある。また、収蔵庫の前にあるトラックヤード・荷解き室・前室のように、地宮内にも前後函道・前後室のような設備が設けられている。なお、収蔵庫に荷物を入れる前に行う馴化という措置に対し、墓葬の過程では墓で儀式を行う習慣がある。

この両者の似ている点は、偶然か因果関係を持つかは筆者が更なる調査を行っていないが、極めて重要と思われるのは、両者が保存のために建造されていることであろう。確かに収蔵庫は温度・湿度の調整によって環境が一定化し、地宮は閉鎖によって不変な環境を保ち、両者の目的達成する手段が異なる。とはいえ、資料保存のために一定環境を保つことが両者の共通点であると否定できないだろう。したがって、地宮は地下収蔵庫の原型であるとも言えよう。

2. 帝王陵に収蔵している資料とは 一漢・唐を中心に

これ以外も、帝王陵が博物館的要素もしくは博物館学的性格を持っていることを証明できるものがある。それは、博物館の構成要素の根幹をなす資料である。博物館にとっての資料の重要性は周知の通りであり、博物館資料が各館のテーマによって資料の種類が異なっているのと同様に、陵墓内の副葬品が時代・地位によって完全に異なるのである。

殷周時代墓の被葬者を知るためには、墓から出土する青銅器の有無、及び副葬された青銅器が重要な物証である。秦漢時代は、言うまでもなく俑の量と品質が手がかかりであり、代表的なものには兵馬俑と陽陵の陶俑が挙げられる。また漢時代においては、画像石と称する墓中装飾用に作られた副葬品がある⁽¹⁵⁾。社会制度が最も厳格な漢では、外出する際にでも規定通りの車を使用しないと、家族まで連座され、法律に拠って処罰が定められていたという。例えば、皇帝の外出時には六頭引きの馬車を使用することや、二千石以下の官員は馬一頭しか使用できないなど階級ごとに詳しく規定されていた⁽¹⁶⁾。このことから、漢時代において馬車の等級は身分の象徴であることが読み取れ、民間人の馬車使用が許可されなかった。また、「重農軽商」の漢時代では、「商賈」と呼ばれる商人は社会の最低階級にあたるものであったため、本来ならば馬車に乗れるはずはない。しかしながら、墓主が地主あるいは商人のような民間人の墓から出土している画像石でも、数匹の馬車で外出が模様として刻まれる例が存在するのである⁽¹⁷⁾。当時の人々は、密かに礼法に違反する模様を刻んだ画像石を自分の陵墓に飾り、墓の封土によって隠す風習があったと判断できる。したがって、自分が生前使用してはいけないものを、規約の目を掻い潜って死後に享受しようとする目的があったと推測される。

唐時代の陵墓では、画像石が墓門の装飾となった(唐淮安靖王李寿墓の墓門、西安碑林博物館蔵)。と同時に壁画が墓室内に壁の背景として一般的に登場したのである。唐は、漢より社会気風が寛容であり、歴代の中で最も他文化への包容性のある時代である。それゆえ壁画には、画像石のように馬車などに拘らず、人物画や生活画など様々な模様が色付きで描かれていた。

しかし、唐墓の壁画が階級比較の場にならなかったものの、三彩陶磁器が墓葬の等級を表現するものとして出現したのである。その中で、唐時代の三彩は最も精美であることから、「唐三彩」と通称され珍重されている。

三彩は、漢時代の単色の緑釉及び褐釉といった鉛釉系陶磁器が、長年発展していく中で新たに発明された産物で⁽¹⁸⁾、三彩とは色の数ではなく、複数の色付けのことを示している。三彩は単色釉から、双色、三色、盛唐になると四色まで発展していた。

初期三彩は、明器として製作された。明器とは、即ち鎮墓獸を代表する副葬品である⁽¹⁹⁾。三彩は、色付け技術が未熟な時点から既に副葬品として使用されていた。勿論、その時期に三彩を副葬品として使用できる人物は、貴族以上の階級であった。

このことは三彩の製作工程の分析によって判明している。三彩は従来単色の陶磁器とは異なり、二次施釉といった複雑な工程を経なければならない。つまり、従来の陶磁器と同様に一度単色の釉をかけて焼成してから、紅・黄・緑(藍)の多色釉を再度高温で焼くのである。陶磁器の脆弱性を考慮したら、この工程が困難な作業であったと言える。したがって、完成品として焼成されたものは三彩の初期においては数が少なく、入手できたのは貴族階級およびそれ以上の人物に限られたと推測できる。

唐の盛期になると、三彩の製作技術が大幅に進捗し、入手も以前より簡単になった。また、単なる鎮墓の目的から実用器具としても製作されるようになったのである⁽²⁰⁾。

3. 帝王陵展示

これまで、副葬資料の面からも帝王陵の博物館的性格を論じてきた。帝王陵は、個人が所有するものであったことから、そもそも博物館が兼備すべきである公衆のためといった要素は勿論弱いことは確認するまでもない。しかし、何千年も経て王朝・時代が変わり続ける中で、帝王陵自体や一部もしくは全ての付加施設が破壊され、墳墓のみが残存する遺跡である。これを帝王陵の博物館的性格にあてはめると、帝王陵そのものを遺跡博物館に見立てることが出来る。また帝王陵自体を資料として、自然の中で展示されている点からも野外博物館なのである。

青木豊は、『集客力を高める博物館展示論』で展示について詳細な定義を定めている。その中で、「広義の展示」という用語を定義している。また、広義の展示の中では、「人間社会の展示」という範囲⁽²¹⁾があり、帝王陵は正にこの範囲に含まれるのである。

帝王陵の形状・規模は、時代によって様々であるが、その違いは正に時代の背景や文化などを表現している。ここで例として挙げられるのは、唐・皇帝陵の前に設置された石像と神道⁽²²⁾の出現である。

唐・皇帝陵には二つ大きな特徴がある。一つは、太宗李世民の昭陵から始めとする「依山為陵」である。つまり山の中を掘り抜き、山全体を陵墓にすることである。もう一つの特徴は墓前に立派な神道と「翁仲」と呼ばれる石で造られた人間あるいは動物の石像が置かれている点である。石像の起源は漢時代に遡り、少数民族政権の多い南北朝時期で大いなる発展をし、唐になると規模的には古代中国史において最大となった。神道もこの時期に流行するようになり、唐末の二帝の陵墓は関中にはなく確認できないが、それ以外の唐時代皇帝陵は全てこの特徴を有している。乾陵は、唐代盛期の帝陵として、施設の整備と保護は良くなされている。破壊が少ないため、両皇帝の陵墓の間に挟んでいる翁仲と神道が現在も立派である。一方、唐末は盛期より国力のどの方面から見ても比較出来ないが、19代宣宗の貞陵前に依然として翁仲と神道が設置されている。人為的保護の要素を排すると、規模的に両者はそれほど違いがないと言える。



写真1 乾陵前の神道



写真2 末期宣宗・貞陵前の石像と神道(土の道路)

小結

神道・翁仲等の陵の構成要素は、皇帝の権威の示威を目的とする広義の展示であると見做せる。歴史を研究するには書籍・古物を用いるように、皇帝という無上の権力のシンボルを知るには帝王陵を見なければならぬ。各帝王の情報は各帝王陵が持っており、帝王陵はそれらの情報を刻々と展示している。人々はその展示から皇帝の情報を得ることから、帝王陵展示と博物館展示の方式も共通していると言えよう。

第三章 中国古代の厚葬風潮

1. 厚葬とは

厚葬とは、死者を手厚く埋葬する葬送形態である。手厚い埋葬の対象になるのは、規模とモノ(副葬品)に大別できる。ここで指すところの規模とは、つまり死者を収納する棺ないし墳墓の規模である。そして副葬品は、如何なるモノを死者と同時に埋葬するかが重要となる。

ここでの「モノ」は、一般的に死者が生前使用していたものを示す一方、「人殉」(殉死・殉葬とも称す)と呼ばれる非人道的な厚葬方式も、古代中国の墓葬においては決して珍しくない。人殉の歴史は、紀元前の夏時代に遡ると言われているが、考古学的調査での成果に基づくと商代貴族の陵墓からでた人殉の痕跡が確実な例である⁽²³⁾。古代中国の社会形態の区分は、未だに定論がないものの、夏、商および西周を奴隷社会とみなし、その以降は封建社会という説が主流である。商時代から周時代への変化は、母系社会から父系社会への変化でもある。この父系社会は、奴隷制の末期を経過していたことから、奴隷制の性格を深く引き継いだ。また、男性は氏族内における地位が最も重要となったことから生じた男尊女卑の思想は、後の封建社会に強く影響を与え続けていた。この二つの理由が、人殉が発生した最大の要因であると筆者は考える。すなわち、男が持つ僕従や奴婢などは全て自分の財産であり、死後もあの世へ持っていくものという考え方があった。換言すれば、「人殉」も「モノ」の一種であると言えよう。

2. 厚葬風潮の画期

古代中国社会では、厚葬に対して、薄葬というより簡単な墓葬方式もあった。しかし、帝王レベルの墓は、どの時代においても一般庶民と比べられるものではない。したがって、ここでの厚葬は、薄葬に対する厚葬であり、時代ごとの比較を論じるものである。

古代中国の厚葬風潮は、4つの時期に分けられる。第1期は、殷から秦までである。上記したように、奴隷制から封建制へ転換する時期において、厚葬風潮が発生した。殷代から厚葬の雛型が出現しており、周代において階級によって享受できる厚葬のレベルが礼法上で明確に定められるようになった。後の中国大陸を初めて統一した秦時代になると、皇帝に対する厚葬は第1段階のピークであったと言える。

第2期は、最も墓葬文化の盛隆を見た前漢時代で、厚葬の発展がピークとなった。前漢では、厚葬が普遍化し、皇帝をはじめとする厚葬風潮が全国へ広がっていた。一旦、王莽による篡位で漢は終結したが、後漢を設立した光武帝・劉秀は厚葬に対して批判的な立場に立った。これによって薄葬が一時的に復興したが、後漢の中期から再度厚葬が始まった。この後、中国大陸は何百年もの戦乱が繰り返され、少数民族が打ち立てた政権が続いた。この時期における墓葬制は、薄葬の場合が多かったとされている。これより、厚葬は漢民族的性格が強い墓制であることがわかる。

第3期は、唐の建国によって厚葬は復興したかに見えたが、唐の消滅とともに衰退した時期である。唐は少数民族・鮮卑が立てた政権ではあるが、統治者が積極的に漢民族の文化を受け入れ、さらによりいっそう発揚したことによって、唐は文化領域で一時世界トップにも昇ったといえる。唐が滅亡した後、宋・金・遼は長年戦乱が続いていたため、墓葬も時代の背景に伴い変化していた。元は、世界最大の面積を持っていた国として知られているが、元の統治階級であるモンゴル族はそもそも遊牧民であり、厚葬文化はない。そのため、元代には前代のような厚葬風潮が発生しなかった。

最後の厚葬風潮の画期は、明・清における唐的厚葬の継承およびそれに対する修正的厚葬の発生である。この時期では、明太祖・朱元璋が唐代帝王の墓葬の形式を肯定した上、神道を共用するなど礼法を簡潔化した。この形式は最後の王朝・清も継承していた⁽²⁴⁾。

3. 厚葬風潮が発生した理由

何故厚葬風潮が発生したのか、或は何故歴代の帝王及び一般庶民が土葬に拘り、さらに厚葬まで行われてきたのだろうか。これについて、原因は二つ考えられる。

先ず古代中国大陸で、最も歴史が長く数が多いのは漢民族であったことは言うまでもない。漢民族は、代々黄河領域での農業に携わりながら生活しており、土から食物を獲得するという習慣を代々継承し、自然に「命は世間と土の間を往来する」という意識が生まれた。また、従来「入土為安」という言葉が存在していた。つまり死後は土に入ることによって死後世界が安定するという考え方である。

他方の原因として、土葬および厚葬は古代中国の封建制度の下に出現した必然的産物であることが挙げられる。封建制度その構造を支えるのは階級制度であり、他の階級との違いを表現するには、陵墓の場所と副葬品に工夫することが、封建社会が形成していく中で徐々に完備されていった。これは前述したように、土へ埋葬するという初期的土葬からはじまり、特定の場所における墓室や墓道など「墓」に対する意識の出現を通じて、更なる上のレベルで行われる厚葬まで進化していったのである。

4. 殷～秦・漢を中心とした厚葬風潮

本節では、厚葬がピークを迎えた殷～秦時代と漢時代を例にとり、この二つの時期において発生した厚葬風潮について、副葬品となる代表的な資料を用いて考察したい。なお、国によって都城が関中に存在しなかった時代もあるが、本節ではあくまで関中に都城が所在した時代を中心に論ずるものである。

4-1. 殷～秦における厚葬風潮

まず先述の第1期では、洛陽周辺にある殷商陵墓において人殉の存在があったことが挙げられる。これを根拠に、人殉の始まりを殷代に比定することができる。また、青銅器が大量出土しており、その上青銅器をはじめ豊富な副葬品も発見されている。したがって、殷代において、既に厚葬があったという説がある。

しかし、この説には再考の余地があると考えられる。なぜなら、前節で確認した通りに漢民族の葬送風俗において最も重視されるのがモノではなく、やはり自身の死の居場所であろう。つまり、土へ回帰する意味合いで、土葬をするのである。しかし、殷代では、モノに対する拘りは一定の程度であり、墓そのものはまだ原始的な様相を呈している。これを踏まえ、殷代の土葬は墓葬、もしくは厚葬とは判断できないのである。このため、殷代の貴族階級の土葬は、墓葬及び厚葬の雛型であると判断できよう。

厚葬の風習は、少なくとも西周時代になってから、「公」レベルに就く人物が取り入れはじめたと思われる。その代表的例として、陝西省咸陽市周辺に周公と呼ばれる姫旦の陵墓がある。姫旦は統治者「王」に次ぐ地位「公」にあたる人物であり、日本語の慣用表現の一つとして、「周公を訪ねる」という言葉の中の周公は正に姫旦のことを指している。姫旦の墓はまだ発掘されておらず、後に造られた帝王陵との比較ができないものの、規模から判断すれば一般庶民が使用するものとはいえない。また、陝西省内で西周時代の天子陵が見つからない現在において、周公陵は西周の帝王陵を研究するには大変重要な存在であると言える。

東周時代は、古代中国が奴隷社会から封建社会へ変化する時期に相当するが、人殉は社会形態の転換に伴って廃止されることはなかった。しかし、春秋時代では、儒教をはじめ諸子百家の出現によって、様々な開明的な思想が蔓延し続けた結果、戦国時代になると奴隷制は社会からの支持を失い、次第に消えていったのである。

戦国時代の秦公陵は、1976年に陝西省鳳翔県で発見され、1986年に発掘された。通称「秦公一号大墓」と呼ばれるこの陵の陪葬坑から、180体あまりの人骨が確認され、この数字は陝西省で既に発掘されている秦公墓の中でもっとも多い。また、当該期の墓室と墓道の登場は、殷時代墓との明確な違いである。

後に初めて中国大陸を統一支配した秦始皇帝である嬴政は、過去よりも多くの人殉を行い、嬴政も初めて厚葬を享受した皇帝であった。秦の統治において、春秋・戦国両時代に互る争乱がようやく秦の統一によって終結したのち、厳しい法律・戒律を代表する法家思想の必要はなくなった。しかし、秦帝国が建国してから法家思想はそのまま採用されつつあった。なおかつ、始皇帝陵を建造するには、一般庶民の負担がますます増加していった。その結果として、陳勝・呉広の2人による暴動が起き、秦の首都・咸陽へ攻め込もうとする。その際、始皇帝陵は、ま

だ完成されていない状態にあった。これらの暴動者を抑えるには、始皇帝陵の築造を担った工匠・囚人まで動員したのである。始皇帝陵の築造もぞんざいに完工され、終了工事を担当していた工匠達がすべてそのまま陵内に封じられた。またその二世は、始皇帝の後宮にいた子を持っていない侍女と僕従全員を副葬させた。これについて、『史記・秦始皇本紀』では、その実情が記録されている。

二世曰：“先帝後宮非有子者，出焉不宜。”皆令从死，死者甚众。葬既已下，或言工匠為机，臧皆知之，臧重即泄。大事畢，已臧，閉中羨，下外羨門，尽閉工匠臧者，无復出者。

4.2. 出土青銅器について

この時期の陵墓から出土した資料は玉器、石器、骨角器、陶器、甲骨、青銅器等々がある。その中で、もっとも代表する遺物は青銅器である。青銅器は、時代の変遷に伴う変化が最も顕著であり、陵墓の時代性を表す副葬品として最適なのである。

殷陵から出土した青銅器は4つの段階にわけることができる。各段階には典型的な器物が現れるのである(図3)。

第1段階では、食器が鼎しかなく、酒器は罍、爵、觚、尊、鬯、甗、甗などがある。水器は盤の一種であり、武器には実用品であった銅戈がある。本時期において、饗養文が主な模様であり、一部の鼎に夔文が刻まれている。この段階は、まだ銘文が出現していない⁽²⁵⁾。

第2段階では、先述の第1期の繁栄を基に大きな発展を遂げていた。食器では、新たな形の鼎が出現し、さらに鬲も発生した。酒器では、壺型の盃や卣などが出現した。武器も戈以外に弓形器も発生した。本段階において、饗養文と夔文が若干変化していく中で、蟬紋、蚕紋、雲

文化期	鼎 鬲 甗	餗 盃	罍 盃	爵 觚 尊	白	鬯 甗 彝	盤 壺	戈 刀 削 弓 鏃
殷代前期 第1組								
殷代中期 第2組								
殷代後期 第3組								
西周代前期 第4組								

図3 殷代と西周代における青銅器の形の変遷
(鄒衡 1980「第壹篇：討論鄭州新發現的殷商文化遺跡」より転載)

雷紋と三角紋が新たに出現した。この段階の青銅器は、その多くに銘文が刻まれておらず、一部銘文のあるものは「族紋」もしくは「図形」表現がなされている⁽²⁶⁾。

第3段階では、円錐形の脚を持つ鼎が終焉を迎え、代わりに柱形の足に獸頭で飾られる例が発生した。細型の觚は器形がさらに長くなり、方壘、方彝、斛型の尊も流行した。楽器には、3つまたは5つで編製された鏡^{（にょう）}があった。武器は、弓形器がこの段階において比較的多くなり、獸頭刀も初めて出現した。当該段階は模様が^{（い）}大抵前期と共通するが、饗餐文の変化が大きく、三角形紋はさらに普遍化していた。銘文の面では初めて字が登場した⁽²⁷⁾。

第4段階では、鼎において第3段階期に出現した柱形の獸頭が継承されたうえ、足の上下部が太く、中部が細い特徴が現れた。また、壺型の盃が最も多く、銅戈も新たな形が造られた。模様においては、大体前時期と類似している。しかし、本段階の青銅器には銘文が短い文章の形で出現していることが挙げられる⁽²⁸⁾。

青銅器は殷代に勃興し、周代を経て秦時代に没落していくのである。その発展は、まさに殷～秦時期における厚葬風潮の発生過程に呼応し、種類や形状が豊富になっていく経過であった。言い換えれば、青銅器は該当時期を映す鏡であるといっても過言ではない。また、後の前漢になると、銅鏡を代表とする青銅器が再度流行したが、それ以降は金・銀器および磁器の興起によって青銅器の使用率が低くなってゆき、青銅器の精錬技術も衰退していったのである。

4.3. 厚葬風潮の頂点たる前漢時代

①前漢の時代背景と区分

嬴政と二世の暴虐は、秦の滅亡を招く結果となった。次に成立した前漢は、巨大かつ長期に亙る王朝であり、その後の各王朝および世界歴史の発展に影響を与えた存在である。現在においても、世界の多くの国は漢を中国もしくは中国人の代名詞として使っていることから、その影響の大きさが窺える。

漢代初期は、長年の戦乱を経て人民が故郷を離れることが多く、土地もやせていた時代であった。高祖・劉邦は秦の滅亡の原因を分析し、高祖期および呂後による摂政期において、治国政策として「修養生息」を選んだ。また、劉邦は秦で用いられた法家思想を廃し、道家（道教）の思想に基づく国家創りを行った。道家は「無為の治」を主張していた。つまり、世間万物は自らの成長法則があるため、国家レベルにおいては、統治者が厳しい法制社会を規定するより、民衆へゆったりとした生活環境を与えるべきだと提唱する思想である。さらに、漢の統治者は、孝を以って治国するという思想を主張していたため、先祖孝行の重要性が高まった一方で、呂后による専権の発生および厚葬の正当化に繋がったのである。

前漢時代には、廢嫡された皇帝を除き正式には11名の皇帝が存在していた（表2）。劉邦による開国から、王莽によって篡位され前漢が滅亡するまでの214年間は、国力の変遷によって6つの段階に分けられる。

第1段階は、劉邦と子の恵帝による治世である。劉邦は、開国してから12年しか経たずに没し、恵帝に皇位を委譲した。統治思想や社会制度などの国家の基盤になるものは、本時期で確立されるようになった。

第2段階は、呂後による摂政期である。恵帝は、在位7年間に母・呂後の傀儡となっており、

恵帝の没後も呂後が継続的に朝政に干渉し、皇帝の廃立を繰り返していた。一方、当該時期では、低下していた農業生産は前朝より回復しており、社会の経済も発展し、人口も増加傾向にあった。

第3段階は、「文景の治」と呼ばれる時期である。文帝と景帝はそれぞれ23年間と16年間在位しており、親子2代亘って40年近く「休養」政策を継続し、社会が安定していた時期であるといえる。文帝は節約家であったことは有名であり、文帝がリードした節約風潮がこの時期に広がっていた。景帝期になると、前漢の農業生産が一番高い水準に達成し、倉にある糧食が多すぎて保存できない事態もあったという。漢初から数十年かけて経済的發展を遂げていたため、国庫は非常に潤っており、これらは景帝の厚葬に有利な条件になったと言えよう。

第4段階として、前漢最盛期の武帝期ある。武帝劉徹は54年も在位し、半世紀の治世の中で、漢の領域を大幅に拡大し、当時世界最大の封建帝国を建立した。同時に武帝は、自分の陵墓・茂陵の築造に財を惜しまなかった。当該期において、毎年の国家収入の三分の一は茂陵の建造に使用されたという。しかし、前漢末期に起きた農民暴動によって茂陵は毀損され、中の遺物の多くは掘り出されたとされている。

第5段階は、「昭宣中興」の時期である。当該時期は、古代中国の歴史上でも有数の開明的君主である宣帝が現れた。宣帝による統治の下で、武帝時期に一度衰えていった農業生産や経済が回復し、社会的矛盾も緩和し、前漢は二度目の隆盛期を迎えた。武帝期に流行していた「奢靡風」は、本時期に修正されることとなった。

皇帝名	在位期間	区分	享年
高祖	紀元前 206 - 紀元前 195 年	第 1 段階	62
孝恵帝	前 195 - 前 188	第 1 段階	24
少帝恭(廢)・呂後摂政期	前 188 - 前 184	第 2 段階	4
少帝弘(廢)・呂後摂政期	前 184 - 前 180	第 2 段階	4
孝文帝	前 179 - 前 157	第 3 段階	46
孝景帝	前 157 - 前 141	第 3 段階	46
孝武帝	前 141 - 前 87	第 4 段階	70
孝昭帝	前 87 - 前 74	第 5 段階	21
劉賀(廢)	27 日	第 5 段階	
孝宣帝	前 74 - 前 49	第 5 段階	43
孝元帝	前 49 - 前 33	第 6 段階	43
孝成帝	前 33 - 前 7	第 6 段階	46
孝哀帝	前 7 - 前 1	第 6 段階	25
孝平帝	前 1 - 5	第 6 段階	14
劉嬰(摂皇帝王莽)	5 - 8	第 6 段階	

表 2 前漢皇帝一覧⁽²⁹⁾

第6段階として、宣帝以降の治世である。皇帝達は、宦官・外戚の専権によって苦境に陥っていた時期であるともいえる。本時期は、前漢における厚葬の最盛期であり、皇帝をはじめ、一般庶民まで厚葬風潮に従っていた。

以上の6段階によると、前漢における厚葬は景帝期に盛行するようになり、武帝期に頂点となった。また、宣帝が薄葬を主張していたことからやや治まったものの、それ以降は厚葬が普遍的になるといった経過が見られる。

本稿では、景帝・陽陵を例として、前漢帝王レベルの厚葬を取り上げたい。しかし陽陵は、厚葬か薄葬か未だに争論があるものの、筆者は厚葬であると判断している。その理由は、まず厚葬には、いずれも豊かで、安定した社会であることが大前提である。景帝期は、まさにこれに適合する。また、現時点では前漢帝陵に対する発掘は未だされていないが、陽陵の副葬坑は他の墓と比較して最も多く、出土した副葬品は数や種類などが他の漢時代の墓より豊富である。さらに、陽陵の副葬坑から大量の遺体が発見され、陽陵の建造には前代未聞の人殉を伴ったことが確認できる。このことから陽陵は、厚葬が行われた帝陵であると考えられる。前漢の厚葬の始まりは、景帝劉啓による陽陵の建造であると判断されよう。

②景帝・陽陵期の厚葬

景帝劉啓(前188年-前141年)は、文帝の五男として生まれ、前漢4代目(6代目という説もある)の皇帝である。劉啓は16年間の治世において、「削藩策」を用いて藩国の勢力を抑え、中央集権の国家体制を築いた。劉啓は、常に勤勉な態度で治国に携わっており、文帝期よりさらに畑税を下げる⁽³⁰⁾ことによって、国民の負担を軽減し生活を安定させようと努力していた。後元3年(紀元前141年)に未央宮で没し、「考景皇帝」として追号され、陽陵に埋葬された⁽³¹⁾。廟号は元々あったが、後漢を開国した光武帝によって廃除された⁽³²⁾。景帝その人物の評価として、司馬遷も『史記』の中で、景帝期の繁栄を全て文帝の功勞としている。

漢興、孝文施大徳、天下懐安、至孝景、不復憂異姓、而晁錯刻削諸侯、遂使七国俱起、合从而西郷、以諸侯太盛、而錯為之不以漸也。及主父偃言之、而諸侯以弱、卒以安。安危之机、豈不以謀哉？

陽陵は、劉啓が継体して5年目から築造が始まった。弋陽県内に場所を決めた後、連年で住民を移住させ、村を設置し、弋陽を陽陵邑に改名した。したがって、陽陵は元々劉啓の帝陵そのものの名称として使用されていたが、村の成立や周辺の広域に副葬墓も築造されたため、これらの全体を陽陵と呼ぶのが一般的である。

劉啓の築陵計画は、周囲の住民を増やすことで、陵墓に対する保護を強めるといった意図が読みとれる。帝陵を築くたびに、その周囲に地域住民を増やす習慣は、後の元帝期まで継続し、住民を移住させること自体も財政に大きな負担をかけたため、特に漢が隆盛期から衰退期へ転換した過程の中で、漢の滅亡を加速させた一要因になったと思われる。

劉啓は、当時文帝の統治のもとで流行っていた節



写真3 現在全体が博物館となった陽陵園の平面図

約・薄葬風潮に従わずに、陵墓の建造に厳しく固執していた。劉慶柱は、前漢帝陵について以下のように述べている⁽³³⁾。

(前漢帝陵の)墳丘は、規模に差はあるが、その墳形は共通した特徴がある。墳丘は、ますを伏せたような形をしており、一辺が一四〇メートル前後で、墳頂部に五〇メートル四方の平坦部がある。(中略)帝陵の陵園は、一般に一辺三三〇～四〇〇メートルの規模である。

景帝陵の場合、平坦部は約55m四方であり、墳丘高は31mを計る。墳丘の一辺は160mあり、それに伴い陵園の一辺も410mを計測する⁽³⁴⁾。帝陵の四周には放射型を呈する80個あまりの副葬坑が分布しており、副葬坑の外側に城壁が建てられ、東・西・南・北の四つの方向に「闕」⁽³⁵⁾と呼ばれる城門が設置された。劉慶柱の資料によると、陽陵は漢代帝陵のなかで、最も多くの陪葬坑が発見されており、規模も最大であったことが分かる⁽³⁶⁾。

文帝は節約のため、墳墓を新しく造らずに山全体を陵墓にした。それゆえに、正式な墳丘を持つ陽陵は後世の漢代皇帝陵の基準となったことから、後世の厚葬も陽陵に準ずるものであると推測できる。

さらに、陽陵の建造は丞相が全体的に担当しているほか、「将作大匠」、「大司農」、「複土將軍」と地方の官吏たちによる組織が作られた。「将作大匠」は皇室建築、例えば宗廟や宮殿などの皇室工程を担当する。「大司農」は財政を管理し、当時全国の財政収入の三分の一は陽陵に使用されていた。「複土將軍」は主に帝陵の副葬坑掘削や埋葬後の墳墓の建造を担当した⁽³⁷⁾。

この巨大事業は、多くの人々を動員しないと実現不能であることは言うまでもない。特に陽陵の建造には、多くの囚徒を動員した。発掘調査成果によると、陽陵の近くに囚徒を埋葬するような副葬坑が存在している。そして景帝陵の西方面に所在する副葬坑には、少なくとも1万人の囚徒とみられる人骨が確認されている⁽³⁸⁾。この数字は、現時点の帝王陵の中で最も多く、大量の人殉は側面から陽陵が薄葬ではなく厚葬であることを証明している。

さらに、陽陵の近くに所在する宗廟の遺跡は、1997年の発掘調査で確定された⁽³⁹⁾。この宗廟は、景帝期において「徳陽宮」と称されていたことが『史記』より確認できる。現在は、「羅経石」という円形の石が遺残しており、表面に十字型の刻みがある。発掘当初この羅経石は、陽陵を建造するために方位や標高の測定などに使われていたと推測されたが、近年では羅経石が祖先祭祀のために作られた台とする説や、徳陽宮の中に設置された景帝の霊位を設置した場所とする説など様々な説がある。これは、前漢帝陵の建造習慣として、帝陵の横に宗廟を立てることを根拠とする。文帝期に顧成廟、景帝期に徳陽宮、武帝期に龍淵宮、宣帝期に楽遊廟の4つの宗廟が建造されていたことは『漢書』に確認できる⁽⁴⁰⁾。なお、この「宮」と「廟」は根本的な違いはなく、同じく宗廟のことを指すのである。

また、漢代帝陵の特徴として、皇帝と皇后は合葬をするものの、合陵はしないのである。つまり、皇帝と皇后の陵墓は別々である。この特徴は、陽陵の場合にも通用する。劉啓の皇后である王氏の陵墓は帝陵の近くにあり、規模は帝陵よりもやや小さい。これ以外にも皇室の貴族陵が存在しているが、総じて帝陵と皇后陵よりも小規模である。

③陽陵の出土遺物について

陽陵周囲の副葬坑から出土した遺物より、陽陵における厚葬の是非を考察する。該当地域の発掘調査は1990年代より始まり、出土した資料を保存および展示する為の考古陳列所と発掘した副葬坑の遺跡を中心にした地下遺跡博物館が順次建築された。また、始皇帝陵の副葬品である兵馬俑に比べ、陽陵の陵園内より出土した資料は内容が豊富である。

筆者は、これらの出土遺物を「実用型」と「非実用型」の二種類に分別した。実用型の資料とは、当時実際に使用されていた物品で、これを代表する資料としては、瓦、娯楽器具および囚徒の刑具が発掘されている。

瓦は、秦・漢時代になると表面に模様などが描かれるようになり、単なる雨からの防水目的のみではなく装飾性も加味された。帝陵城壁の南闕の遺跡からも瓦が出土しており、雲の模様を表現する瓦と文字が記載されている瓦が最も多く出土している。その中で、「涇置陽陵」と書かれた瓦は考古学的に重大な意義を持っている。つまりこの瓦は、景帝が涇陽県で陽陵を築造したことを証明する資料であり、陽陵の存在と位置の確定に貢献するものである⁽⁴¹⁾。

娯楽器具として挙げられるのは、漢代に流行していた碁盤や六博盤である。碁と六博は、貴族階級と庶民階級の両者共に好んだ娯楽であり、漢時代の風俗を知る上で重要な資料である。

また、帝陵の西部には大量の囚徒を埋葬した副葬坑があることは、前述の通りである。刑具は主に頭と脚に使われており、この副葬坑から出た刑具の乱雑な出土位置からも、囚徒の埋葬はぞんざいであったことが観察できる。

これ以外にも、計量器具や生活用具などが発掘されており、漢時代の宮殿風俗だけでなく、一般庶民の風俗をも知ることができるなど、社会全域の文化を窺い知れる。

一方、これらの実用品のみでは、陽陵を厚葬と定義するには至らない。しかし、様々な非実用型資料の検出により、厚葬が行なわれたことを証明しているのである。

本稿では、陽陵を厚葬と定義するにあたり最も重要な二点を挙げたい。まずは、官印の出土である。帝陵周囲の副葬坑から、「太官令印」や「宦者丞印」などの官印が出土している⁽⁴²⁾。これらの官印はいずれも皇室に直接関わる官職であるため、劉啓は死後も生前と同じように皇帝の権利を継続させようとする意図があったものと看取される。また、「車騎將軍」と刻まれた金印や、「軍大右倉」と刻まれた銅印なども発見されている。古代中国の伝統では、王朝の次代王朝への権力移譲を象徴するための行為として、伝国璽を引き渡すことがあった。これは官印の場合も同様であり、前代の人が自から辞めるもしくは皇帝から免責させられる際に、官印を朝廷へ返さなければならない決まりがあった。

しかし、陽陵の副葬坑から出た金印や銅印などは、景帝が陽陵に埋葬されるとともに副葬された。出土印に記された官位は、少なくとも漢の滅亡まで存在していたため、景帝の副葬のためにこれらの官印が製作されたのではないかと考えられる。勿論、生前いくら輝かしい地位にいても官印を伴って埋葬されることが許可はされていなかった。唯一の可能性としては、皇帝の副葬品として埋められることである。この小さな副葬品から、劉啓が自分の墓葬に対する拘り、および前漢の社会風俗を確認することができる。

陽陵の周辺から出土している資料の中で、最も注目・評価されている遺物が俑である。俑と



写真4 塑衣式彩繪拱手女俑の正面（左）・背面（右）

言えば始皇帝の兵馬俑が著名であるが、陽陵出土の俑は兵馬俑に比肩する重要な資料であると筆者は考えている。

実寸大の兵馬俑に対し、陽陵の陶俑は三分の一程度の縮小品である。兵馬俑は、個々の表情が異なっていることと、未発掘要素を別にしても、種類としては単なる兵士俑と雑技俑の形で構成されているため、表現力が限られていると言えよう。

陽陵出土の俑は、服装の作り方によって、塑衣俑と着衣俑に分かれている⁽⁴³⁾。塑衣俑は、俑の衣服が俑と一体のものとして上絵を施して塑造したものである。塑衣俑は、主に官吏と仕女の様子で作成されており、さらに仕女の塑衣俑の製作の精美は称賛に値する。

一例を挙げると、漢陽陵博物館の「鎮館の宝」と呼ばれる仕女塑衣俑である。このタイプの俑は、顔の表情が非常に精緻に造形されており、人物描写が細やかで生き生きし、さらに髪型に焦点を当てると鬢の使用（写真4右図線の引いた部分）が最大の特徴である。『詩経』には、鬢についての記述はあるものの、実際の出土遺物で古代中国における鬢の存在を明確に表現しているのは、本資料以外に確認できない。本資料の発見により、古代中国の女性は、少なくとも漢時代に鬢を使用していたことが証明されたのである。

塑衣俑は現在、陽陵と同じ時期および後の漢時代（後漢含む）の墓から大量に出土しているものの、出土遺物の質は陽陵が最も上等であり、漢文化を研究する良好な資料となっている。

一方、漢の墓葬においては、厳格な規定が定められており、着衣俑を代表する副葬品は皇帝



写真5 着衣式部分使用



写真6 着衣式併用

以外の使用が許可されなかった。現在、陽陵出土の俑の多くは、腕が無く裸のままである。この俑が裸である理由は、約2千年間土中に副葬されていた過程において、有機物で構成された服と木製の腕が、土中で分解されたからである。これは、一部の武士俑に土に包まれた甲冑が残存していることを根拠とすることからも肯定されよう。

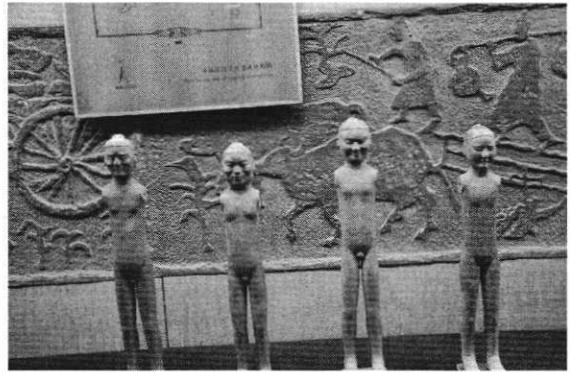


写真7 宦官俑

着衣式武士俑(写真5)は、上半身に金属製の甲冑が遺存するものの、下半には着用したと思われる衣服は現存していない。植物製の衣服と比べ、金属は分解され難いことに起因することは言うまでもない。また、俑の腕と肩が接触する箇所(写真6)に、可動式の腕を挿入する目的で穿たれた臍穴があり、また木質材の遺存が一部で確認できる。さらに宦官俑の出土は、皇室に伺候していた「宦官」と称される人々に関する宮邸制度の解明に、有力な証拠を提供した。特に宦官になる前の「去勢」といった生殖器の切除について、定論がついたと言える。

現在の陽陵博物館の一部分となっている「考古陳列所」で展示している宦官俑(写真7)は、他の着衣俑と同様に体全体は裸であるが、股間には陰囊がないことが確認できる。宦官になるための去勢手術の際には、生殖器全体の切除ではなく陰茎を残した状態で手術することが判明したのである。

考察

本項では、陽陵全体の規模と出土資料の両面から、陽陵について論じてきた。十数ヶ所の副葬坑からこれほどの出土遺物を得たことは、実際に陽陵で厚葬が行われたことを証明したと言えるだろう。また、これらの資料を通じて、古代中国、特に漢代の風俗や習慣などがある程度解明されたのである。

漢初において、農業の生産力を回復するために連続的に税金の引き下げなどの措置を行っていた。これにより景帝期は、一般庶民の生活が前漢の中で最も豊かな時期であったとされている。これは武帝期において、周辺各国と戦争することによる国家地位の引き上げとは別物である。しかし、陽陵による厚葬の発生は、その後の帝王に対して不適切な前例となった。隆盛期の国力は権力者の要望に達していたが、衰退期においてこれは難行するのも当然であろう。しかし、皇帝が自らの要望を満たすために、腐敗が発生できる環境は生じるものである。皇帝をはじめとする腐敗が一旦始まると、一番の被害者は、一般庶民である結果も千古不易である。これは厚葬による深い影響であると言えよう。

おわりに

近年では、帝王陵に対する盗掘や墳墓上の採石などの人為的な破壊事件が相次いでいる。また、政府主導の「経済優先」政策によって、経済関連ではない学問、特に考古学などが衰退していく傾向にある。考古の人材不足が深刻化している現状から、帝王陵の保護と活用は不十分

な状況にあり、建設から千年以上を経て、帝王陵は急速な消滅の危機が問題となっている。

本稿では、陝西省内にある帝王陵が現在十分保護されていない状況を紹介し、博物館学的観点で帝王陵に新たな意義を与える試みを行った。帝王陵自体が広義の博物館と考えるものであり、博物館が有する要素は帝王陵も持っていることを論じてきた。確かに、この部分についてより有力な証拠が少ないものであるが、今後の課題として継続的に帝王陵と博物館との繋がり、および帝王陵が有する潜在的な博物館学的要素を見出して行くものである。

また、青銅器と陽陵の二例を挙げることによって、殷～秦・漢を中心に古代中国における厚葬の実態について述べてきた。文化という抽象的事象を保護するためには、文化の具現の一部である文物を保護すべきである点を主張するものであり、祖先が残した文化の重要性を再確認すると共に、今後文物保護の更なる発展ができるよう期待するものである。

註

- (1) 墓葬：中国語では墳墓および葬式を指すが、本稿では字面通りの意味を取る。要するに、正式な墓で埋葬することである。
- (2) 厚葬：手厚く葬ること(デジタル大辞泉)。
- (3) 14ヶ国は以下の通り(年代順)：西周、秦帝国、前漢、新、後漢(献帝)、西晋、前趙、前秦、後秦、西魏、北周、隋、唐、大周
- (4) 西周においては、「天命」と「神権」が初めて提唱された。要するに、天より命を貰う民は神権を持つ王に対し、絶対に服従するとのことである。
- (5) 鄒 衡 1980「第壹篇：討論鄭州新發現的殷商文化遺跡」『夏商周考古学論文集』文物出版社 P.8
- (6) 司馬遷『史記・封禪書』：北巡朔方，勒兵十余万還，祭黄帝塚橋山。
- (7) 西安市文物局「博物館紹介」：http://www.xawwj.com/ptl/def/def/index_1270_2564.html (2015年9月22日閲覧)
- (8) 司馬遷『史記・始皇帝本紀』
- (9) 地宮とは、地下の宮殿を略すものである。古代中国では、特に貴族以上の階級の陵墓において、地上に盛土塚が作られるほか、地下にも宮殿のような大規模の玄室も設けられていた。
- (10) 班固『漢書・楚元王列傳』
- (11) 酈道元『水経注・渭水第三』：項羽入関發之。以三十万人三十日動物不見窮。
- (12) 臺 由子 2015「箕作阮甫による蘭語の‘museum’の訳語について」『全日本博物館学会第41研究大会 発表要旨』全日本博物館学会
- (13) 昭陵博物館 1988「唐昭陵長樂公主墓」『文博』第3期
- (14) 墓門：墓地の入口(三省堂 大辞林)。
- (15) 菅野恵美 2012『中国漢代墓葬裝飾の地域的研究』勉誠出版 PP.1-3
- (16) 范曄 『後漢書・輿服志第二十九』
- (17) 山東省嘉祥県武瞿山にある武氏祠は規模から祠主が中小地主と推測されている。しかし、

正倉院の近代

—明治時代における保存政策とその過程—

The Modern age of Shosoin

-Preservation policy and its process in Meiji period-

高橋 亮一

TAKAHASHI Ryoichi

はじめに

正倉院の近代、特に明治期に焦点を当てた研究は、概して古代史の延長線上で語られることが多い。古くは和田軍一の正倉院の近代に関する考察があり、同氏の『正倉院夜話』をはじめとした数々の著作が現在の正倉院の近代を形成したと言っても過言ではない⁽¹⁾。また『東京国立博物館百年史』は、東京国立博物館の所蔵史料(「館史資料」)をもって、明治期の博物館行政の成り立ちを記述しており、近代の博物館行政と関連づけて正倉院等を扱っている。同書の資料編は、正倉院の関連研究によく引用される。しかし、正倉院の研究対象年代は明治10年代に集中しており、それ以降の時代を扱った研究は管見の限り見当たらない⁽²⁾。

また、古器物に関する史的考察は、明治初期の廃仏毀釈以降の所謂古器旧物に関する保護策など、日本古来の文化財の保存の変遷が大多数である⁽³⁾。しかし、後述の高木博志のように、近代陵墓政策から近代天皇制の立脚を論じる研究もある。これは10年前に発表された研究であるから、文化財等の歴史、特に近代史は最近になって漸く脚光を浴びることとなったのである。

本稿では、正倉院の御物が明治期にどのような経緯を経て保存されてきたのかを、従来研究がなされなかった帝室宝器主管(以下、宝器主管と略す)と正倉院御物整理掛(以下、整理掛と略す)の実態を主軸として論じるものである。

1 研究の背景

正倉院は、日本を代表する御物保管施設である。その歴史は、奈良時代に光明皇后が聖武天皇の御物を天皇崩御後北倉に納めたことに始まる。御物は刀剣や弓矢、唐からの伝来品などで構成され、古代史・有職故実、保存の手法としての文化財科学の側面から研究されてきた。しかし「正倉院=古代史」という公式があまりにも日本の学界に浸透しているがゆえ、正倉院の宝物が如何に近代という荒波を乗り越え、現代まで保存されてきたのかという疑問に答えていないのが現状である。

筆者は近代史の正倉院には5つの段階があると考え。それは、①明治5年(1872)の壬申検査の際、蜷川式胤らが正倉院を開封して検査した段階、②博物館が管轄し、文部省・農商務省・宮内省と管理母体の変遷してきた段階、③整理掛が発足し、御物の保存と修理を行った段階、④奈良帝国博物館に正倉院掛が設置され、管轄が東京の帝国博物館から移管された段階、

- 武氏祠の構造の一部になっている画像石には馬車の模様が刻まれている。
- (18) 小野木裕子 1985「唐三彩の成立とその周辺への影響」『考古学と移住・移動』同志社大学考古シリーズ刊行会 P.87
- (19) 巽 淳一郎 2002「唐三彩の生産と供給」『奈良文化財研究所創立 50 周年記念論文集 文化財論 叢』独立行政法人奈良文化財研究所 P.369
- (20) 註 18 と同じ P.92
- (21) 青木 豊 2013『集客力を高める博物館展示論』雄山閣 PP.11-14
- (22) 神道：『漢書・霍光傳』から出自する。漢以降は大規模の陵墓において、外墓道を指す場合が多い。
- (23) 河南省安陽周辺に発見した殷時代の陵墓から大量な人殉が確認できる。
- (24) 明十三皇陵と清東陵・西陵はどれでも神道を共用しているという特徴がある。
- (25) 註 5 と同じ P.76
- (26) 註 5 と同じ P.78
- (27) 註 5 と同じ P.81
- (28) 註 5 と同じ P.82
- (29) 顔宗岳 2012『大漢帝国之漢景帝地下王国』陝西旅游出版社 P.56
- (30) 班固 『漢書・卷二十四上・食貨志第四上』：孝景二年，令民半出田租，三十而税一也。其后，上郡以西旱，複修壳爵令，而裁其賈以招民；及徒複作，得輸粟于県官以除罪。始造苑馬以広用，宮室列館車馬益増修矣。然婁敕有司以農為務，民遂楽業。
- (31) 班固 『漢書・卷五・景帝紀第五』
- (32) 前漢の皇帝は元々死後に子の皇帝より「廟号」を受けていたが、光武帝・劉秀は「功勞と恩徳」の足りない皇帝の廟号を廢除したため、廟号を有する前漢の皇帝は太祖高帝・劉邦、太宗文帝・劉恒、世宗武帝・劉徹と中宗宣宗・劉詢のみである。
- (33) 劉慶柱 著、西谷 大 翻譯代読 2004「古代中国秦漢時期の帝王陵と陪葬坑の考古研究」『国際フォーラム 王の墓と奉仕する人々』国立歴史民俗博物館 PP.43,44
- (34) 劉慶柱 著、来村多加史 訳 1991『前漢皇帝陵の研究』學生社 P.82
- (35) 闕は、中国古代の宮殿や宗廟およびその類似建築に多く使用されていた設備である。
- (36) 註 33 と同じ P.46
- (37) 註 29 と同じ P.60
- (38) 註 29 と同じ P.47
- (39) 註 29 と同じ P.146
- (40) 班固 『漢書・文帝紀』『漢書・景帝紀』『漢書・武帝紀』『漢書・宣帝紀』
- (41) 註 29 と同じ PP.61-63
- (42) 註 29 と同じ PP.78-79
- (43) 註 29 と同じ PP.66-72

(國學院大學大学院博士課程前期)

⑤太平洋戦争下、御物の疎開のため正倉院のシステムを変更した段階という5段階である⁽⁴⁾。先行研究では、これらを個別で論じたものもあれば、①から⑤まで連続的に論じたものもある。①に関しては従来の研究において、廃仏毀釈ないしウィーン万博の出品調査の側面から行われてきた。②は本稿でも紹介するが、近代天皇制成立のために、日本古来より伝わる宝物を国家の至宝に位置づけさせるという意味で研究が進展している。③・④の記述は簡略で、近代における正倉院が有した性質を伝えていない。⑤は戦時下の文化というテーマの下、一定の成果を挙げている。しかしながら、各段階への移行には勿論詳細な事象や橋渡し役があるため、必ずしも筆者の提示した区分が適用できるとは限らないが、正倉院の明治期以降における変化の段階を顕著に示しており、ひとつの区分として論じるには効果的であると思われる。

2 正倉院の管理変遷と御物化

近代における正倉院は、前近代における東大寺の管轄と様相を異にしている。そのため、本稿に際しては、①正倉院の御物化、②正倉院の管轄、③宝物等の拝観の3点を留意しなければならない。

明治維新後、日本は神武創業に倣った近代的国家体制を展開したことは周知のとおりであるが、古器旧物を保存し、それらを研究し、展示によって日本人に近代的な「国民」というアイデンティティを醸成させようとする動きがあった。すなわち、博物館の構想である。町田久成・蜷川式胤らが正倉院を開封して調査に従事したが、当該調査を明治時代における正倉院資料保存対策の歴史の第一歩としている。

正倉院御物に関しては、明治初年時において御物という概念は薄く、また正倉院そのものも広範に認知されていなかったようで、当時一般には「宝庫」もしくは「三蔵」と呼称されていた⁽⁵⁾。こうした認知に御物の概念が実態を帯びてくるのは、正倉院の宝物が、明治8年(1875)に開催された第一回奈良博覧会に出品されて以降のことであった。町田・蜷川らによるいわゆる「壬申の宝物検査」が正倉院宝物の認知度を向上させ、奈良博覧会(後述)において外国の皇族・高官が宝物を見学し、内外に喧伝されたことで広く認知されることとなった。また、明治天皇の大和行幸において天皇が蘭奢待を切り取り焚いたことで、正倉院の位置づけが相対的に高まるきっかけをつくり、内務省博物局の管轄となることで「国家管理」となり、宮内省の管轄下に入りはじめて「御物」という概念が創出されたのである⁽⁶⁾。これを高木博志は、近代正倉院の濫觴を明治天皇の大和行幸とした上で、前近代に天皇が有していたとされる文化的「伝統」の顕彰としての「殖産興業を目的とする文化財保護行政」という位置づけをしている⁽⁷⁾。同氏は、以上のことを「『旧慣』保存」と称し、人心収攬と西洋王室(皇室)における正当性の証明の手段であったと指摘している。

まず、山上豊の言う正倉院の「国家管理」とはどのようなものであったか。結論から言えば、正倉院は東大寺の所管を離れ、内務省・農商務省・宮内省といった政府機関の管轄下に編入され、最終的に、帝室博物館(現、東京国立博物館)の管轄となっていくのである。つまり、正倉院の管轄をめぐるのは、草創期の博物館行政と密接な関連性を有しているのである。これより正倉院の管轄の変遷を概略しつつ考察したい。

(1) 政府管轄以前

正倉院は、従来東大寺の所管であり、天皇家の直轄下にはなかった。しかし天皇の遺品が収蔵されているという点で、他の宝物類と一線を画していた。勅封はその典型であり、無暗に開扉されなかったからこそ正倉院の宝は保存されたのである。また、風雨に晒され劣化した倉全体を修理し、曝涼により宝物の劣化・虫損を防止したことは、正倉院に収蔵されている数多の宝物を保存させる要因となった。また、明治時代における初の保存事業が、明治5年(1872)の壬申検査であったのは言うまでもない。

次に、正倉院の価値を高めた催事である「奈良博覧会」を取り上げたい。しかし、奈良博覧会を扱うにあたっては、当該時期の奈良県の実情を踏まえなければならない。明治初年代に、奈良県は廃藩置県の統廃合により堺県に吸収合併され、一時期地図上から消滅した⁽⁸⁾。当時の堺県は、現在の大阪府の一部と奈良県全域を管轄していたのである。

堺県下の奈良地域は、合併により県庁が撤去されたため、著しく活気を失ってさびれはじめ、また明治12年のコレラ蔓延によって街が衰退していったとされている⁽⁹⁾。琵琶湖疏水事業の「起工趣意書」にて、「彼ノ奈良ノ旧都是レ其殷鑒ニ非スヤ」と明文されているように、京都の人々のみならず世間は奈良を既に廃れてしまった都市であると認識していた⁽¹⁰⁾。このような現状の打破を掲げた奈良の人々は、殖産興業・観光の面から復興を果たすため様々な活動を展開するのである。この一環に含まれるのが、奈良博覧会である。当該博覧会は、京都博覧会を模倣するもので、「経済発展の起爆剤的役割」が内包されていた。そして、正倉院の宝物をはじめとする社寺の什宝が出陳され多くの反響を呼んだのである⁽¹¹⁾。

奈良博覧会を取り仕切る奈良博覧会社は、植村久道を社長に据え、奈良の各地域に点在している古器旧物を管理する役目を負っていた。ゆえに正倉院の宝物も管理していたのである。後章では正倉院の内務省管轄への転換を「国家管理」としているのですが、ここでは「民間管理」となるのであろうが、土地の所有者は東大寺であることを看過してはならない。更に、奈良博覧会社による管轄は、内務省・農商務省期においても継続していくので、正倉院の管理が政府主導であったとは言えない。

正倉院宝物を出陳させることは、奈良県の復興に関して少なからず国策レベルの思惑があった。それは、奈良県が「古都」と位置づけされていることにも関係している。「古都」とは言わずもがな遷都後の新しい都との対義語で用いられるが、実際にはもっと大きな意味が内包されている。小路田泰直によると、「古都」とは政府内の官僚同士の仲間的結合を強化するため、官僚制国家としての正当性を保持するために生み出された概念であるとしている⁽¹²⁾。明治天皇の大和行幸こそ、奈良県を「古都」として位置づけた契機であり、国の正当性の指標となることで、奈良県は明治の荒波を越えようとしたのである。その際、上記の概念を顕在化させるための手段として正倉院の宝物を用いた。こうして、正倉院宝物を御物化させる動きへと発展し、同時に国を代表する至宝としての価値が付加されたのである⁽¹³⁾。

(2) 政府管轄下

正倉院が内務省管轄になるのは、明治8年(1875)4月27日のことである。この契機としては、宮内卿徳大寺実則の上申が発端とされている⁽¹⁴⁾。

維新以来寺院躰裁モ追々変革ニ付テハ永世保存無覚束ニ付、去八年宮内卿ヨリ及上申候末御物ハ内務省ノ主務ニ被仰付、勅封開鎖ハ宮内省ニテ主管候

こうして政府の下に置かれた正倉院は、日本のアイデンティティを代表するという意味合いが付与され始めたのである。その顕著な例は、『国華余芳』の序文に現れている。序文は得能良介が記しているが、同氏が『国華余芳』を出版した意図は、「工場製品ノ儀範トナシ以テ世ニ広メ愛國ノ志操ヲ培養スル」ことにあった⁽¹⁵⁾。そして、これらに収められた図版は中世の偉人・貴人や伊勢神宮の神宝、そして「正倉院御物」であった。

また明治14年10月にイギリスの皇孫が来遊した際の記事⁽¹⁶⁾にも伺えるように、この時正倉院の管理をしていたのは奈良博覧会社である。奈良博覧会社の職員は、外国使節到着前に御物の整頓や周辺の掃除、更には正倉院周囲に配置されている雨落石の配置まで確認していた。この際にも庫内の木棚や校倉が破損していることが報告されている。このように、政府と民間が共同で正倉院を管理していたことが確認できる。

明治16年、博物館の規則が改正され内務省から農商務省へ管轄が移った。この時、正倉院の宝器は農商務省が、図書は内務省がそれぞれ管理し、勅封開鎖は宮内省が継続したため、実際には三省合同形式であった⁽¹⁷⁾。この改正に関与した山高信離は、自身の建議書で博物館とは以下のような施設であると主張した⁽¹⁸⁾。

凡博物館ノ設ケアルヤ、天工人造ノ万物ヲ蒐集シ其順序ヲ追テ之レヲ陳列シ、観者ヲシテ其質ト用トヲ了知セシメ、併テ数万卷之図書ヲ貯ヘ藩閔ヲ許シ実物ト図書トニ就テ万學術ノ研究ニ便利ナラシム〔中略〕社寺ノ殿堂門廡漸次破損シテ不顧、只神官僧侶口粘ニ共シ千有余歳ノ旧物モ御維新以降荒敗スルモノ実ニ其数不為少何トナレハ小破ノ修繕ヲ不加千丈ノ堤蝮蟻ノ譬ニテ此俣打捨オクトキハ不出数年皆無トナルヤ必セリ其好キモノヲ選ミ〔中略〕博物館管轄ニ併セラル、ニ於テハ応分ノ見込ヲ立保存ノ手段可為立

山高の建議に従えば、正倉院は博物館の主導で保存・管理されるべきであるともいえる。当時の正倉院外構については、以下のような記述が遺されている⁽¹⁹⁾。

朽腐ノ部分モ有之又屋上ハ梁頭ノ屈壊セシ為メ、其軒端ニ処々凹凸ヲ生シ殆ト墜落ノ勢アリ〔中略〕雨露ハ尾隙ヨリ屋背ニ滲入シ、土砂ハ屋上ヨリ室内エ墜下シ、為ニ内部ノ朽腐ヲ促ス等ニシテ其他頽破ニ趣クノ景状ハ悉ク筆紙ニ悉シ難シ

〔中略〕前述ノ如クニ付、直ニ該建物ニ充分ノ修繕ヲ加工候トキハ遂ニ改築ノ姿ヲ為シ反テ故体ヲ失フノ懼レ有之候間、該建物ハ先陳難差置部分ヲ修理シ更ニ之ヲ覆護スルタメ堅牢ナル上家ヲ建設候方可然ト存候

この記載からも、正倉院は農商務省という国家機関の管理下のあることを表わしている。但しこの修復は膨大な費用がかかることから遂に実現しなかった。

農商務省下では、のちに整理掛となる黒川真頼が目録整備のため正倉院に派遣されている。これ以前に伊藤博文が正倉院に陳列棚を配備する建議を出し、明治15年に設置されたのだが、当時は陳列手順もない状態であった。黒川は、同年9月から約70日間調査に従事し、はじめて正倉院の宝物の整理を行った⁽²⁰⁾。雑多な倉内の宝物を陳列することで、正倉院の博物館的性格を高めたのである。

しかし、三省合同形式は正倉院管轄の優位性を争う火種となってしまった。一例として、明治16年のドイツ公使館付書記官の御物拝観の折、農商務省奏任官の派出を待たずして宮内省官員のみで勅封開鎖を行い、御物の取扱をした事件があった。その際農商務省は「主管ノ省ハ内務ニアラス農商務ナリ」と反発していた。これに対して宮内省は、「勅封開キハ伺イ申スベクナレドモ御物ハ内務省ノ管轄」であると返答したものの、宮内省はどこが正倉院の優越的管轄権を有しているのか明言を避けたのである⁽²¹⁾。

ところで、正倉院の警備体制について説明を加えておかなければならない。正倉院は「東大寺々内ニ在ルヲ以テ世上之ヲ知ルモノモ稀少」であったのが、政府の管理下に入り「官庫ト定メラレ御物ヲ所蔵セラル、ノ宝庫ナルコトヲ」世間に知らしめたため、警備もまた嚴重にしなければ威厳も保てなくなった。正倉院は、明治16年まで奈良博覧会社を通して奈良県在住者から1名を選出し、その者に年棒100円をもって巡回させたのみであった。しかし、同年には大阪から警官6名を派遣し、3名二交代制をもって警戒にあたるよう大阪府知事に建議したのである⁽²²⁾。但しこの改正案にかかる費用をめぐり、大阪府や内務省と折り合いがつかず、結局この時実現しなかった。後の宮内省専管時に、今まで警備にあっていた奈良博覧会社に謝礼金を払い警備任務を解除した。それから大阪より警官を派遣することになる。したがって、警備が強化されたことで正倉院の価値が一地方の宝物から国家を代表する什宝へと変わっていったのである。

(3) 宮内省管轄以降

正倉院の管轄をめぐり、上記のような問題が発生したこともあり、三省合同形式では不都合が多いので、この際宮内省に権限を集約させるべきという建議がなされ、明治17年(1884)に宮内省に管理が一本化された⁽²³⁾。以降正倉院の「宝物」は「御物」という呼称に統一され、「一切他所へ貸渡候義無之」として、従来の奈良博覧会への貸し出しを止めたのである⁽²⁴⁾。

編入後、早速宮内省は「宝庫勅符取扱方」を作成し、正倉院の管理規定を定めた。これは、①勅封開鎖の際派遣される書記官は宮内省のみとする、②勅封開鎖の諸経費は全額宮内省が負担する、と規定したことで正倉院の三省合同形式の解消を宣言したものである。以降内務・農商務両省は、正倉院の管理に関与できなくなった⁽²⁵⁾。宮内省への完全移管は、翌年4月に農商務省に保管されていた一切の正倉院関連記録・目録等を引き継ぐのを待たねばならない。また、この規定により新たな管理部門を創設することになり、従来正倉院を管轄してきた奈良博覧会社社長植村久道を御用掛に任ぜられた。植村の御用掛在任は、明治23年に宝器主管が発足する前まで続いたが、同年4～5月の間に病没したため、子の久義が同年6月10日付で後任となった⁽²⁶⁾。

宮内省編入の年の12月には、正倉院を管理するために正倉院宝庫掛が新設され、同月11日付で図書属稲生真履、堀博と御用掛の莊資倫の3名が任命された。明治18年7月10日には、正倉院の管理を図書寮がするようになるが、図書寮自体新設されて間もない時期であったため、当分は宮内省直轄となっていたのである⁽²⁷⁾。したがって、宮内省の専管期とは新設された図書寮への移管をするための緩衝としての役割を担っていたといえる。

当時の正倉院は、農商務省管理下の状況報告にもあったように多数の破損があった。これに

ついで宮内省は、明治18年以降どんな些細なことでも報告するよう植村久道に命じたように、破損箇所は早急に修繕するという方針を敷いていた⁽²⁸⁾。

明治19年3月には宮内省に博物館が編入され管轄下となり、明治21年1月18日付で博物館が図書寮本寮と合併した。ついで翌年帝国博物館に改編され、正倉院も帝国博物館の附属となった⁽²⁹⁾。この時、宮内省に引継がれた書類に正倉院の関係書類が含まれていないことは前述の通りである⁽³⁰⁾。しかし、図書寮博物館は明治23年まで存続しており、正倉院の修繕作業が図書寮の指揮で執り行われたことがある。そして、当時正倉院が宮内省と帝国博物館双方に属していたことで、より円滑で効率的な管理を受けたことを意味している。明治22年に図書寮博物館主導で御物修繕作業が行われたのはその典型である。

以上のように、宮内省管轄に入った正倉院は、明治22年に帝国博物館が創設されて以降、図書寮と博物館の双方によって管理されたのである。



図1・2 明治22年赤坂離宮での御物修繕作業⁽³¹⁾

(4) 正倉院御物の拝観

正倉院宝物の御物化の過程に密接に関連している取り組みとして、正倉院の拝観が挙げられる。博覧会のような広く一般に展示という手法で御物を見せるという公開保存の理念は、町田久成の博物局解任(明治15年)、皇室財産への編入過程によって非公開保存となってしまった⁽³²⁾と山上豊が述べているように、正倉院=天皇所有物という色彩が強くなると、博覧会への出品や拝観が一切途絶えたことは既述のとおりである。但し、前述の外国使節の拝観のように、博物局や宮内省に拝観申請のあった者に関しては個別に対応しているので、必ずしも非公開ではなかった。

明治22年以降、定時曝涼(8月1日から31日迄)中、1日20人限定で御物の拝観が許された。但し高等官・有爵者・博士学士等の学者又はその「篤志者」・従六位又は勲六等以上・奈良県知事や図書頭の許可を得た外国人に限ってのことであった⁽³³⁾。この拝観制度は、前述の資格者が正倉院の御物を拝観することであるが、必ずしも申請者全員に許可が下りたわけではない。「正倉院拝観者目録」には、申請者の経歴や現住所等が記されており、帝国博物館がそれらを

審査資料としていることが伺える。定時曝涼時の正倉院宝物拝観の開始は、宮内省に一本化されてから四年後の出来事であるが、政府管轄下の御物を上記の様な規制をかけて拝観させるのは、正倉院の宝物が御物足り得ることを国民一般に広く知らしめるための箔付けである。しかし、当時の日誌を精査すると、天候不順の際には曝涼ができず拝観も中止となり、御物の曝涼も定時曝涼期間後の9月10日に完了している⁽³⁴⁾。したがって、明治22年度の拝観というのは曝涼を中心とした活動の付属事項にすぎなかった。

明治25年(1892)には整理掛が創設され、明治27年度より「正倉院御物目下整理着手中ニ有之」との理由で曝涼時拝観を停止させ、修理と修理完了品の還納に集中できる環境をつくった。以降、毎年「正倉院御物目下整理中」の名目で曝涼時拝観を停止させた⁽³⁵⁾。しかし、特別許可による正倉院拝観の事例が明治30年代に現れる。正倉院文書研究のため東京帝国大学の研究団体のメンバーであった黑板勝美の回想で「然るべき者には拝観を許したらば宜しからうと言ふ伯〔田中光顕〕の意見からしてこの英断をなすに至つた」とあるように、時の宮内大臣田中光顕がこの例外規定を創出したと見られる⁽³⁶⁾。例として、枢密顧問官田中不二麿は、旅行中の寄道で正倉院の拝観を申請し受理されていた(年代不明)。また、明治37年11月の勅封開鍼の折、賀陽宮邦憲王と王妃が拝観していることが挙げられる⁽³⁷⁾。

整理掛解散後にあたる明治40年代の正倉院の拝観の際には、正倉院御物拝観許可証の携帯が義務付けられていたことにも注目したい。これは、和文と英文の2種類があり、裏面の注意事項には①「拝観者ハ此証ヲ掛員ニ示シ拝観ヲ了リタルトキハ掛員ニ返却スヘシ」②「此証ハ他人ニ貸与スルコトヲ得ス」③「御物曝涼期間中毎日午前十時ヨリ午後三時マテ拝観ヲ許ス但天気不良ノ時ハ之ヲ停止ス」④「拝観者ハ一日五十人以内トス」⑤「拝観者ハ掛員ノ指示ニ従フヘシ」⑥「御物ハ摸造又ハ摸写スルコトヲ許サス」⑦「拝観者ハ倉ノ階下ニ於テ脱靴又ハ靴履ヲ為シ外套及杖傘等ノ携帯品ハ階下ニ置クヘシ」とある⁽³⁸⁾。このように、御物の拝観に関する拝観者への規制は、かつて奈良博覧会で正倉院の御物を見られた時より遥かに大きいことは明白である。このことから、国家管理により正倉院が「御物」化したのではなく、宮内省へ一切の機能を引き継いだ明治17年から徐々に「御物」という概念を正倉院に定着させ、国民にそれを流布させていったものと看取される。

(5) 帝室財産との関わり

最後に、正倉院の帝室財産における位置づけについて補足する。正倉院が勅書報告として正式に世伝御料となるのは、明治23年(1890)11月6日の枢密院会議での報告⁽³⁹⁾を端緒とするが、それに至るまでに様々な規定や経緯を乗り越えてきた。

帝室財産とは皇室における私有財産で、明治14年の政変以降法整備がされた。特に、明治15年6月の福羽美静の建議書は、藤原氏の荘園支配から鎌倉・室町を経て徳川政権における土地領有までの歴史を述べ、天皇親政を顕示するために最良の官有地を帝室財産として編入すべきと主張した⁽⁴⁰⁾。これは、帝室財産制定のための具体的内容を伴っており、当時の財産制定に大きな寄与をしていたと思われる。他にも福沢諭吉「帝室論」や香川敬三の帝室財産制定に関する建議書が挙げられる⁽⁴¹⁾。

では、正倉院はどのようにして帝室財産に編入されたのか。前述のように、正倉院の宝物は

御物であるという既成事実には天皇制強化の付加価値をつけ、徐々に民間管理(東大寺)から政府管理へと移行させることで、神聖不可侵的存在へと昇華していった。しかし、正倉院は博物館が管轄しているのが官有地に他ならない。むしろ、東大寺境内に存在しているのが、民有地とも区分される、非常に曖昧な土地所有形態を有していたのである。そこで農商務省管轄下の時、正倉院の付属地を買収し、正倉院の敷地を拡大させようと画策したのである。

農商務省から宮内省へ一本化される前後、宮内卿伊藤博文は農商務卿西郷従道に対し正倉院「地所二千五百三十一坪皇宮地附属地ニ組替」を建議した。しかし、農商務省は内務省が図書管轄している以上「敷地ノ義モ別段当省〔農商務省〕へ不組替其俣」のため、内務省にも照会してほしいとして回答を避けた。明治17年11月、農商務卿は松方正義となり、松方が伊藤と正倉院敷地に関する交渉を展開することになる。そして12月に上記の敷地が皇宮地に組み替えられたのである⁽⁴²⁾。

翌明治18年には、東大寺境内会所坊⁽⁴³⁾は万一火災が発生すると正倉院に延焼の危険があるため、金1,000円の下賜をもって解体撤去をさせ近隣の金殊院と共に火除け地とすることで敷地を拡大した⁽⁴⁴⁾。

以上のように、着々と拡大作業をして正倉院を世伝御料に相応しい様相へと変化させたが、何よりこの帝室財産への編入に大きく寄与したのは帝国博物館の創設であった。町田久成は、博物館を帝室に編入させる構想を有しており、杉孫七郎・山高信離が引継ぎ、帝国博物館初代総長九鬼隆一がそれを達成した。換言すれば正倉院の帝室財産編入の決定打となったのは九鬼が図書寮附属博物館を帝国博物館に編入して「皇室の博物館」へ昇華させたといえる⁽⁴⁵⁾。この改正は明治22年に行われたので、その翌年に正倉院宝庫が帝室財産に指定されるのは当然の帰着であった。

小結

近代における正倉院は天皇制確立のため国家管理される道を歩み出した。その過程には奈良県の疲弊を打破すべく活動した奈良博覧会社の存在があり、そこでは正倉院の什宝は宝物として好奇の目に晒されていた。しかし内務省・農商務省・宮内省へと管理の主体が変わる度に神聖不可侵たる御物としての様相が付与され、最終的には威徳を纏い天皇の財産となった。

このような正倉院の管理変遷は、博物館の在り方をも問われることとなり、帝室財産としての古器旧物は、積極的に保存がされるようになった。山高信離の建議はその証左である。

3 帝室宝器主管による正倉院御物の管理・保存

正倉院の管理は、一部の例外⁽⁴⁶⁾を除き宮内省が主導的立場に立って行ってきた。しかし、帝室博物館が宮内省官制の改変により図書寮から分離し、新たに帝国博物館として再編されると、正倉院の管理は博物館から分離されてしまった。明治23年6月6日の宮内省達には、以下のような記載が見られる⁽⁴⁷⁾。

博物館ハ敢テ物品ノ新古ヲ問ハス広ク網羅シテ永遠ノ保存ヲ図リ縦覧シテ衆庶ノ知識ヲ裨益スルノ目的ニ起因スト雖トモ縦覧ヲ許サスシテ慎重ノ保護ヲ旨トセラル、勅封ノ宝庫其他帝室ノ宝器ニ至テハ全ク其成立ヲ異ニスルノミナラス、其目的モ同一ナラサルヲ以テ

管理ノ側亦其別ナルヘカラス依テ自今正倉院御物其他帝室ノ宝器ハ帝国博物館所属ノ制ヲ改メ別ニ管理主任ヲ定メラレ可然哉

つまり、管轄が帝国博物館から「管理主任」なる職掌へ移ったことを表している。この「管理主任」が宝器主管である。『明治天皇紀』の記載にも、明治23年(1890)6月6日、帝国博物館の管理が「歴世勅封の例規たる宝庫を保護する精神を期する所以にあらざる」ため、これに代替する職掌として設立され、「正倉院其の他帝室宝器を管理」することを業務としたとある⁽⁴⁸⁾。但し、この職はあくまでも「管理」を主目標とするのであって、整理掛のように「復元」を目的とするような要素はないのである。

(1) 帝室宝器主管の人員と管理部門の整理

宝器主管設置時、税所篤がその任に就いたが、公刊史料には彼の存在しか記載されていないことが多い。ややもすれば、宝器主管そのものが記載もしくは言及されていないことが多いのである。そこで、宮内公文書館に所蔵されている史料を手がかりに、この職掌の実態を論証してみたい。

『明治天皇紀』にあるように、税所篤が宝器主管に任命されたことは「正倉院録」でも確認できる。税所は当時宮中顧問官であったが、宮内大臣土方久元は任命の際、「正倉院御用掛り帝室宝物保存懸^{マア}り」を兼任させ、「博物館経済ヨリ引分ケ全独立之」職種を立てようと建議した⁽⁴⁹⁾。帝国博物館内には、正倉院事務取扱という部署が設置されており、宮内省の正倉院関連機関と並立していた。この時は植村久義が任命されていた。植村は当時博物館書記心得として、県属本条時乗⁽⁵⁰⁾と共に正倉院宝庫鍵預の任に就いていた。しかし宝器主管が設置されると帝国博物館の管轄時にあった「臨時御雇」、すなわち正倉院事務取扱が廃止され、植村は解任された⁽⁵¹⁾。その際の書翰は以下のものである⁽⁵²⁾。

〔前略〕県属甘露寺氏⁽⁵³⁾ニモ其後面会スル不能漸本日県庁ニ而出會仕諸事相伺候処、御門鑑及人足鑑札等ニ至ル迄引継ヲ被申聞当然之義に御座候へハ、引継可申心得ニ御座候へ共、尊具御配慮ニ依り次官殿之御命令も御座候事故左記件ニ相伺候間御指揮之程奉願上候

- 一 御門鑑其他之物品ハ直チニ甘露寺ヘ引継可然哉、将博物館ヨリ遺族之私ヘ御達被下候儀ニ御座候哉
- 一 次官殿之御命令ニ随御宝庫内ヘ時々巡廻致候得共最早差控候而可然哉
- 一 臨時雇之義ハ自然ニ消滅ト相心得可申与又ハ解雇之御達可相成義と心得可然哉

右相伺候間、至急御沙汰被下度毎度御手数何共恐縮宜布奉謝候草々以上

しかし実際には、「〔植村久義〕去月三十日限り解免更ニ守長本条時乗ヘ帝室宝器取扱ヲ囑託シ正倉院備品及鍵等右本条時乗ヘ引渡」旨が帝国博物館長九鬼隆一と甘露寺に届いたため、鍵の管理は本条時乗に委譲されたのである⁽⁵⁴⁾。

宝器主管の設立によって、博物館における正倉院の管理が宮内省に移譲されたことを示しているのである。ここに、前述した警備体制の強化を踏まえると、正倉院の警備部門(鍵の管理を含む)は、宮内省に委任されたことを示している。つまり、宝器主管は警備体制を委任し、監督することが職掌であったといえる。

宝器主管の会計関係を担っていたのは近藤久敬である。「叙勲裁可書」によると、近藤は、

嘉永5年(1852)に周防国に生まれ、群馬県属・皇室編纂規定委員・皇室記録材料報告員を経て、明治23年(1890)6月21日、「皇室宝器ニ関スル庶務会計」の任に就いたとある⁽⁵⁵⁾。この皇室宝器費は、整理掛の予算も管理しており、整理掛になってしまった近藤に代わり、平田格(のちに明治26年4月6日に罷免され、片岡久太郎が就任)などが任に就いていた。

他に、宝器主管の指揮下に属する宝器取扱という組織があり、前述の植村、甘露寺、本条が任命されている。宝器主管は基本的には後述の整理掛と同時併存しており、整理掛の股野琢が宝器主管を兼任することもあった。また、実態は不明であるが、宝器主管付属兼勤という役職もあり、明治33年に片岡久太郎が就いていたことが確認できる⁽⁵⁶⁾。

(2) 皇室宝器主管の活動

宝器主管の活動は、言うまでもなく御物の管理を中心とし、それに関わる経費等財政面をも管轄している。しかし後述の整理掛の活動規定のような具体的な活動指針というものがないので、その実態が長らく不明確であった。しかし、宮内庁が所蔵している史料に、断片的ではあるが宝器主管の活動を示す情報を発見することができた。本節では、宮内庁所蔵資料より宝器主管の活動について概観するものである。

宝器主管の活動は①正倉院校倉の管理、②御物の管理(修繕作業は含まれない)、③周辺不動産の買収活動、の3点に大きく分類できる。

①は、御物を保管する施設の営繕業務である。農商務省が正倉院の現状を記し、早急な修繕が必要と主張したのは前述の通りであるが、宝器主管は、自然災害などの突発的破損や経年劣化による倉全体の老朽化に対処していた。また、更なる破損を防ぐ予防措置として、倉に新たな設備を加えたこともあった。宝器主管が正倉院の主導的立場を握っていた明治23~25年は、近畿地方で多くの災害が発生していた。明治時代の正倉院は非常に脆弱で、風雨に晒されるだけでも外構が破損する状態であったため、しばしば正倉院外構の破損報告が出された。例えば、宝器主管設立直前に出された稲生真履の書翰には、以下のような記載が見られる⁽⁵⁷⁾。

土居葺ノ板ノ接続シタル間ニ〔中略〕透間所々ニ有之其透間ヨリ瓦ノ破片土塊木屑等落
入候義と被存候右等ノ恐レアル故カ従前ハ勅封ノ開鍼ヲ相願御物ヲ取除宝庫中へ葎ヲ敷キ
乃テ修繕ニ取掛従事ニ御坐候

これを踏まえ、明治24年(1891)10月に屋根の修繕に着手した。また、材木の組み合わせが非常に劣悪であったため、四隅に鍛鉄製の留め具を施す補修も行ったという。また、明治26年5月20日、東向きの暴風が奈良県を襲い、正倉院中倉の棧橋が破損する事態が発生した。この時は早急な修繕作業を施した⁽⁵⁸⁾。

正倉院の保存で何よりも懸念していたのは火災であった。特に、落雷による出火を恐れていたため、正倉院境内に外国製のポンプや消火設備が配置された。また、避雷針の設置による落雷の回避に努めた。試験が何回も繰り返されたことから、整理掛においても試験が継続することとなった。

②は、正倉院御物の管理に関わる事項、曝涼時拝観や警備部門に関係している。曝涼時拝観は明治22年に帝国博物館が設立して以降その手続きを担ってきたが、明治23年7月4日以降は宝器主管の属する宮内省内事課課長に権限が移った。この時の拝観規定は、前述の規定との

差異は見受けられないが、内部文書として（Ⅰ）天候不順時は拝観許可をしない、（Ⅱ）勅封開鍼時は奈良県知事が行い、開鍼時は東京より勅使を派遣する、（Ⅲ）開鍼中の御物の取扱いは凶書寮・奈良県属官吏の手で行う、（Ⅳ）開鍼中は奈良県全域の警備を強化、（Ⅴ）勅旨がない場合の開鍼は禁止、という条項が加わっている⁽⁵⁹⁾。この追加規定からもわかるように、宝器主管は勅封開鍼や曝涼時拝観の手続きを管轄していたのである。

警備に関しては、前述のように1名の日雇いから6名の巡査へと強化されたが、宝器主管は更に体制を強化させた。すなわち、正倉院構内旧会所坊に警官1名を住み込ませたのである。その目的は第1に火災予防にあり、第2に他5名の警官の監督にあった。意見書の年月日は明記されていないが、明治23年12月16日に奈良県・宮内省から認可されたことを考慮すると、12月初旬以前に起草されたものと推察される⁽⁶⁰⁾。その後、警備体制の抜本の変更はなかったが、明治32年、病欠・休暇等で警備に穴が生じることが多いので、補欠に巡査1名を増員して7名による警備体制へ変更することとなった⁽⁶¹⁾。

管轄は御物の陳列作業にも及んでいた。明治24年当時の正倉院内部は狭隘で収蔵用櫃篋も少なく陳列機能も果たせない状態であった。そこで、伎楽仮面を陳列するために、かつて伊藤博文の増設した陳列棚の上に更に増設する建議が出た。これは、同年4月17日付で出されているが、これの背景には日本の外交政策が密接に関係している。この建議が出る2日前に、ロシア皇太子ニコライ一行が4月29日に来日するという一報があり、彼らが「奈良地方へモ巡覧」することが判明した⁽⁶²⁾。接伴掛の齋藤桃太郎が正倉院の5月勅封開鍼を願い出ていることから、倉内を整頓し、御物という日本のアイデンティティを誇示する意図が介在していた。しかし、明治24年5月11日に大津事件が発生し、一行の来院は白紙となったのである。但し、戸棚の増設に関しては曝涼時拝観前の7月20日に取り付け作業を実行したとの記載が残っている。

同年8月には、従前のような整頓作業に感化されてか、今まで積み上げられて放置されていた御物に関しても、以下のような建議がなされている⁽⁶³⁾。

従来ノ如ク棚上ニ堆積候ハ観覧者ノ為メ已ニシテ此俣差置候テハ、往々朽損ノ恐レ不尠御保存方ニ痛心罷在候処〔中略〕各種類毎部ニ仮箱製造硝子ヲ以テ表面相覆〔中略〕長持へ入付置曝涼ノ際相成度

こうした一連の保存・整頓に関する事業は全て曝涼期間中に執り行われたことは留意すべきである。ちなみに正倉院御構内外の掃除や正月の門松盛砂の装飾等といった些細なことも管轄していたことが記録されている⁽⁶⁴⁾。

③は、前述の正倉院敷地の御料地編入以降、正倉院敷地の拡大を示している。正倉院付属地の買収は、明治24年に土方宮内大臣が「正倉院境内地所取広メ」のため「東方隣接東大寺所有藪地」の買収を取り計らうよう達しを出したことを端緒とする。しかしこの達しの前から税所が東大寺に対して交渉をしていたようで、前年12月に東大寺側が所有する土地を献納したい意思を報告していた。そして同月中に東大寺住職菅沼英樹らが連名をもって正倉院に隣接する東大寺地所は宮内省に献納され、御料局の管轄下に編入されたのであった⁽⁶⁵⁾。

問題は、献納された東大寺地所に隣接する民有地であった。結論から言うと、当該地は正倉院に地理的に密接しているため、明治25年に「自然他人ノ手ニ落候テ家屋等建設致候義モ候

テハ火災予防上懸念ニ存候間当省ニ於テ購入」することとなった⁽⁶⁶⁾。交渉は続き、明治27年1月に「当分貸付」の形で正倉院敷地内に編入した。

整理掛の活動中においても宝器主管の土地管理は継続した。明治29年には、正倉院に隣接していた尊勝院聖經蔵なる建物と敷地が正倉院構内に移転してきた。この時も、宝器主管が土地編入の処理作業を行っていた。

最終的に正倉院の御料地としての敷地が確定したのは明治39年の境界調査を待たねばならない。この時宝器主管股野琢と正倉院御用掛本条時乗が立ち会っている。

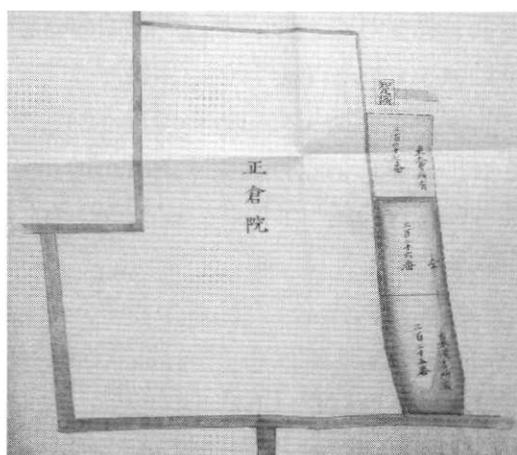


図3 正倉院周辺の土地編入図⁽⁶⁷⁾
※右端が買上地域

(3) 帝室宝器主管と正倉院御物整理掛

最後に、明治25年(1892)における宝器主管の正倉院での活動を見ていく。明治25年といえば整理掛が発足した時期であり、間もなく正倉院における諸活動は彼らの手に担われていくのであるが、整理掛＝正倉院の管理者という図式は成り立たない。従来の研究では整理掛が創出されたことしか言及されていないが、宝器主管の行っていた御物の管理に修繕作業による個体の保存という課題が顕著になったことに過ぎないのである。なぜなら、従来整理掛の基本方針とされた史料は、内事課長股野琢が宮内大臣を経由して宝器主管に提示したものであるからである。宮内公文書館所蔵史料から宛先を調査した結果、明治26年末から整理掛の宛先・発信が現れ、明治37年を最後に途絶えたものの、宝器主管宛の史料は該当年代を通して発信されていた。宝器主管を管轄していたのは内事課であるから、内事課のなかの正倉院管理部門が並立して、管理を宝器主管が、修繕を整理掛がそれぞれ担っていたのである。帝国博物館は、こうした内事課の部署とは別行動で独自に模造作成を進めていたと見るべきである。具体例は後述するが、明治20年代以降の正倉院の諸行政を包括すると以上のような組織関係があったのである。

小結

宝器主管とは帝国博物館が管理する宝物の内、天皇の財産となり得る什宝を宮内省内事課の下に管理する部門であった。その管理とは、陳列作業や清掃、防災、施設修復・改築から財政まで多岐にわたる。しかし什宝類の修繕はなく、後述する整理掛とは、宝器主管がカバーできなかった側面を補填する役目を負っていたのである。正倉院以外の什宝類がどのように管理されていたのかは不明であるが、正倉院と大差ない形式をもって管理していたことは想像に難くない。

4 正倉院御物整理掛による修繕・保管・管理活動

前章では、宝器主管が正倉院御物を保管する際展開された活動について概観した。彼らの活動は、保管業務を前提としていたため、大規模修繕作業をしていなかった。この未着事項を

行ったのが整理掛であった。

整理掛の存在は、当時世間に公表されていなかった。彼らの活動期、特に明治27年(1894)以降の曝涼時拝観中止の理由も明らかにしておらず、「本年ハ曝涼行はせられざるに付拝観差許されざる旨宮内省より公示せり」としかなかった⁽⁶⁸⁾。整理事業が徐々に明るみになるのは明治34年頃からである。おそらく同年1月19日に開催された東京帝国大学史学会で稲生真履が講演したことで話題となったのであろう⁽⁶⁹⁾。御物整理を初めて報じたのは明治34年2月9日付の『読売新聞』であるが、整理掛のメンバーを含め最初に言及したのは明治36年8月24日付の『東京朝日新聞』であった⁽⁷⁰⁾。

奈良正倉院にては去る二十七年以来聖武天皇御物の整理を開始し杉整理委員長以下担任専ら技術者を督励し手入保存等を為しつつある

誤植が多く、非常に不確定な情報筋であることは明確であるが、正倉院の御物が整理されているという点は確かであるので、総体的にこの記事で整理掛が世間に認知されたものと推察できる。因みに、整理掛自体が宮内省から公言されたのは、後述する『東瀛珠光』であった。

(1) 正倉院御物整理掛の評価

本題に移る前に整理掛の現在の評価に関して述べる。整理掛自体どの正倉院関連研究にも名前は出てくるが詳細は言及されない。管見の限りで整理掛単体を研究しているのは東野治之、西洋子のみである⁽⁷¹⁾。整理掛において、昨今の資料修繕の大前提たる「現状維持」の手法は取らなかったことは通説となっている。ここでは、代表的な正倉院研究者の整理掛評を挙げる。

米田雄介は「復元的修理を念頭」としていることから、彼らの主観の介在により、復元足りえず変形・破損を齎してしまったと評価した。紺瑠璃杯(中倉70)の欠損部分の新設は本来の形状を損失させた行為として例示している。また、整理掛は前述の黒川真頼の正倉院調査を踏襲しているような形跡も見受けられていると述べている⁽⁷²⁾。ここから、整理掛が博物館管轄時代からの一連の調査の連続線上に位置していることがわかる。

一方、和田軍一は整理掛の復元修理を「宝物破壊の進行を食い止めるための修理とともに、よく正倉院宝物の絢爛さをささえ、昔の文化をいまに具体的に伝えて、みる者に文物を直感的に理解させる」⁽⁷³⁾のものであったと評価しているように、経年劣化により破損・散逸した資料を復元した功績がある。他に、木村法光は、整理掛の実績を「中絶していた奈良時代の優れた技法を再興した」とし、「宝物を保存管理する者と修理施工者との間には、常に絶対的な信頼関係をもつ」べきという理念が発生し、以降宝物修理の基本理念として継承されていったと評価している⁽⁷⁴⁾。

前述の小路田や高木の論を踏まえ、国家の体面を損なわず、西洋国家のような正統性を内外に誇示するために、御物を形あるモノとして保存させる意義が必要であったともいえる。いわば、整理掛は「不羈独立」⁽⁷⁵⁾の一翼を担う存在として評価できる。しかし整理掛が語られる際、上記のような先人たちの研究や木内半古の回想を引用されることが大抵である⁽⁷⁶⁾。

(2) 正倉院御物整理掛の創出

明治25年(1892)、正倉院の御物を修繕・保護して後世に伝えることを名目とする股野琢の上申に基づき整理掛が6月に裁可された⁽⁷⁷⁾。

美術ノ説世ニ行ハレシヨリ博物好古ノ思念ヲ惹起シ官民競テ古物保存ノ業ヲ勉メ館ヲ開キ場ヲ設ケカヲ尽シテ之ヲ収集セリ然レトモ、竟ニ正倉院御物ニ若クモノナシ此固ヨリ奉仏供養ノ余ニ出テ服御翫好ノ類ニ非レハ、即チ仏事ノ雜器ニ過キスト雖トモ、猶以テ千有餘年前制度文物ノ一斑ヲ徴スルニ足ル真ニ天下ノ至宝ナリ宜シク整理保管其道ヲ得缺損紛失ノ事ナキヲ期スヘキナリ

その後8月29日に委員が設置され、メンバーが選定された。発足時の顔触れは、掛長に杉孫七郎(皇太后宮大夫)、掛員に税所篤(宮中顧問官)、黒川真頼(帝国博物館学芸委員兼東京美術学校教授)、稲生真履(図書属)、堀博(皇太后宮属)であった⁽⁷⁸⁾。彼らは、奈良県の行政、博物館、皇室財産に関与しているという共通項を有している。例えば杉は、内蔵頭として皇室財産の管轄をしており、税所は宝器主管であった。稲生・堀両名は、元々奈良県属で且つ宝器主管属であった。稲生は整理掛において工事主任であり、後述の職工達の監督をしていた⁽⁷⁹⁾。黒川真頼に関しては、美術学校教授と学芸委員を兼務していたことで問題が発生した。整理掛として奈良に出張を命じられた際、兼務先の仕事に支障が出てしまうという点である。帝国博物館総長九鬼隆一は、前年に黒川に対し「天平時代の文学及社会文化の状況」の調査や「東大寺正倉院美人屏風」の考証を命じていたため⁽⁸⁰⁾、今回の任命は本務に差し支えないとして承諾した。しかし美術学校校長岡倉覚三(天心)は以下の回答をした⁽⁸¹⁾。

平素校業ノ支持有之不在中ハ自然其校業モ休課可致訳ニ付、滞在永引候儀ハ差支候得共一二週間ノ事ニ候得ハ当校ニ於テ差支無之候

発足時の面々は、同年9月5日付で任命されている⁽⁸²⁾。その後、追加で股野琢(内事課長)と近藤久敬(宮内属)が9月24日付に、西四辻公業(侍従)が11月17日に、三好鍾二郎(皇太后宮属)が11月22日にそれぞれ任命された⁽⁸³⁾。また、整理補助として荻原巖(掌典)と五十嵐雅言(内事課属)が11月22日付で追加された⁽⁸⁴⁾。更に、宝物修繕のため「実歴経験有之人物」⁽⁸⁵⁾を募ろうと杉が田中光顕宮相に上申し、田村宗吉(金工)、勝矢久次郎(経師)、木内半古(木工)が登用された。それから書家であった前田貫業をはじめとする東京屈指の職工10人が登用された⁽⁸⁶⁾。その他、奈良県の官吏・赤坂離宮の使用人など11人が従事した⁽⁸⁷⁾。正倉院の開封のために派遣される人員は、往々にして整理掛員であったが、皇太后宮属の官吏が出張している場合が多い。これは、杉が皇太后宮大夫であったことが大きく影響している⁽⁸⁸⁾。

こうして整理掛は整理を開始し、明治37年12月27日付で杉が罷免されるまで続いたのである⁽⁸⁹⁾。彼らの事業は多忙で、外部と遮断して只管修繕をしたといわれる。

(3) 正倉院御物整理掛の活動

1. 御物御用掛の概要と作業地の変遷

まず、整理係の活動の目的と趣旨を明らかにしたい。整理掛は、以下の目的を以て設立されたと記録されている⁽⁹⁰⁾。

未タ全ク整理ニ帰セサルモノアリ陳列其当ヲ失スルモノアリ保管其宜キヲ得サルモノアリ今其二三ヲ挙ケ〔中略〕精査細索潢装補修強メテ其保存法ヲ求メサルヘカラス〔中略〕是等ハ彼此ヲ考証シ良工ニ命シ之ヲ補修シ完成ノ道ヲ謀ラサルヘカラス其題箋目録ノ如キモ更ニ献物帳以下ノ文書ニ就テ品目ヲ校合シ考証ヲ付シ、以テ之ヲ訂正セサルヘカラス題箋

及目録訂正畢ラハ付スルニ英訳ヲ以テシ、其目録ハ印行シテ拝観者へ便スヘシ

目録に関しては、今後の外国人の拝観者(特に使節団や皇族・王族)に配慮したものと考えられる。こうした目的で御物の復元作業が行われていたが、問題は、①どのようにして御物を輸送し、②いつから本格的に作業が開始され、③どのように展開したのかである。整理掛が何を修理したか、また何の複製を制作したかについては、『正倉院御物修繕還納目録』において詳細な記録が残されているため本稿では割愛する⁽⁹¹⁾。

整理掛の御物修復は、奈良県ではなく東京で修理されている。御物を東京へ輸送するには、何がしかの理由があるのであろうが、天皇が御物を拝見するために赤坂離宮を訪れたという記録は、現時点では確認することができなかった。一方、御物の修理に携わった職人達の住所に注目すると、田村宗吉や前田貫業は東京在住で、木内半古も江戸を本拠地としていた木工の出自であった⁽⁹²⁾。つまり、職人の出張を抑え、工場も東京に備えていることから、修理・修復作業の場に東京が選地されたと推察される。

整理掛の最初の作業場所は、赤坂離宮であった。同所は、図書寮での御物修繕作業以来使用されていた場所で、計画されつつも実現しなかった「明治宝庫」の創設地選定の際に「高燥適当ノ地」として推薦されていたことから⁽⁹³⁾、保存や修復作業を行う場として適当と判断されたのであろう。整理掛において、明治25年(1892)11月、御物整理場所として赤坂離宮が初めて言及される。赤坂離宮は掛員以外立ち入り禁止とし、整理場は掛員2名以上で監督されていた。また、閉鎖中は皇宮警察に監視を一任していたという⁽⁹⁴⁾。その後、整理作業が拡大していくと、離宮内の元宸翰御文庫内を作業の場として転用した。

赤坂での活動は、明治31年5月まで続いた。5月17日には、作業場所を赤坂から青山離宮へ移転させる案が提出され、同21日に認可された。結果、6月1日付で整理掛は赤坂から青山へ移り、作業を継続することになった。しかし、同年12月に青山が仮東宮御所に指定されると、東宮御所御造営局所管の元東宮大夫官舎、すなわち赤坂離宮に戻らざるをえなくなり、翌年1月23日付で整理掛は同所へ移転した⁽⁹⁵⁾。最終的には、麴町三年町に移転したという⁽⁹⁶⁾。

2. 整理系の御物輸送

まず、先述の①の課題について考察してみたい。御物の輸送には鉄道が用いられていた。奈良・京都駅間が開通したのは明治29年のことであるので、それ以前の御物輸送の手段は史料がないため不明である。鉄道開通以降は、鉄道による御物の輸送記録が残っているので、その一部を例示したい。

明治30年度の御物還納(史料中には「大長持四棹大箱壱個」とある)の際には、新橋発奈良停車場行きの列車の「二番旅客列車」に詰めたとの記載が残る⁽⁹⁷⁾。また、明治32年8月・10月には「大長持三棹大箱壱個」を前回と同じ要領で輸送している。因みにこの時の輸送距離は「356哩」(約570km)、運送費82円20銭であった。他にも明治35・36年で鉄道を使用した形跡がある。これら全てに「至急運送ヲ要」している点は、正倉院の定時曝涼たる期日までに御物を還納する十分な輸送時間を確保できなかったことに由来する。なぜなら勅封開鍼の使節である東園基愛侍従⁽⁹⁸⁾が既に奈良へ出発しており、御物の輸送がその出発後となっていたからである。

つまり、鉄道輸送は作業遅延のため、勅封開鍼時に御物の還納が間に合わない時のための緊急手段であったと推測される⁽⁹⁹⁾。但し、整理掛最後の御物還納にあたる明治37年の鉄道輸送は、以上の仮定に合致しない。申請書には「最モ貴重ノ御物ニ候条取扱方御注意」とあるので、この場合の鉄道輸送は、御物の中でも特に重要であるとされた物品が輸送されたと考えられよう⁽¹⁰⁰⁾。以上の点から、整理掛の用いた鉄道輸送は、①開鍼に間に合わない場合、②特に重要な御物を輸送する場合、にて用いられたと考えられる。

3. 整理係活動の展開

次に②と③の問題について検証してみたい。整理掛発足後、宝器主管の税所篤は正倉院の例年曝涼を繰り上げて、明治25年(1892)7月15日に勅封開鍼させた。開鍼後、侍従堀川康隆を派遣し、正倉院内の御物調査に従事させた⁽¹⁰¹⁾。こうして、「赤漆文欄木厨子」「梯厨子」「鉾刀四枚」が修理品として東京に送られてきた⁽¹⁰²⁾。どのような修理が行われたのかについては木内半古が詳細に回想している。例として赤漆文欄木厨子の修理については、以下のように記録している⁽¹⁰³⁾。

文灌木の御厨子は十分なる残片に依つて木の質の工合、臍の工合、棚板の送り臍の工合などを調べて漸く完成しました。〔中略〕文灌木の厨子の扉の御用をしたのは赤坂の材木屋ですが、あれは木場でめつけた。あれは槻です。槻は櫟の種類ですが質は違ふので、奥州へ行くと、槻は櫟の牝だと云つてゐます。木の質は朝鮮の櫟の様です。

その後も順調に修理作業が続き、遅くとも同年の10月より前に全て修理された。同年10月10日、杉整理掛長は西四辻・稲生・近藤・堀・三好を伴い奈良に向け東京を出発した。12日に現地入りしたが、14日まで「連日雨」であったので、15日午前10時30分に勅封開鍼をして今回修理した御物を還納した。杉はこの時「天候雨兆アルヲ以テ直ニ閉扉」したのである。彼らは還納後11月8日まで正倉院内の御物調査に従事し、同月9日に新たな修理対象御物を目録同封で荷造りし、同12日御物と共に帰京した。こうしてまた新たな御物修理作業が始まるのであった⁽¹⁰⁴⁾。以上が整理掛の初任務である。木内の回想と杉の復命書が示しているように、正倉院の御物整理は勅封開鍼の時期に合わせて行っており、次回の勅封開鍼の時期に修理完了品を還納しているのである。しかし、整理掛の正式な人員任命は9月5日付であるから、実際には宝器主管が組織立っていない整理掛の代理を務めていたのである。

明治26年度の作業では、整理掛の使用した修理材料を伺うことができる。「蒔絵御書棚」を修理する際、書棚の原木に相当する檜古材の調達をした⁽¹⁰⁵⁾。修復にてオリジナルに類似した材料を代替品として使用していたことは言うまでもない。この時の材料調達は、宮内省内に設置されていた調度局に一任されていた。

翌年3月には、整理掛は御鏡類の修繕を始めた。この時の修理方法は、前回の様な形式をとらなかつた。すなわち、帝国博物館に収蔵されていた御鏡模写図面を借用して、それと比較して修理をする方法をとった。但し、この時帝国博物館でも模造品製造作業を行っていたため、模写図面の写本を洪々ながら貸し付けた。そのうえ貸付期限30日の注文を付けられていたため、3月11日に借り、25日に返付することとなった。したがって、わずか2週間でこれらの御物を修理したことになる⁽¹⁰⁶⁾。このように、整理作業は翌明治28年まで順調であった。しかし

明治29年度の整理見込が「修繕ノ都合ニ由リ工事速了シ難キモノハ更ニ次回ノ御開封ニ譲ル」とあるように、徐々に作業効率が減退しているようであった⁽¹⁰⁷⁾。

ところで、帝国博物館での御物の模造作成は、明治30年に以下のような請求を以て行われた⁽¹⁰⁸⁾。

正倉院御物ノ天下ノ至宝タルハ今更申迄モ無之候ヘトモ、我国文化之古代ニ隆盛ニシテ美術ノ淵源実ニ千載ノ上ニ在リシヲ微証シ歴史ノ闕ヲ補フヲ得ルハ、蓋其御物ノ現存スルニ由リ候次第ニ候ヘハ〔中略〕御差支無之御物数種ヲ模造シ之ヲ本館ニ陳列シテ好古ノ資ニ供シ學術研究ノ裨益トモ相成候様致度就テハ、幸ニ目下御物整理中当地ヘ御取寄相成居候品モ有之候ヘハ、就中御差支無之分模造之儀御許可相成度此段相伺候也

翌年3月にも五弦琵琶の模造作成をしようと久保田鼎帝国博物館総長が建議しているところから、整理掛は博物館への模造許可を渋ったようである。

この時期における勅封開鍼は、曝涼時拝観規定第9項「拝観ニツキ勅封ノ開鍼ハ奈良県知事之ヲ取扱ヒ閉封ノ節ハ東京ヨリ勅使ヲ派遣セルヘシ」⁽¹⁰⁹⁾の通り奈良県知事の立ち合いの下行われていたが、明治30年、御物整理のための開鍼作業に過ぎないことからこの規定を破棄して簡略化させた。

明治30年代における整理掛の活動は今一つ掴めない。この時期における記録は、曝涼使節の派遣や掛員の出張辞令ばかりで、初期における活動記録のような類は現存していない。代わりに宝器主管の属する内事課への報告や建議書が目立ち、その顕著な例が正倉院宝庫に設置された避雷針である。

正倉院は、一貫して火災の危険性と直面してきた。平重衡や松永久秀のように東大寺を焼き討ち、正倉院に延焼しかねない状況もあった。明治時代に入ると、東大寺や正倉院に放火するような事態は皆無となったが、自然災害、特に落雷による焼失を何よりも懸念していたのである。そこで、正確な建議の発端は不明であるが、宮内省管轄以降正倉院料地内に避雷針を設置する動きが現れた。具体的な設置個所選定やその性能実験が明治30年代盛んに行われた。明治34年・35年度の避雷針試験報告によると、宮内省は通信省から技師を派遣させ、内匠寮が資材の確保に乗り出していたようである。ここで注目すべきはこれらの費用を全額宮内省が負担しているということである。そして「自後毎年壱回試験致」よう建議されたため、明治36年度以降年1回のペースで避雷針の管理を請け負うこととなった⁽¹¹⁰⁾。尚、この時の正倉院の写真には避雷針がはっきりと映し出されている⁽¹¹¹⁾。

4. 御物整理系の終焉

こうした整理活動は以降も続けられたが、開始初期から予算問題が紛糾していた。明治27年(1894)には早速予算不足に陥り、1,500円の予算外支出は調整できないので、同年10月4日をもって御物整理が中断された。翌28年度は予算計上されているので目立った問題はなかった⁽¹¹²⁾。しかし明治30年代になると、明治32年度予算が「全ク残余相生シ」ないので、予算の調整をしてほしいと内蔵頭渡辺千秋が報告した。つまり、明治30年の時点で、宮内省の計上した整理掛関係の予算が恒常的に不足していたのである⁽¹¹³⁾。前の避雷針の一件のように、こうした積み重ねが宮内省の予算を圧迫し、掛廃止の要因となったのである。

整理掛は、明治37年12月27日をもって廃止された。廃止の通達と同時に監督していた皇宮警察が撤収され、新たに正倉院御物整理残務取扱（以下、残務取扱と略す）が設置された。残務取扱のメンバーは杉・股野・近藤・溝口禎二郎であった⁽¹¹⁴⁾。彼らは勅封御物の管理を担う東園侍従と、現地の正倉院御用掛本条時乗と協力しながら正倉院御物の整理にあたった。残務取扱の作業内容は、正倉院の管理主導権は宝器主管にあったため、整理掛の作業の一部を継承するものであった。後述する正倉院宝庫掛の史料を見ると、3種類の修繕未完があり、内訳が詳細に記され今後の方針が述べられている。また、「引継仮目録」等整理掛で使用した書類が正倉院宝庫掛の初期活動の基礎となっている点⁽¹¹⁵⁾から、残務取扱の作業は将来の後継組織に自分達が実施した業績内容や資材を円滑に引き継がせるための記録作業が主体であった⁽¹¹⁶⁾。また、残務取扱の機能した1年の間に、御料地境界線調査が行われた。これは、帝室博物館の正倉院御用掛本条時乗と合同で行われた土地検査であり、正倉院の帝室財産における総決算と言っても過言ではない。詳しい内容は調査中であるが、明治39年までには作業が完了し、帝室博物館正倉院宝庫掛の活動範囲が画定されたのである。

以上のように、残務取扱の作業は将来のための記録作業であり、帝室博物館への移管作業であったといえる。こうして明治38年12月28日、杉が取扱を罷免されたことで整理掛の作業は完全に終了したのである⁽¹¹⁷⁾。

(4) 正倉院御物整理掛の成果

彼らの成果は『東瀛珠光』という全6冊から成る大型図譜で内外に示された⁽¹¹⁸⁾。この書物がどのようなものであったかを見ていきたい。発行に至る詳細な経緯は不明であるが、明治40年(1907)12月に宮内省が「宝物全部の写真撮影を審美書院に命じ更に其原版を利用して出発売を同院に許」したことで製作が始まったようである⁽¹¹⁹⁾。そして、製本の際に「東の大海に宝の煌き」という意味合いの「東瀛珠光」という名称が付けられた。こうして翌年2月に第1冊が完成したのである。『読売新聞』の広告によると、特別最上製金175円・普通製金125円という高値で販売されたにもかかわらず、好評につき第3冊発行時に100部増刷する程の人気を博していたという。また、「正倉院の御物は皇室の御重宝国家の靈宝にして高雅なる我国の品位を世界に説明する所以の至宝なり」とあり、当書の発行は「芸術界の一大慶事」とであると詠っている⁽¹²⁰⁾。

同書の序文は帝室博物館総長股野琢が漢文体で表している。内容を咀嚼して簡潔に述べるならば、正倉院は晨星のような聖武天皇の遺品を災害事変から守り続けて今日に至ったということである。無論、明治25年の整理掛による整理・修復作業にも言及がなされている。末文は「我国体之尊嚴無此也」となっているが、この文面こそ、正倉院が天皇の所有物であり、大日本帝国を代表する什宝となったことを宣言するという宮内庁の思惑を示すものである⁽¹²¹⁾。なお同書は、明治40年代に既に欧文で訳出されていたため、外国でも正倉院の威光を知ることができた⁽¹²²⁾。つまり、明治末期において正倉院は東大寺宝物という一地方の珍品という認識から脱却され、日本の国家としての立脚と天皇の正統性を内外に証明する宝となったことを示しているのである。

後年、明治42年に実施された大阪陸軍地方幼年学校の奈良県修学旅行で使用されたパンフ

レットに正倉院は、以下のように紹介されている⁽¹²³⁾。

伽藍数回ノ兵燹ニカ、リタリト雖正倉院ノミハ之ヲ免カレ古器宝什ヲ千余年ノ今日ニ遺シタルハ本邦美術ノ淵源トシテ賞セラレ世界無比ノ宝庫ト称セラル

この解説において、『東瀛珠光』の表現を引用した形跡が伺える。昭和3年(1928)に正倉院を拝観した吉井良秀は、東大寺献物帳を事前学習するため「東瀛珠光で(宮内省蔵板(ママ)宝器の写真)繰返し拝見して予め承知」したとある⁽¹²⁴⁾。このように『東瀛珠光』は、正倉院御物を記録した図録という意味合いだけでなく、正倉院拝観前の事前学習、若しくは岡倉天心・九鬼隆一の高古器物調査以来隆盛した古物蒐集家の愛用図録としての需要があったと思われる。

外国人拝観者についても附言しておく。外国人拝観者は整理事業発足前にも少なからず存在していた。明治16年にフランスの美術卿や明治20年宮内省のお雇い外国人オットマール・フォン・モール(1846 - 1922)が正倉院拝観を申請した際、日本側は臨時で勅封開鍼を行った。このように、外国への正倉院のアピールは、西洋諸国を意識するものであった⁽¹²⁵⁾。明治30年代後半以降になると、日露戦争終結後の日本の国際的地位の向上、及び岡倉天心らによる日本の古美術の再評価が世界に浸透、あるいはジャポニズムといった外的要因で拝観申請が増加する。ドイツの「物理学人種学商業学博物館長博士ドクトル、シヤウインスラント」から明治40年の来日にて正倉院の拝観申請があり、整理事業の関係で多忙であったが、何とかして拝観させようと宮内省内で融通していた形跡がある。この時同行していた「オット、キュムメル」は、ベルリン美術工芸協会にて正倉院の美術品に関する講演を行った。同氏は正倉院が欧米諸国のどの宝物よりも勝るにもかかわらず、その認知度の低さは遺憾であると述べ、正倉院こそが歴史研究の冴いたるものだと結論づけた⁽¹²⁶⁾。こうした外的要因が正倉院の国際的地位を相対的に引き上げたと言えよう。勿論、明治10年代以来皇室を代表する御物として成立させようとした一連の行動が内的要因であることは疑いようもない。明治期の正倉院の御物化が「不羈独立」の一環であり、内外に喧伝することが目的であったからである。そしてその目標は見事に達成されたのである。

小結

天皇の威光と国家の正当性を伝道するために、整理掛は御物を形あるモノとして修復していた。いわば「不羈独立」の内外喧伝活動であった。彼らの活動は帝国博物館(明治33年以降は皇室博物館)で行われていた資料の模造製作活動と重複したため、両者共同で正倉院御物の模造製作に取りかかったのである。しかし費用を賄いきれず、加えて日露戦争による財源不足を受けて解散してしまった。

しかし彼らの活動の成果は『東瀛珠光』によって公表され、内外の正倉院に対する評価を向上させるのみならず、後世正倉院の研究の基礎となったのである。

5 御物整理後の正倉院管理

正倉院は、整理掛解散後に皇室博物館管轄となり、同館に設置された正倉院宝庫掛が整理掛の後を引き継いだ。正倉院宝庫掛とは正倉院宝庫に収蔵される御物の整理・解説・保存業務を職掌するものであると明治41年(1908)5月1日から施行した「皇室博物館分課規定」に記され

ている⁽¹²⁷⁾。大正時代に入り、奈良皇室博物館内に正倉院掛が設置され、以降正倉院の管理は同掛へと移管された。最後にこの宝庫掛について若干の考察をしたい。

『東瀛珠光』の第1冊が出版された頃、正倉院では整理掛から皇室博物館への引継作業が行われていた。はじめに、明治41年6月30日、勅封鍵が奈良県から皇室博物館に領収された。この時、正倉院の管理権限が宝器主管から皇室博物館総長に移譲されたのである⁽¹²⁸⁾。次に、同年7月24日に、整理掛が使用していた「正倉院宝庫ニ属スル備品」を正倉院御用掛の本条時乗を介して引継いだ。「正倉院備品引継仮目録」によると、勅封鍵・宝庫鍵・門錠をはじめとした鍵の類や整理掛の活動日誌・記録、御物整理に用いた諸材料、消防用具等が含まれている。整理掛で用いられたあらゆる物品や資料が皇室博物館に引継がれたことがわかる⁽¹²⁹⁾。そして、同年10月末に殆ど引継が完了する見込みが立つと、勅封開鍵作業を奈良皇室博物館が主導することとなり、来る明治43年の曝涼時拝観に備え、目録整理と未修繕御物の整理にあたったのである。

明治42年には、整理掛以来中断されていた御物の整理が再開された。伺書には明治25年より開始した整理掛の事業が日露戦争により停止したとあり、現行の掛が整理掛の正統な後継組織であると詠っている。同時に具体的な活動方針も提示している。すなわち、①潢装などを施し原型を留めるものは目録に銘記し、そうでないものは古櫃に収蔵すること、②東京皇室博物館での御物修繕の先例に倣い、各破損・欠損御物の修繕にあたり、保存に寄与すること、の2点に要約できる⁽¹³⁰⁾。

同掛は、奈良皇室博物館の正倉院掛の前身にもなる組織で、当時の奈良皇室博物館館長久保田鼎が指揮していた。久保田は元整理掛であった当時の皇室博物館総長股野琢に対して正倉院管轄の引継の報告をしている。

彼らの行動は概して整理掛と宝器主管の折衷であった。換言すれば、奈良皇室博物館に従来の正倉院管理事業の一切が一元化されたといえるのである。

おわりに

近代の正倉院は、天皇制確立のための手段として利用されたが、正倉院の管轄をめぐる政府内混乱が生じ、それを打破してはじめて宮内省が管轄の主導的立場を獲得したのであった。しかし宮内省内でも正倉院の管轄部門が乱立し複雑化した。この状態は皇室博物館が一切の管轄を請け負うまで解消されなかった。正倉院を襲った近代の波は、明治40年代になってようやく終息したのである。整理掛はその中の一部門にすぎないが、彼らは正倉院御物を天皇權威の確立のために修繕した。整理掛の理念は、後に正倉院宝庫掛・正倉院掛の御物修繕の基本理念として継承される。また、宝器主管は正倉院の御物以外の管理を担い、天皇の所有物であることを示すための様々な事業を明治20年代以降展開した。これら双方が一丸となったことで、正倉院の御物は今日に至るまで保存される基礎を作り上げたのである。

本稿は、正倉院がどのようにして保存されてきたかに力点を置いているため、整理掛といった正倉院管理の担い手たちが国内外にてどのような評価がされたかを精査しなかった。引き続き調査をすすめ、併せて大正時代における正倉院の有り様を考察することが筆者の今後の課題

である。

正倉院の近代史は従来語られることがなく、重箱の隅に追いやられていたが、徐々に解明の光が充てられるようになってきた。今後の正倉院の研究は、古代史のみならず近代史からもアプローチをかけることが肝要なのである。

註

- (1) 和田軍一 1996『正倉院夜話』吉川弘文館
ほかに米田雄介や東野治之の研究が顕著である。後者は前述の「館史資料」を調査し、明治末期から大正時代にかけての正倉院の管理等を明らかにしている。(東野治之 1998「正倉院宝物の明治整理—正倉院御物整理掛の活動を中心に—」大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂 PP.221-242)。
- (2) 集中している原因は史料の制約が最大要因である。正倉院の御物としての価値が上がり、日本という国の正統性を担うものになっていく契機が、奈良県の行政・文化振興政策や博物館の立場の変化に顕在化しており、研究の余地が見込まれたからである。
- (3) 高木博志や山上豊などが、近代の奈良県に関する研究を行っている。前者は奈良県の文化財の観点から様々な研究を行っており、後者は奈良博覧会や正倉院の御物化の過程に関する研究を行っている。著作に関しては本文中で引用するので割愛する。
- (4) 本稿では取り上げない事項なので要点を付しておく。これは、昭和18年(1943)に、本土空爆による奈良県への被害を想定した上で正倉院の御物を一時的に疎開させようとしたことに端を発する。政府・宮内省や博物館は協議の末、奈良時代から続いていた勅封倉を取り止め、首相の権限で正倉院を開封するという大臣倉に変更した。しかし開封の権限を皇室博物館館長に移譲し、更に正倉院を管轄する奈良皇室博物館館長に委託したことで、実質博物館館長の権限で正倉院を開封できるシステムへと変換された(同年9月21日)。尚、この変更点に関しては宮内庁書陵部の植山淳氏より御教示を得た。
- (5) 稲生真履 1929「正倉院勅封庫の記事」『正倉院の研究』飛鳥園 P.151
- (6) 山上 豊 1998「正倉院御物と奈良博覧会—とくに明治一〇年代の動向を中心に—」『歴史評論』573号 PP.28-39
- (7) 高木博志 1997『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財—』校倉書房 P.70、P.278
- (8) 現在の奈良県は厳密には「第二次奈良県」である。明治4年(1871)9月に堺県に吸収合併、明治14年には大阪府に編入された。その後、大阪地域と奈良地域の税率不均衡を端に地租軽減運動と奈良県再設置運動が結びつき、明治20年(1887)に再設置された。尚、新生奈良県の初代知事には税所篤が迎えられた。
(鈴木良編 1985『奈良県の百年』山川出版社 PP.54-57)
- (9) 奈良市史編集審議会編 1995『奈良市史 通史四』奈良市 PP.80-83
- (10) 京都市編 1979「起工趣意書」『史料 京都の歴史 第三巻 政治・行政』平凡社 P.665
- (11) 高橋隆博 1981「「奈良博覧会」について—明治初期の文化財保護の動向と関連して—」『月

刊 文化財』217号 PP.37-45

- (12) 小路田泰直 1994「天皇制と古都」『古都論』柏書房 PP.151-172
- (13) 勿論正倉院に限っていえることではない。例えば、高木博志は陵墓の皇室財産化が古都の付加価値を高めたと論じている。
(高木博志 2010『陵墓と文化財の近代』山川出版社 PP.22-42)
- (14) 『公文録(副本)・明治十七年・第七十三卷・宮内省』(国立公文書館所蔵、公副03837100)(また、史料の引用で旧字は新字に直したが、仮名遣いは原文のままとした。但し合字は平仮名に分解、変体仮名は片仮名して表示し、闕字・平出の類は詰めた。また、適宜読点をふってある。)
- (15) 大蔵省印刷局編 1881「序文」『国華余芳 正倉院御物』大蔵省印刷局 PP.1-2
序文を寄せた得能良介に関しては宮内庁書陵部の高橋勝浩氏より御教示を得た。
- (16) 「正倉院録 明治十四年」『正倉院録明治十三～十七年』所収(宮内公文書館所蔵、6084)
- (17) 宮内省図書寮 1887『図書寮記録 卷三』宮内省図書寮 P.41
- (18) 『品川弥二郎関係文書』1410(国立国会図書館憲政資料室所蔵)。表題は「博物館改正之義ニ付伺 山高信雄」となっているが、正しくは「山高信離」である。
- (19) 「什宝録 明治十六年」『什宝録 明治十四～二十年』所収(宮内公文書館所蔵、478)
- (20) 黒川真道 1919『文学博士黒川真頼伝』P.6、黒川真道編 1910『黒川真頼全集 第三』P.20
- (21) 註19と同じ
- (22) 『明治十七年 帝室例規類纂稿本 什宝門』(宮内公文書館所蔵、23378-90)
- (23) 「正倉院録 明治十七年」『正倉院録明治十三～十七年』所収
- (24) 註22と同じ
山上豊は、註6で正倉院御物の奈良博覧会への出陳が1881年以降途絶えたとしているが、当該史料を見る限り1884年に止めたことになっている。この理由に「『明治一四年の政変』以後の明治憲法体制の成立と、その前提の皇室財産の設定を含む宮中改革」というものを提示している。しかし、東野治之は陳列棚の設置に伴う御物の整頓計画が博覧会への出陳を停止させたとして再検討を促している。これに関して、東野の論はあくまでも博覧会への出陳停止の理由である。御物の整頓計画もまた「皇室財産の設定を含む宮中改革」の一環として捉えることも可能であるから、原因の細分化に他ならない。
- (25) 『明治十七年 帝室例規類纂稿本 什宝門』
- (26) 「正倉院録 明治廿三年」『正倉院録 明治二十三～四十二年』(宮内公文書館所蔵、6085)所収。植村の死亡日時は、植村の最後の報告が3月13日に出され、稲生真履の書翰(5月12日付)に「植村久道へ御推問之処同人死亡候」とあるため、4～5月以内と推察される。
- (27) 『図書寮史料 一』(宮内公文書館所蔵、71841)
- (28) 『明治十八年 帝室例規類纂稿本 什宝門』(宮内公文書館所蔵、23379-91)
- (29) 『図書寮史 一』(宮内公文書館所蔵、71382)

- (30) 東京国立博物館編 1973『東京国立博物館百年史』東京国立博物館 PP.243-247
引継目録に関しては『博物館管理録』(宮内公文書館所蔵、541)に詳細がある。
- (31) 「正倉院御物修補図」(宮内公文書館所蔵、81769)
この絵図と類似する資料が東京国立博物館に所蔵されている。
- (32) 註6と同じ
- (33) 『官報』明治22年7月11日。拝観者の規定に関しては、明治40年新たに皇室技芸員・古社寺保存委員・美術審査委員とこれらの委員の配偶者が新たに追加された。
(『官報』明治40年10月5日)。
- (34) 『正倉院宝庫定時曝涼日記』(東京国立博物館蔵、館資1065)
- (35) 『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』(宮内公文書館所蔵、10536)
西洋子はこの時の曝涼中止は日清戦争勃発によるものと推察している。また、確認できる限りでは、翌年明治28年・29年の曝涼時拝観も停止する文面が出ている。
- (36) 熊沢一衛 1924『青山余影 田中光顕小伝』 P.638
- (37) 『自明治三十二年至明治四十一年 正倉院録』
- (38) 「正倉院録 明治四十三年」『正倉院録 明治四十三～四十四年』(宮内公文書館所蔵、6086)
- (39) 「世伝御料勅定ノ件関係資料」『憲政史編纂会収集文書』リール6(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- (40) 「皇室財産ヲ定メ及ヒ其管理法ヲ設クルノ議」『公文別録・上書建言録』(国立公文書館所蔵、別0005100)
- (41) 川田敬一 2001『近代日本の国家形成と皇室財産』原書房
奥田晴樹 2007『明治国家と近代的土地所有』同成社 PP.157-163頁を参照した。
- (42) 「正倉院録 明治十七年」『正倉院録 明治十三～十七年』所収
- (43) 吉井良秀によると「えしよのぼう」と読み、「昔から宝庫の開閉に勅使、僧侶等の会見所で有つた」という。
(吉井良秀1929「正倉院の御物を拝観して(上)」『歴史と地理』第23巻第4号 PP.412-417)
- (44) 『明治十八年 皇室例規類纂稿本 什宝門』
小杉楡邨・横井時冬の『大日本美術図譜 卷一』(1901、吉川半七、P.19)には、隣接する民有地2,585坪を火除け地として買収したとあるが、このことを示唆していると考えられる。
- (45) 関 秀夫 2005『博物館の誕生—町田久成と東京帝室博物館—』岩波書店 P.162
- (46) 伊藤博文が正倉院を拝観した際、刀剣を数本東京に送り研がせたことが挙げられる。
(読売新聞社1885年7月10日付「宝物」『読売新聞』)
- (47) 内閣記録局編 1892『法規分類大全 卷三』内閣記録局 P.175
- (48) 宮内庁編 1971『明治天皇紀 第六』吉川弘文館 P.566
なお、高木博志の『近代天皇制と古都』(2006、岩波書店)では、宝器主管の設立を明治

23年7月1日としている。

- (49) 明治23年5月26日付吉井友実宛土方久元書翰、『吉井友実関係文書』34番書翰(宮内公文書館所蔵、37391)
- (50) 管見の限りで彼の履歴は『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』に所収されている「履歴書」しか発見できなかった。これによると、彼は天保8年(1837)生で、第一次奈良県にて書記掛として働いていた。その後堺県・大阪府でも県属・府属のまま出仕していたが、明治14年に依願免官されている。その後久邇宮家従となり宮内属となった。
- (51) 『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』
- (52) 明治23年6月18日付稲生真履宛植村久義書翰『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』
- (53) 甘露寺は奈良県5等属の帝国奈良博物館書記であった。(彦根正三編 1893『改正官員録 明治二十三年甲十一月』博公書院 P.14)
- (54) 「帝室宝器保管ニ関スル会計庶務引継書類」(東京国立博物館蔵、館資1372)
- (55) 『叙勲裁可書・大正九年・叙勲卷二・内国人二』(国立公文書館所蔵、勲00566100)
- (56) 『自明治三十二年至明治四十一年 正倉院録』(宮内公文書館所蔵、10537)
- (57) 明治23年5月12日付久保田鼎宛稲生真履書翰「正倉院録 明治廿三年」
- (58) 註51と同じ
- (59) 註51と同じ
- (60) 註51と同じ
- (61) 『自明治三十二年至明治四十一年 正倉院録』
- (62) 『老日記 明治廿四年五月』(防衛省防衛研究所蔵、老日記-M24-5-10)
- (63) 註51と同じ
- (64) 明治23年12月8日付本条時乗宛近藤久敬書翰写『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』
- (65) 『明治二十四年 帝室例規類纂稿本 什宝門』(宮内公文書館所蔵、23385-107)
- (66) 『明治二十五年 帝室例規類纂稿本 什宝門』(宮内公文書館所蔵、23386-93)
- (67) 註64と同じ
- (68) 東京朝日新聞社 1894年5月3日付「正倉院御物拝観許されず」『東京朝日新聞』
- (69) 稲生の講演については註5を参照。
- (70) 東京朝日新聞社 1903年8月24日付「正倉院の整理」『東京朝日新聞』
- (71) 東野治之 1998「正倉院宝物の明治整理—正倉院御物整理掛の活動を中心に—」『古代中世の社会と国家』清文堂出版 PP.221-242
西 洋子 1998「明治中期の正倉院文書の整理—正倉院御物整理掛と続々修の成巻—」『古代中世史科学研究 上巻』吉川弘文館 PP.297-333
- (72) 米田雄介 1998『正倉院宝物の歴史と保存』吉川弘文館 P.167、P.188
- (73) 和田軍一 1996『正倉院案内』吉川弘文館 P.124
- (74) 木村法光 2015『正倉院宝物と古代の技』思文閣出版 P.6、P.10

- (75) この用法は、佐々木隆氏の提示した明治時代の一貫的目標である。同氏曰く、不羈独立は西洋諸国との不平等性を払拭し、近代国家として立脚するための諸政策であるという。(佐々木隆 2010『明治人の力量』講談社 PP.9-11)
- (76) 例外は東野治之、西洋子の研究や、高木の『近代天皇制と古都』である。
- (77) 『聖徳余馨雜纂 二』(宮内公文書館所蔵、35711)。上申は明治 25 年 3 月 18 日付である(『什宝録 明治廿五年』(宮内公文書館所蔵、479))。
前者は宮内庁書陵部植山淳氏から指導を受け、後者は東野治之の「正倉院御物修繕還納目録解題」(2002『東京国立博物館蔵正倉院御物修繕還納目録』奈良大学文学部文化財学科)を参考とした。
- (78) 詳細な理由が不明であるが、明治 29 年(1896)2 月 1 日をもって突如罷免された。(『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』)
- (79) 読売新聞社 1901 年 2 月 15 日付「奈良正倉院御物の修復」『読売新聞』
- (80) 註 20 と同じ P.26
- (81) 『什宝録 明治廿五年』
- (82) 註 81 と同じ
東野治之は、彼らの任命を同年 8 月 29 日としているが『帝室例規類纂稿本』では 9 月 5 日となっている。直ちに任命された訳ではないのである。
- (83) 『自明治二十三年至明治三十二年 正倉院録』『明治二十五年 帝室例規類纂稿本 什宝門』
- (84) 『明治二十五年 帝室例規類纂稿本 什宝門』、『明治二十六年 帝室例規類纂稿本 什宝門』(宮内公文書館所蔵、23387-106)
- (85) 註 81 と同じ
- (86) 木内半古 1929「正倉院御物修繕の話」『正倉院の研究』飛鳥園 P.119
なお、木内の回想では明治 26 年となっているが、正しくは 25 年である。また、田村宗吉に関しては明治 32 年 5 月 26 日付で臨時雇いとなった(『自明治三十二年至明治四十一年 正倉院録』)。両者共に日給 2 円 70 銭の給料を貰っている。当時の金工の日給 51 銭 5 厘と比較して、その待遇の優等性は一目瞭然である。
- (87) 『明治二十六年 帝室例規類纂稿本 什宝門』
- (88) 註 51 と同じ
- (89) 尤も、整理掛がこの年で廃止になったので 1904 年が消滅年とする研究者が多いが、同時に「正倉院御物整理残務取扱」を任じられているので、廃止後直ちに正倉院御物の整理作業が東京帝室博物館に移管されたわけではない。(『枢密院文書・高等官進退・明治三十一年～明治四十年』国立公文書館所蔵、枢 00168100)。
- (90) 註 77 と同じ
- (91) 註 77 の東野の文献と同じ
- (92) 註 61 と同じ
- (93) 『伊藤博文文書』262、皇室関係書類(国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- (94) 「回送御物整理手続」『正倉院御物整理掛関係書類』(東京国立博物館蔵、館資 1052) 所収

- (95) 註 51 と同じ
なお、宛先は皇宮警察署になっている。
- (96) 註 72 と同じ P.188
- (97) 註 61 と同じ
- (98) 御物は侍従が扱うという規定に基づき明治 30 年代以降東園が活動している（前任者は西四辻公業）。明治 34 年には正倉院の鍵が本条から移譲され、以降東園率いる勅封使節が正倉院の開錠閉封作業を行っていく（註 60 史料）。
- (99) 註 51 および註 61 に同じ
- (100) 註 61 と同じ
- (101) 註 51 と同じ
- (102) 註 87 と同じ
- (103) 註 86 と同じ PP.19-120
- (104) 「正倉院御物整理掛長復命」『明治二十六年 帝室例規類纂稿本 什宝門』所収
関連史料によると、帰京後同 14 日より御物整理が赤坂離宮で開始され、「漸次ニ之カ整理ヲ了シ成ニ随テ目録ニ登載シ次回御開封ヲ待テ宝庫ニ還納」することになった（註 94 史料）。
- (105) 註 51 と同じ
- (106) 註 51 と同じ
- (107) 「正倉院御物整理掛関係書類」（東京国立博物館蔵、館資 1054）
- (108) 註 51 と同じ
- (109) 註 51 と同じ
- (110) 註 51 と同じ
- (111) 註 86 と同じ、写真は『正倉院の研究』を参照。
- (112) 「明治二十七年 帝室例規類纂稿本 什宝門」（宮内公文書館所蔵、23388-113）
- (113) 註 61 と同じ
- (114) 『枢密院文書・高等官進退・明治三十一年～明治四十年』、尾形充彦 2012「正倉院古裂の一般公開—明治・大正時代の古裂整理—」『正倉院宝物に学ぶ 2』思文閣出版 P.47
溝口禎二郎は、のちに正倉院宝庫掛に任命される東京帝室博物館美術部次長である。彼と股野は明治 43 年に『正倉院志』という正倉院概説書の校閲を行った。
（大村西崖 1910『正倉院志』審美書院 P.1）
- (115) 「正倉院録 明治四十二年」『正倉院録 明治二十三～四十二年』『自明治三十二年至明治四十一年正倉院録』
- (116) 明治 38 年度の御開封日記によると、5 月 11 日から 6 月 27 日まで目録校合や「東京ヨリ持越ノ古文書」を還納する作業を行っていたが、整理掛の時のように御物の持ち出しや回送整理といったことはしていない。「御開封日記」明治 38 年（東京国立博物館蔵、館資 1074）
- (117) 註 89 と同じ

- (118) 当書が整理掛の成果であると論じたのは東野治之である。(註 77 東野文献)
- (119) 東京朝日新聞社 1907年12月20日付「正倉院御物図譜刊行」『東京朝日新聞』
- (120) 読売新聞社 1908年11月13日付広告「正倉院御物図譜 東瀛珠光」『読売新聞』
- (121) 宮内省 1908『東瀛珠光 第一集』審美書院 PP.1-3
- (122) オット・キュムメル 1909「宝庫奈良正倉院に於ける美術品」『美術之日本』第1巻第5号 PP.1-8
典拠は「『東瀛珠光』には正倉院宝物の最も優秀なるものを登載せるが其日本文三冊欧文本一冊は已に印刷の功を竣りて発行せられき」である(同書P.4)。
- (123) 大阪陸軍幼年学校編 1909『奈良県下修学旅行案内』大阪陸軍幼年学校 P.13
- (124) 註 43 と同じ
- (125) フランスの正倉院評は不明だが、モールに関しては自身の見聞録に正倉院拝観の感想が記してある。彼によると、正倉院御物が「日本の工芸史、文化史にとって高い価値をもっている」ため有識者たちには貴重だが、「素人にとってはがらくたの集積」である。また、「これらの宝物をカラー印刷した図版」も「日本語の説明文しかつけられていない」ことは残念であったという。(オットマール・フォン・モール、金森誠也訳 2011『ドイツ貴族の明治宮廷記』講談社 PP.114-115)
- (126) 註 122 と同じ P.1、P.8
- (127) 東京国立博物館編 1973『東京国立博物館百年史 資料編』東京国立博物館 P.73
- (128) 「正倉院録 明治四十一年」『正倉院録 明治二十三～四十二年』所収
- (129) 「正倉院備品引継仮目録」『自明治三十二年至明治四十一年正倉院録』所収
- (130) 「正倉院録 明治四十二年」『正倉院録 明治二十三～四十二年』所収

附記：宮内庁宮内公文書館、東京国立博物館資料室の利用にあたり、両館職員をはじめお世話になった。特に東京国立博物館の楊鋭氏には史料閲覧の便宜を図って頂いた。また、史料解読の際本学准教授吉岡孝先生より多大なご指導を賜った。深く感謝申し上げる次第である。更に、本稿に関して少なからずご指摘を宮内庁書陵部主任研究員植山淳氏から賜ったことにも併せて感謝したい。

(國學院大學文学部史学科)

深谷市の文化財保護行政と博物館学

The Administration for the Protection of Cultural Properties of
Fukaya City and Museology.

古池 晋禄

KOIKE Shinroku

はじめに

本稿は、平成 27 年 (2015) 7 月 18 日に國學院大學渋谷キャンパス 1103 号教室で実施した特別講義「地方都市の文化財保護行政と博物館学」で使用した資料を再構成したものである。深谷市は総合博物館を持たない自治体である。その中でどのような活動がなされてきたのか、またなされているのかを焦点に講義を行うことを意図した。

実際の講義では、受講生に深谷市の概要を知ってもらうことから始め、深谷市における文化財保護行政の概要、筆者の奉職中の経験から博物館学に関連すると思われる活動事例の解説の順で進めることとした。

1 深谷市について



図1 深谷市の位置

(1) 位置

埼玉県北部に位置し、東京都心部から 70km 圏内に所在する。

東は熊谷市、南は寄居町および嵐山町、西は本庄市及び美里町、北は利根川を挟んで群馬県

伊勢崎市および太田市に接する。

総面積は 138.41 km²。

(2) 地勢

市域の北端部に利根川、南部に荒川が流れ、地形形成に大きな影響を与えている。

市の北半部を占める妻沼低地は、利根川によって運搬されてきた土砂の堆積によって形成され、現在は妻沼中流低地と称される低地域の一角を構成している。かつて利根川へ合流した流路の影響により、自然堤防や後背湿地が各所に発達していた。血洗島、大塚島、高島などの島地名にその名残がある。土地区画整理事業の進展により、現在ではおおむね平坦な景観を見せる⁽¹⁾。標高は 30m 台を測る。小山川、福川などの河川が利根川の主な支流となっている。

現在の JR 高崎線以南、荒川以北を占める櫛引(櫛挽)⁽²⁾台地は、現在の寄居町付近を扇頂、深谷市北部と扇端とする荒川扇状地の一部であり、高位面の櫛引面、低位面の寄居面の 2 面からなる段丘状地形を呈している。標高は 50~100m を測る。

櫛引台地北端部においては南北方向に開析する谷が発達し、現在も標高 70m 付近より発する唐沢川、押切川、戸田川などの河川として北方向に流れる。また地形の起伏に埋没した旧河川の名残も認められる。

櫛引台地と妻沼低地の境界部について見ると、櫛引面においては JR 高崎線沿いの崖線で比高差 5~10m、寄居面においては高崎線よりさらに北方へ 1.5~1.8km 入った地域で比高差 2~5m で、それぞれ妻沼低地と接している。

荒川以南を占める江南台地は、これも寄居町付近を扇頂部とするものの、櫛引台地を形成する扇状地よりも古い時期に形成された扇状地の一部が残ったものであり、熊谷方面を扇端とする段丘状地形を呈している。標高は 60~80m を測る。

台地は全て寄居町付近を扇頂部として形成された荒川扇状地であり、江南台地は下末吉面、櫛引台地櫛引面は武蔵野面、同寄居面は立川面に、それぞれ比定されている。

(3) 気候

晩春から秋にかけては高温多雨、冬には北西方の強い季節風(赤城嵐)^{あかきおろし}にさらされるため、乾燥した気候となる。近年は夏の日中最高気温が 40℃ を超えるなど、全国有数の高温地帯である一方、朝晩の気温差が大きいことから、激しい雷雨が頻繁に発生する原因となっている。

(4) 交通

市域北部を国道 17 号線と同深谷バイパスおよび上武バイパス、同南部を国道 140 号線および同バイパス、国道 254 号線などの広域間の基幹道路が走る。

市域南部を関越自動車道が走り、市内に花園インターチェンジ、近傍に嵐山・小川インターチェンジや本庄・児玉インターチェンジがあり、市内各所からのアクセス環境に恵まれている。

鉄道は JR 高崎線と秩父鉄道の 2 路線が走る。高崎線と並行して走る上越新幹線についても近傍に熊谷駅、本庄早稲田駅があるため、東京方面、秩父方面、上信越方面への便に恵まれる。

(5) 産業

1) 農業

市の総面積の約 48% を田畑が占める⁽³⁾。生産額は埼玉県内 1 位。生産規模も埼玉県全体の

約 20% を占める⁽⁴⁾。野菜類の生産が最も多く、ねぎ、キュウリ、ブロッコリー、ハウレンソウ、スイートコーンが特産。近年は白なす⁽⁵⁾を伝統野菜として復活させる動きがある。花卉類はチューリップ(市町村別生産高全国 1 位)、ユリ(同前 2 位)を筆頭とする切り花を筆頭に、多様な鉢物も生産する⁽⁶⁾。畜産物は牛、豚、鶏。近年は牛や鶏卵のブランド化の動きが進んでいる。

いずれも従事者の高齢化、後継者の不足により就業人口は減少傾向を示している。そのため経営規模の大型化、より高利益を生む作物への転換(おもにハウス栽培)が図られている。

2) 建設・製造業

上柴地区、白草台地区などに工業団地が造成され、約 290 の事業所・工場が進出している⁽⁷⁾。

3) 非製造・サービス業

中心市街地から郊外への進出が増えている。地域に根差した中小企業が多いものの、近年は店舗の統廃合や業態の入れ替わりも多い。就業別人口統計資料を見ると市内就業人口全体の過半が本業種への就業者であり、現在も増加の傾向にある。

(6) 歴史

近世までの深谷市は武蔵国榛澤郡、幡羅郡、男衾郡に属していた。

明治 22 年(1889)の町村制施行により、深谷宿、田谷村、東大沼村、西大沼村、曲田村、萱場村、西島村、原郷村(一部)が合併し、榛澤郡深谷町が成立。

明治 29 年(1896)の新郡制施行に伴い、榛澤郡が大里、幡羅、男衾の 3 郡と統合され、現行の大里郡が成立。

昭和 30 年(1955)、大里郡深谷町が明戸村、大寄村、幡羅村、藤沢村と合併、市制施行により、埼玉県下 18 番目の市として深谷市が誕生。

昭和 48 年(1973)、大里郡豊里村を編入。

平成 18 年(2006)、深谷市が大里郡岡部町、川本町、花園町と合併し、現在の深谷市が誕生。現在の人口は 145,406 人、世帯数は 57,143 世帯(平成 27 年 4 月 1 日現在)。

2 深谷市の文化財保護行政

教育部文化振興課文化財保護係が担当している。深谷市には総合博物館に該当する施設は存在しないため、市内に点在する所管施設および文化財指定建造物を拠点とする展示・公開活動が柱となっている。以下にその職務内容について概説する。なお文中に記載した数値、名称等は平成 26 年度実績に基づいている。

(1) 職務内容

1) 埋蔵文化財の調査

深谷市では現在 700ヶ所以上⁽⁸⁾の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。

開発行為に伴う埋蔵文化財調査の実施：5 遺跡、延べ 8 回の発掘調査を実施し、現状保存のための指導および助言を適宜行っている。

2) その他の文化財の調査および保護活動

①市指定文化財の調査

◎木の本古墳群の測量調査(1号墳・2号墳・8号墳で実施)。尾高淳忠生家の測量調査。

②文化財指定に係る調査と補助

◎深谷市所在の文化財は国指定(登録を含む)16件、埼玉県指定20件、市指定296件。

◎市指定文化財3点(歴史資料2点、古文書1点)⁽⁹⁾を新規指定。天然記念物1件を解除。

◎文化財(建造物、史跡、名勝、天然記念物)所有者への修理又は管理助成金の交付。

3) 普及活動

- ・深谷城跡における埋蔵文化財発掘調査成果現地説明会の開催。
- ・市刊行物および市ホームページにおける文化財情報の発信。
- ・市内小学校の6年生を対象とした歴史教室を4校で開催。
- ・夏休み土器づくり教室の開催。
- ・企画展「深谷市最新出土品展」、「深谷の養蚕展」の開催。

(2) 所管施設

1) 深谷市川本出土文化財管理センター



写真1 深谷市川本出土文化財管理センター外観

深谷市菅沼1019に所在。市内で実施された発掘調査による出土遺物、記録図面等の保存管理を主目的とする。

発掘調査整理作業のほか、市内の代表的出土遺物の展示、土器・石器作り教室の会場など、文化財活用の拠点施設としての機能も併せ持っている。

3 近年の主な事業

(1) 指定文化財(建造物)の取得、維持管理、公開

1) 日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設

①受け入れまでの経緯

深谷市上敷免^{じょうしきめん}89に所在する。煉瓦の大量生産を目的として設立された民間企業である。原材料となる粘土が大量に確保でき、なおかつ東京への輸送手段を合わせ持つ場所として利根川と支流小山川の合流地点に程近い深谷市上敷免に工場が建設され、明治21年(1888)に操業を開始。数多くの建築物や土木構造物建造に使用する煉瓦を供給した。

平成18年(2006)に会社は解散し、平成9年に国重要文化財に指定され、敷地内に遺されていた「旧事務所」「旧変電室」「ホフマン^{わがま}輪窯6号窯」は深谷市に寄贈された⁽¹⁰⁾。

②施設の概要と特徴

◎旧事務所

工場建設から煉瓦生産の技術指導までを担ったドイツ人技師ナスチェンテス・チーゼの居宅

兼事務所として建設。チーゼ帰国後は会社事務所として使用された。昭和 53 年 (1978) 以降は煉瓦史料館として公開されていた。

◎旧変電室

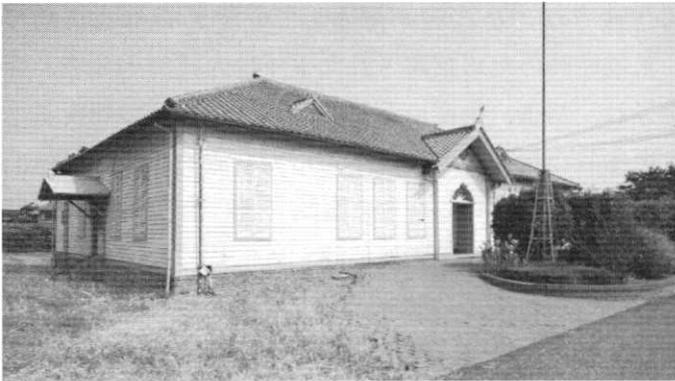


写真 2 (左) : 旧事務所 写真 3 (右) : 旧変電室

工場内の動力を蒸気力から電力に切り替えるのに伴って設けられた。明治 39 年 (1906) に電灯線が引き込まれ、深谷市内で最初の電化施設となった。

◎ホフマン輪窯 6 号窯

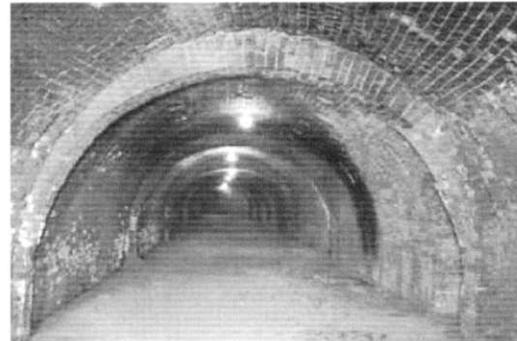
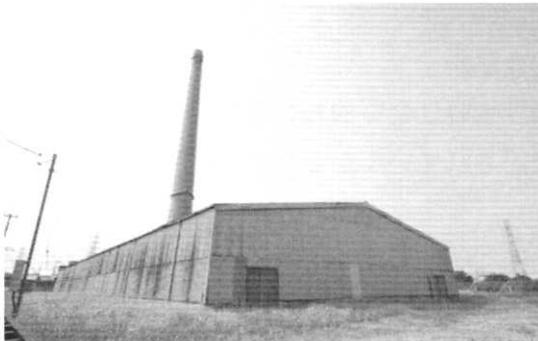


写真 4 ホフマン輪窯 6 号窯外観

写真 5 同窯内部

ドイツ人技師フリードリヒ・ホフマンが考案した煉瓦焼成窯。本窯は明治 40 年 (1907) の建造。全長 56.5m、幅 20m、高さ 3.3m の総煉瓦造。大量生産に特化した窯で、内部を 18 室に分割し、窯詰→予熱→焼成→冷却→窯出しの工程を順次行いながら半月かけて窯を一周、月産 65 万個⁽¹¹⁾の煉瓦を生産した。昭和 43 年 (1968) の操業停止まで約 60 年間使用された。

煉瓦史料館は毎週土・日曜日のみ開館。ホフマン輪窯 6 号窯は史料館公開時に限り、事前予約制にて公開している。その他、文化財公開事業の一環として不定期に公開している。

東日本大震災による被災を契機に、防災と公開の両立を目指すべく、保存・活用に向けた整備計画の策定作業が続いている。

<解説> 日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設

明治政府の懸案であった不平等条約の改正に取り組んだ外務大臣、井上馨は東京をパリやベルリンに匹敵する首都に改造し、日本の近代化を条約締結国にアピールすることを構想、明治

19年(1886)に設けられた臨時建設局総裁を兼ねると「官庁集中計画」⁽¹²⁾を推進した。主要資材である煉瓦の大量調達が大きな問題であったが、疲弊する財政状況を鑑み国家主導による生産を断念、井上は民間による機械式煉瓦製造工場設置のため、経済界の重鎮となっていた渋沢栄一にその解決を委ねた。

渋沢は江戸時代に瓦や植木鉢が盛んに生産され⁽¹³⁾、舟運が発達していた⁽¹⁴⁾故郷血洗島に近い利根川流域を生産候補地として推薦、工場建設のため招聘されたドイツ人技師ナスチェンテス・チーゼを中心として事前調査が実施され、結果、生産地として好適であるとの判断が下されたことから、積出地としての地理にも恵まれた利根川と支流小山川の合流地点に程近い上敷免に工場が建設されることとなった。工場は明治21年に操業を開始、既に官庁集中計画は中止となっていたものの、司法省や東宮御所、東京駅舎などの建築物、碓氷峠の鉄道橋梁など構造物の建設に煉瓦を供給している。

しかし大正12年(1923)に発生した関東大震災を契機に建築構造の主役が鉄筋コンクリートに移ると経営は厳しくなった。太平洋戦争末期に軍需工場として接収されたが、戦後も煉瓦生産を継続した。しかし近年、海外産の安価な煉瓦が市場に出回るなど、経営環境が厳しさを増したこともあり、平成18年に会社は解散、約120年の歴史に幕を下ろした。

2) 誠之堂・清風亭^{せいしどう}

両建物とも大寄公民館敷地内(深谷市起会110-1)に所在する。

①受け入れまでの経緯

両建物とも世田谷区瀬田に所在した大正時代建築物。

本来は渋沢栄一が創設した第一国立銀行(建設当時は第一銀行に改称)の保養施設「清和園」のクラブハウスとして使用されていた。一般公開されていなかったが、研究者の間では大正時代建築の優品として知られていた。

昭和46年(1971)、清和園の敷地の過半がインターナショナルスクールに売却され、誠之堂は教師の校宅として、清風亭は集会所として使用された。

平成9年(1997)、学校による敷地の再開発が計画され、両建物は取り壊しの運びとなった。日本建築家協会など、専門家を中心に保存運動が起きたものの、世田谷区による受け入れが困難となったため、打診を受けた深谷市が受け入れを表明した。

現在は大寄公民館に配置された専従の業務員により、日常的な維持管理と見学者への対応を行っている。12月29日～1月3日および公民館休館日を除く毎日実施している。

②建物の概要と特徴

◎誠之堂

創設者渋沢栄一の喜寿を祝い、行員の募金によって建設された記念堂。大正5年(1916)竣工。施工は清水組(現、清水建設株式会社)。設計は清水組の技師長であった田辺淳吉^{たなべじゆんきち}。後に「大正建築の名手」と評された人物である。「誠之堂」は、栄一による命名。「中庸」⁽¹⁵⁾の一節、『誠者天之道也、誠之者人之道也(誠は天の道なり、これを誠にするは人の道なり)』より採られた。

○外観

建築にあたり田辺に出された条件は、①西洋風建築であること②田舎家らしくすること③建



写真6 誠之堂外観

坪は30坪前後であること④小集会に適する程度の設備を備えることの4点で、それ以外の意匠は田辺に一任された。外観は英国の田舎風、建坪は112m²(約34坪)と、この条件は忠実に守られているが、田辺は更に屋根中央部に小屋根を設け、ベランダの左右に対称的なベンチを造り付けることで建物正面をシンメトリーとし、記念堂としての威厳を印象付ける工夫をしている。小屋根は本来明かり取りだが、ここにはその機能はない。シンメトリーを強調したい田辺のこだわりが形になっ

たもの、ということができる。

外壁はフランス積みだが、小口部分には焼成状態の異なる煉瓦を色調(白、黄、こげ茶、黒)の対比に配慮しつつ置き、更に小口が長手よりも1cmほど突出するようにして積んでいる。当時の煉瓦外壁は、色調焼成とも均質なものをを用いるのが通例であったが、田辺はこれを「上等仕事」と称して採用せず、従来は製品検査で弾かれていた煉瓦を用いることで、建物全体に変化に富んだ印象を与えている。煙突基部、大広間暖炉の背面となる部分には、赤、黄、黒の3種類の色調の煉瓦を用いた「喜寿」の装飾積みがなされている。これは煉瓦建築全盛時に見られた技法である。

煉瓦部分解体の際に、「上敷免製」刻印を有する煉瓦が発見された。建設当時の記録から日本煉瓦製造株式会社製品の使用が指摘されていたが、今回の工事の過程で実証された。

○内観



写真7 誠之堂大広間

玄関ホールの天井部には柱や梁が露出するハーフティンバーが採られている。同様の意匠は、同じく田辺が設計し、誠之堂竣工の翌年に竣工した晩香廬にも認められる⁽¹⁶⁾。

大広間の天井には「ヴォールト天井」と呼ばれる半円筒形の天井が採用され、記念堂としての意図をよく表している。正面暖炉上には渋沢栄一の正面像のレリーフが飾られている。

天井は漆喰製で、天井を分割するように襷状の文様帯が設けられ、「雲形」「飛鶴」、「寿」文が配される。田辺自身による誠之堂解説に高麗青磁の意匠に倣ったことが記されている。大広間暖炉両脇にあるステンドグラスには、古代中国の画像石⁽¹⁷⁾に範をとり、祝宴の情景を描いている。図案考案は森谷延雄⁽¹⁸⁾、製作者は宇野澤組ステンドグラス製作所と推定される。

大広間の控室として使われた次の間は出窓が印象的な小室だが、網代天井が配されるなど、

日本の数寄屋造りの造作が織り込まれている。

◎清風亭

2代目頭取、佐々木勇之助ささきゆうのすけの古希を祝い、行員の募金によって建設された記念堂。大正15年竣工。佐々木は渋沢栄一の頭取時代には支配人として、忙しい渋沢に代わって銀行業務の一切を取り仕切っていた。

施工は清水組。設計は清水組の技師で、第一銀行建設課長も兼ねていた西村好時にしむらよしとき。今日、多くの銀行建築を手がけたことで知られている。

○外観

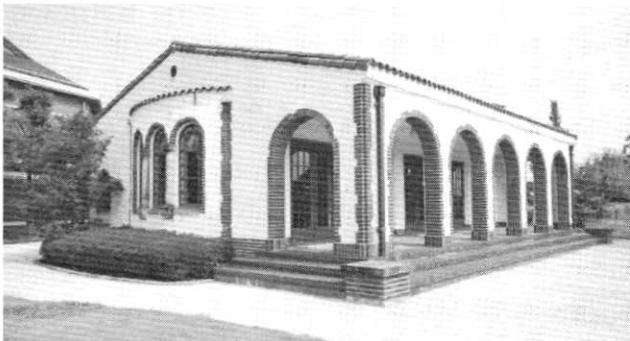


写真8 清風亭外観

スペイン風を意識した外観を呈した建物である。西村自身が「南欧田園趣味を採用し、これを近代的な手法で建て、清楚な気分を表現することに努力した」と記述している。

屋根瓦はいわゆるスペイン瓦で、青緑色の釉薬がかけられている。屋根の中ほどに設置された煙突は端正な造りながら化粧積みけしきが施されるなど、手の込んだ造形である。

外壁はモルタルの掻き落としによって施された細かな凹凸が全面にみられ、建物の表情となっている。ベランダと出窓のアーチは清風亭の象徴的モチーフであり、不規則な凹部が配されたスクラッチタイルで縁取られることにより、その印象を強めている。テラスおよび階段部分には、鼻黒煉瓦はなぐろれんが⁽¹⁹⁾と呼ばれる褐色の煉瓦が用いられ、スクラッチタイルとの一体感を醸し出している。

○内観



写真9 清風亭大広間

ホールの造作は誠之堂のものと比較すると単純ではあるが、漆喰塗の天井と幅木周りの日華石にっかせき⁽²⁰⁾の白色、砂壁の黄褐色、板張り床の茶色のコントラストは統一された美しさを見せ、暖炉やドア周りを中心に配されたスクラッチタイルがアクセントとなっている。

中央に置かれたテーブルは伸縮式で、使用人数に合わせた設定が可能である。建設当初のものが現存している。

付随する椅子も当初のものが一部現存しており、今回の移築にあたっては不足分のみ補っている。出窓部分に作り付けられた木製ベンチも大きな特徴である。

外観では出窓の列柱飾りや雨樋の堅栴、内観では梁や暖炉火除板などに、セミや葡萄など、自然の産物から採られたモチーフが装飾され、この建物のアクセントとなっている。

③移築工事の概要

深谷市では受け入れ当初から指定文化財に相応しい価値の維持を目指していたことから、移築保存検討委員会を設置して移築方法等を検討、現状維持を基本とするが、後世の改変部分ではできる限り創建時の姿に復するとする移築復元方針を定めた。

また限られた経費や工期の問題を解決するため、誠之堂については日本建築では一般的な技法である「大ばらし」を応用、壁を可能な限り大きなブロックに切断して搬送、移築地で組み直した。この工法の採用事例として、煉瓦建造物としては日本初の事例となった。清風亭においても出窓およびアーチ部分についてはこれに準じたが、鉄筋コンクリート躯体である主屋部分については移築地での新造とした。

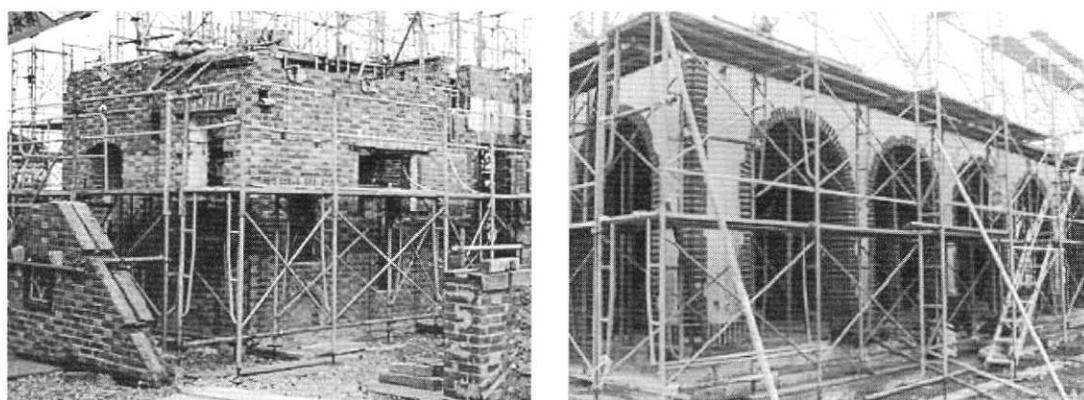


写真10・11 移築風景（左：誠之堂 右：清風亭）

移築場所は、渋沢栄一の生地に近い大寄公民館建設予定地内とされた。また両建物の位置関係や敷地面積などは、清和園当時と同じ状態を再現した。これは清和園時代の異なる様式の2つの建物が並び立つ景観が、互いの価値を高めたとする評価に配慮したものであった。

平成10年(1998)2月に着工し平成11年(1999)8月に竣工、同年11月11日に一般公開された。なお平成15年(2003)に誠之堂が国指定重要文化財に、平成16年(2004)に清風亭が埼玉県指定文化財となっている。

3) 旧渋沢邸「なかんち中の家」



写真12 旧渋沢邸「中の家」主屋外観

「なかんち」は渋沢栄一の実家の屋号である⁽²¹⁾。

渋沢が東京で一家を構えたため、実妹のいぢろうてい、夫の市郎の夫妻が相続。現存する家屋は明治28年(1895)、夫妻により建てられたものである。栄一が帰省の際に使った奥座敷が残されている⁽²²⁾。

その後は夫妻の次男である治太郎じたろう(埼玉県議会議員、八基村長な

どを歴任)、次いで長男である元治^{もとじ}(電気工学博士、名古屋大学初代総長)が自宅として使用した。

元治の長男、亨三が建物を使った社会貢献を考えていたが志半ばで逝去、その遺志を継いだ妻の多歌子が昭和58年(1983)、留学生のための日本語および日本文化研修施設、「学校法人青淵塾渋谷国際学園」を創設、43か国、6,679名の留学生を受け入れた。

平成12年(2000)3月に学園は解散、土地と家屋は深谷市に譲渡され「旧渋谷邸中の家」^{きゅうしぶざわていなかんち}として一般公開された。この場所は昭和26年(1951)に埼玉県指定史跡となっていたが、昭和58年の国際学園開設に伴い、指定範囲を変更の上、同旧跡に指定替された。平成22年(2010)、主屋を中心とする敷地全体が深谷市指定文化財となり、現在に至っている。

4) 尾高淳忠生家^{おだかじゆんちゆう}



写真13 尾高淳忠主屋および土蔵外観

主屋は尾高淳忠の曾祖父、磯五郎が建てたものと伝えられる。当時の尾高家は農業以外に藍玉製造や養蚕、菜種油の生産販売を行っており、これに因んで「油屋」^{あぶらや}の屋号で呼ばれていた。

尾高家と渋谷家は姻戚関係にあり、尾高は渋谷栄一のいところに当たる。尾高は尊皇攘夷思想に傾倒し、

渋谷らと共に高崎城の乗っ取り、横浜商館の焼討ちを計画した。その際の謀議に使われた部屋が現在も残されている。

平成22年に深谷市指定文化財となる。平成26年に所有者であった尾高家から深谷市に寄贈され、現在は一般公開されている。

5) 中宿古代倉庫跡(復元倉庫)^{なかじゆく}



写真14 中宿遺跡復元倉庫外観

中宿遺跡は平成3年度から調査され、7世紀後半～9世紀の倉庫と推定される大型掘立柱建物跡20棟が確認された。その規模と内容から古代榛澤郡の正倉と推定され、埼玉県指定文化財となる。調査後は「中宿歴史公園」として整備され、確認された倉庫のうち、2棟が校倉と板倉で復元されている。現在外観のみ常時公開されているが、期間限定で内部公開も行っている。

(2) 幡羅遺跡の調査と保存整備に向けての研究

幡羅遺跡は古代幡羅郡を治めた郡役所跡。深谷市の北東部、東方地域を中心に、熊谷市域と境を接する一帯に発見され、現時点で東西約 500m、南北約 400m の範囲で確認されている。

遺跡の南方から西方にかけては集落(下郷遺跡)が分布し、東方の熊谷市域には寺院跡(西別府廃寺)や祭祀跡(西別府祭祀遺跡)が確認されている。平成 13 年(2001)、開発事業に伴う発掘調査の際に発見された。

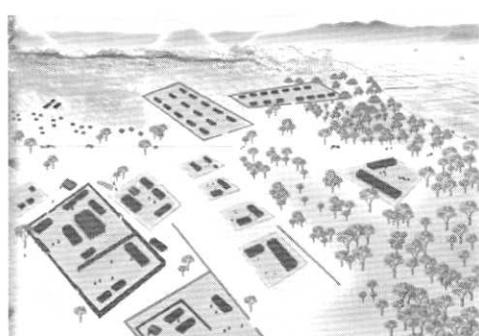


写真 15 (上)：幡羅遺跡航空写真(遺構実測図合成)
写真 16 (左)：幡羅遺跡想定復元図
(いずれも深谷市域)

遺跡の初現は 7 世紀後半とされ、それまで古墳が造成されていた台地先端部に突然出現している。当初は堅穴建物と小規模な掘立柱建物が散在するような形であったと思われるが、7 世紀末になると工房や厨房と思われる一部施設を除き、堅穴建物は当初地の南方および西方に集約され集落を形成する一方、当初地には正倉、館、厨家、曹司などが整備され、官衙の景観が形成されたものと思われる。現時点では未確認であるが、中核となる郡庁施設もこの時期に造営された可能性が高い。遺跡のほぼ中央部を南西から北東方向に向かって路面幅約 8m の道路が走り、その北西側に正倉域、南東側に実務官衙域が形成される。各域内には更に複数区画が形成され、建物は区画内に規則的に配置されている。実務官衙域の東方、現在の熊谷市域に確認されている西別府廃寺は、こ

これらの施設とほぼ同時期に造営されている。郡司などを務めた在地の有力官人の氏寺の性格を持っていたと考えられている。

正倉域では8世紀末には礎石建物への建替えや敷地の拡張が行われているが、10世紀中頃までには廃絶、同後半以降は集落化が進んでいる。実務官衙域では9世紀後半になって二重溝と土塁による区画施設が造成され、景観が大きく変わっている。この施設は正倉廃絶後も続き、11世紀前半まで存続したと推定されている。

発掘調査は埼玉県教育委員会が主催する発掘調査評価・指導委員会の提議に基づき、深谷市・熊谷市が連携して実施した。現在調査地は埋め戻され、耕作地として使用されているが、地権者の協力のもと、現状保存の状態にある。現在のところ、史跡化も視野に入れた保存整備に関する検討を進めている。

(3) 渋沢栄一顕彰事業

1) 「渋沢栄一翁と論語の里」整備活用計画の策定(平成26年3月策定)

旧渋沢邸中の家、尾高淳忠生家、誠之堂・清風亭など、深谷市所管の文化財や、市内唯一の博物館相当施設である渋沢栄一記念館を中核資源とした歴史的風土の整備を基盤として、渋沢



写真17 渋沢栄一記念館外観



図2 計画概要図

の生誕地である八基地域のまちづくり、更には、未来の渋沢栄一となる人材の育成を視野に入れた活動の拠点整備を行うことを大きな目標としている。

計画は策定されたばかりであり、その成果のほどは今後の実行段階の進捗に委ねられているが、博物館施設や文化財的資源がまちづくりの中核となる整備計画が全庁規模で編まれた事は非常に重要で点である。未来の深谷市の姿に大きな影響を与えるものとして注目される。

<解説> 顕彰対象の人物について

○渋沢栄一



写真 18 渋沢栄一

天保 11 年 (1840)、武蔵国榛澤郡血洗島村 (現在の深谷市血洗島) に生まれる。家は「中の家」と呼ばれる豪農で、農業のほか、藍玉の製造・販売にも携わっていた。

幼い頃からいとこの尾高淳忠を師として論語をはじめとする学問の手ほどきを受ける一方、家業の藍玉取引などに優れた資質を現す。さらに江戸遊学により、一橋家用人、平岡円四郎をはじめとする様々な人物の知己を得る。

24 歳の時、父親の名代として訪れた岡部陣屋で遭遇した役人の横暴な振る舞いをきっかけとして徳川の治世に疑問を抱き、当時高まっていた尊皇攘夷思想に傾倒、尾高淳忠らと高崎城乗っ取り、横浜商館焼討ちを計画する。計画は実行寸前で中止

されたが、幕府の追及を逃れるため京都に出奔する。

上洛した渋沢は、平岡円四郎の勧めに従い一橋家に仕官する。渋沢はここでも頭角を現し、一橋家の家政に不可欠な人物となる。その後当主の慶喜が 15 代将軍に就任したため、心ならずも幕臣となる。

慶応 3 年 (1867)、パリ万国博覧会出席のため、慶喜の弟、昭武を名代とする代表団に随行。約 1 年間の滞在中に、ヨーロッパの思想・文化・社会制度を見聞・吸収する。

明治維新により明治元年 (1868) に帰国。大隈重信に説得され大蔵省に出仕し、疲弊した国家財政の再建に当たるも大久保利通らと対立して辞職。以後は実業界に身を置き、「論語」の精神を重んじた「道德経済合一説」を提唱、第一国立銀行を手始めとして各種産業の振興と育成、近代企業の設立に携わった。その生涯で設立に関わった企業は 500 以上とされる。

一方で 600 以上の教育機関や社会公共事業の支援にも関わり、77 歳で実業界を引退すると以後はこれに専念する。民間外交にも大きく貢献し、晩年には緊張状態にあったアメリカとの関係改善にも心を砕いた⁽²³⁾。昭和 6 年 (1931)、92 歳で逝去。

○尾高淳忠

天保元年 (1830)、武蔵国榛澤郡下手計村 (現、深谷市下手計) に生まれる。学問に秀で、17 歳の時に自宅に塾を開き、近隣の子どもたちに学問を教える。渋沢栄一の実家「中の家」とは



写真 19 尾高淳忠

親戚関係にあったことから、当時7歳の渋沢にも「論語」をはじめとする諸学を教授し、その人生に多大な影響を与えた。尊王攘夷思想に傾倒し、渋沢らと高崎城乗っ取りや横浜商館焼討ちを計画。計画は実施直前に中止されたが、尾高は要注意人物と目され、天狗党の乱の際には関係を疑われ入牢している。

京都に出奔した渋沢が一橋家に仕えると、その見聞を通じて、やがて攘夷から佐幕へと立場を移す。戊辰戦争の際には彰義隊設立に参加するも意見の対立から袂を分かち、振武軍を組織して官軍に抵抗する。しかし飯能戦争で敗北、故郷での逼塞を余儀なくされる。

明治2年(1869)、一帯を管轄する岩鼻県が、江戸時代以来長らく農業用水として使われてきた備前渠用水の取水口変更を強引に推し進めようとした「備前渠取入口事件」^{びぜんきよとりいれぐち}が発生、尾高は地元農民の先頭に立って明治政府に陳情、計画を白紙撤回させた。この時の弁明、態度を高く評価した玉乃成履の勧めで明治政府に出仕、民部省に入省する。ここで渋沢栄一の推挙を受け、富岡製糸場建設責任者を務める。尾高は自ら富岡に赴き、施設を完成させる一方、工女募集に際しては娘を第1号として呼び寄せ、世に範を示した。明治9年(1876)、製糸場長を辞職、以後は渋沢に乞われて第一国立銀行盛岡支店⁽²⁴⁾や仙台支店の支配人を歴任、地元産業の振興に尽力する。明治25年(1892)、第一国立銀行を退職し、以後は自適の生活を送る。明治34年(1901)、72歳で逝去。

2) 富岡製糸場の世界遺産認定と連携した深谷市出身人物の顕彰事業

平成19年(2007)、富岡製糸場がユネスコの「世界遺産条約」に基づく世界遺産暫定一覧表へ追加記載されたことを契機に、その創設に深く関わった深谷市出身の人物、渋沢栄一、尾高淳



写真 20 図書館1階ホールにおける展示風景

忠、尾高勇、^{おだかゆう} 葦塚直次郎^{いらづかなおしろう}らの顕彰を開始した。

本件に関連する事業は文化振興課にとどまらず様々な部署で実施され、図書館でも関連図書の展示と貸出を実施した。

世界遺産登録および国宝指定後も、富岡市、伊勢崎市と連携した公開事業を展開している。

<解説>富岡製糸場誕生に関わる人々

○渋沢栄一

経歴は前節参照。開国以降、日本の主要輸出品であった生糸と蚕種の需要が急増したが、当時の日本では良質な生糸の大量生産は不可能な状態であった。こうした問題を解決するため、明治3年(1870)、国営による模範器械製糸場の設立が決定、大蔵省に出仕していた渋沢は、製糸場設置主任としてこれに当たることとなった。渋沢は養蚕に関する知識も豊富で、知識、行動力に優れ、人望の篤かった尾高淳忠を現地責任者として招き、後の富岡製糸場誕生の基盤

を創り上げた。

○尾高 惇忠

経歴は前節参照。民部省に入省した尾高は、渋沢栄一の強い勧めで官営富岡製糸場建設の責任者に任じられると、建設のため政府に雇用されたフランス人技師ポール・ブリュナとともに富岡に赴き、煉瓦やモルタルなどの建設資材の製造に挑戦、故郷から呼び寄せた^{ほったわしごろう} 葦塚直次郎に煉瓦づくりを、^{ちよきち} 左官職人の堀田鷺五郎・千代吉の親子にモルタルづくりを任せ、これを解決した。さらに事実無根の風聞により工女が集まらなかった際には、娘の勇を伝習工女第1号として故郷から呼び寄せ、みずから範を示すことで風聞の払拭に努めた。「至誠神の如し」を操業理念として、初代場長として工場の生産体制の監督・改善のみならず、特に工女教育に重点を置いた一般教養の向上も図った。

○尾高 勇



写真21 尾高 勇

安政5年(1858)頃、尾高惇忠の長女として生まれる。

明治5年(1872)、14歳の時、父惇忠の意向で富岡製糸場の製糸伝習工女となる。その背景には、製糸場の操業に向けて工女を募集したものの、工女募集は生き血を絞るための口実という噂が絶えず、応募者が全く現れない状況を、責任者である自分が範を示すことで打開したいという惇忠の思いがあった。

事情を知る勇は、まずは父の危難を助けるため、そして新たな技術の習得により、自分も国に貢献したいという思いから工女第1号として入場、彼女に触発され入場した女性たちと研鑽を重ね、オーストリアの博覧会に出品された彼女たちの製糸が表彰されるまでに上達、一等工女の資格を得るまでに至った。

明治8年(1875)、17歳になった勇は富岡を去り、その2年後に結婚。生涯に五男三女をもうける。長女と二男は早世し、夫が53才の若さで亡くなるなどの不幸に見舞われながらも、残された6人の子供たちを育て上げ、大正12年(1923)に64歳で亡くなった。

後半生は家庭人として子供たちに尽くす人生だったが、14歳の勇の決断は下手計村のみならず全国の女性を奮起させ、富岡製糸場操業の原動力となった。



写真21 葦塚直次郎

○葦塚直次郎

文政6年(1823)、尾高家で生まれる。父は尾高家の搾油工であった^{くぼたくまじろう} 久保田熊次郎、母は尾高家住込みの使用人であった^{ぎん} 銀。そのため生まれてから7歳までを尾高家で過ごす。

両親を見込んだ尾高家の仲介で、隣村の幡羅郡明戸村で農業兼油問屋を営んでいた^{いらづかせんのすけ} 葦塚仙之介の夫婦養子となり、葦塚姓を名乗る。しかし3年後に仙之介、その翌年に熊次郎が相次いで亡くなり、残された母子は苦しい生活を強いられた。尾高家の援助を受けて育った葦塚は20歳になると尾高家に奉公に上がり、以後8年間、家業である農業や油問屋に関する知識や技術の習

得に励む。その後は葦塚家へ戻り、家業に精励した。

明治2年(1869)、「備前渠取入口事件」が発生する。葦塚は反対運動の先頭に立った尾高淳忠を助け、その解決に奔走する。翌年、尾高が明治政府に出仕し、富岡製糸場建設責任者に任じられると、葦塚は資材調達のとめ役に抜擢される。葦塚は娘夫妻に家を任せると富岡に移住し、自らこの大任に取り組んだ。

この時最大の課題は建材である煉瓦の数十万個規模での調達であった。葦塚は明戸村から呼び寄せた瓦職人を束ねる一方、フランス人技師エドモン・オーギュスト・バスティアンに教を乞いながら、材料となる粘土探しから着手。富岡に近い(現、甘楽町福島)笹森稲荷神社周辺に原土に適した粘土層を発見し、試行錯誤を重ね煉瓦製造を実現した。製糸場完成後も富岡に留まり、製糸場の賄方として操業を助けた。

日本煉瓦製造株式会社建設の際には渋沢栄一を助け、地元代理人として尽力している。明治31年(1898)、76歳で逝去。

4 筆者の経験から

(1) 誠之堂・清風亭の受け入れ実現までの経緯における作業

平成9年(1997)、所有者による再開発計画に伴い取り壊しの運びとなる。専門家を中心に保存運動が起きたが、地元世田谷区による受け入れが不可能となったため、同区文化財審議委員が深谷市への受け入れを打診。深谷市の窓口として深谷市教育委員会生涯学習課文化財保護係(当時)がその対応にあたることとなった。

1) 作業課題 受け入れの可否を判断できる資料をまとめ、上司へ提出すること。

このことを解決するためには、3つの問題を解決する必要があった。

①問題その1：担当者が実見したことがない上、専門外である建物を評価しなければならない。

この問題については、建物自体は既に専門家による評価が固まっているため、送られてきた資料を一覧し、要点をまとめることを最優先とした。簡単に言えば、既に評価が確立している建物について、受け入れ者となるかもしれない深谷市の立場で「再解釈」を行う作業である。

資料は大量かつ多岐にわたるものであったため、読み込みと同時に分類・要約を進めた。資料から得られた自身の印象も重視した。一般的に、個人的主観は資料の公正な評価をゆがめる危険性があるものの、深谷市文化財保護担当としての関心の所在を明確にすることで評価に説得力を持たせることができるという考え方によるものであった。

②問題その2：建物の取壊しまでに時間の猶予がない。

実際この打診を受けた時点で、建物は取壊寸前の状況を迎えていた。資料の普遍的価値を明らかにすることは大切だが、この場合に関しては、建物が深谷市にとってどのような価値があるものなのかを明確にすることを最優先とせねばならない状況であった。

まず重視したのが、この建物が深谷市出身の偉人である渋沢栄一の喜寿記念堂であり、渋沢を顕彰しながらも、その事物に乏しい深谷市にとっては貴重な建物である点の説明が極めて重要であった。また、喜寿は渋沢が実業界の全ての役職を辞し、以後は教育機関や社会公共事業の支援に専念する人生の分岐点でもあったことから、渋沢の事績研究の観点からも大きな意味

を持っていることを合わせて強調した。

更に、建物に使用される煉瓦は深谷市内で操業していた日本煉瓦製造株式会社の製品と考えられており、深谷市にとっては、「渋沢栄一」と「煉瓦」という、深谷市が標榜する二大要点を繋ぐ貴重な「成果品」であることも強調すべき事項であった。

また、この建物の価値については、専門家の間では、大正時代の名建築物としての評価が既に定着していることを説明し、深谷市にとっては新たな「名所」となり得る建築物であるということだけでなく、平成8年度から施行されていた「深谷市レンガのまちづくり条例」が目指す、「個性ある街づくり」の象徴的存在となることも強調した。

参考資料の作成に当たっては、送られてきた資料から、竣工前後の雑誌記事やイラスト、写真を多用した。これは報告内容が当方の記述一辺倒になることで、読み手に報告を「読まされている」という意識を与えてしまう危険性を軽減するとともに、読み手自身の感性で建物を感じ取ることのできる部分を大きく取っておくことが肝要であったためである。

③問題その3：受け入れには多額の金銭負担が生じる。

心情的には受け入れに前向きであったとしても、財源の確保という根幹問題が解決しない限りその実現は不可能であり、住民の税金を財源とする地方自治体としては至極当然である。しかし、そのための調整に要する時間の猶予がないという、前提条件の段階で大きな矛盾を抱えた状況下で作業せねばならなかった。

そこで最初に明示したのは、建物の受け入れと再建の工程が分離可能であることを説明することであった。ここでは解体部材のほとんどが、10年程度は屋外保管が可能であり、建材は一時保管し、改めて予算措置を講ずる時間的余裕を設けることが可能であることを強調したうえで、引き取りののち、十分な準備期間を設けることが可能であることを説明した。

無論、単に受け入れるだけでも財源は必要である。そこで保管に要する想定経費を明示した。これは財政当局に対して、受け入れを現実的に検討できる材料として重要な点であったと思う。

結果的に受け入れは実現し、現在は深谷市にその姿を見ることが出来る訳であるが、筆者の作業はともかくとして、その過程において、その後の最終的な政治的判断に繋がる極めて重大な要因があったことをここで指摘しておきたい。

第一に、資料提供者が専門家(この建物を施工した企業の技術研究所員)であり、建物自体について詳しいだけでなく、地方自治体に対する説明に要するポイントを知悉していたことである。筆者が作成した報告資料は、この情報提供がなければ完成はおろか存在すらしていなかったといってよい。この方にはその後の移築作業においても全面的にご協力いただき、今日の誠之堂・清風亭の姿を生み出す原動力となっていた。

第二に、深谷市が主要施策として渋沢栄一の顕彰に加えて、煉瓦の街づくりを標榜しており、深谷市首脳部にこれらの施策への取り組みに関して明確な意識が在ったことである。これだけの大事業ともなれば、事は文化財行政にはとどまらず、広く行政各分野の理解と協力が不可欠である。短時間で受け入れに関する合意形成が果たせたのも、このことを抜きには語れないであろう。

市議会への説明など、その後も解決すべき課題が山積していたものの、受け入れ表明に至っ

たこと自体、通常では考えられない、極めてまれな事例といわねばならない。

しかし、その過程の一端に携わったことで、文化財保護に携わる者にとっては、博物館学的な手法を取得しておくという基本姿勢は無論の事、自治体行政全体の現状、他分野の行政情報についても怠りなく収集し、自分の職務との関連を常に考えておくことの重要性を改めて認識させられることとなった。

(2) 市立図書館における展示活動

筆者は現在、深谷市立図書館に配されている。近年、図書館においても展示活動は重要な位置を占めつつある。膨大な蔵書を資源とする展示活動は、図書館活動の一つの方向性を示している。図書館の展示活動における最大の特徴は、展示資料のほとんどが一般利用者の閲覧・借用が可能な図書である、ということである。

1) 展示活動の効果

展示によって喚起された見学者の関心・興味への即応を閲覧・貸出の形で実現している。

展示内容の設定によっては、利用者にその存在を知られることなく「埋もれていた」蔵書に光をあてることができるという点では、従来の図書館活動にも大きなメリットがある⁽²⁵⁾。

その効果を助長するために、展示内容に関連した蔵書目録の製作と配布は必須である。

2) 展示活動の際の留意事項

貸出中の展示図書を補完・代替し得る図書を常備しておく必要があり、予め展示候補となる図書の内容を把握するための読み込み等、事前の準備が必要となる。

閲覧・貸出が不可能である図書(古典籍、戦前の著作等で傷みが激しいもの、借用資料など)を展示する場合でも、閲覧・貸出が可能な後刷・復刻本を可能な限り準備する。館蔵書だけでは準備が不可能な場合には、県内図書館の相互借用制度などを利用し、閲覧環境だけでも整える配慮も必要である。

3) 深谷市立図書館における展示事例

①平成 26 年度子ども読書週間展示



写真 22 平成 26 年度子ども読書週間展示風景

図書館司書による展示活動である。今年度のテーマは「日本と世界のむかしばなし」とした。子どもたちを対象とする展示が主体で、季節ごとの風物、事象に関する事物が展示の基本テーマとなっている。これは幼稚園・保育園、小・中学校等における読書活動との連携を念頭に置いたものである。

興味を持った本を選んでもらうことが大前提となるため、本の内容解説が主体となっている。展示ケースのほか、ブックトラックやブックスタンドも使用して関連図書を配架しており、展示図書が無くなってしまわないように配慮している。

該当図書の貸出・返却の手順については、窓口業務を担当する民間企業からの派遣業務員と情報共有を図り、利用者の要望に即応できる準備を整えた。

②夏季企画展「深谷市にゆかりのひとびと～このひとをしっていますか？」

大人のための図書展示を補完する形で構想。洪沢栄一等の顕彰事業が進む中で、「隠れた人物」に脚光を当てることを意図した。平成24年度より市立図書館3階にある郷土資料展示室を会場として開始。教育委員会文化振興課との共同開催である。

平成24年度は試験的に複数人物を取り上げ、概要のコーナー展示の形を採ったが、更に図書館蔵書との連携を強めた展示を意図し、平成25年度は岡谷繁実おかのやしげね、平成26年度は野口源三郎のぐちげんざぶろうを主に採り上げ展示活動を行った。

◎岡谷繁実に関する展示

○人物選択のポイント



写真23 「岡谷繁実」展示風景

- ・日本史の中でも人気の高い幕末期に活躍した人物である。
- ・その生涯が波乱に富んでおり、見学者の関心を引きやすい劇的要素を備えている。
- ・代表的著作である『名将言行録』めいしょうげんこうろくは現代の時代劇制作の種本となっており、内容的にも歴史ファン、時代劇ファンには非常になじみやすい。
- ・後世の作家(菊池寛、海音寺潮五郎等)にも大きな影響を与えている。
- ・その他作家の著作を含め、戦国武将に関するムック本なども図書館には所蔵されており、資料のすそ野が広く、確保が容易である。

- ・深谷市内には繁実の墓所をはじめ、関連する神社仏閣等に彼の足跡が残されているため、史跡を巡りたい利用者の要望にも応えることができる。

○展示構成の留意点

- ・展示空間に限られるため、展示図書を精選した。貸出可能図書は蔵書目録掲載とし、借用資料や貴重書のみでの展示とした。蔵書目録については『名将言行録』関連書籍のほか、本書を座右の書として数々の時代小説を書いた菊池寛の著作、岡谷の支援を受けていた田山花袋の著作についても作成し、見学者の好奇心が図書探索に直結できるよう配慮した。
- ・蔵書目録の内容については図書館窓口を担当する民間企業からの派遣業務員と情報を共有し、図書を求める利用者に即応できるよう、準備を整えた。

◎野口源三郎に関する展示

○人物選択のポイント



写真 24 「野口源三郎」展示風景

- ・日本のオリンピック黎明期に関わった人物であり、平成 32 年 (2020) の東京オリンピック開催決定が話題となった時期でもあり、見学者に強い印象を与える。
- ・深谷市出身の人物とオリンピックという取り合わせの意外性が、関心を集めやすい。
- ・織田幹雄、南部忠平など、金メダリストの存在も見学者の関心を集める上で大きな利点となる。
- ・オリンピックや体育教育に関する野口の著作は多いため、展示資料は豊富である。

○展示構成の留意点

- ・展示空間に限られるため、期間中、図書の展示替えを複数回実施した。
- ・著作の多くが論文であり、初期に著された一般書については、現在、再販や復刊に至っていないため、図書館には閲覧可能な図書が 1 冊しか所蔵されていなかった。

この点については、オリンピック関連の図書のほか、金栗四三、織田幹雄、南部忠平など野口と同時代のオリンピック出場選手に関する著作、野口がその誕生に深く関わったとされる箱根駅伝に関する著作、また日本のオリンピック参加の原動力となった欧米スポーツの導入期に関わった人物や事物に関する伝記・著作などに間口を広げた蔵書目録を用意し、野口の関わっ

た事柄の広範さや意外性など、見学者の驚きや好奇心が図書探索に直結できるよう配慮した。

蔵書目録の内容については図書館窓口を担当する民間企業からの派遣業務員と情報を共有し、図書を求める利用者に即応できるよう、準備を整えた。

<解説>展示テーマとした人物の略歴

○岡谷繁実

館林藩士。のち修史家。『名将言行録』の著者。

中世深谷を治めていた上杉一族(深谷上杉氏)の家老、岡谷清英の子孫。

天保6年(1835)、主君秋元氏の居城、山形城内に生まれる。藩主の移封に従い館林へ移住するが、父、祖父の逝去により13歳で家督を相続。18歳で江戸に遊学し、西洋砲術を修得。

19歳で江戸勤めとなり、その最中にペリー率いる太平洋艦隊の2回目の来航に遭遇。使節団会見の様子やアメリカ艦船を見学する中でその先進技術に驚くとともにアメリカ海兵の幕府要人を蔑視する場面に遭遇、また水戸に遊学し水戸学を学んだことで尊皇攘夷思想に目覚める。藩では中老職を務め、雄略天皇陵⁽²⁶⁾の修補など尊王を標榜する政策を主導。藩主の意向を受け、第一次長州征伐直前の幕府と長州藩の和平調停を画策するも失敗、幕府の糾弾を受け、藩を追放となる。途中身を寄せた深谷で清英ゆかりの人々に温かく迎えられ、これ以降深谷の人々との交流が始まる。

その後江戸を経て京都に上り、孝謙天皇の侍従を務めた高松保実に家老格で遇される。保実の子、実村を擁して義勇軍「高松隊」を結成、諸国鎮撫の名目で中山道から江戸に向けて進軍したが甲府城下において官軍より「偽勅使」と断ぜられたため解散、京都に帰還する。

明治維新後は大赦により館林藩に帰参。明治2年、藩命により明治政府に出仕し旧会津藩を含む若松県の大参事に任ぜられるが罪を得てその年のうちに免官となる。

明治6年(1873)に復官、水沢県権参事を経て内務省に転属、町田久成らとともに関西地方の古社寺宝調査に従事。明治天皇奈良行幸への応接とともに蘭奢待献上にも関わる。

明治11年、修史館⁽²⁷⁾御用掛として出仕。国史編纂事業に従事し、明治19年(1886)の修史館廃止とともに官職を辞す。以後は著述業の傍ら、旧主秋元家の家譜編纂や史談会⁽²⁸⁾創設に関わる。

大正8年(1919)没。享年85歳。深谷にある祖先清英が開基した清心寺に葬られた。

『名将言行録』の他『名将之戦略』^{めいしょうのせんりやく}『皇朝編年史』^{こうちやうへんねんし}などの著作を生み出す一方、足利学校、金沢文庫、鎌倉宮の復興にも尽力した。自然主義文学の作家である田山花袋の兄、実弥登^{みやと}の支援者であり、花袋の著作『時は過ぎ行く』には、兄と共に繁実をモデルにした人物が登場している。

○野口源三郎

陸上競技選手、体育学者、教育者。

明治21年生まれ。生後間もなく母親を亡くし、岡部村宿根^{しやくね}(現、深谷市宿根)在住の母方の親戚、野口家の養子となる。

岡部小学校、深谷高等小学校を経て埼玉師範学校(現、埼玉大学)に入学。卒業後は岡部尋常高等学校の教員を勤める。明治44年、東京高等師範学校(現、筑波大学)入学。校長、嘉納治五郎の勧めで第5回ストックホルム五輪大会のマラソン予選会に参加、4着となり陸上競技

の才能を認められる。その後フィールド競技に転向、棒高跳びで頭角を現す。

大正2年(1913)、第1回日本陸上競技選手権大会の棒高跳び競技で優勝。

大正4年(1915)、松本女子師範学校および松本中学校の教員として赴任。全校マラソン大会や松本城の濠を会場としたスケート大会を考案する。

大正6年(1917)、極東選手権大会の十種競技、第5回日本陸上競技選手権大会の棒高跳びで優勝。

大正8年(1919)、ベルギーのアントワープ(アントウェルペン)で開催された第7回オリンピックに十種競技⁽²⁹⁾代表選手および日本選手団長として参加。

帰国後は各地で陸上競技講習会を開催、多数の青少年に直接指導を行い、オリンピックに出場し得る人材の発掘と育成に努める。オランダのアムステルダムで開催された第9回オリンピック三段跳びの金メダリスト、織田幹雄は講習会で野口から直接指導を受けたことが契機となって本格的に陸上競技を始めている。また、アメリカのロサンゼルスで開催された第10回オリンピック三段跳びの金メダリスト、南部忠平は講習会に参加した学友が記したメモを元に練習に励んでいる。

大正10年(1921)、アントワープ大会の経験を記した「第7回オリンピック陸上競技の印象」を刊行、日本全国を講演会で巡り、オリンピックを市民レベルに広める役割を果たした。

大正11年(1922)、第10回日本陸上競技選手権大会において棒高跳びの天覧演技を行う。

大正13年(1924)にフランスのパリで開催された第8回オリンピック、昭和3年(1928)にアムステルダムで開催された第9回オリンピックに選手団役員として参加する。

昭和12年(1937)、東京オリンピック開催が決定し、陸上競技選手団のヘッドコーチに内定。しかし昭和15年(1940)のオリンピック返上によりそれは実現しなかった。太平洋戦争開戦により活躍の場は失われ、昭和20年(1945)、故郷の岡部村に疎開する。

終戦後は陸上競技の一線を退き、体育教育研究に専念する一方、小・中学校の体育科教科書の監修にも積極的に関与している。東京教育大学(現、筑波大学)、埼玉大学、順天堂大学などの教授に就任、新設された順天堂大学陸上競技部では部長も務めている。

昭和28年(1953)、埼玉大学教育学部長に就任。埼玉県の体育教育の発展に尽力する。埼玉県はその功績を称え、野口記念体育賞を創設。昭和32年(1957)、内閣スポーツ振興審議会委員に就任。昭和33年(1958)、埼玉大学を退官。昭和39年(1964)、長年の功労を評され、勲三等瑞宝章を授与。昭和42年(1967)没。享年78歳。東京都新宿区の常楽寺に葬られた。

おわりに

講義資料として編みながら、雑駁かつ散漫な内容構成となってしまったことは否めず、汗顔の至りである。諸学兄のご寛恕を乞う次第である。

本稿を終わるにあたり、文化財保護の現場を離れて久しい筆者に今回の機会を与えてくださった青木豊先生には心からの感謝と御礼を申し上げます。また、博物館学研究室助手の中島金太郎氏、大学院文学研究科史学専攻博物館学コース博士課程(後期)の鄒海寧氏には、事前の資料準備やスライド作成、当日の進行補助等々、当方の至らぬ所を補っていただくなど、最後まで

でご面倒をおかけしました。この場を借りて御礼を申し上げます。

また本稿掲載写真については、筆者撮影のもののほか、蕪塚善重氏をはじめ、深谷市教育部文化振興課、深谷市男女共同参画推進センター、深谷市立図書館など諸機関の許諾を得たものを使用しました。ご理解・ご協力いただきました皆様には重ねて御礼申し上げます。

註

- (1) 住民の手間賃稼ぎとして煉瓦工場用の原材料土の採取(尺取り)が盛行し、事業実施前
にかなりの地域で平坦化が進んでいたようである。
- (2) 「櫛引」は旧深谷市分で、「櫛挽」は旧岡部町分で地名(旧大字)表記として使用。寄居町
では用土ようどの小字名に「櫛引」を使用。いずれも開拓地としての出自の共通性を持ち、開
拓記念誌などには「櫛挽」の文字が用いられる場合が多いが、使い分けに至った詳細は
現時点では不明である。
- (3) 平成 17 年農林業センサスによる。
- (4) 平成 18 年埼玉県調べ。
- (5) 品種名は「埼玉青丸大なす」。「白なす」は俗称で「中山道なす」とも称された。明治時代
に奈良漬の材料として栽培が開始されたとされている。うどんや煮ぼうとうの具材や「あ
ぶらみそ」と呼ばれる炒め物として食された。栽培が難しい上に収量が少なく、市場に
出回ることがほとんどなかったため、「幻の野菜」とされていた。
- (6) 平成 16 年関東農政局熊谷統計・情報センター資料による。
- (7) 平成 24 年現在深谷市調べ。
- (8) 平成 27 年 7 月 13 日時点の確認である。
- (9) 「藍香尾高翁頌徳碑」「備前渠開閘碑記の碑」「応正寺文書」の 3 点。
らんこうおだかおうしょうとくひ びぜんきょかいこうひき ひ おうしょうじもんじょ
- (10) 深谷市が所管する煉瓦専用線用の鉄橋(備前渠鉄橋)も同時指定されている。
- (11) 会社が最後に使用した焼成窯の生産能力は月産 60 万個で、6 号窯よりも小さい。最盛
期の煉瓦需要の様子と共に、煉瓦需要の低下に対して、生産規模を縮小させることで経
営を継続してきた会社の歴史の片鱗を窺うことができる。
- (12) ドイツ人建築家ヘルマン・エンデとヴィルヘルム・ベックマンによって行われた都市計
画の立案及び主要建造物の設計事業の総称。計画は、築地から霞が関の一带を中心とし
て、中央駅、劇場、博覧会場、官庁街、宮殿、国会議事堂などを配する大規模なもので
あった。この計画案は当時の疲弊した国家財政下では実現不可能であり、ベックマンの
後任となったジェームス・ホープレヒトによって大幅に縮小された。明治 20 年、計画
の推進者であった井上馨が外務大臣および臨時建設局総裁を辞任したため、計画そのも
のが頓挫した。
- (13) 瓦は江戸時代から妻沼低地域において生産されており、明治時代以降は利根川舟運を利
用して東京方面へ出荷、三州瓦に対して「地瓦」じがわらの名称で流通した。鉄道開設に伴い深
谷駅から出荷されるようになると「深谷瓦」の名称で普及、昭和 40 年代まで盛んに製造・
出荷された。

一方、西大沼村の名主、田島庄左衛門が江戸の今戸焼の職人を雇い入れて起こした製陶業は「大沼焼」の名称で広まった。植木鉢など小品の生産から始まり、養蚕用の大型火鉢なども手がけた。明治時代になると水路用土管の生産で業績を伸ばし、昭和40年代には東日本一円に出荷した。

- (14) 利根川舟運による煉瓦輸送は流路の水深変動や天候に左右され、東京方面への安定供給ができない問題を抱えていた。渋沢栄一の発案により、明治28年、工場から日本鉄道(現、JR高崎線)深谷駅までの約4kmの区間に日本初の民間専用線となる鉄道を敷設、これ以降、製造した煉瓦は鉄道で搬出されることとなった。鉄道は昭和50年に廃線となり、跡地は深谷市によって「あかね通り」と名づけられた歩行者・自転車共用遊歩道として整備されたが、河川に架けられた鉄橋はそのまま利用され、現在は、備前渠鉄橋、福川鉄橋、唐沢川鉄橋が保存されている。これらは全てポータル型プレートガーダー橋であり、日本の近代産業黎明期を象徴する産業遺産として位置づけられる。設計者のチャールズ・アセトン・W・ポータルは明治政府に招かれたイギリス人鉄道技師で、彼の設計した基本定規が用いられていることから、この名称がある。福川鉄橋は河川拡幅工事に伴って元の架橋箇所の北岸に移設されているが、現存する同型橋としては日本最古とされている。
- (15) 儒教における四書(『論語』『孟子』『大学』『中庸])の一つ『礼記中庸編』が独立し一編とされたもの。司馬遷は孔子の孫、子思の作とするが諸説がある。
- (16) 東京都北区飛鳥山に在った渋沢栄一の居宅『愛依村莊』の敷地内に建てられた小亭。栄一の喜寿を祝い清水組が贈った。現在は公益財団法人渋沢栄一記念財団が運営する渋沢史料館が管理している。同じ敷地内に建つ「青淵文庫」とともに国重要文化財に指定されている。
- (17) 平板な石材に浮彫や線刻で画像を彫刻した建材。前漢代末期に始まり、後漢代～六朝時代に盛行した。山東省を中心として山西・河南・甘粛・四川・陝西などの各省に分布している。画題は神話や孝子伝、宴会の情景や歴史説話の場面などが採られることが多い。
- (18) 室内装飾・家具デザイナー。東京高等工芸学校教授。明治26年(1893)、千葉県佐倉市に生まれる。旧制千葉県立佐倉中学校(現在の千葉県立佐倉高等学校)を経て、東京高等工業学校(現、東京工業大学)工業図案科を卒業し、清水組に入社。誠之堂や建設に携わる。現存していないが、古写真に見られる誠之堂の家具類も森谷のデザインであった可能性が指摘されている。この後、欧米留学で本格的に室内装飾や家具を研究、帰国後は非凡な才能を発揮し様々な作品を発表するも昭和2年(1927)、33歳で逝去。平成19年、佐倉市立美術館で開催された企画展をきっかけに再評価が進んでいる。
- (19) 表積み用煉瓦の俗称。吸水や欠損を防ぐために表面を硬く焼き締めた為、褐色を呈している。
- (20) 石川県小松市で産出する石材の称。白山より噴出した火山灰が堆積して形成された凝灰岩で観音下石とも呼ばれる。内装材として多用され、国会議事堂などに使われている。
- (21) 渋沢一族の祖先は甲斐武田氏配下の武将で、元は北巨摩郡渋沢村(現、山梨県北杜市)

に在ったが、天正年間(1573~1592)に血洗島に定住したとされる。それぞれの家は屋号で呼ばれ、「遠西の家」^{とおにしんち}「前の家」^{まえんち}「遠前の家」^{とおまえんち}「東の家」^{ひがしんち}「古新宅の家」^{ふるしんたくんち}「新屋敷の家」^{しんやしきんち}の六家を以て一族とされる。

- (22) 現存する主屋は渋沢栄一の生家から数えて三代目とされる。主屋自体は他所よりの移築だが、奥座敷については渋沢滞在を考え、特に念入りに普請されたものと伝えられている。
- (23) 移民問題の深刻化とともに感情的な対立が激化する日米関係を憂えた渋沢は、シドニー・ルイス・ギューリック博士が提唱する日米の子供たちが人形を通じて交流を図る「人形計画」に協力した。昭和2年3月、約13,000体の「青い目の人形」が日本へ渡り、日本側からも「答礼人形」と呼ばれる市松人形がアメリカに渡っている。
- (24) 「盛岡市ホームページ」中の連載『盛岡の先人たち』116回に、淳忠の盛岡における事績が紹介されているので参照されたい。なお、記事中では「あつただ」と表記されているが、深谷市では、渋沢栄一や尾高淳忠の研究者で元深谷市教育委員会教育長の鳥塚恵和男氏^{とりづかえわお}のご教示により「じゅんちゅう」の表記を用いている。
(<http://www.city.morioka.iwate.jp/moriokagaido/rekishi/senjin/007564.html>)
- (25) 国際基督教大学図書館において貸出履歴の無い図書を使った読書フェアを開催。この試みがきっかけとなって山形県立図書館、愛媛県今治市立大西図書館などでも開催が相次いだ。
- (26) 考古学的名称は高鷲丸山古墳。鳥泉丸山古墳とも称する。大阪府羽曳野市鳥泉八丁目に所在する。直径76mを測る円墳で、5世紀後半の築造と考えられている。江戸時代まではこれのみが雄略天皇陵とされていたが、館林藩の修補の際、東方に在る方墳(平塚古墳)と一体的に整備された。明治維新後、宮内庁は整備された状態を第21代雄略天皇陵(丹比高鷲原陵)として治定。
- (27) 当時の国史編纂機関の称。明治時代前半、国史編纂組織は帰属や構造が頻繁に変更されている。参考までに以下の変遷の概略を記す。
明治2年：修史の詔。太政官に史料編輯国史校正局設置。
明治8年：修史局に改める。
明治10年：修史局廃止。改めて太政官に調査局、次いで修史館を設置。
明治19年：修史館廃止。改めて内閣に臨時修史局を設置。
明治21年：内閣臨時修史局を東京帝国大学に移管し、臨時編年史編纂掛を設置。
明治24年：臨時編年史編纂掛および地誌編纂掛を改組、改めて史誌編纂掛を設置。
明治26年：史誌編纂掛を廃止。
明治28年：東京帝国大学に史料編纂掛を設置。
- (28) 幕末維新の実歴談を集成する為に設立された団体。明治25年から昭和13年(1938)まで活動し、その記録は機関紙『史談会速記録』として纏められ、第411輯まで刊行された。勤王、佐幕など当時の立場を問わず、体験者の貴重な談話が載せられている。
- (29) 二日間で十種の競技を行い、記録を得点に換算、合計得点で競う陸上競技。一日目は

100m 走、走幅跳び、砲丸投げ、走高跳び、400m 走が、二日目は110m ハードル、円盤投げ、棒高跳び、やり投、1,500m 走が競われる。オリンピック種目としては1904年(明治37年)にアメリカ、セントルイスで開催された第3回オリンピック大会から採用されている。

参考文献(刊行順)

- 日本煉瓦製造株式会社社史編集委員会 1990『日本煉瓦100年史』日本煉瓦製造株式会社
萩野勝正 1995「郷土の先人 尾高淳忠」『深谷ふるさと文庫』第1巻 博字堂
埼玉県立博物館 1996『埼玉県の近代化遺産』埼玉県教育委員会 PP.59-64
清水建設株式会社 2001『誠之堂・清風亭移築修理報告書』深谷市
清水建設株式会社 2001『誠之堂ステンドグラス調査報告書』深谷市
鳥塚恵和男 2004『渋沢栄一とふるさとの人々』博字堂
深谷市教育委員会 2008『2008年度企画展「律令時代の郡役所」』深谷市

深谷市の概要、文化財全般については深谷市ホームページ(<http://www.city.fukaya.saitama.jp/>)の各関連ページで、中宿遺跡や幡羅遺跡に関する発掘調査報告書については深谷市遺跡データベース(http://iseki-database.city.fukaya.saitama.jp/iseki_database.html)で、渋沢栄一や尾高淳忠、富岡製糸場に関連する人物の詳細、「渋沢栄一翁と論語の里」整備活用計画については渋沢栄一ミュージアム(http://www.city.fukaya.saitama.jp/shibusawa_eiichi/index.html)で閲覧が可能である。本稿で触れている所管文化財などについても、深谷市発行のパンフレット類がPDF形式で参照可能なのでご利用いただきたい。

なお、本稿に記載したホームページアドレスは、全て平成27年8月1日現在のものである。参考文献にはWeb上で閲覧不可能な資料を中心に掲載した。

(深谷市立図書館 奉仕係長)

郷土教育と郷土博物館

—新潟郷土博物館を中心として—
Local Education and Local Museum
— Around the Niigata Local Museum —

谷 拓馬
TANI Takuma

はじめに

郷土教育は、「明治10年代にドイツ教育界の影響下によって取り入れられ、小学校低学年における教授の直観化の手掛りとして郷土学習としての郷土教育論」⁽¹⁾が発端とされている。

戦前期の博物館界において郷土教育が盛んに行われるようになったことは、昭和初期に本格化する郷土博物館の全国的設置から確認することができる。郷土博物館を扱った先行研究では「郷土教育連盟の主要メンバーのいる地域での実践報告」⁽²⁾に焦点を当てたものに限定されており、さらに戦前期における郷土博物館を、郷土教育の現場における教育施設、思想・精神統制のための施設として位置付けている。しかしながら、戦前期の郷土博物館を扱う研究では、時代背景を重視した研究が主であり、具体的実践や活動実態からはあまり研究されていないのが現状である。

一方で、郷土教育運動を扱った先行研究は、郷土教育運動の高揚を背景として成立し、「運動全般を主導した民間の教育団体」⁽³⁾である郷土教育連盟の中心的人物、小田内通敏や尾高豊作などの人物に焦点を当てて検討されている。さらに伊藤純郎は、教育現場における郷土教育運動の具体的事例として地方教育会、師範学校、小学校などの実践的な事例を挙げ、学校教育と郷土教育との関わりについて論じている⁽⁴⁾。

そこで本稿では、郷土教育運動が盛んに行われるようになった背景やその具体的実践について考察し、郷土博物館と郷土教育運動の関連性について再検討を行う。さらに、棚橋源太郎の郷土博物館論の分析から郷土博物館の役割を提示し、戦前期における郷土博物館の実践例として新潟県の郷土博物館を取り上げる。また、新潟県の郷土博物館に関する研究は、横山秀樹の「新潟県における明治時代の博覧会・博物館史」に一部が記載されているのみであり⁽⁵⁾、未だ研究がなされていない分野である。本稿では、新潟県の郷土博物館活動の分析により、地域レベルの具体的実践や活動実態に迫り、郷土博物館の役割や、郷土博物館が地域においてどのような存在であったのかについても明らかにすることを目的とする。

第1章 郷土教育の概要と全国的展開

(1) 「郷土教育」のはじまり

明治10年(1877)代より、欧米の教育制度や教育組織、特にドイツの「Heimat Kunde」と称する教育制度を模範とした「郷土教育」が、学校教育の分野を中心に様々な形で展開されるよ

うになった。明治14年に出された「小學校教則綱領ヲ定ム」には、その第十四條地理において次のように規定している⁽⁶⁾。

地理ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ先學校近傍ノ地形即生徒ノ親シク目撃シ得ル所ノ山谷河海等ヨリ説キ起シ漸ク地球ノ有様ヲ想像セ□メ(中略)殊ニ地文ヲ授クルニハ務テ實地ニ就キ兒童ノ觀察力ヲ養成スヘシ(傍線筆者)

郷土という語は使用されていないが、「生徒ノ親シク目撃シ得ル所ノ」あるいは「務テ實地ニ就キ」とあるのは、郷土を授業の教材として積極的に用うる姿勢が示されているといえよう。

さらに、明治24年の「小學校教則大綱」に「尋常小學校ノ教科ニ日本地理ヲ加フルトキハ郷土ノ地形方位等兒童ノ日常目撃セル事物ニ就キテ端緒ヲ開キ(中略)日本歴史ヲ加フルトキハ郷土ニ關スル史談ヨリ始メ」⁽⁷⁾とされており、さらに高等小学校の理科においても「最初ハ主トシテ學校所在ノ地方ニ於ケル植物動物礦物及自然ノ現象ニ就キテ兒童ノ目撃シ得ル事實ヲ授ケ」⁽⁸⁾と定め、ここに初めて「郷土」の語が用いられた。

大正期には、新教育運動にみられた教育の実際化・具体化があり、当時の師範学校附属小学校や都会の小学校で行われたが、郷土に住み生活している人々の心の中に体験として、存在するものとして捉える主観的体験的な郷土観で、国家愛の前段階としての郷土愛を涵養する心情的な面が強調された。その代表的なものとして『郷土教育の實際的研究』⁽⁹⁾がある。

郷土の知識及實科の基礎觀念を与え、一般教授の便益に資し兼て愛郷の精神を養う(中略)兒童をして郷土という歴史的社會的實在を認識体験せしめる(中略)明日の郷土建設への純真なる郷土意識の啓培涵養を圖る

これらの内容には学習に地方課教材が使用され、郷土誌・史を付け加えて享受する、いわゆる教材の地方化があり、その結果、土地の名所、特産物、偉人などをたたえるお国自慢のものが流行し、体験や情感に教育上の重点が置かれた。

大正10年(1921)12月、文部省普通学務局内に社会教育課が設置される。その事務分掌の一つとして「圖書館および博物館に關すること」が定められ、郷土教育を行う上で重要な役割を果たしていく図書館や博物館は、大正期になって社会教育機関として位置づけられた。

昭和期になると、学校だけにとどまらず、社会教育機関においても郷土教育が盛んに行われる。戦前期における郷土教育は「郷土を教育の目標として、郷土に関する知識を付与し、郷土愛の覚醒や愛国心を涵養すること」⁽¹⁰⁾が目的であった。

(2) 郷土教育と郷土教育運動

昭和初期に発生した相次ぐ恐慌による大不況のさなか、経済的・思想的な不安や動揺の深刻化から脱却するため、郷土教育が盛んに提唱された。政府は、昭和恐慌後に郷土博物館の設置を推進し、恐慌による財政悪化にも関わらず郷土教育を奨励したが、その要因として郷土教育運動の振興が挙げられる。これは、昭和5年(1930)以降、郷土教育に関する出版物が急増していることや、各師範学校から郷土研究文献が出版されていることから明らかである。

さらに、郷土教育隆盛の直接的契機として、文部省による様々な施策が挙げられる。昭和2年、各高等師範学校及び師範学校附属小学校、各府県で郷土教育を実施している小学校に対して、「郷土教育ニ關スル件」なる照会を行った。照会の要項は以下の通りである⁽¹¹⁾。

- 一、特ニ時間ヲ設ケテ郷土教授ヲナス場合、
其ノ學年、時數、教授要項等(具體的ノ教材ヲ添付スルコト)
- 二、教授時間外ニ於テ郷土愛好ノ念ヲ養成スル爲ニ施設セル事項(郷土史料ノ展覽、校外教授、年中行事等)其ノ學年、時期(具體的施設要項添付ノコト)
- 三、郷土教育ニ關スル意見(以下略、傍線筆者)

郷土教育の目的は、「郷土愛好ノ念ヲ養成スル爲」であり、その手段として「郷土史料ノ展覽」等を挙げている。この照会は、当時の我が国における小学校の郷土教授形態を知る上で重要であり、文部省が郷土教育に対してより一層関心を持ったことを示すものであるといえよう。

さらに同年、京都市で開催された全国教育大会において、実業教育の実際化を図ることを目的とした「文部省諮問教育改革答申案」が提出された。この答申案には、郷土教育施設に関する内容が含まれており、一般施設に関しては、郷土資料の展覽を行う場として「郷土館又は郷土室を設置」⁽¹²⁾することを定めた。

その後、文部省は昭和5・6年度に師範教育費国庫補助金の一部を郷土研究施設費として交付し、各府県の師範学校に対し郷土教育を徹底させ、国民教育全般に郷土的色彩を導入した。これらの施策により、各師範学校では郷土室の設置、郷土資料の収集等が行われる。また、郷土教育の流行に乗じて、文部省も郷土教育の振興を目的とした講話会や講演会を開催するようになる。このような、郷土愛の涵養を目的とする「文部省が音頭を取つて全國に奨励をすと云ふ新教育」⁽¹³⁾は、いわゆる郷土教育運動として次第に推進されていくのである。

一方で、昭和5年には、尾高豊作・志垣寛・小田内通敏等を中心として、郷土教育連盟(以下、連盟と略称)が結成された。同年11月には機関誌『郷土』の創刊を開始するが、この中に規約が掲載されており、その内容は以下の通りである⁽¹⁴⁾。

第二條 本聯盟ハ郷土教育並郷土研究ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本聯盟ハ左ノ事業ヲ行フ

- 一 月刊雑誌「郷土」ノ發行
- 二 郷土教育並研究ニ關スル研究調査
- 三 郷土教育並研究其ノ他圖書ノ編輯發行
- 四 講演會講習會ノ開催
- 五 其ノ他郷土教育並研究ニ關スル事務ノ連絡(以下略)

連盟は、郷土教育運動全般を主導する民間の教育団体である。規約に記載されているような郷土教育の普及事業が行われたことによって、郷土教育が隆盛したことが推測できる。

(3) 郷土教育と郷土博物館

連盟の中心人物の1人である小田内通敏は、郷土教育の普及事業に携わる以前から、郷土の思想を広めようと様々な取り組みを行っていた。郷土に対する小田内の言論は以下の通りである⁽¹⁵⁾。

社會教育機關としては、各地に郷土博物館、天然紀念物保存協會の如きが設けられ、或は論文或は著書として發表されており、中等教育に於ては、自國の地理を教授するに先ち、學校所在地の郷土地理をば學生をして實地を觀察せしめつゝ、教授することになつてゐる。

かくして獨逸に於ては健全にして強固なる教土思想が養成せらるゝのである。(以下略)

以上のように、小田内は、ドイツにおける郷土教育を例に挙げ、郷土思想の養成を行う社会教育機関として、郷土博物館の設立を説いている。内川隆志は、「郷土博物館」の用語の濫觴について、次のように論じている⁽¹⁶⁾。

郷土博物館という名称はすでに大正時代には使用されており、小田内通敏は大正4年(1915)、秋田県及び東京府に対し、「郷土思想の涵養とその方法—郷土地理の研究と郷土博物館の設立—」という意見書を提出し、秋田県郷土博物館、東京郷土博物館思案を提出しており、これが管見では郷土博物館設立運動の先駆けである。

しかし、秋田県では昭和8年(1933)に秋田図書館を改築して、県立郷土博物館を建設する議が一部で唱えられたが実現には至らず、東京府では、郷土博物館が建設されたのが昭和9年であることから、実現にかなりの時間を要していることが分かる。

昭和期になると、郷土教育運動の高揚によって郷土博物館設立機運が醸成され、全国的に博物館設立計画・設置が広がる。これは、郷土博物館並びに類似施設の設立館を年代別に見ると明らかである。

大正11年	長野県	座光寺小学校郷土室
大正12年	岩手県	遠野郷土館
大正13年	群馬県	笠懸郷土館
大正14年	香川県	鎌田共済会郷土博物館
昭和2年	山形県	郷土博物館
昭和3年	大分県	大分県中津町南郡小学校パノラマ式教育博物館
昭和3年	宮城県	北村郷土博物館
昭和3年	島根県	郷土博物館
昭和3年	山形県	光ヶ丘文庫大札記念郷土参考室
昭和3年	鹿児島県	御大典記念郷土博物館
昭和4年	鹿児島県	鹿児島県日置郡伊作小学校郷土館
昭和4年	滋賀県	島尋常高等小学校郷土史料室
昭和4年	宮崎県	妻町郷土館
昭和4年	岡山県	岡山県郷土館
昭和4年	山形県	山形県師範学校郷土室
昭和5年	茨城県	水戸市第二尋常小学校郷土室
昭和5年	三重県	三重県女子師範学校附属小学校郷土室
昭和5年	宮崎県	日向郷土室
昭和5年	鳥取県	鳥取県倉吉町上灘尋常高等小学校郷土室

昭和5年	和歌山県	和歌山県師範学校附属小学校郷土室
昭和5年	神奈川県	葉山小学校郷土室
昭和5年	山形県	米沢郷土館
昭和5年	北海道	旭川師範学校郷土室
昭和5年	大阪府	小谷城郷土室
昭和5年	富山県	富山師範学校附属小学校地理郷土館
昭和5年	岩手県	岩手県女子師範学校附属小学校児童博物館
昭和6年	岐阜県	岐阜県郷土博物館
昭和6年	大阪府	大阪城公園天守閣
昭和6年	新潟県	粟生津村郷土館
昭和6年	宮崎県	宮崎県郷土館
昭和6年	福島県	福島県若松市第一尋常高等小学校郷土室
昭和6年	宮城県	宮城県名取郡中田尋常高等小学校郷土室
昭和6年	神奈川県	師範学校郷土室
昭和6年	香川県	陶村小学校郷土室
昭和6年	鳥取県	県立鳥取図書館郷土資料室
昭和7年	神奈川県	都田小学校郷土室
昭和8年	香川県	香川県師範学校郷土館
昭和8年	岡山県	砦部町郷土館
昭和8年	長野県	高森南小学校郷土室
昭和8年	埼玉県	埼玉県師範学校郷土室
昭和9年	兵庫県	郷土博物館
昭和9年	東京府	東京郷土博物館
昭和9年	東京府	大日本連合青年団郷土資料陳列所
昭和9年	新潟県	新潟郷土博物館
昭和9年	東京府	東京郷土資料陳列館
昭和9年	秋田県	簡易郷土博物館
昭和9年	大分県	町立森郷土館
昭和10年	台湾	基隆市郷土館
昭和10年	岐阜県	大垣市郷土博物館
昭和10年	鳥取県	郷土史蹟館
昭和10年	鳥取県	久松小学校郷土室
昭和11年	北海道	旭川郷土考古館
昭和11年	台湾	台東庁郷土館

昭和11年	沖縄県	沖縄郷土博物館
昭和11年	北海道	釧路市立郷土博物館
昭和11年	北海道	北見郷土館
昭和12年	鹿児島県	加治木町立郷土館
昭和12年	栃木県	絹川郷土博物館(土屋郷土館)
昭和13年	群馬県	内田郷土博物館

表1 大正～昭和初期における郷土博物館並びに類似施設の設立館

(大日本聯合青年團郷土資料陳列所編 1936『年表我國に於ける郷土博物館の發展(稿)』その他より作成)

表1から見出せる傾向としては、昭和期に入り多くの郷土博物館並びに類似施設が設置された点である。当該期に郷土博物館設立機運が醸成された更なる要因として、博物館事業促進会(昭和6年「日本博物館協会」と名称変更)の活動による影響が考えられる。博物館事業促進会は、「博物館ニ關スル思想ヲ普及セシメ之カ建設完成ノ機運ヲ促進スル」⁽¹⁷⁾ことを目的として、昭和3年に設立された機関であり、その目的達成のための手段として、『博物館研究』を刊行していた。昭和6年には、文部省による諮問「博物館事業ヲ公衆ニ理解セシムル適切ナル方策如何」に対し、博物館事業促進会が答申「本邦郷土博物館施設促進ノ最適切ナル方策」⁽¹⁸⁾を提出した。本答申の要点として、以下の3つが挙げられる。

- ①博物館に関する法規の制定
- ②博物館設置に対する国からの補助金交付
- ③地方博物館の設置充実

①は博物館法の制定を促すものである。昭和4年3月に制定された国宝保存法に博物館に関する条文が少し見受けられるが、博物館に関する法規の制定は戦前期には実現せず、昭和26年の博物館法制定まで存在しなかった。②は昭和5・6年を中心とする郷土教育関係施策や施設費交付を契機として、郷土博物館の設置も促進されたのではないかと考えられる。③は、地方博物館の設置が困難な場合、図書館や学校に郷土室を設置することを呼びかけている。

このような、郷土教育の興隆や博物館事業促進会の設立等によって、郷土博物館が注目を集め、多くの諸家たちによって論説が展開された。その中の一人として、棚橋源太郎(以下、棚橋と略称)が挙げられる。棚橋は、博物館事業促進会の専務理事として郷土博物館の整備等に携わり、『博物館研究』において、二度の欧米留学の際に訪れた博物館における先進的な取り組みの紹介や、本邦における郷土博物館に関する論説を数多く残している。棚橋は、郷土博物館の役割として、「学校教育の補助機関」「社会教育機関」「学芸研究機関」を提言している。

まず一つ目に、郷土博物館は学校教育の補助機関であるということである。棚橋は、学校の一室に郷土資料を陳列し、児童に公開する当時の郷土室の在り方に対し疑問を呈したうえで、「其の數室を郷土博物館にあてて陳列し、他校の児童や一般民衆にもこれを公開することはもとより望ましい」⁽¹⁹⁾と述べている。

二つ目は、社会教育機関としての郷土博物館である。棚橋は、社会教育における郷土博物館

の任務として「公民教育」「愛郷土精神の養成」に重点を置いている。さらに、その任務を果たすための具体的な活動として、郷土偉人の記念祭、収集品に関連した講演会・講習会・趣味娯楽会等を挙げたうえで、「郷土博物館は斯うした多方面の社会教育に依て、地方の発展、特に民風の作興産業の發達に寄與貢獻する所がなくてはならぬ」⁽²⁰⁾と論じている。

三つ目は、学芸研究機関としての郷土博物館である。規模の大小や館員の多少に関係なく、郷土研究を行うことが重要使命の一つであり、その郷土研究を「博物館員自身が職務上の必要からする研究と、博物館員指導の下に地方の青年や篤志者のする研究」⁽²¹⁾に分類している。

以上の役割を踏まえたうえで、棚橋は博物館の種類を普通博物館と特殊(専門)博物館に大別し、郷土博物館を普通博物館の一種であると位置づけた。さらに、郷土博物館の本体として「郷土の歴史考古美術工藝土俗に関する資料を始め、郷土に産する動植礦の天産物、地理産業経済関係の標品模型機器圖表の類までも網羅して居るものの如きである」⁽²²⁾としている。このような棚橋の言論は、郷土博物館の役割を提示したものであった。しかし、日中戦争以降、郷土博物館の果たすべき役割が次第に変化していくこととなる。当該期は郷土博物館建設に関する要望がさらに高まり、全国各地から博物館施設経営に関する日本博物館協会宛の照会が頻繁に発生する。これに呼応して、日本博物館協会は「郷土博物館建設に関する調査」を行った。この調査によると、郷土博物館の任務として以下のように位置づけている⁽²³⁾。

昭和十六年四月から實施された國民學校令では、兒童に郷土の自然及び文化を體得させて、皇國民鍊成の出發點とし、基礎足らしめんとして居るから郷土博物館はこれに必要な郷土資料を備附けて、兒童の見學や學校への貸出しに供し、學校教育の補充機關たらしめることを以てその任務としなければならぬ。

このように、戦時期における郷土博物館は、郷土愛の涵養を促進させる機関としての役割を果たすことに加えて、皇國民鍊成の出發點である學校教育の補助機関であるとし、郷土博物館の役割に変化が見られるようになるのである。

小結

明治初期に我が国にもたらされた郷土教育は、主に學校教育において取り組まれてきたものであり、大正期になると社会教育においても郷土教育が導入されるようになる。その中心的役割を果たしたのが社会教育機関、とりわけ郷土博物館が挙げられるであろう。昭和期になり、文部省を中心とした郷土教育振興策、郷土教育連盟が主体となって行なわれた郷土教育運動により、郷土教育は全国に波及し、補助機関として郷土室や郷土博物館が各地で多く設置された。さらに、博物館事業促進会が指導機関としての役割を果たし、博物館設置充實を促進したことも郷土博物館設立の機運を醸成した要因として考えることができる。また、当時の博物館に関する論説を展開した棚橋の著書や論文に記されている郷土博物館に関する言論と、実際の現場で行われている展示の内容や教育活動は、当初は共通する点も見られる一方で、戦時体制に入っていく過程の中で、郷土教育本来の目的に相反する点も見られるようになっていくのである。

第2章 郷土教育の地域的展開—新潟県を事例に—

(1) 通俗教育の振興と郷土展覧会の開催

「通俗教育」とは、大正前期まで用いられていた社会教育分野の名称である。新潟市教育会は大正2年(1913)に通俗教育部を設け、下記のような社会教育活動を開始した⁽²⁴⁾。

- 一、公德養成に關すること
- 二、教育展覧會通俗講演會開催に關すること
- 三、圖書館巡回文庫の普及經營に關すること
- 四、市民體育施設經營に關する事
- 五、職業團體に對する指導方法に關すること
- 六、諸興行取締に關すること

公德養成を実行するための方案として、通俗講演会において特に重きを置いており、その内容は「道德教育、軍事、衛生、警備、産業、美術、工藝、貿易、交通、其他本市民に適切なる事項」⁽²⁵⁾などテーマは多岐にわたっていた。

さらに、新潟市教育会は、大正3年6月に郷土博物館建設を建議した。この建議は『通俗教育施設概要』に見ることができる。概要の要項は以下の通りである⁽²⁶⁾。

凡ソ通俗教育ノ事業タル其種類少カラズト雖モ其最有效ナルモノハ蓋展覽事業ナランカ、展覽事業ハ主トシテ目ニ訴フル所ノ通俗教育施設ニシテ世人ハ之ニ依リ時間ト勞力トヲ費スコト少クシテ容易ニ諸般ノ智識ヲ獲得シ、且之ヲ確實ナラシムルヲ得ベシ。(中略)惟フニ國運ノ發展ハ地方ノ開發ニ基キ地方ノ開發ハ熱烈ナル愛郷心ト真摯ナル地方研究トニ俟タザルベカラズ。而シテ市博物館ハ實ニ之ガ絶好ノ機關タラズンバアヲズ。

社会教育事業を行う上で最も有効的なものとして、知識を獲得し、それを確実なものにできる展覽事業を挙げている。また、地方の開発を行う上で重要なのは地方研究と愛郷心であり、その役割を担うものとして郷土博物館は絶好の機関であると位置づけており、新潟県における郷土博物館設置の發議の嚆矢と位置付けることができる。

さらに、新潟市教育会は「市博物館建設方案概要」を発表した。本概要では、新潟市の博物館における収集陳列すべき材料として「市史及土地ノ變遷ニ關スルモノ」⁽²⁷⁾などを挙げ、郷土博物館の建設を意図した具体的構想案を提示した。また、同年には郷土博物館を前駆とする郷土展覧会が開催された。開催の目的は以下の通りである⁽²⁸⁾。

市民ヲシテ市ノ過去、現状及將來ノ計劃ヲ知ラシメ、之ニ依リテ愛郷ノ精神ヲ養ヒ郷土研究ノ趣味ヲ起ヲサシメ以テ市ノ發展ニ資シ、兼テ學校及通俗教育上ニ郷土的材料ヲ提供シ、併セテ市ヲ廣ク世ニ紹介セシメントスルニアリ。

郷土展覧会が閉幕した後、展示した資料を市外の学校や通俗教育機関に提供し、新潟市を全国に紹介しようとする意図があったことが伺える。また、展覧会の総観覧者数は「七日間ノ総計約一萬五千五十名ニシテ内學生約四千五百五十名」⁽²⁹⁾であり、およそ3分の1が学生であることから、学校教育の補助的役割を果たしていたと言えるのではないだろうか。しかし、この計画による郷土博物館建設は実現しなかった。

(2) 新潟県における郷土博物館—新潟郷土博物館を事例に—

1. 博物館設立の経緯

県内に博物館の設立を要望する声は、新潟県教育会による郷土博物館設立の建議が発端となって次第に唱えられるようになり、また、郷土博物館設立の促進を目的とした郷土展覧会が開催されたことは前述の通りである。背景には、明治42年(1909)の大逆事件を契機とする、国家規模の通俗教育の推進があったものと思われるが、地域の側にはそういった政策を契機にして地域の歴史研究を拡充しうる人的ネットワークや人物が存在していた。しかし、新潟県、新潟市ともに展覧会の開催は行っても恒常的な機関、施設の設置は行わなかった。この理由としては、ひとつにはこの時期の新潟市域は、築港事業や都市基盤の整備事業が目白押しであり、県、史ともに財政的に厳しかったことがある。

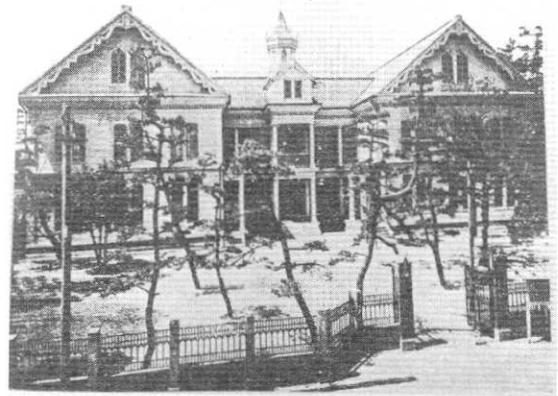


写真1 新潟郷土博物館 全景⁽³⁰⁾

昭和期に入り郷土研究が発展し、全国各地の師範学校等における郷土教育が次第に盛り上がりを見せると、郷土博物館の必要性を唱える声さらには高まった。昭和7年(1932)、県教育会主催の郷土教育研究会において、郷土博物館設立建議決行が決議され、また、県会においては郷土博物館の設立が決議された。その翌年、県は郷土博物館の設立計画を決定し、旧県会議事堂の敷地および建物を中野財団で購入して、それを博物館にあてること、その経営には県および中野財団が協力して当たることになった。計画が決定されると、設備並びに資料の収集陳列等の準備が進められ、昭和9年11月5日に新潟郷土博物館の開館式が挙行政され、同月8日には一般に公開された。

昭和期に入り郷土研究が発展し、全国各地の師範学校等における郷土教育が次第に盛り上がりを見せると、郷土博物館の必要性を唱える声さらには高まった。昭和7年(1932)、県教育会主催の郷土教育研究会において、郷土博物館設立建議決行が決議され、また、県会においては郷土博物館の設立が決議された。その翌年、県は郷土博物館の設立計画を決定し、旧県会議事堂の敷地および建物を中野財団で購入して、それを博物館にあてること、その経営には県および中野財団が協力して当たることになった。計画が決定されると、設備並びに資料の収集陳列等の準備が進められ、昭和9年11月5日に新潟郷土博物館の開館式が挙行政され、同月8日には一般に公開された。

2. 新潟郷土博物館の活動とその意義

新潟郷土博物館は、「小學校、中等學校、青年學校の生徒を主たる観覽者」⁽³¹⁾と定め、「一般ノ観覽ニ供シ郷土愛精神ノ涵養ニ資スル」⁽³²⁾ことを目的として、「歴史的資料」「産業的資料」「其ノ他郷土ヲ知ラシムルニ足ルヘキ資料」⁽³³⁾を収集展示する施設である。開館にあたっては、館長に前小千谷高等女学校長で新潟県史編纂員を務めていた齋藤秀平、主事に前六日町中学教頭の松谷時太郎が任命された。

常設の陳列は歴史部と産業部とに分かれており、収集した陳列品は約7,000点以上に達していたが、面積の都合上、開館時は約3,000点のみ展示していた。しかし、戦局の進展とともに、時局の認識を深め、戦意の高揚を図るため、次

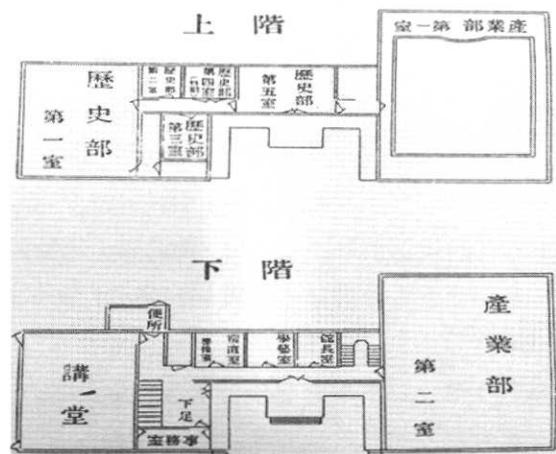


写真2 新潟郷土博物館の各室⁽³⁴⁾

第に郷土資料の展示と並行して戦時色の強い展示が行われていくようになる。昭和14年5月には、遊就館から新潟郷土博物館への資料貸与を許可した「時局展開催ニツキ記念品借用願」が陸軍省副官から新潟郷土博物館館長の齋藤秀平と遊就館館長に対して提出された。展覧会開催の目的は以下の通りである⁽³⁵⁾。

興亞ノ大理想ニ向テ努力ノ現時局聖戦ニ關スル各種資料ヲ収集陳列展示以テ實物ニ拠ル時局認識ヲ確實ニシ銃後ノ勤メヲ一層緊密強固タラシメントスルモノ尚当館ハ郷土博物館ナレバ郷土新潟縣ニ關スルモノヲ多ク展示致シ度ニ付キ時局ニ直接關係無之トモ本縣ニ關スル資料有之候ハバ三四點位ヲ特ニ併セテ御貸下ケ下サレ度御願申上候

日中戦争の長期化に伴い、銃後の重要性が増していく中で、新潟郷土博物館も戦争に協力する姿勢が見られるようになり、常設展示と平行して時局に関する展示も行われるようになった。「新潟郷土博物館主催事変展覧會貸与品之調表」⁽³⁶⁾を見ると、遊就館から借用した軽機関銃や自動短銃等、日中戦争の戦利品の貸与が行われていたことがわかる。さらにその翌年には、紀元2600年を記念した皇国文化史展覧会が開催された。開催の目的は以下の通りである⁽³⁷⁾。

此種の企ては従来中央に於ては往々行はれてたれども、地方に於ては會て其例を聞かざるところなるを以て、本館は英断以て之が企畫に当りたる所以なり(中略)主として我が地方人士の縦覽に便せしめ、以て皇國に対する史眼の開明と祖國文化に対する再認識とを冀求したるものなり

中央では時局に関する展示は行われていたが、昭和14年当時、地方での実践例は無いということから、新潟郷土博物館は先駆的な役割を果たしていたのではないかと考えられる。

さらにその翌年には、古写経展覧会が開催された。開催の目的として「茲に此等の雄品を一室に展觀して従来文化運動に恵まれざる地方諸賢と共に、此機會に於て本邦文運興隆の跡を回顧し、以て大東亞建設の矜持を高めなければならない」⁽³⁸⁾としている。以上のことから、新潟郷土博物館も戦時体制に協力し、愛国心の涵養を促進する展示が行われていたことがわかる。

このように本来、郷土資料を中心とした展示を行う郷土博物館が愛国心を意図的に促進させる資料や軍事資料を展示していたことは、当時の国内情勢を強く反映したものであろう。

小結

新潟県では、通俗教育の振興を背景として、大正期から郷土展覧会が行われていた。しかし、展覧会の開催した後すぐに博物館が設置されることはなく、当該期における郷土教育の取り組みは一過性のものであったことが窺えるであろう。昭和期になると、国民精神作興運動の一環として特に愛国運動が盛んとなり、愛国心の養成は、忠君愛国の郷土の志士たちの顕彰と結びつけられ、郷土意識の高揚が図られた。その一人として、江戸時代中期の儒学者・神道学者である竹内式部が挙げられる。新潟郷土博物館では、竹内式部などのいわゆる「郷土勤皇護国烈士」をテーマとした展示や、戦局に応じた展示が行われ、戦時体制に協力し、国民に対して天皇への崇拜の念を高める手段として利用された。このような、郷土教育の隆盛による資料収集熱の高まりや、郷土愛を中核とする郷土意識の高揚が、新潟郷土博物館の設立へと繋がっていくのである。

おわりに

我が国における郷土博物館設置の主張は、小田内通敏が大正初期に秋田県と東京府に対して提出した郷土博物館建議案を契機とし、その後、郷土博物館の設立が広まっていくが、新潟県では既に郷土博物館建設の建議が行われており、新潟郷土博物館の設立機運の醸成へと繋がっていったことを考えると、新潟県における郷土博物館設置に対する取り組みは実に先駆的であると言えるのではないだろうか。

昭和期になると、文部省による郷土教育に関する施策や郷土教育連盟の取り組みによって郷土教育の隆盛が見られるようになり、全国各地で郷土教育運動が盛んになった。さらに、博物館事業促進会が設立されたこともあり、郷土博物館設置の機運が高まった。その後、郷土博物館においても郷土教育が導入され、郷土資料を展示することで「愛郷心」の涵養が行われた。

時を同じくして、新潟県においても郷土教育運動が盛んに行われ、郷土博物館の設置がその一環として取り込まれることとなった。

新潟郷土博物館における博物館展示の変遷を見てみると、日中戦争の勃発を契機として展示の内容が大きく変化することになる。開戦前は郷土資料の展示による愛郷心教育が主たる目的であったが、開戦後は軍事関係の展示などの戦争賛美による直截的な思想の教授へと転換した。戦前期における郷土博物館は、郷土教育本来の目的である「愛郷心」の涵養から、「愛国心」の涵養を図る教育機関へと役割が大きく変化したのである。

註

- (1) 内川隆志 1994「郷土教育の変遷Ⅱ—昭和初期の郷土教育と博物館—」『國學院大學博物館學紀要』第19輯 國學院大學博物館学研究室 P.1
- (2) 松野 修 1993「郷土教育連盟の理念とその挫折—雑誌『郷土』『郷土科学』『郷土教育』の分析を中心に—」『名古屋大学教育学部紀要 教育学科』第40巻第1号 名古屋大学 P.79
- (3) 城石梨奈 2013「昭和初期から中期の北海道における郷土博物館の展開とアイヌ民族資料をめぐって—北見郷土館と「郷土」の概念—」『博物館学雑誌』第38巻第2号 全日本博物館学会 P.28
- (4) 伊藤純郎 2008『増補 郷土教育運動の研究』思文閣出版
- (5) 横山秀樹 1981「新潟県における明治時代の博覧会・博物館史」『國學院大學博物館學紀要』第5輯 國學院大學博物館学研究室 PP.14-18
- (6) 太政官 1881「小學校教則綱領ヲ定ム」『太政類典』P.6
- (7) 大藏省印刷局編 1891『官報 1891年11月17日』日本マイクロ写真 P.181
- (8) 註7と同じ PP.181-182
- (9) 真野常雄 1931『郷土教育の實際的研究』東洋図書 PP.25-26
- (10) 註4と同じ P.9
- (11) 海後宗臣、飯田晁三、伏見猛彌 1932『我國に於ける郷土教育と其施設』目黒書店 PP.41-42
- (12) 塩原政雄 1929「全國教育大會記事」『信濃教育』第508号 信濃教育会 PP.33-34

- (13) 吉田熊次 1933「教育學上より觀たる郷土教育」『郷土教育講演集』刀江書院 P.7
- (14) 郷土教育連盟編 1931「郷土教育連盟規約」『郷土—研究と教育—』第6号 刀江書院 広告面
- (15) 小田内通敏 1929「郷土思想の涵養とその方法—郷土地理の研究と郷土博物館の設立—」『農村教育研究』郷土館号第2巻第1号 農村教育研究會 P.13
- (16) 註1と同じ P.7
- (17) 博物館事業促進會編 1930「博物館事業促進會規則」『博物館研究』第3巻第8号 博物館事業促進會 P.8
- (18) 博物館事業促進會編 1931「本會提出題に対する答申」『博物館研究』第4巻第7号 博物館事業促進會 P.2
- (19) 棚橋源太郎 1931「郷土博物館問題」『郷土—研究と教育—』第6号 刀江書院 P.50
- (20) 棚橋源太郎 1932『郷土博物館』刀江書院 P.263
- (21) 註20と同じ P.226
- (22) 註20と同じ P.20
- (23) 日本博物館協會編 1942『郷土博物館建設に關する調査』日本博物館協會 P.1
- (24) 文部省普通學務局編 1916『地方通俗教育施設狀況』文部省普通學務局 P.88
- (25) 註20と同じ PP.90-91
- (26) 新潟市教育會編 1918『通俗教育施設概要』新潟市教育會 P.13
- (27) 註26と同じ
- (28) 註26と同じ P.15
- (29) 註26と同じ P.16
- (30) 齋藤秀平 1939「郷土博物館經營の實際」『博物館研究』第12巻第7号 P.3
- (31) 註30と同じ P.4
- (32) 新潟県教育百年史編さん委員會編 1973『新潟県教育百年史 大正・昭和前期編』新潟県教育委員會 P.1276
- (33) 註32と同じ
- (34) 註30と同じ
- (35) 陸軍省 1939「展覽會資料貸与の件」『壹大日記』
- (36) 註35と同じ
- (37) 新潟郷土博物館編 1941『紀元二千六百年記念皇國文化史展圖録』新潟郷土博物館
- (38) 新潟郷土博物館編 1942『本邦古写經展觀目錄』新潟郷土博物館

(國學院大學大学院博士課程前期)

北海道物産陳列場について

Hokkaido Bussan display field

松田 佑斗

MATSUDA Yuto

はじめに

本稿は、北海道博物館史を纏めるにあたり、第一段階として明治期の北海道物産陳列場に焦点を当て、記すものである。

近代日本が成熟していく過程において、地域社会の殖産興業を目的とする「物産陳列場」や貿易促進を目的として商業色を強めた「商品陳列所」の両施設の存在があった。この物産陳列場・商品陳列所に関する先行研究は、主に椎名仙卓の研究⁽¹⁾が挙げられるが、北海道物産陳列場についての研究は少ないところから論を展開するものである。

本稿では、物産陳列場・商品陳列所の歴史を概観し、北海道物産陳列場の運営実態を明らかにすることに拠り、北海道における博物館発生の実情を明らかにしようとするものである。したがって、本研究の成果は北海道博物館史のみならず、日本博物館史の構築の一端となることも期待される。

1 物産陳列場・商品陳列所の出現と歴史

明治政府は、国内産業・貿易のために海外の万国博覧会に参加する一方、国内でも明治10年(1877)以降、内国勸業博覧会を開催し成功をおさめている。内国勸業博覧会は、第一回(明治10年)、第二回(明治14年)、第三回(明治23年)が東京で、第四回(明治28年)を京都で、第五回は明治36年に大阪で開催された。また、各地で開催された博覧会や共進会といった催しも市民を対象とした「観覧行為」の成熟に一役買ったと言えよう。物産・商品陳列所も博覧会・共進会と切っても切れない関係がある。共に勸業を目的としている点や、博覧会や共進会において建設した建物の利用、後々まで博覧会・共進会の会場に利用されるなど、物産・商品陳列所は博覧会・共進会の展示・品評・購買機能が常設化された施設であった⁽²⁾。

物産陳列場の嚆矢は、明治6年に新潟県の新潟公園内に設けられた物品陳列所である⁽³⁾。新潟公園の前身である白山公園は、明治5年新潟県令楠本正隆によって白山神社の境内を市民遊覧の場所とするための工事が開始され、翌年1月に政府から公園設置の布達が出された。楠本県令はこれに応じ、白山神社の境内、公園敷地などの領域を定めて政府の許可を得て新潟遊園としたのである。明治7年には、新潟県の博覧会場として物品陳列所が使用されている⁽⁴⁾。

物産陳列場は、地域社会の産業の発達を促すために、その地域の自然物や特産物などを展示公開した施設であった⁽⁵⁾。この物産陳列場は、政府あるいは地方自治体の勸業政策の一環とし

て建設されることが一般的で、公立の施設がほとんどであった。前田正名が中心になって編纂し、明治18年に農商務省が刊行した『興業意見』⁽⁶⁾には、陳列所や博物館に関する記述がみられ、「農藝ノ改進黨ヲ助クル方法」の一つに農産陳列所を挙げ、「商業學校ヲ擴張スル事」の要項に貿易陳列所の提起を、「工藝ノ改良ヲ助クル方法」として勸工列品所に言及している。

大正9年(1920)4月、農商務大臣が道府県市立商品陳列所規定(農商務省令第4号)を公布することにより、全国の商品陳列所が農商務省の管理下に置かれることになった。この規定は商品陳列所の業務を規定するものであり、それに伴い、多くの物産陳列所が規則改正及び改称を行った。

昭和2年(1927)には、内外商品陳列所の連携を図る目的で商品陳列所連合会が組織され、事務局が大阪府立商品陳列所内に置かれたのである。昭和初期にかけて陳列所の最盛期を迎えた。こうした中で、商品陳列所については以下のように記されている⁽⁷⁾。

我が國の商業博物館は、多くは府縣の經營に屬し、商品陳列所、物産商工獎勵館、貿易館等、その名稱は一様ではないが、要するに地方の産業獎勵の目的で設立されたもので、商品の見本及び參考材料の陳列貸出し、或は産業關係印刷物の蒐集刊行講演會の開催等、博物館としての普通の事業の外、更に商品取引の紹介、商品の試買、鑑定、販路の擴張等に向つて大に力を用ゐてゐる。(中略)文明國中博物館施設の發達の最も後れてゐる本邦に於いて、かくの如く全國に亘つて幾十の商業博物館を有することは、歐米の諸國にも殆んどその例をみないところで、本邦博物館界の特色の一つに數へなければならぬ。(傍線筆者)

この内容において、商品取引等の營利行為を目的とする施設を「博物館」の一種としてとらえていたこと自体が特色といえるだろう。産業の發展と歩みを同じくしていた陳列所であるが、昭和10年代に入り産業が成熟すると、その存在意義を急速に失っていった。そして戦火の拡大と共に多くの陳列所は、消滅していったのである⁽⁸⁾。

2 北海道の陳列場沿革

表1は、北海道における陳列場を纏めた年表である。北海道では、明治21年(1888)設置の北海道海陸産物見本陳列場をその濫觴とし、商品陳列所へと發展していく。

明治期における陳列場は、中島遊園地内に建設された建物を中心に運営されていくのである。加えて、北海道物産共進会の会場としても利用された。

大正7年(1918)には、開道50周年記念博覧会の展示施設として拓殖教育衛生館と工業館を開設した。この博覧会は、札幌と小樽を会場として開催された。博覧会の目的は、将来の北海道の發展に資することとし、会場は札幌区中島公園・停車場通り・小樽区の三会場であった。第一会場となった中島公園には、拓殖教育衛生館を新設、既に建てられていた北海道物産陳列場とともに北海道の自然や産業、教育や文化を展示した。また、第二会場となった停車場通りには、工業館を新設し、北海道の工業製品などを展示した。

同年に、北海道庁が北海道物産陳列場を工業館に移設させた。博覧会が終了した後、既設の北海道物産陳列場では利用に不便である等の理由から、第二会場として元区立女子尋常小学校

北海道物産陳列場について

	事項
明治 21 年	北海道海陸産物見本品陳列場が中島遊園地に新設
明治 25 年	北海道物産共進会第一館に改称
明治 26 年	北海道物産陳列場に改称
大正 7 年	旧開道 50 周年記念博覧会工業館に移転
大正 8 年	北海道物産陳列所附属拓殖館が開館
大正 9 年	北海道物産陳列所を北海道商品陳列所に改称
昭和 4 年	北海道商品陳列所を北海道物産館に改称
昭和 9 年	札幌グランドホテルに併設、移転し、北海道物産館を改称し、北海道庁商工奨励館となる
昭和 20 年	進駐軍によって建物が接収され北海道商工奨励館は閉館
	アメリカ進駐軍工兵部隊に接収され北海道物産陳列所附属拓殖館は閉館

表 1 北海道の陳列場年表⁽⁹⁾

の跡地に建てられていた工業館に移転したのである。

大正 8 年においては、開道 50 周年記念博覧会での拓殖教育衛生館を転用し、北海道物産陳列場附属北海道拓殖館を開設した。北海道拓殖館の一階は、北海道の拓殖事業に関する資料を展示し、二階は、教育と衛生に関する資料を展示していた。衛生に関する資料を積極的に展示していたのは、大正中期にペストやコレラなどの伝染病が流行したためである⁽¹⁰⁾。この事態は、財団法人日本性病協会を発足させる社会問題となり、全国各地で衛生に関する展示施設が開設されていた。

昭和 4 年(1929)、中島公園から旧工業館に移転した北海道商品陳列場を、北海道庁は商工会議所に建物と敷地を無償貸与するとともに、補助金を交付して運営を委託した。さらに、札幌商工会議所は、北海道商品陳列場を北海道物産館と改称した。

最終的には、北海道においても戦火の影響をうけ、昭和 20 年に陳列場は閉館となったのである。

3 北海道物産共進会の開催

北海道では、県下産業の奨励と改良を目的として、明治 11 年(1878)から繰り返し博覧会・共進会が開催された。開設当初は、開拓使農業博覧会として札幌・函館でそれぞれ開催、開拓使廃止後の明治 15 年からは札幌・函館・根室の三県合同での開催とされ、翌年からは「北海道物産共進会」と名称を変えて持ち回りで実施された。明治前半期においては毎回開催地を変更して実施されていたが、明治 20 年より札幌に固定されることになった。明治 20 年の物産共進会の開催は、前年の北海道庁の設置を受けてのもので、懸案であった札幌の中島遊園地⁽¹¹⁾の整備と合わせて進められた。

会場として建てられた会館(陳列場)は、中島遊園地内にある大きな 2 つの池の中央から伸

びる園路の先に建設されており、中島公園の中心に据えられていた。このように建設された陳列場では、明治20年より毎年のように物産共進会が開催された。

明治25年の北海道物産共進会においては、さらに3棟を増築して施設の充実が図られた。物産共進会の第一館として使用された会館は、長方形の平面プランを呈した延べ床240坪を計る木造平屋の建築で、越屋根を設けることにより上部から側頭光を採光する建築形式で、当時の博覧会・共進会建築物の典型的な建築形態を有する陳列場であった⁽¹²⁾。他には、第二館、第三館、器械舎、牛馬舎(二棟)、羊豚舎、家禽舎、水族室、事務室、審査員室、委員控所、保存庫、物置等数十の建物から構成されていた。出品物は四部に分けられ第一部が農業・山林・園芸、第二部が水産、第三部が鉱業、第四部が工芸であった。

物産共進会の出品物に関する規定は、以下の通りであった⁽¹³⁾。

第三條 本會出品ハ北海道産出ノ物ニシテ別冊出品種類ニ限ル

但左ニ掲クルモノハ出陳スルヲ許サス

一 内外國覽會若クハ共進會ニ出品シ審査ヲ受ケシモノ

二 明治二十三年以前ノ採取産出又ハ製造ニ係ルモノ

但動物ハ明治十九年以降産出ノモノヲ出陳スルヲ得

三 他ノ出品ニ損害ヲ與フルノ虞アルモノ衛生ニ害アルモノ其他汚穢醜躰ノモノ

第四條 本道産ニアラザルモノ又ハ第三條第一項第二項ノ物品ト雖モ参考品トシテ出陳スルヲ得

但賣買スルヲ許サズ

北海道産ではない参考品は、他府県の製品事情を理解する意図があつての陳列と想定される。

第一部(動物を除く)・第三部・第四部に属する物品は、第一館に陳列され、第二部に属する物品は第二館に陳列されたのである。他府県出品物は参考品として第三館に陳列された。器械類でとりわけ大きいものについては、別に器械舎を設置し動物舎は牛馬、羊豚、家禽の3種に区別して建築されたのである。

水族室は、第二館の付属として設置されていた。ここでは、各種の生魚を飼育して遊泳している姿を縦覧してもらうよう計画していたのである。とりわけ必要であつたのが浄水の交換で、北海道炭鉄道会社へ依頼して蒸気ポンプを上層の槽中に貯え、その後細管を以って漸次水槽に輸送する換水の方法を行っていた。水族室は、現在の水族館に通ずる施設と見故すことができる。園芸に関する出品は屋内ではなく、第一館の後面に沿って屋外に植えられていた。ただ、気候が不順だったため多くは枯れてしまい良い結果とはならなかったと記されている。

この共進会では、来館者の利便を図り営業者の出願により、休憩所を設置することが許されていた。営業時間は、午前9時の開館から午後4時30分の閉館までとなっていた。来館者への配慮があつたことが窺える。

4 北海道物産陳列場の沿革

明治25年(1892)の物産共進会で、一部の農業・山林及び園芸に関する物品を陳列する会場として利用することから、北海道庁が「北海道海陸産物見本品陳列場」という名称を「北海道物

産共進会第一館」と改称した。

北海道物産陳列場（以下、物産陳列場と称す）は、明治25年の北海道物産共進会の閉会后、その建設物及び陳列品の一部を存置して創立したものである。当時は、札幌陳列場とも呼ばれていた⁽¹⁴⁾。経営費は国費で賄われていた。物産陳列場は、主として北海道水陸の物産並びに未製品原料等を収集・陳列して広く公衆の観覧に供することにより、北海道の真価を内外に紹介し、開発を促すことに努めていたのである⁽¹⁵⁾。

中島遊園地と物産陳列場については、『日本名勝地誌』第9編に以下のように記述されている⁽¹⁶⁾。

中島遊園地は區の南端に在り東方軟草の原野を隔て、豊平川を控へ西方藻麓山を負ふ、廣袤三町許、園は長方形にして北西に二南西に一口を開き路を通ず（中略）春季に至れば爛熳として雅俗の賞賛を博するに足り夏季炎熱の際に至れば閑人遊子の筈を曳くもの多し實に區内第一の遊園地なり、園の北方に池あり瓢形をなし水清く波静かにして（中略）池の南方に木造りの洋館あり協賛會の設立せしものにして品評會共進會を開設する時必ず此處に於てす、平日は北海道物産陳列場として衆庶の縦覧に供す、其後ろに一大競馬場あり中島遊園地は自然豊かな地で市民の憩いの場となっており、物産陳列場においては多目的に使用されていたことが窺い知れる。「一大競馬場」とは、明治20年から明治40年まで20年間開催されていた中島競馬場のことである。明治期の北海道の畜産業に大きな貢献を果たすと同時に我が国へ“競馬”を普及させたお雇い外国人エドウィン・ダンによって、北海道庁から移設されたものであった。

開拓使廃止後、札幌県の設置を経た明治32年に北海道区制が施行され札幌区となり、函館区、小樽区とともに自治体として新たに歩みはじめた。札幌区は、北海道の中心地として堅実に拡大を続け、市街は次第に近郊に及ぶようになり、明治43年には札幌区周辺の豊平町、白石村、札幌村、藻岩村、琴似村の一部を区に編入し市域は大きく広がった。

明治34年には、北海道法及び北海道地方費法が施行された。北海道は、「北海道会」と称する議会を持つ地方自治体となり、自治体としては「北海道地方費」と呼ばれるようになるのである。これに伴い、物産陳列場は北海道地方費の経営に移った。明治39年の北海道物産共進会閉会の後は、建物と陳列品の大部分が存置された。外国製品や各府県の物産を購入し、農商務省商品陳列館から参考品の貸与を受け、陳列することによって地方当業者の研鑽に供していたのである。

一方で、北海道各地で開かれる共進会・品評会開催の際は同場より参考品を貸与し、地方業者に産業上の知識啓発を図っていたことは重要である。各年度経費予算の許す限り、購入補填を講じる処置がとられていたのである。毎年北海道各地における共進会品評会等の出品、各地方個人の寄贈・寄託を受けた陳列品はおよそ1年毎に交換した。これは、陳列品の新陳代謝に努めることを目的としていたのである。明治39年からは、委託販売を実施している⁽¹⁷⁾。経費は、創立当時から明治33年の国費の時代では各年度の平均が約500円であった。地方費負担に移ると拡張・改善に伴い予算は、1年間で2,500円に達していた。

物産陳列場の敷地は、北海道地方費の所属であった。総坪数は、8,892坪程度である。札幌

区の南端に位置し、停車場を隔てて中島公園の一部を占めていた。建造物は、物品の陳列にあてる第一館・第二館を主としていた。他に林業館、事務所、旧事務所、職員宿舍、倉庫、物置があった。第一館は、明治39年北海道物産共進会の開催に伴って建設寄贈されたものであり、第二館は、明治25年の北海道物産共進会の建設物であった。

第一館と第二館は渡り廊下によって接続し、第一館は、中央部を2階建てとし両側に平屋の翼部が接続する。中央部は梁行七間・桁行九間五分、中央部の屋上は陸屋根として露台を設け、さらに避雷針を冠する小塔をのせた。その高さは七十九尺に届いたとの記録が残る⁽¹⁸⁾。

この露台は、公園を一望できる展望台として活用されたであろう。小塔には露台への階段を納めたと考えられる。

翼部は、梁行六間・桁行十一間の角屋に接続している。中央部全面には露台を設け、その奥の開口部は上下階共に半円アーチを冠している。翼部と角屋には全面に腰窓が設けられているが、南面する建物裏側の窓上部にはさらに採光のために欄間が備えられた。これは、採光面積が床面積の約4分の1となるよう設計されたものであり、陳列環境が考慮して建てられたのである⁽¹⁹⁾。

林業館は、明治39年の共進会の際、陳列施設として北海道林業会の建設したものを買い入れたものであった。北海道産の各種の建築木材を用いて建築されており、木材の利用を示す実物標本家屋として活用されたのである⁽²⁰⁾。

その後は、大正7年(1918)に開催された開道50周年記念博覧会でも物産陳列場として使用された。博覧会終了後の大正9年には、札幌市内中心部に建てられていた旧開道50周年記念博覧会工業館に移転され、北海道商品陳列場となった。北海道商品陳列場では、北海道産業の発達を図ることを目的として、商工業の調査や内外の参考品を陳列し、物産の試売や仲介、図案の研究などの事業を行うようになるのである。

5 北海道物産陳列場規則

明治43年(1910)時点の物産陳列場の規則⁽²¹⁾は以下の通りである。

第一條 本場ハ石狩國札幌區ニ設置ス

第二條 本場ハ左ノ事業ヲ行フ

一、本道生産ニ係ル各種ノ物産竝参考上必要ナル内外國ノ物産ヲ蒐集陳列シ及工業ノ模範ヲ公衆ノ觀覽ニ供スルコト

二、本道ニ於テ開催スヘキ公益ヲ目的トスル共進會品評會展覽會竝物産陳列場ニ參考トナルヘキ物品ヲ一定ノ期間貸付スルコト

三、一般ノ委託ヲ受ケタル物品ヲ販売スルコト

第三條 本場ノ陳列品ハ之ヲ左ノ五種ニ分ツ

一、備付品 本場ニ於テ購入シタル物品又ハ有志ノ寄贈ニ係ル物品

二、借入品 參考ノ爲特ニ本場ニ於テ借入タル物品

三、寄託品 當業者ヨリ本場ニ陳列ヲ寄託セル物品

四、委託販賣品 當業者委託ニ應シ本場ニ於テ販賣スヘキ物品

北海道物産陳列場について

五、本場生産品 本場ニ於テ生産シタ物品

第四條 本場ノ陳列品ハ農業、林業、水産業、鑛業、及工業ノ五部ニ大別シ更ニ之ヲ各類ニ細別ス

第五條 寄贈寄託及委託販賣品トシテ本場ニ陳列ヲ許スヘキ物品ハ産業上裨益アリト認ムルモノニ限ル但シ其ノ性質又ハ本場ノ都合ニ依リ之ヲ拒絶スルコトアルヘシ

物産陳列場は、物産を収集・陳列し工業の模範を公衆に示すことに加え、参考品の貸与、委託を受けた物品の販売が業務であった。陳列品は、備付品・借入品・寄託品・委託販売品・本場生産品の5種類にわけられていた。また、第4条に関連して陳列品のリストを表にしたのが表2である。

物産陳列場は、農業・工業・商業の改善発達を目的とするものであり、陳列品も工業製品、農林水産物などが中心であった。表2には細かい陳列品名までは記されていないが、統計や標本、生産に必要な器具・器材がリストにあることから、生産過程への理解を意図して陳列していたと考えられる。

参考品の貸付については、貸付を受ける物品の名称と数量、貸付を受ける目的、陳列する場所、貸付の期間の4項目を記し陳列場からの許可を得ることになっていた。貸付の期間は、特別な理由がある以外については2ヶ月を越えることは認められなかった。参考品の貸付は、北海道の産業促進に貢献する意図に基づく目的であったと看取される。

委託販売品の出品には、東京府・京都府・新潟県をはじめとする計2府14県が関わっていた。

第一部 農業

資料種別	購入	寄贈	寄託品	合計
農産物	52	1063	5	1120
農産製造品	62	112	無し	174
農具	80	2	20	102
肥料類	8	36	無し	44
畜産製造品	28	31	無し	59
畜産器具類	7	無し	10	17
家畜家禽飼料類	無し	20	無し	20
農業ノ圖書統計及標本	無し	無し	9	9

第二部 林業

資料種別	購入	寄贈	寄託品	合計
林産物	150	無し	20	170
林産製造品類	11	24	無し	35
林業器具	無し	無し	無し	無し
林業ノ圖書統計及標本	1	無し	無し	1

北海道物産陳列場について

第三部 水産業

資料種別	購入	寄贈	寄託品	合計
食用水産品	38	13	無し	51
水産肥料	無し	85	無し	85
海藻	11	35	無し	46
雑用水産物類	20	6	無し	26
水産器具及其材料	無し	8	無し	8
水産ノ圖書統計及標本	20	65	無し	85

第四部 鉱業

資料種別	購入	寄贈	寄託品	合計
金屬鑛	無し	53	無し	53
非金属鑛	無し	21	無し	21
冶金製品	無し	無し	無し	無し
鑛業ノ圖書統計及標本	2	無し	無し	2

第五部 工業

資料種別	購入	寄贈	寄託品	合計
醸造及製造飲食品	無し	21	無し	21
化學製品	8	32	無し	40
染織物	14	53	無し	67
雑工工作器具類	80	5	55	140
機械	8	無し	無し	8
寫眞印刷及其用具	無し	無し	無し	無し
工業ノ圖書統計及圖案	3	無し	無し	3

表 2 北海道物産陳列場の陳列品⁽²²⁾

委託販売品の出品の際には、「書式第一號」に品名、数量、代価、産地又は製造地製造人、出品物の説明、住所、職業、氏名を記入することになっていた。出品物の説明欄には出品物の効用、使用法、販路1年間の産額等を記すことになっていたのである。物産陳列場側は、委託販売品に対し手数料として販売価格の100分の5を徴収し、販売代金は毎月5日までに前月分を取り纏め出品者に送付することが取り決められていた。委託販売品の種類については、呉服類・珊瑚類・櫻皮細工・アイヌ細工・漆器類など多岐に亙る物品が取り扱われていたのである。

『北海道物産陳列場処務規定』によると、物産陳列所の職員については以下の表3の通りとなっていた。

場長は現在の館長に相当し、委員は陳列品の収集・陳列を司るところから学芸員の立場にあつ

北海道物産陳列場について

職種	定員	職務内容
場長	1名	幹事以下の職員を指揮監督し、一切の事務を統括
幹事	2名	場長の命をうけて場務を処理
委員	若干名	陳列品の収集・陳列に従事
書記	若干名	場長・幹事の命により会計・陳列以外の職務に従事
看守長	1名	場長以下の命をうけて看守を指揮し、陳列品の看守・内外の保護取締り
看守	若干名	看守長の指揮をうけて陳列品の看守・内外の保護取締り

表3 北海道物産陳列所の職員⁽²³⁾

たと言える。看守は「毎年十一月十五日閉館ト共ニ解雇シ四月十五日開館ノ際更ニ募集ノ上雇
入ル」⁽²⁴⁾と記述され、このことから看守は正規職員ではないことを窺い知ることができる。

陳列場は、毎年4月15日から11月15日まで開場していた。都合によっては臨時閉場で観
覧が取りやめになることがあった。観覧時間は、4月15日から5月31日までは午前8時から
午後4時まで、6月1日から8月31日までは午前8時から午後5時まで、9月1日から11月
15日までは午前8時から午後4時までと規定されていた。入場料は、1人につき2銭で、6歳
未満は無料であった。北海道の気候の関係上、9月以降観覧人が次第に減少し、10月下旬の降
雪の時期になると観覧人が激減するため、11月15日が開場の最終日であった⁽²⁵⁾。

6 北海道物産陳列場の概況

物産陳列場は、毎年冬季期間の閉館を利用して陳列品の整頓、参考品の交換、陳列替えを
行った。さらには、各戸棚の配置替えを行い、装飾品の設備を一新して観覧人の注意喚起等の
準備を整えて4月上旬に開館することを基本としていた。観覧人を飽きさせないように配慮して
いたことが窺える。従来、参考品の陳列は部類別の陳列のみであったが、明治43年(1910)度
では、一部を系統的陳列とし製品と原料の関係を一目瞭然にさせた。この事は、説示型展示の
初期の事例と把握できよう。これに加え、品種ごとに過去10年間の産額統計図を掲げること
により、当業者の便益に供したのである。

物産陳列場では機織り事業も行われていた。機織業は、一般農村の副業として最も適当であ
り、北海道の農家においても冬季は比較的閑散な時期のため機織りを行うのに適していた。し
かし、北海道は新開地で労力の需要が繁多なことによって、機織業のような精緻な技術を要す
るものはとりわけ行われてはいなかった。その結果、機織製品に関しては他府県からの供給を
仰ぐ状態となっていたのである。北海道における機織業の進歩発達を促す目的で参考品として
陳列してある機台を用いた実演であった。実演者は、北海道庁経営による織染業講習所で養
成された修業生を雇い入れ、観覧人に機織りの実演を行う活動が行われていた。物産陳列場と
して機織りの普及にも勤め、勸業に力を入れていたことが理解できる。

観覧人を誘致して陳列場設立の趣旨を普及させる手段としては、従来は第一館の大広間を展
覧会・品評会等の会場として貸与、実物標本家屋である林業館を様々な集会に貸与することで

あった。明治43年からは、大広間を個人もしくは各会社等に貸与する事とし、事業の拡大が図られたのである。

北海道では、毎年7、8月になると避暑を兼ねて府県官民の視察者が多くなるのが通例であった。視察者の来道者は、多数の団体視察が主であった。このような視察者の来観の際には、観覧上の便宜を鑑みて説明にあたっては、随時各専門家の派遣を道庁に要求する対応がとられていた。専門家が各種生産物の状態を説明すると同時に販路を紹介することとしていた。その他、明治43年に、農商務省商品陳列館より借入陳列されたのは海外の参考品である林産物・織物・農産物など33点であった⁽²⁶⁾。参考品は、海外の製品事情の理解・当業者の研鑽を積むことを目的として陳列していたといえるだろう。

また、表4は、明治39年～同43年の入場者数で有る。

年度	開館日数	入場人数	1日の平均人数
明治39年	59	3260	55
明治40年	218	28258	130
明治41年	215	46842	217
明治42年	215	38375	178
明治43年	215	29200	135

表4 北海道物産陳列所の開館日数と入場者数⁽²⁷⁾

明治39年の開館日数が少ない理由は、6月以降物産陳列場全体を北海道物産共進会に貸与していたためである。明治39年から明治43年までの5年間だけの記録ではあるが、当時の札幌の人口は、およそ6～8万人であったところから明治41・42年はかなりの盛況であったことが窺い知れる。同じく、中島遊園地内に設置されていた中島競馬場の波及効果による物産陳列場への入場者数については今後研究を進める所存である。

おわりに

以上のように、物産陳列場・商品陳列所の歴史と、主に『北海道物産陳列場要覧』から北海道物産陳列場の運営について縷々紹介して来た。地域社会の産業発達の促進を目的とする施設として出発した物産陳列場は、新潟県の物品陳列所を嚆矢に全国に設けられていったのである。大正期には、道府県市立商品陳列所規定の制定もあり、商品陳列所は、貿易促進が大きく掲げられて運営されていった。商品陳列所は、昭和初期には最盛期を迎えたが、産業の成熟によりその役目を失うに至ったのである。

北海道における物産陳列場は、物産共進会で建設された建物を利用し運営が行われていたのである。この物産陳列場では資料の収集・陳列が行われ、職員による管理のもと一般に公開されていた勸業博物館であった。職員には、学芸員の立場に相当する「委員」職制も配置されて、物産陳列場の運営にあっていたのである。実物標本家屋の林業館の活用をはじめ、冬季期間の閉館時には陳列替えや参考品の交換等陳列に対する工夫も施されていた。

本稿では、明治期の北海道陳列場の「北海道物産陳列場」と命名された一施設の運営実態について述べるに留まった。前身施設である北海道海陸産物見本品陳列場に加え、北海道商品陳列所以降についても今後機を得て明らかにしていきたい。さらには、北海道博物館史上への位置づけや、物産陳列場の果たした広義の博物館学的意義についても今後研究していく所存である。

註

- (1) 椎名仙卓 1988『日本博物館発達史』雄山閣
- (2) 加治由行 2000「物産・商品陳列所についての一考察」『研究紀要』6号 全国大学博物館学講座協議会 P.59
- (3) 横山秀樹 1980「新潟県における明治時代の博覧会・博物館史」『國學院大學博物館學紀要』第5輯
- (4) 註3と同じ P.15
- (5) 註1と同じ P.212
- (6) 犬塚康博 2010「『興業意見』の陳列所・博物館論」『千葉大学人文社会科学研究』21号 PP.351-353
- (7) 日本博物館協会編 1932『全国博物館案内』刀江書院 P.5
- (8) 三宅拓也 2008「近代日本における「陳列所建築」について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』日本建築学会 P.209
- (9) 亀谷隆 2006『北海道博物館史料』北海道開拓記念館・開拓の村文化振興会 PP.52-57
- (10) 註9と同じ P.131
- (11) 中島遊園地は現在の中島公園のことであり、北海道札幌市中央区にある総合公園である。現在は札幌コンサートホール「Kitara」、札幌市天文台、札幌文学館、豊平館等が公園内に点在し市民の憩いの場になっている。
- (12) 三宅拓也 2015『近代日本〈陳列所〉研究』思文閣 P.330
- (13) 北海道庁 1892『北海道物産共進会報告』PP.11-12
- (14) 註9と同じ P.126
- (15) 1901『北海道物産陳列場要覧』P.1
- (16) 松原岩五郎 1899『日本名勝地誌』第9編 博文館 P.90
- (17) 註15と同じ P.2
- (18) 註12と同じ P.330
- (19) 註12と同じ P.331
- (20) 註15と同じ P.17
- (21) 註15と同じ PP.3-5
- (22) 註15と同じ PP.25-27
- (23) 註15と同じ PP.11-12
- (24) 註15と同じ P.16
- (25) 註15と同じ P.23

北海道物産陳列場について

(26) 註 15 と同じ P.22

(27) 註 15 と同じ P.24

(國學院大學大学院博士課程前期)

ハンズ・オン展示の成立と定義の研究動向

Research Trends of establishment and institutions of hands-on exhibition

渡邊 智大

WATANABE Tomohiro

はじめに

2011年(平成23年)の文部科学省の社会教育調査によると、全国の博物館(登録・相当・類似館含む)は増加傾向にあり、2011年10月時点で5,747館に上る⁽¹⁾。一方、博物館の入館者数は平成7年度以降横ばいに推移しておるため、1館当たりの利用者数は減少傾向にあるといえる⁽²⁾。日本では、人口自体も減少傾向にあるため、このまま博物館の利用者は右肩下がりに減少していくことが予想される。博物館の集客における競合相手が他の博物館だけにとどまらず、テーマパークや映画館、ゲームセンター、パチンコといった一般的な娯楽施設といったものにまで及ぶ現在の日本の社会情勢において、展示が来館者に館まで足を運びたいと思わせるような価値を有しているのかという点は、非常に重要な要素だと考える。

足を運ばなくては得られない価値を提供できる展示として、筆者は来館者が受動的でなく能動的に知を得られるハンズ・オン展示が特に重要な役割を果たすと考えている。本稿ではハンズ・オン展示の成立の過程を概観し、ハンズ・オン展示の定義や分類の先行研究をまとめ、ハンズ・オン展示における必要要件を考察する。

1 ハンズ・オン展示の成立

そもそもハンズ・オンという用語は、軍隊やコンピューター教育などの分野において、「実地の、実践的な」の意味を指すものとして用いられた。博物館に於けるハンズ・オンの手法は、1964年にボストン子ども博物館の館長だったM. スポックが開発したものとされている。スポックは、「博物館は何よりもまず人のために存在するもので、もののためではない」という考え方のもと、ガラスの陳列ケースを処分し、展示プログラムを組み直したのである⁽³⁾。この考えは、以後、世界中の子ども博物館に広がりを見せ、ブルックリン子ども博物館では同様の方針を打ち出し、1977年にハンズ・オンを採用して展示室を新装し、1980年代からはアメリカ各地でこうした博物館が急増することとなった⁽⁴⁾。

今日に至るまでのハンズ・オン展示の成立の流れは、子ども博物館から始まったといえる。子ども博物館は非常に古い歴史があり、世界初の子ども博物館であるブルックリン子ども博物館は1899年に、ボストン子ども博物館は1913年に開館している。そして、実物に触れるなどの参加型の取り組みは、「ハンズ・オン」という用語が確立する以前から実践されてきた。ブルックリン子ども博物館では、1903年に館長になったアンナ・ギャロップ女史が「実際の体験を通

して学ぼう」という教育哲学のもとに、スタッフに対して、「子どもたちが創造心を養い、自分自身や自分たちの住んでいる世界についての理解を深めることができるよう、手助けするように」と話していた⁽⁵⁾。ボストン子ども博物館でも、1961年に現在のリサイクルコーナーの前身が誕生している。これは、本来なら工場で廃棄されていた様々な素材を用いて、安いコストで斬新なアートを創作しようというプログラムである⁽⁶⁾。

インディアナポリス子ども博物館は、1991年に発行した『子ども博物館のコンセプト』の中で、子ども博物館と従来型の博物館との本質的な違いを以下の四点にまとめ、ハンズ・オンの手法についても述べている⁽⁷⁾。

- 1、どんな資料、プログラム、特別イベントであっても、教育こそが基本となる。個々の展示物の背後には目的があり、展示装置には語られるべきストーリーがあり、展示室には包みを解かれるのを待つ概念がある。
- 2、注意を向けさせるために、明るく鮮やかな色彩と劇場のような照明効果を利用する。解説パネルは解かりやすく、現代の子供の言葉遣いで記す。
- 3、展示装置は最年少の子供でも見えるよう、細心の注意を払って配置する。また資料は特定しうる順序で提示する。可能な限り、展示装置は「ハンズ・オン」つまり参加型とする。
- 4、展示装置がどんなに洗練されていても、最も重要な学習のよりどころは人と人とのふれあいである。

一方でハンズ・オン展示は、科学博物館とも並行して発展してきた。1925年にドイツ博物館(ミュンヘン)が始めた工業用エンジンの運転装置や、1937年に発見博物館(パリ)が実演した科学実験などの先駆的な試みが科学博物館の源流とされている。同様の試みはアメリカにもあり、1933年にはシカゴ科学産業博物館に実際に人が中に入れる規模の模擬炭鉱が作られ、1935年にはフランクリンインスティテュート(フィラデルフィア)に二層構造で、内部を通り抜けることができる、鼓動する心臓模型が展示された。これら草創期の自然科学博物館は、展示施設としての伝統があるのはもちろん、同時に卓越した展示表現や解説手法にも長い歴史を有していることから、近年のハンズ・オン展示は欧州の科学博物館の展示に端を発する展示であるといえる⁽⁸⁾。また、1931年にロンドン国立科学博物館に付設されたオリエンテーションエリアでは、機械の運転模型やジオラマが若年層に大変人気となったため、「こどものギャラリー」と呼ばれ親しまれた。これも、今日のハンズ・オン展示を取り入れた科学博物館につながる先駆的存在といえる⁽⁹⁾。

また、明確にハンズ・オンの手法を採り入れた世界初の施設として、1969年にアメリカのサンフランシスコにできたエクسプラトリウムが挙げられる。サイエンスとアートをテーマにしたこの館では、創設者のフランク・オッペンハイマーの基本理念により、展示のデザインに科学者だけでなく、アーティストも関わっている。そして、現在までに700機種もの展示機器があるが、そのほとんどが参加体験型になっている⁽¹⁰⁾。また、エクスプラトリウムで設計された展示装置の作り方を示した『クックブック』を出版することで、新設の科学館でも信頼性の高い検証済みの展示装置が備えられる条件を整え、その後のアメリカをはじめ、全世界への

科学館の成功の波をつくることとなった⁽¹¹⁾。

このように科学博物館は、様々な特徴を持つ形で以降も各地に建設されていった。科学技術センター協会(ASTC)が1987年に会員を対象に調査を行い、結果をまとめたレポートによると1960年代には生命科学や自然科学を扱う館が増え、1970年代には自然科学が優勢となり、1980年代にはこども青少年を対象とした博物館が最も人気のあるものとして出現したとされている。そして、科学博物館の増加を背景に、あらゆる人々にわかりやすく科学を教授させる手段として、ハンズ・オン展示の手法が多く検討されるようになったのである。

我が国の博物館史におけるハンズ・オン展示の導入は、1912年に棚橋源太郎が東京師範学校付属東京教育博物館内の通俗教育館において、観覧者自らが操作できる展示や生態展示を導入したことが嚆矢である⁽¹²⁾。棚橋は、この通俗教育館の器械の運用について、次のように述べている⁽¹³⁾。

理化学実験の器機及び普通なる器械の見本模型を陳列して、公衆をして随意に之を試用せしむることは、實に當館陳列場に於ける事業の主なるものとす。(中略)器械を運轉するには、ハンドル、キー又は押ボタン等の媒介に依らしめ、毀損され易き器械の要部には、ガラス箱の蓋を施して、試用者をして之に觸ること能はざらしむ。電氣の器械を運轉せしむるには、當分蓄電池及びハンドダイナモに依れり。理科學実験の器械中破損し易きものは、特別なる來館者に限りて、之が試用を許しつつあり。

棚橋は、來館者自身に理化学実験の器械を試用させることが、通俗教育館の主な事業であるとし、ハンドルを回したり、ボタンを押したりすることで器械が作動するようになっていと述べている。

ハンズ・オンの源流として挙げた子ども博物館では、1994年に日本で初めて本格的な参加体験型の子ども博物館として、霊山こどもの村遊びと学びのミュージアムが誕生した。この館では、創作活動や展示表現の核である「アート」と、地球の原理・原則を理解する「サイエンス」を表現の中心に据えて展示の構成が行われ、展示の中心としてハンズ・オン展示が数多く採り入れられた⁽¹⁴⁾。

また、展示ではないが、館外活動を含む教育普及活動の嚆矢として、1939年に活動を開始した満州国国立中央博物館が挙げられる。この館は、日中戦争の進行に伴い、新設の施設を持つことが出来ず、「庁舎なき博物館」を標榜して「博物館エクステンション」を展開したのである。館外の教育普及活動の内容としては、「移動講演会」「現地入所科学研究性」「博物館の夕」「科学ハイキング」などが挙げられる⁽¹⁵⁾。

2 ハンズ・オン展示の定義・分類

前述のインディアナポリス子ども博物館の『子ども博物館のコンセプト』において、ハンズ・オン展示は参加型と定義されていたが、現在に至るまでハンズ・オン展示をめぐる定義は一定ではないのが現状である。本章では、ハンズ・オン展示が研究者によってどのように定義・分類されてきたかを概観する。

①新井重三

新井は、1981年(昭和56年)の『博物館講座』第7巻において、以下の様の述べており、触覚と聴覚による体験に注目していたと言える⁽¹⁶⁾。

「博物館というところは、観覧者の手足を縛って眼だけでものを見せようとする。」と言った人がいるが、利用者は、決してガラス越しで見る展示には満足していないのである。一寸触ってみたくなるというのは、その心理的背景に触覚によって見たい衝動の現れである。ものの持つ情報は視覚だけによって伝達されるものではない。身体全体でとらえること、すなわち体験を通して感受したり理解してもらおう展示が必要になってくる。

②染川香澄、吹田恭子

染川と吹田は欧米の子ども博物館を紹介し、その中で「ハンズ・オン」が取り入れられていることを示した。そして「ハンズ・オン」は、ただ見るだけでなく、さわって、ためして、からだ中で遊べるようになっている、と述べた⁽¹⁷⁾。また、子どもの博物館の展示とプログラムの特徴として、制作途中の展示やプログラムを子どもの生活の中に持ち込んで試す過程で、子どもたちがなんのどの部分にどんなふうに関心を示し、どう関わるかを実際に見る「トライアル」と、館活動や展示、プログラムをステップアップさせる一連の作業である「エヴァリュエーション」があると述べている⁽¹⁸⁾。

③高安礼士

高安は、1997年(平成9年)の「博物館展示論」(『博物館学教程』所収)のなかで、博物館の展示形態を「宝物展示」「実物展示」「ハンズ・オン展示」「環境・社会展示」に分類した⁽¹⁹⁾。そしてハンズ・オン展示は、サイエンス・センターで行われる実験装置やアミューズメント装置を使ったものであり、参加あるいは体験する展示であると示した。

④石黒敦彦

石黒は、1999年の『体験型おもしろミュージアム』のなかで、体験型ミュージアムの源流の一つとしてエクスプロラトリウムを挙げて、日本国内の約30館の体験型博物館を紹介し、1. 科学館、美術館、子ども館、2. マルチメディアの施設、3. 新しい公園、屋外施設、4. 町づくり、郷土史系、5. 環境教育系、と体験型ミュージアムを分類している⁽²⁰⁾。石黒の分類は、科学館以外の施設を体験型に分類しており、サイエンス・センターを対象としていた高安の考え方と異なっている。

⑤T. コールトン

コールトンは、2000年の『ハンズ・オンとこれからの博物館 インタラクティブ系博物館・科学館に学ぶ経営と理念』において、ハンズ・オンをハンズ・オフの逆の展示方法として解説している⁽²¹⁾。ハンズ・オフとは、展示ケースに資料を設置し、来館者が資料を触ることはできず、ただ見るだけとなる展示方法であり、つまり一般的な展示であり、青木豊の述べた受動態展示にあたる。そして、コールトンは、ハンズ・オンと同類の用語としてインタラクティブを紹介している。コールトンはこの二つの言葉を似た意味で、大体において置き換えて使っても問題はないとし、すぐれたインタラクティブな展示装置とは、年齢も能力もばらばらな利用者相手に幅広く対応して機能するものであるとしている⁽²²⁾。

また、コールトンはハンズ・オン系展示装置、インタラクティブ系展示装置という用語も使用している。ここでコールトンの言う展示装置とは、ボタンを押して動作させる機械のことを指す。そして、ただボタンを押すだけでは「ハンズ・オン展示」にとどまると述べ、博物館はその装置を操作することで、利用者の能動的な心の動きを誘発させる「マインズ・オン展示」を目標とすべきと述べている⁽²³⁾。コールトンのハンズ・オン展示とは、資料そのものを触ったり、使ったりするのではなく、何らかの装置を動かすことである。

⑥ K. マックリーン

2003年の『博物館をみせる—人々のための展示プランニング—』のなかで、博物館の世界では、インタラクティブ、参加型、ハンズ・オンが互換性を持って用いられており、混乱を招いていると指摘している。そして、それぞれ次のように説明している⁽²⁴⁾。

- (1) ハンズ・オン：何かに手を触れること
- (2) インタラクティブ：利用者と展示に相互関係が生じること
- (3) 参加型：利用者が何らかの形で展示環境に参加すること。

マックリーンの説明では、コールトンが紹介するような展示装置は登場しない。マックリーンは、ハンズ・オン、参加型、インタラクティブの違いについて、フリップ・ラベル(めくり型ラベル)を例にとって説明している。まず、フリップ・ラベルは「めくる」という動作が伴うため、ハンズ・オンにあたる。複数のフリップ・ラベルで展示が構成されていれば、全てをめくるために展示に「参加」しなくてはならず、参加型の展示となる。しかし、ラベルそのものの完成度が高くなければ、インタラクティブとは言えない。インタラクティブとは利用者をより活動的にさせ、動機付け、熟考させる内容を持つ展示である。そして、ラベルの内容は来館者の年齢、興味対象の違いによって使い分けられなければならないと説明した⁽²⁵⁾。

⑦ 森本浩子

森本は、2004年の「ボストン子ども博物館に見る異文化理解教育」において、ハンズ・オンと言われている体験型展示はボストン子ども博物館で生まれ、世界に広がっていった、と述べた⁽²⁶⁾。前記の染川・吹田もボストン子ども博物館を紹介していたが、あくまでハンズ・オンという用語を使用していたのに対し、森本はハンズ・オン=体験型展示と明確に指摘していることが特徴である。

⑧ 鶴崎愛、牧正興

鶴崎、牧の両氏は、2007年の「チルドレンズ・ミュージアムの意義と役割についての日米比較—hands-on 展示以降の参加体験型ミュージアムにおける、児童文化財の新たな形—」において、ボストン子ども博物館でハンズ・オンが生まれたことについてさらに詳しく述べている。同書によると、1962年に館長のM. スポックが従来の「さわらないで！(Do not touch)」という掲示を取り外し、展示品をガラスケースの外に出し、「さわってね(Hands-on)」と書いたのが始まりだとしている。そして、ハンズ・オンが従来の鑑賞方法に触覚を加えることにより、展示に能動的な性格を付与したものであると示唆した⁽²⁷⁾。

⑨ 足立拓郎、四角隆二

足立、四隅の両氏は、2012年の「日本国内の西アジア系博物館における体験展示—体験展示

とハンズ・オン展示の分類案から一]において、従来のハンズ・オン研究の流れを整理し、以下の分類案を提案している⁽²⁸⁾。

1. 体験展示(広義のハンズ・オン展示)
2. 触覚型体験展示(狭義のハンズ・オン展示)
3. 行動型体験展示(触覚以外の感覚器官に訴える展示手法)
4. 装置型体験展示(科学館で実施される装置を介在した展示手法)

このように、広い意味では体験展示とハンズ・オン展示は同義語であり、最初は単に触ってみる展示として始まった「ハンズ・オン展示」が様々な体験的な展示を含む用語となっていくと述べている。また、ハンズ・オン展示という言葉を使用するときに、狭義の触覚型体験展示のみを示す意味でも使用されることに注意するべきだとも述べている。そして、分類の中の行動型体験展示に関しては、さらに細分が可能であるとした⁽²⁹⁾。

⑩青木豊

青木は、2013年の『集客力を高める博物館展示論』のなかで、前述の新井の考え方を紹介し、体験展示とは触覚や聴覚に訴える展示とし、具体例として「磨石や石皿による堅果類の粉碎」「機織り」「シミュレーション映像」「人力による発電などの科学原理に関する展示」「氷点下を体験させる展示」を挙げている⁽³⁰⁾。様々な分野の展示を体験展示に分類していることから石黒の分類案に近い考え方と言える。

また、体験展示とは別に知的参加を目的とした展示手法として、新たに参加型展示を定義している。そして、参加型展示に、クイズ形式の展示やミュージアム・ワークシート、ミュージアム・ショップを挙げ、参加型展示を「マインズ・オン」、体験型展示を「ハンズ・オン」と分類した。そして、体験展示と参加型展示を「能動態展示」とし、従来の見るだけの展示を「受動態展示」として分類した⁽³¹⁾。コールトンのようにハンズ・オンの到達点としてマインズ・オンがあるという考えとは違い、ハンズ・オンとマインズ・オンを手法によって分類しているのが特徴である。

⑪小笠原善康

小笠原は、2015年の『ハンズ・オン考—博物館教育認識論—』において、パースの記号論を基にした展示の分類案を提示し、その中でハンズ・オンについても言及している。小笠原の提案する展示の分類案は、以下のとおりである⁽³²⁾。

- 1次レベル「せまる」: 展示の持っている五感に直接働きかける力(光・色・匂い・大きさ・体位・動き)それ自体によって、来館者の認識にせまる働き。
- 2次レベル「ゆさぶる」: 展示が働きかけ、あるいは展示に働きかける相互交渉によって、来館者の認識を揺さぶる働き。
- 3次レベル「意味づける」: 言語や配列や対比などの媒介によって、1次と2次の展示を法則的・規則的・文脈的に意味づける働き。

この分類案は、青木による資料の性格や展示の課題や目的、さらには場所や期間による展示の種類など様々な基準からなる分類⁽³³⁾や、高橋信裕によるジオラマ展示や視聴覚展示、実物展示といった、展示の物理的で装置的な分類⁽³⁴⁾など実用的なものに対し、展示効果の概念的

な分類をおこなったものと換言できよう。当該分類は、展示を企画する時の発想や来館者の受け止めといったベーシックな部分の解釈に効果的である。また、小笠原のカテゴリー・システムは、展示側の意図と見学者の受け止めの双方を一つの基準で読もうとするものである⁽³⁵⁾。

小笠原は、前述した2次レベルの「ゆさぶる」という分類を展示に置き換えてみると、ハンズ・オン展示といわれるものがこれにあたり、ハンズ・オンに対しての考察を以下のように述べている⁽³⁶⁾。

しかしもちろん、単に触ったりすればよいのではない。そこに抵抗と努力、あるいは非我と自我、意識を集中させるぶつかり合いがなくては、その展示によってゆさぶられることはない。ゆさぶりがなければ、第2性的でもなければ、Indexとしてのハンズ・オン経験にもならない。(中略)実際のところ、かならずしも成功していないこうした事例は、あちこちのハンズ・オンコーナーで散見される。よくいわれる“ハンズ・オンからマインズ・オンへ”というのは、こうした事態の解決の必要を言い表しているものと思われる。

また、小笠原は2次レベルの「ゆさぶる」展示と、現在、様々な博物館に用いられているハンズ・オン展示の関係性について、以下のように述べている⁽³⁷⁾。

2次レベルの展示は、自我と非我のぶつかり合いが重要である。したがって実際に能動的にかかわってみて、そこからの反作用を受けて、そのことで何らかの「ゆさぶり」が生まれなくてはならない。それがなくては、たとえ展示への働きかけがあったとしても、2次レベルの展示にはならない。ハンズ・オンであることは、かならずしもこのレベルの働きをする展示であることを保証しない。ハンズ・オンだから2次レベルなのではない。2次レベルであるなら、ハンズ・オンなのである。

3 定義と分類の考察

ハンズ・オンの定義・分類を通して、ハンズ・オン展示における必要要件を考察すると、以下の事が挙げられる。

- ①ハンズ・オン展示は、触覚や聴覚を通して来館者に体験を与える展示である。
- ②ハンズ・オン展示は、来館者に対して、展示側の意図を適切に伝えられる行動を誘う仕組みが無くてはならない。

①において重要なことは、ハンズ・オン展示が触覚や聴覚を通じた経験を来館者に与えるという点である。これは、ハンズ・オン展示が、ボストン子どもの博物館における展示品をガラスケースの中から取り出し、触ることができるようにしたことによって始まり、ハンズ・オンという名前になったことを考えると外せない要件であると筆者は考える。その点を考慮すると、小笠原が述べる2次レベルの例として挙げた、通常の大きさのものと、通常よりも大きなピアスを展示することで来館者の既定概念を揺さぶるという「耳飾り館」のピアスの展示⁽³⁸⁾などは、ハンズ・オンの概念に適していないと考えられる。

②においては、前述のコールトンがただボタンを押すだけでは「ハンズ・オン展示」に留まるため、博物館はその装置を操作することで、利用者の能動的な心の動きを誘発させる「マインズ・オン展示」を目標とすべきと述べていることや、小笠原が2次レベルの展示の来館者の

行為を誘う仕組みの必要性を述べていることなどから、必要な要件だと言えるだろう。また、青木が述べる展示に実用な要素からも、双方向性を持った展示の重要性が見受けられる⁽³⁹⁾。

したがって、通常能動態要素を伴わずに常に受動態である博物館展示は、見る者にとっては満足感を大きく欠如した展示形態なのである。ここで言う満足感とは、受動態であるがゆえに常に受け身であるための抑圧により発生する不満に対し、開放感とさらにはある程度の自由意思に基づき、一方的であった展示に参加できるといった双方向性を具体的に指すものである。この双方向性こそが、テーマパーク・遊園地とは異なる意味での博物館展示における満足感と娯楽性の基盤をなすものと考えられる。

ハンズ・オン展示の分類は、展示が訴える感覚器官による分類や、介在する装置による分類が主に挙げられている。マックリーンによるインタラクティブや参加型などの抽象的な分類も見受けられるが、これはハンズ・オンの必要要件として述べた、展示側からの意図を持った働きかけができていれば、分類としては必要ないのである。それ故に、ハンズ・オン展示の分類は、より具体的に関係する感覚器官や、装置の内容によるものであるのが適当であると筆者は考える。

おわりに

もちろん、現在博物館において用いられているハンズ・オン展示の中には、ただ触るだけになってしまっているものも多分に見受けられるのが現状である。ハンズ・オン展示は、実際に博物館で計画・実践された後に、展示側の意図が正しく来館者に伝わっているかをチェックし、より効果的な展示となるよう改善を図ることが肝要である。ハンズ・オン展示を実際に使用した際に、展示側の意図が想定よりも伝わりづらい場合や、来館者が展示側の意図を正しく汲み取れない場合があり、そのような展示が、改善されることなく展示場にあり続けることで、来館者の興味関心をそぎ、誤った展示効果を与えてしまうことに繋がりがかねない。十分に精査されていないハンズ・オン展示は、博物館と来館者の双方にとって不利益となってしまう可能性が少なからず存在するのである。

そういった名ばかりのハンズ・オン展示をより良いものにするためには、ハンズ・オン展示の計画から、実際の展示を通しての効果の検証、改善というサイクルの方法論を確立していくことが重要である。

註

- (1) 文部科学省 2011「種別博物館数」「種別博物館類似施設数」『社会教育調査』
- (2) 文部科学省 2011「博物館及び博物館類似施設における入館者数」『社会教育調査』
- (3) 目黒 実 1996『チルドレンズ・ミュージアムをつくろう Knowledge begins in Wonder』ブロンズ新社 PP.14-15
- (4) ティム・コルトン著、染川香澄 芦谷美奈子 井島真知 竹内有理 徳永喜昭訳 2000『ハンズ・オンとこれからの博物館 インタラクティブ系博物館・科学館に学ぶ経営と理念』東海大学出版会 PP.9-10

- (5) 註3と同じ P.65
- (6) 註3と同じ PP.42-44
- (7) 註4と同じ PP.9-10
- (8) 註4と同じ P.6
- (9) 註4と同じ PP.6-7
- (10) 註3と同じ PP.47-63
- (11) 註4と同じ P.7
- (12) 椎名仙卓 1988『日本博物館発達史』 PP.143-158
- (13) 棚橋源太郎 1912『通俗教育館施設の現況及将来の計畫』 帝国教育 371号(再興52) P.57
- (14) 註3と同じ P.112
- (15) 犬塚康博 2009『20世紀日本の博物館に関する研究』千葉大学学術成果リポジトリ PP.26-34 (<http://mitizane.ll.chiba-u.jp/meta-bin/mt-pdetail.cgi?flm=0032735449564732&smode=1&cd=00116311&edm=0&tlang=>)
- (16) 新井重三 1981「展示の形態と分類」『博物館学講座第7巻 展示・展示法』雄山閣出版 PP.25-35
- (17) 染川香澄、吹田恭子 1996『ハンズ・オンは楽しい—見て、さわって、遊べるこどもの博物館』工作舎
- (18) 註17と同じ PP.194-202
- (19) 高安礼士 1997「博物館展示論」『博物館学教程』東京堂出版 PP.99-128
- (20) 石黒敦彦 1999『体験型おもしろミュージアム』フレーベル館
- (21) 註4と同じ P.4
- (22) 註4と同じ P.5
- (23) 註4と同じ PP.4-5
- (24) K・マックリーン著、井島真知・芦屋美奈子訳 2003『博物館を見せる 人々のための展示プランニング』玉川大学出版部 P.129
- (25) 註24と同じ
- (26) 森本浩子 2004「ボストン子ども博物館に見る異文化理解教育」『目白大学短期大学部研究紀要』41号 PP.127-138
- (27) 鶴崎 愛、牧 正興 2007「チルドレンズ・ミュージアムの意義と役割についての日米比較—hands-on 展示以降の参加体験型ミュージアムにおける、児童文化財の新たな形—」『福岡女学院大学紀要人間関係学部編』8号 PP.11-19
- (28) 足立卓郎、四角隆二 2012「日本国内の西アジア系博物館における体験展示—体験展示とハンズ・オン展示の分類案から—」『金沢大学考古学紀要』第33号 P.85
- (29) 註17と同じ
- (30) 青木 豊 2012『集客力を高める 博物館展示論』雄山閣出版 PP.121-122
- (31) 註30と同じ P.120

- (32) 小笠原善康 2015『ハンズ・オン考 博物館教育認識論』東京堂出版 P.146
- (33) 青木 豊 2000「展示の分類と形態」加藤勇次 鷹野光行 西源二郎 山田英徳 米田耕司編『博物館展示法』新版・博物館学講座第8巻 雄山閣出版 PP.31-73
- (34) 高橋信裕 2000「展示設備(展示装置／展示備品など)」『新版博物館学講座 第9巻 博物館展示法』雄山閣出版 PP.74-100
- (35) 註32と同じ P.144
- (36) 註32と同じ P.158
- (37) 註32と同じ PP.176-177
- (38) 註19と同じ PP.177-179
- (39) 註30と同じ P.120

(國學院大學大学院博士課程前期)

『國學院大學博物館學紀要』投稿規定

『國學院大學 博物館學紀要』は、國學院大學文学部博物館学研究室による博物館学研究的紀要として、年1回発行する。

1. 投稿資格

本紀要に投稿できる者は、原則として國學院大學卒業生、國學院大學大学院生、および本研究室関係者（非常勤講師を含む）ならびに紀要編集委員会が依頼ないし承認した者とする。

2. 本誌の査読

編集委員会が定める査読の手続きを経て、掲載の可否を決定するものとする。

3. 投稿原稿の種類

(イ) 論文	400字詰め原稿用紙（図表含）	60枚（24,000字）以内
(ロ) 研究ノート	同	30枚（12,000字）以内
(ハ) 報告	同	30枚（12,000字）以内
(ニ) その他	同	10枚（4,000字）以内

（和文以外の言語の論文は和文に準じる）

4. 投稿原稿について

- ①投稿原稿は未発表のものであること。
- ②投稿原稿は原則として横書きの完成原稿であること（42字×37行）。
- ③原稿には、全て欧文の表題と著者名のローマ字書を添えること。
- ④論文については、アブストラクトを付けることが望ましい。
- ⑤掲載原稿の体裁は、編集委員会の方針によって整えることを原則とする。

5. 著作権

本誌掲載の著作権は、発行者である國學院大學博物館学研究室に帰属するものとする。但し、著者は、著作権のうち複製権・公衆送信権について、その行使を、あらかじめ許諾によって、國學院大學に委ねるものとします。

6. 原稿の締切

毎年10月末日とする。

投稿先

〒150-8440 東京都渋谷区東4丁目10番28号
國學院大學博物館学研究室
TEL/FAX 03-5466-0268
E-Mail yuta@kokugakuin.ac.jp

鍍金双龍文

表紙の図案は、古墳時代の大刀の把頭である。
双龍環より取材し、博物館学研究室のシンボルマークとして使用する目的で、デフォルメしたものである。

國學院大學

博物館學紀要 第40輯

発行日 平成28年3月31日

発行所 〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28

電話 (03) 5466-0268 (直通)

國學院大學博物館学研究室

編集権代表者 青木 豊

CONTENTS

ARTICLE

- Situation of protection and Treasure Museum establishment of cultural property in Kamakura of modern history.
..... NAMIKAWA Mikio 1
- The School museum trend of Shizuoka Prefecture before the Pacific War
..... NAKAJIMA Kintaro 19
- Over a culture event of Mitsukoshi in the Meiji and the Taisho era
..... TANEI Jou 35
- The Historical Change of Mobile Museum ABE Fuko 59
- The Great Funeral Climate in Ancient China and the Museological Character of the Imperial Mausoleum
..... ZHANG Zhe 73
- The Modern age of Shosoin
— Preservation policy and its process in Meiji period —
..... TAKAHASHI Ryoichi 93

STUDY NOTE

- The Administration for the Protection of Cultural Properties of Fukaya City and Museology.
..... KOIKE Shinroku 121
- Local Education and Local Museum
— Around the Niigata Local Museum —
..... TANI Takuma 147
- Hokkaido Bussan display field MATSUDA Yuto 159
- Research Trends of establishment and institutions of hands-on exhibition
..... WATANABE Tomohiro 171